

令和2年第6回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和2年9月 9日

閉会 令和2年9月18日

熊本県球磨郡湯前町

令和2年第6回定例会

会 期 令和2年9月 9日(水) から 10日間
令和2年9月18日(金) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	9	水	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告 行政報告、一般質問
	10	木	本会議	午前10時	一般質問、議案審議、全員協議会
	11	金	休 会		15:00 経済建設常任委員会
	12	土	休 会		
	13	日	休 会		
	14	月	休 会		13:30 厚生文教常任委員会 15:00 総務常任委員会
	15	火	本会議	午前10時	議案審議
	16	水	本会議	午前10時	議案審議
	17	木	休 会		
	18	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

9 月 9 日 (水)

令和2年第6回湯前町議会定例会

[第1号]

令和2年9月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課長		高	橋		誠	教	育	課長	北	崎	真	介
建設水道課長		皆	越	克	己	企	画	観	本	山	り	か
農林振興課長		稲	森	一	彦	固	定	資	西		公	文
						産	産	税				
						係	長					

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第6回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、椎葉議員、森山議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

6月17日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。新型コロナウイルス感染症対策についての意見交換と、議長会事業などについて協議を行いました。

6月25日、湯楽里において、ゆのまえ湯楽里株式会社株主総会が開催されましたので、出席しました。新型コロナウイルス感染症と大規模改修による閉館の影響により、大幅な赤字決算となっております。

6月26日、魚八において、福寿荘物資納入組合総会が開催されましたので、出席しました。

7月1日、西米良村において、西米良村長との意見交換会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。公立多良木病院の医師招聘の協力依頼をはじめ、コロナ対策など、さまざまに意見交換を行いました。

7月14日、錦町において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。令和2年7月豪雨災害の状況について、情報交換を行いました。最も被害が大きかった自治体は球磨村でありましたが、全町村とも相当な被害が発生しておりました。

7月20日、議長室において、人吉日向間一般国道（388号・446号）整備促進期成同盟会の、令和元年度会計監査が開催されましたので、出席しました。

7月28日、湯楽里において、上球磨正副議長会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議の内容は、上球磨正副議長会の本年度事業の詳細について、検討を行いました。新型コロナウイルス感染症の心配もありますが、準備だけは行うことが決定され、本議会議員の改選を鑑み、研修会とグラウンドゴルフ大会は、10月中に行う予定となりました。

8月11日、錦町において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。令和2年7月豪雨災害に関する県への要望書の内容について、議長会事業について協議を行いました。その中で、郡のグラウンドゴルフ大会は、開催地である球磨村の被害が甚大であること、また下球磨地域の議長を中心にグラウンドゴルフをやれる心境ではないとの意見が出され、中止が決定されました。最後に、会長である多武球磨村議長より、村と御自身の被災により、会長職の継続は難しいと辞意を表明されましたので、次回、9月の会議で後任の選任を行うこととなりました。

8月24日、熊本市において、正副議長研修会が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。内容は、講師に立命館大学法学部教授の駒林良則（こまばやしよしのり）氏が登壇され、「これからの地方議会・議員のあり方」というテーマで講演がありました。講演の中で、議会の最も重要な役割・権限を放棄することとなる専決処分は、極力行うべきではないと述べられておりました。

なお、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年開催されておりました各種協議会・期成会等の総会は書面決議となっております。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらをご覧ください。また、先の定例会で議決した以外の〔緊急議員派遣〕は、タブレットに掲載のとおりです。報告書は同じく議長室にありますのでご覧ください。

湯前町監査委員から6月、7月、8月の〔例月現金出納検査結果報告書〕が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されています。これで、議長の報告を終わります。

議長（倉本 豊君） 続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（椎葉弘樹君） 2番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。令和2年第3回の定例会が8月27日人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。会議の主な内容は、令和2年7月豪雨の災害関連でした。

まず一般会計補正予算の専決処分を承認しました。豪雨災害で被災した汚泥処理セン

ターアクアパークの対応として、当該基金 3 億 4,941 万 7,000 円を全額取り崩しました。免田中継槽などを含む災害対応で 1 億 4,042 万 5,000 円を支出し、残りの 2 億 899 万 2,000 円を予備費に計上しました。

アクアパークは 2 メートル 40 センチの高さまで浸水したため、地下ポンプ、処理棟と資源化棟及び管理棟の 1 階部分が冠水し、完全に施設稼働が停止しました。10 月に仮復旧、来年 4 月に本復旧を目指します。

なお、被災した人吉市と下球磨のし尿浄化槽の汚泥は、アクアパークが稼働するまでの間、免田中継槽で受け入れ、外部委託により、球磨川上流浄化センター及び 8 月 3 日から水俣市の株式会社アールビーエスへ運搬して処理を行います。

人吉球磨クリーンプラザは、法面 3 か所が崩落し、被害額が約 280 万円との報告を受けました。また豪雨災害により、可燃ごみ、不燃ごみが増加したため、人吉市、球磨村、錦町、あさぎり町、相良村 5 市町村の可燃ごみについて、九州各地の焼却施設へ運搬し処分を委託しました。

人的被害の状況が報告され、人吉市 20 人、球磨村 25 人、計 45 人の死亡者のうち、40 人を人吉、免田、水上の各火葬場で受け入れ、災害救助法の適用を受けた被災者対応として、使用料の減免を行ったとのことでした。

一般会計補正予算では、福寿荘特別会計の廃止に伴う歳計剰余金 1 億 5,606 万 4,000 円を予備費へ計上することを全会一致で可決しました。令和元年度の決算認定 3 件については、決算特別委員会に付託し、委員長に水上村議会の荒嶽議員が選出されました。

毎年 9 月に行われる議員視察研修は、新型コロナウイルスの影響で中止となりました。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、「球磨郡公立多良木病院企業団議会」の報告を求めます。

○1 番（遠坂道太君） 1 番議員の遠坂です。令和 2 年第 3 回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告をいたします。

令和 2 年第 3 回定例会は、8 月 26 日水曜日に招集されました。一般質問が 3 件、議案が計 3 件、条例改正を含む条例の制定 2 件、令和 2 年度補正予算 1 件、認定が 5 件（令和元年度の決算認定 5 件）を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、「球磨郡公立多良木病院企業団医師修学奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」は、民法の改正により企業団条例の一部改正をお願いするものでした。民法の改正につきましては、令和 2 年 4 月 1 日法定利率ということで、3 年間の 3 パーセントというふうになっております。

議案第 12 号、「球磨郡公立多良木病院企業団医療技術員等奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」は、これも民法の改正により、企業団条例の一部改正をお

願いするものでした。

議案第 13 号、「令和 2 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第 2 号）について」は、医療機器の故障による買い替えによる総額 660 万円の増額補正をお願いするものでした。病院にタニケットシステム、手術用の止血帯 70 万円、健診センター超音波画像診断装置 590 万円。

次に、決算認定に関して、認定第 1 号、「令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計（歳入・歳出）利益の処分及び決算の認定について」は、病院事業介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の 3 事業で、1 億 7,007 万 6,805 円の純損失となりました。損失となりました理由としまして、経費の人件費が 70 パーセントを越えるというふうなかたちになっております。病院におきましては 71.8 パーセント、介護事業につきましては 70.3 パーセント、健診センターで 80.1 パーセントというふうになっております。

事業の内容としましては、病院事業で 1 億 4,072 万 8,440 円の純損失、介護老人保健施設事業で 1,115 万 3,539 円の純損失、総合健診センター事業で 1,819 万 4,822 円の純損失となっております。

認定第 2 号、「令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計（歳入・歳出）決算の認定について」は、主な歳入は多良木町、湯前町、水上村からの負担金及び介護保険からの予防給付費収入により 5,394 万 9,130 円です。歳出の主なものは、常駐しております職員 7 名の人件費 208 万 2,417 円を翌年度へ繰り越すものでした。

認定第 3 号、「令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団病児病後児保育特別会計（歳入・歳出）決算の認定について」は、主な歳入といたしましては構成 4 か町村からの負担金、自己負担金及び繰越金で 1,109 万 4,210 円でした。歳出の主なものは、職員の給与、手当などの一般会計費 126 万 8,845 円を翌年度へ繰り越すものです。なお、利用者数 475 人でした。

認定第 4 号、「令和元年度水上村立古屋敷診療所特別会計（歳入・歳出）の決算の認定について」は、歳入の主なものは、水上村からの負担金及び保険からの診療報酬、患者様本人の負担金及び繰越金で、1,210 万 6,979 円となっております。

一方、歳出につきましては、職員の給与、手当などの一般管理費、医薬品費などが主なものとなっており、118 万 8,511 円を翌年度に繰り越すものでした。なお、延べ患者数は 131 人でした。

認定第 5 号、「令和元年度槻木診療所特別会計（歳入・歳出）の決算の認定について」は、歳入の主なものは、多良木町からの負担金及び保険からの診療報酬、患者様本人の負担金及び繰越金、1,338 万 1,336 円となっております。一方歳出につきましては、給与

などの一般管理費と医薬品費が主なものになっており、76万4,119円を翌年度に繰り越すものでした。延べ患者数は357人でした。

なお、一般質問では、湯前町選出の私、遠坂議員、病院経営コンサルの取組について、多良木町選出の久保田議員からコロナ感染対策について、経営改善の取組について、あさぎり町選出の小見田議員から企業団経営状況説明会の内容とその後の職員の意識の変化について問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

○議長（倉本 豊君） 次に、「上球磨消防組合議会」の報告を求めます。

○6番（金子光喜君） おはようございます。上球磨消防組合議会議員の金子です。上球磨消防組合議会の報告をいたします。

令和2年第3回上球磨消防組合議会臨時会は8月24日午前10時より、上球磨消防署大会議室において開催されました。開会に先立ち組合長である吉瀬多良木町長の挨拶があり、審議に入りました。審議内容は物品売買契約の締結についてであり、損害保険協会より寄贈された車両について、救急車としてのぎ装及び高度救命処置機材を整備する事業で、熊本トヨタ自動車株式会社と2,261万6,000円で随意契約するというもので、原案のとおり可決されました。

閉会后休憩を挟んで、第16回の消防庁舎建設調査特別委員会が開催され、残されておりました訓練棟及び外構整備工事の進捗状況と、今後の工事スケジュール等について説明がありました。またその他の報告として、先般の豪雨の際の広域支援として、人吉下球磨消防組合管内に救急出動したことや、1隊の救急隊の派遣についての報告がありました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。第6回湯前町議会定例会に戻っていただきまして、行政報告のほうをご覧いただきたいと思っております。

まず冒頭、この度の台風10号により、お亡くなりになられた方に対しまして、哀悼の意を表すとともに、被災された皆様方に対してもお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、配布しております行政報告の主なものにつきまして、御報告をさせていただきます。

6月2日、湯前町防災会議を農村環境改善センターで開催しましたので、出席をしております。

6月4日から11日、第3回6月議会定例会本会議が開会されましたので、出席をしております。

6月10日、新型コロナウイルス感染症の影響に係る町内事業者支援施策説明会を改善センターで開催しましたので、出席をしております。

6月15日、区長会を保健センターで開催しましたので、出席をしております。内容は、国勢調査について、総合計画アンケートについて、防災計画について、その他でした。

6月16日、湯前町商工会長との意見交換会を行いましたので、出席をしております。

6月17日、湯前農業公社理事会を開催しましたので、出席いたしました。

6月22日、上球磨消防組合正副組合長会が開催されましたので、出席いたしました。同日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので、出席をしております。

それから6月23日でございますけども、中ほどでございますけども、球磨郡公立多良木病院企業団の職員向け経営状況説明会が開催されましたので、出席をしております。

なお、7月2日にも第2回の説明会に出席をしているところでございます。

それから6月24日でございますが、第4回議会臨時会本会議が開会されましたので、出席いたしました。

同日、議会全員協議会が議員控え室で行われましたので、出席をしております。

次のページでございます。6月30日議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席をしております。

7月3日21時39分「大雨警報」、23時55分「土砂災害警戒情報」が発令されましたので、湯前町災害警戒本部を招集し対策会議を行い、7月4日、0時45分「避難勧告」を町内6地区に発令、同時に避難所2箇所を開設しました。4時50分熊本県に「大雨特別警報」が発令されましたので、5時15分に湯前町災害対策本部に切り替え、対策本部会議を行い、5時20分町内6地区に「避難指示」、その他の地区に「避難勧告」を発令したところでございます。

7月5日、国土交通省九州地方整備局から災害状況調査にて来庁されましたので、対応協議を行っている次第でございます。

7月6日、湯前町災害対策本部を招集し対策会議を行いました。

同日、議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。県南豪雨災害の本町の被災状況を報告しました。

同日、球磨地域振興局長等への災害報告と協議を行っている次第でございます。

それから7月8日、9日、10日湯前町災害対策本部を招集し対策会議を行っております。

す。

7月11日3時40分、「土砂災害警戒情報」が発令されましたので、湯前町災害対策本部を招集し対策会議を行い、4時10分に「避難勧告」を町内全域に発令、同時に保健センターの避難所に追加して農村環境改善センターに避難所を開設しております。

同日、国土交通省九州地方整備局「TEC-FORCE」による災害調査の報告会を行いましたので出席いたしました。本町の災害箇所調査の技術的な災害復旧方法等の助言指導をいただいております。

7月13日、湯前町災害対策本部を招集し対策会議を行いました。同日、人吉市及び球磨郡に災害支援に派遣されていた香川県高知市役所の職員が新型コロナウイルスに感染していた情報が入ったため、新型コロナウイルス等対策本部を招集し情報確認を行っております。

7月14日、新型コロナウイルス等対策本部会議を行いましたので、出席いたしました。新たな感染者情報の共有、本町の警戒レベル、公共施設の一部閉鎖、職員の行動等を確認しました。

同日、球磨郡定例町村長会が錦町で開催されましたので、出席しております。

7月15日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席しております。

7月18日、国土交通省九州地方整備局「TEC-FORCE」による災害調査の報告会を行いましたので、出席をしております。本町の災害箇所調査の技術的な災害復旧方法等の助言指導をいただきました。

7月20日、くま川鉄道の運休によるバス代替輸送の出発式が湯前駅で開催されましたので、出席いたしました。これによりまして、令和2年7月豪雨災害により、相良藩願成寺駅から肥後西村駅の区間の橋梁の流出、また人吉温泉駅構内に留置していた車両が全て浸水被害を受けるなどの影響により運休しているものでございまして、主に沿線の高校の通学利用の方をバス代替輸送の方法にて対応をしたところでございます。

7月27日、球磨郡町村長会による管内主軸事業要望活動が行われ、九州地方整備局及び熊本県知事、熊本県議会議長へ要望活動を行っております。

7月28日、くま川鉄道株式会社臨時役員会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。内容は被害状況の報告、代替バス運行、会社運営に関する費用、その他でございました。

7月29日、議会全員協議会が開催され、本町の7月豪雨災害の被災箇所を視察されましたので、同行いたしました。

7月31日、熊本県庁において、7月豪雨災害における湯前町の災害状況、財政的支援の拡充、今後の災害復旧工事に伴う他自治体からの技術職員の派遣の要請、災害復旧のための地方債の年度期限延長など、要望と意見交換を行っております。

8月4日、7月豪雨に伴う道路や河川、用水路など土砂撤去の応急処理等に緊急的に要した経費について、一般会計補正予算（第3号）を専決処分いたしました。

8月5日、人吉球磨地域土地改良区連絡協議会から7月豪雨災害における幸野溝の被災箇所の災害復旧箇所支援の要望のため来庁されましたので、協議いたしました。

それから、中ほどでございます熊本南部森林管理署との災害復旧のための協議を人吉市で行いましたので、出席をしております。

8月6日から7日にかけて 球磨郡町村長会における管内主軸要望、7月豪雨災害に関する緊急要望のため、国土交通省、農林水産省ほか各省庁において要望活動を行ったので、出席をしております。

それから8月17日でございますが、内閣府大臣官房審議官の内田欽也様が、人吉球磨の豪雨災害の被災地視察において、本町にも来庁されましたので、被災状況の説明、人的支援、財政的支援の要望を行うとともに意見交換を行いました。

同日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので、出席いたしました。

8月18日、球磨郡公立多良木病院企業団の議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

8月20日、令和2年第5回湯前町議会臨時会が開会されましたので、出席いたしました。

同日、川辺川ダム建設促進協議会定期総会が錦町で開催されましたので、出席いたしました。

8月25日、第1回球磨川豪雨検証委員会が熊本県庁で開催されましたので、出席いたしました。内容は、令和2年7月豪雨災害の概要について、被害状況について、浸水範囲と氾濫形態について、ダムによらない治水を検討する場での治水対策及びソフト対策について、球磨川治水対策協議会で検討していた治水対策について、仮に川辺川ダムが存在していた場合の効果等について、その他でございます。

9月1日、職員全体朝礼及び課長会を行いましたので、出席いたしました。

同日、熊本県農林水産部へ7月豪雨災害における本町の治山事業等の早急な復旧事業への支援要望を県庁にて行いました。

9月2日、台風9号警戒対策本部会議を行いました。

同日、議会運営委員会が開催されましたので、出席いたしました。

9月4日、台風10号警戒対策本部会議を行い、予防的避難場所設定と開設時間を決定しました。

9月5日、台風10号警戒対策本部から災害対策本部に切り替えて対策会議を行いました。また、小学校体育館を避難所に追加しました。

9月6日、台風10号災害対策本部会議を行い、避難準備・高齢者避難開始情報の発令を決定しました。またB&G海洋センター体育館を避難所に追加しました。

9月7日、台風10号災害対策本部会議を行い、町内の被害調査結果を確認いたしました。

なお、添付しております7月27日に実施しております球磨郡町村会においての緊急要望につきましては、見ていただきますと、15項目の内容で要望活動を行っておりますので、ご覧いただければというふうに思っております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時32分
再開 午前10時44分
-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。ただいま、行政報告が終わったところです。

日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では6名の議員が通告されておりますが、本日は、金子議員、森山議員、椎葉議員、遠坂議員の4名を予定しております。

通告一覧の順番に、発言を許します。

一つ、災害復旧について、金子議員の質問を許します。

○6番（金子光喜君） 改めまして、おはようございます。6番議員の金子でございます。今回、議会の任期、最後の一般質問をトップバッターでさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず今回、災害復旧についてというテーマで質問させていただくに当たりまして、先般の令和2年7月豪雨災害で、お亡くなりになられました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い、復旧復興を願うところであります。

早いもので、もう2か月も経つのですが、まだまだ復旧には程遠い感すらある現状でございます。本町では人的被害こそありませんでしたが、降水量は観測史上類を見ない24時間当たり489.5ミリを観測し、また初の特別警報が出されるなど想像をはるかに超えるものでありました。越水、浸水、土砂崩れ、停電等、様々な被害が出ているわけですが、被害箇所、被害額等調査されていると思いますけれども、現状わかっているだけで構いませんので、御報告を求めたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 7月豪雨災害がもたらした被害、特に人吉市、球磨村、球磨川流域での河川氾濫や土砂災害で、たくさんの尊い命を奪った今回の豪雨災害、また住宅のほうも、各箇所で大きな被害を受けております。全半壊等もかなり上がっておりますし、仮設住宅で対応されている地域、市町村があるというところがございます。

本町では、議員言われましたように、人的被害はなかったものの、床上浸水1世帯、床下浸水38世帯の被害があったところがございます。軽微と言えは軽微ですが、それだけの被害があった今回の豪雨でございます。

また、特に町道、農地、山林、河川の災害が、本町、過去に経験のない災害を経験したところがございます。大規模な災害箇所となったものがございます。先の臨時会のほうで、4号の補正を一般会計の補正を組ませていただいたところがございますが、想定した被害額については、23億円を想定したところで、設計費を組ませていただいたところがございます。今後、詳細な設計が出てくるにつれて、この23億円というのが、かなり膨らむというのを想定して、今後の補正予算でまた対応していくというところがございますが、農地災害、山林、河川、道路については、建設水道課長、また農林振興課長に喋っていただきたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） それでは農林振興課のほうより農業関係、林業関係についての御報告をしたいと思います。農林振興課所管のほうでは、農地災害がございます。農地災害につきましては、主に水田のほうに流入した土砂の撤去、法面等の復旧が約24箇所程度となっております。

また、ユルメギ地区のほうでは、大規模な災害がっておりますので、1億8,000万円と農地災害については見込んでおります。農業用施設となる、農道につきましては、2箇所。農業用の用水路、排水路につきましては、6箇所。また藁谷ため池につきましても、土砂の撤去を予定しております。農業用施設関係では、1億8,500万円程度というふうに見込んでおります。農地、農業用施設災害の国庫補助対象といたしましては、3億6,500万円程度になるのではないかと見込んでおります。

また、国庫補助事業の対象とならずに、起債事業や町単独事業で行うもの、多面的基金の支払制度で対応いただく箇所、このほかに豪雨直後から用水路、排水路等の土砂上げ、これらを全部含めまして、約3億8,000万円程度になるのではないかとこのところ考えております。なお、9月に入りましてから国庫補助事業で行う、災害復旧事業に向けての測量設計に入ることは、できたところがございます。先ほど申しました国庫補助事業対象となる金額は3億6,500万円につきましては、確定数値ではなく、今後どちらかと言えは増えてくるのかなというふうには想像しております。

次に、林道、作業道の被害額になります。林道につきましては、5本の路線を国庫災害復旧事業として予定をしております。5本の路線で金額的には、10億円から11億円程

度になろうかと思っているところがございます。また作業道の災害復旧につきましては、9月の補正予算でお願いしておりますが、10路線で600万円ほど見込んでおります。

このほかに、山腹等の被害につきましては、県のほうで治山事業として取り扱っていただくようになりますが、県のほうで、治山事業として取り扱うこととなり、町のほうで事業を行うものではございませんが、25箇所、被害額が10億円程度になろうかというふうに見込んでおります。このほかに、森林管理署所管の国有林における治山事業のほうは、5箇所というふうになっているようでございます。国有林のほうの治山事業につきましては、金額のほうは、ちょっと把握は出来ていないところでございます。

よって、町のほうが国庫補助事業により災害復旧を行う農地、農業用施設、林道、作業道の災害復旧事業費としての金額は、15億円程度になろうかと思っておりますが、測量設計が今後進んでいきますので、この金額は前後すると思えます。総額で、町のほうの農林業関係全てにつきましては、24億円前後になるのではないかというふうな見込みを行っております。以上です。

○建設水道課長（皆越克己君） それでは、私のほうから公共土木施設等関係につきましての状況について御説明を申し上げます。

まず、道路関係につきましては22箇所、被害額9億7,570万円。内訳といたしまして、牧良線9箇所の2億3,350万円。永岡線800万円。杳川線500万円。浅鹿野線500万円。蓑谷線500万円。猪鹿倉・横谷線9箇所7億2,420万円と想定しております。

町管理の河川につきましては、11箇所、3億100万円です。内訳といたしまして、牧良川4箇所で1億5,200万円。大谷川3箇所、4,100万円。牧良川、夜狩内川の箇所ですが1箇所3,000万円。蓑谷川2箇所で5,300万円。竹ノ谷川1箇所2,500万円と想定しております。以上です。

○6番（金子光喜君） 各担当のほうから詳細な御報告をいただき、甚大な被害について改めて感じたところでございますが、もう一つ大事なところとして、7月3日の夜からの、町、行政としての対応についてお伺いさせていただきたいと思えます。

夜遅い時間帯での対応であったと記憶しておりますけれども、どのような内容の対応をされたのか、職員の対応等も含めて、御説明いただければと思えます。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の7月豪雨災害の職員の対応、初動というところで、経過を述べさせていただきますが、7月3日の夕方には、総務課では大雨警報レベルの発令が出されるということは、気象庁との情報のやり取りの中で想定はしておったところでございますが、大雨警報、それが、夜の21時39分に発令されたところでございます。

その後、雨の降り方に異常を感じておりまして、土砂災害警戒情報も発令されるということも察しておりまして、総務課の防災担当の主幹と私が、発令後に当庁して、気象

台との情報のやり取りを行っておりました。

その後 23 時 55 分に、その土砂災害警戒情報が発令されたところでございまして、全職員への自主登庁を指示したところでございます。

その後 0 時 10 分、15 分後でございますが、ほとんどの職員が登庁を済ませたところでございまして、対策本部を、その後 0 時 25 分に行うことができまして、職員への役割分担、そして指示を迅速に行うことができまして、0 時 50 分までに避難所設営を完了させたところでございます。

職員が登庁するときも、尋常じゃない雨の降り方でもございましたので、職員の担当割り振り、避難所運営、避難所設営、高齢者等への電話による安否確認と避難の誘導、そういったことをやっております。

で、真夜中の大雨でもございました、危険箇所の巡回確認だけでは済まず、土砂崩落で塞がれた町道、農道、そういったところの対応、また用水路の越流箇所の対応、民家への雨水の流入を防ぐ対応、不足する土嚢作成の追加作業と、真夜中において、消防団の出動の協力も得ながら、次から次へと迫る作業を朝方まで走り回って、初動の対応を強いられたところでございます。

明け方 4 時 50 分に危険度が更に高まったということで、特別警報が出されました。災害本部で避難所に改善センターを追加して、開設を決定しまして、準備するまでの緊急な対応を行っております。その後、明るくなってきたときに、町の平野部の災害の状況を見て、改めて、この一夜の豪雨の爪あとに驚かされたというところでございます。

明け方から、その後も避難指示の行政区を広げまして、道路通行止めでの対応作業、被災箇所の確認作業を降りやまぬ雨の中で職員が対応したということでございます。災害対応の初動の時間帯に、ああいうこともすればよかった、こういうこともすればよかったというふうな、判断もあったと思いますけども、今回の豪雨の現場で、様々な本部の判断、あと、職員の現場での行動とその判断、遅れなどもあったかと思いますが、その場面、場面で判断して冷静かつ慎重に職員は動いたかと思っております。

現場で対応した職員、庁舎内で対応した職員、それぞれおりますが、最善の対応をしたと思っております。以上です。

○6番（金子光喜君） 真夜中でのその時間帯での対応ということで、非常に難しい部分も多かったであろうと推測するところでは、職員の招集については、さらりと報告があったところですけども、非常に厳しいものもあったのかなと推測いたします。問題なく招集について対応ができたのか、また暗い中、危険を承知で、その被害箇所の調査とか、また連絡があったところへ職員が行ったということで、かなり心配もされたのかなと思いますけれども、そのときの対応については、しっかり報告もありながらの、災害対策本部の対応だったのかなと思いますけれども、特に問題とかは起きなかったのでは

ようか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 大雨がかなりの量で降っておりましたので、職員には、必ず現場には2名、または3名体制で班体制を組みまして回らせてたところでございます。

その中で連絡体制、本部との連絡体制については、無線機、デジタル無線、またアナログ無線まで出しまして、行ったところでございます。もちろん携帯電話は濡れてしまいますので、携帯電話は極力使わないようにという話もしましたし、現場での写真を撮りなさいという指示はしたんですけども、真っ暗い中で撮れなかったというところもあります。そういった連絡手段を指示しながら、事故なく、怪我なく、職員のほうは、現場対応ができたというところでございます。

○6番（金子光喜君） 非常に大変な中での職員の活躍だったのかなと、非常にありがたく感じておりますし、敬意を表するところであります。日頃からの備えが大切であるということは、十分に申し上げてきたつもりですし、職員それぞれも分かっていたことかと思っておりますけども、それが忠実に執行できたというのは、非常に評価するところです。

消防団の招集についても、先ほど課長のほうからありましたが、消防団の招集については、確かサイレンが鳴ったわけではなかったと思っておりますので、どのように招集をされたのか、また消防団のほうがどういうふうな対応をしてくれたのか、お伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 職員の動き、消防団の動きも併せまして、水防の観点から、7月豪雨が発災する前の、先の議会のほうで、6月議会でしたか、金子議員のほうの一般質問で水防に関する質問をされていたため、一連の初動の動き、消防団の動き、そういったものを事前に私自身、また防災担当も再確認できたことは、良かったかと思っております。

そんな中で消防団への要請については、発生の状況、出動要請の必要性を、現場と気象状況、今回大雨というところで、今回出動要請をするべきかどうかを、町長または消防団長に協議して判断し、招集を行ったと、今回の場合、早くから消防団員には自宅での待機をお願いしておったところございまして、いざ今回の真夜中の出動を消防団長へ要請して、作業としては、土嚢作成の追加や民家への雨水の流入箇所への対応、そして避難が必要な高齢者世帯への避難誘導を行っていただいたというところでございます。

○6番（金子光喜君） 様々な対応を消防団にもしていただいたとこいうことで、ありがたかったのかなと思います。実際、最終的な今回の災害対策本部の指揮であったり、判断をされるのは町長であったのかなと思いますけども、町長、どういうお考えの中動かれたのか、そのときの心境も含めて、御答弁いただければと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほど総務課長からも報告等もございましたんですが、その中

で、発災時点での説明があったところでございますけども、それにちょっと付け加えさせていただきますが、7月3日から14日までの12日間につきましては、24時間体制で役場の業務を遂行しているということも、付け加えさせていただければというふうに思っております。私も40年間ほど役場のほうに勤めさせていただいたんですけども、今回の災害につきましては、経験したことがなかったというところでございますが、自衛隊まで派遣しようかというふうなところも、内心思っておったところでございますが、今回、国土交通省九州地方整備局との、事前の協議等もございまして、リエゾン、それから先ほど行政報告の中でも説明をさせていただいたTEC-FORCEあたりも入っていただきまして、本町の状況等につきましても逐一国のほうに情報が伝達されておったというところで、実際、安心しておったところでございます。

ただ先ほど言いますように、本町の職員、65名程度しかいない状況の中で、それぞれに担当している課を超えたところでやってくれたというのが、一番力強くあったというふうに感じておるところでございます。

加えまして、夜明けごろからその被災状況が分かり次第に伴いまして、かなり広範囲に渡って被災しているという状況が分かったということで、それぞれの機関、例えば、幸野溝なり、それから二溝管理組合等にも連絡をさせていただきながら、その対応をしたということで、最後は人的な被害がなかった、死傷者いなかったというのが、私としては町を預かる責任者の一人として、ほっとしたというところでございます。

今回の今御質問とちょっと違いますけども、昨日の台風10号におきましても、緊張感を持ってやったところでございますが、被害がなかったというところで、安堵をしておるところでございます。

○6番（金子光喜君） 町長から答弁いただきました中に、24時間体制で職員には対応いただいたという言葉がございましたけども、かなりのストレスであったり、疲れであったり、職員の中に感じられるところがあるのかなと推測するところですけども、担当課長については、それぞれの職員のストレスとかの内容についてを、推測して声かけして、対応していくという役目もあるかと思っておりますけども、そのへんについては、十分な対応が出来ているとお思いでしょうかお伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 町長から言われましたように、3日から特に12日までですか、24時間体制でそれぞれ、班体制を組みながら、この豪雨災害に立ち向かったわけでございます。また11日ですか、また再度土砂災害警戒情報も発令されたということで、ずうっと、この班体制で苦勞をしております。班体制も一巡、二巡、一巡はもう軽く回ったところでございますが、真夜中に勤務する職員等もあったわけです。各職員、気遣いながら、朝方、早く交代したいために、早く来る職員も多ございましたし、そういった職員同志の気の配り方もやっていた職員がおりまして、大変感謝しております。

ストレスについては、お互い声をかけ合いながといたしますか、仮眠を取りながらというか、そういった指示もしながら、行ったといころでございませ。決して無理はしないようにとということで、警報待機班には伝えて対応にあたったところでございませ。

また、これが12日以降もかなり長くなるようであれば、かなりのストレスがあったと思ひますが、我々職員のうちも、よく対応したなと感じております。

○6番（金子光喜君） 担当課長の髪の色が真っ白になるくらい、お疲れもあるのかなと感じているところですが、職員一人ひとりの防災に対する意識の高さが、今回の災害対応に活かされたのかなと、大きく評価させていただきたいと思ひます。

次に、避難所の開設、また運営についてお伺いさせていただきたいと思ひます。確か、夜中の0時45分に浜川、古城など、何箇所かの避難勧告が出されておひまして、そこで同時に避難所の開設とかも対応されたのかなと思ひますけれども、そのときの避難所の設営なり対応については、問題なくできたのかということをお伺いさせていただきます。

○総務課長（高橋 誠君） 避難所については、保健センターで対応しておったんですが、やはり今回、新型コロナウイルス関係の防止に神経を使う時期であったため、スペースをあけて設置するという観点から、改善センターまで開けたところでございませが、その受入れのところ、やはり発熱者があるような避難者の方への対応、またその誘導とか、感染の疑いのある避難者のための避難所を、特別に今回、旧南部保育所に設置させていただきました。万が一を想定した運営にも対応できるように、その旧南部保育所の避難所対応の職員のうち体制も組んだところでございませ。

このようなことは初めてであって、職員自らも濃厚接触者になりかねないというふうな危険性も、本部で議論したうえで、専用の移動するための公用車の指定だったり、防護服の準備だったり、そういったことも行ったところです。また発熱者等々あれば、保健所などへの連絡体制も確認して、体制を組んだという、初めての試みでございませた。

また、自宅への帰宅が困難な職員も出てくる、そういった運営をするのが、帰宅できない一時宿泊所の手配というのも、防災主幹のほうで発案して、設定も早くにしてくれたところ、助かっております。幸いにも感染が疑われるような方は、おられなかったことは良かったと思ひております。で、今後の避難所運営というのは、こういった感染症等々も配慮しながらしていかなければいけないというところでは、今回が一番モデルケースになっておりますし、先の台風10号でも参考になって運営が出来たというところ、思ひております。

○6番（金子光喜君） 避難所の運営につきましては、コロナ禍ということで、非常に気を遣われたのかなと思ひますし、真夜中であるということ、避難される方への配慮であったりですね、対応する職員への配慮であったり、様々に難しいところがあったの

かなと推測するところですが、それが、コロナ感染、疑われる方もおらずに、うまくいったということは、不幸中の幸いだったのかなと感じているところです。

では次に、復旧に向けた支援策について、ガラッと変えて、お伺いさせていただきたいと思います。今回の一般質問では、同僚議員の中にも同じような質問をされる方がおられますので、重複しないような質問に心掛けようと思っておりますが、私は一点だけ、お伺いさせていただきます。例えば、個人の家屋や農地が被災したケースですけれども、激甚災害であったり、特定非常災害に指定されているということもございますけれども、ほとんどの被災者が国や県や自治体の支援によりまして、自己負担が非常に少ないかたちで、復旧することが約束されているのかということをご心配するわけでありまして、しっかり対応いただいて、個人負担というのが、極力抑えられたかたちで、対応できるのかということをお伺いさせていただきます。

災害の場所であったり、規模であったり、そういうことで該当しないんですよと言われたときには、大変町民の方も困られると思っておりますので、そのへんお伺いさせていただければと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 被災した後の復旧に対するということところで、農地等については、今回激甚災害としてされたことによりまして、自己負担といいますが、分担金が少なくなるだろうというところで思っております。

ただ、家屋等の被害については、今回少なかったものの、今後大きな災害があった場合のことも考えなくてはいけないということもありまして、家屋の被害、国の支援等々があります。半壊以上でないとならないとかいう場合もあり、基準がいろいろありまして、全てが全て、負担がゼロというようになることはないと思いますが、その付近、町の支援がどこまでできるのか、今現在は、ないところでございますが、今後どこまでそういった個人所有の家屋、そういったものに支援できるのかも含めて、国の支援も見ながら考えるべきではないかと思っておりますし、町長との協議もまた、そういったことで協議もしていかなければならない課題としてでてくるだろうと思っておりますし、議員の皆様方にも、お知恵を借りながら、協議しながら進めていかなければいけないというところでございます。

家屋の被害、いろんな農地の被害、こういったものは発災してしまっ、大きなものが出てしまった、今回わけですけれども、人命を守ることが最優先かなと私は思っております。防災には予防に勝るものはないというところで、私考えておりまして、やはり予防のための施策といえますか、住民の皆様方の準備といえますか、そういったものが今後、必要になってくるのかなというところでございます。

○6番（金子光喜君） 担当課長のほうから、被災された方々ができる限り負担が少ないかたちでの復旧がされるように願っておられるということですが、この件に関し

ては、町長も同じようなお考えをお持ちなのかなと推測するところですが、町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 今回の災害に関しまして、先ほどの行政報告でも報告させていただいておりますが、県、それから九州地方整備局、加えまして国のほうに、国土交通省、農林水産省等々に行きまして、緊急要望を行っておるところでございます。その中に、今回、激甚災害に指定に伴いましての、全面的な財政支援ということで国にもお願いしておりますし、熊本県、それから県議会のほうにも、要望を出しておるところでございます。

ただ、最終的にいきますと、どうしても激甚災害であれ、これまでの激甚災害の農林関係の補助でいきますと、95パーセント程度の嵩上げですね、増嵩申請等も行いまして、それくらいになるのですが、残りはどうしても地元負担になってくるということが想定されているところでございます。今回大規模な災害であったということを考えさせていただきまして、私もできる限り、これ議会の皆様方にお諮りしながら、大変、コロナ対策等でも財政出動させていただいているところでございますが、今回の大規模災害につきましても、財政を出動させていただきたい、私としては、そういうふうに思っておりますので、今後御相談させていただければというふうに思っているところでございます。

○6番（金子光喜君） 聞いておられる町民の方も、とりあえずほっとされているのかなと思います。併せて、災害が想定される区域というのが明確になったと思いますので、そういうところに住んでおられる方々に関しては、保険に入っただくなり、そういう対応をお願いするような取組というのを、町としてもしっかり進めていくのが必要ではないかと、今回の被害を見て感じたところでありました。

では、最後に通信途絶対策についてお伺いさせていただきます。通信が途絶えるということで、今回の災害では、これまでになかった災害として、特に電話の不通というのがありました。携帯電話と固定電話、両方あるかもしれませんが、固定電話については、お年寄り世帯にはありますけども、高齢の世帯には、携帯電話がなかったりとするところもありまして、非常に、通信ができないという状況というのがあったと聞いております。

また、ネット回線も不通になったというのが重なりまして、これもかなり長期間あったということで、この対策についての何らかの対策が求められると思いますけれども、現状でどう考えておられるのか、担当課長にお伺いさせていただきます。

役場へ電話しようとしたら、繋がらないであるとか、火災や救急に対応する消防署の電話も不通になるなど、大きな課題を浮き彫りにした結果となったわけです。折しも今日は救急の日でありまして、救急車が来てくれないということは、大変なことでありますので、そのへんについて、御答弁を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の豪雨発災後に、すぐに固定電話の不通がありました。これはNTT側の担当者、災害担当者の方に聞きますと、人吉市から八代に向けての間で切断、自衛隊も入られないようなところでの切断ということで、復旧にかなり手間取ったということでございます。

今後そういった固定電話については、NTT側さんのほうで対応することになりますが、まず本町については、衛星電話で今回対応させていただきました。一本しかありませんが、この周知の方法もホームページで流したりというふうなこともしたんですけども、インターネットまで不通になりまして、こういった手段で周知するかということもありました。

ただ今回、衛星電話、一回線を持っていたこと、これが二回線。三回線となると、費用的にも年間の維持費がありますので、衛星電話と、今回スマートフォンですか、通信回線、各キャリアが生きておりましたので、個人間の通信はスマートフォン、また消防署あたり、病院、そういったところは、スマートフォンで通信できたことは、運よく今回良かったのかなと思います。携帯電話の基地局までは有線できておりますので、それまで被災したら今回衛星電話一本の通信手段しかなかったというふうな結果だったと思います。

インターネットについても、同じ電話回線とケーブルは並列して流れているというところでもございまして、これも被災していると、これも人吉から八代間が被災しているということでもございまして、町民の皆様には、情報取という手段の中で、インターネットはかなり重要なものがございますので、そこが不便をかけたかなと思っています。

今後は、固定電話回線については、NTT側との協議を進めたいと思っておりますが、先日、災害担当の方、本町に出向いていただきまして、強靱化を図るというふうなことも担当の方は言うておりましたので、こういった強靱化を図られるかは、NTTさん側で検討されていますが、情報ルートの二重化、三重化も含めながらされるのかなという気がしています。

そして、インターネット会社さんのほうも、現在、仮復旧から本復旧に向けて動いておられるということでもございます。ここもまだまだ回線速度の回復は復旧できていないというところでもございます。

今後、本町のICT利用といいますか、そういったものも考えなくてはならない。今後も情報化の計画等も進めていくわけですが、大きく防災に向けて、シフトしていくような考え方でいくようなことでもありますし、防災関係のですね、そのICTにウエイトをおかなければいけないというふうに強く感じたところでございます。

今現在IP告知端末等ありますけども、まずは、有線放送がいいのか、無線放送がいいのか、それともそれを併せた複合的な通信手段を確保するのか、それも含めてIP告

知端末でいいのか、スマートフォンを活用するのか、家庭用のテレビを活用するか、またはラジオ、いろんな手段を組み合わせながら、本町の防災にとって一番いい手段を今後検討していく、情報化の中で検討していくというところは必要じゃないかなと思っております。今回の災害でかなり考えさせられるところがあったかと思っております。

○6番（金子光喜君） 今後は、今回の反省点を生かしながら、対応していただろうと思うわけですが、固定電話の場合、または携帯電話の場合、それぞれ災害への強い部分、弱い部分というのがあるというのもお分かりだと思いますけれども、そのあたりを十分検証しながら、町の電話番号 4111 か、一本だけではなくて、例えば、携帯電話の番号を一つ載せるだとか、そういう対応もあってもいいのかなとは思っています。できるだけ費用を圧縮したかたちでの対応が望まれるのかなと思いますけれども、そこは今後の課題として、しっかり取り組んでいただければと思います。先ほどちょっと消防署が通信途絶えた状態になって、消防署の連絡も厳しかったということでお話ししましたが、消防組合の副組合長としておられる町長にも、今回の途絶状況についての対応について答弁を求めたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回消防署等におきましても、通信が途絶えたということで、人命救助、それから火災におきます、発災時におきます消火作業、これら、いわゆる生命財産を守るための重要な通信手段が不通となったという事実がございましたので、今後この上球磨正副組合長におきまして、非常におきます通信手段の確保につきましても、十分協議を重ねながら対応を行っていききたいと、かように思っているところでございます。

○6番（金子光喜君） できるだけ早い段階での、しっかりとした対応を、この点については、申し上げたいと思います。今回の災害をしっかり、こういったかたちで検討して、今後くるかもしれない、また大きな災害に対して、しっかりとした対応力を付けていくという点では、教訓になった部分も多かったかと思えます。町民の安全安心な暮らしのために、職員や消防団、また関係者の皆様の更なる研鑽と、災害が少しでも減少することを心から願いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいまの金子議員についての関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 被災した農地、建物の支援について関連質問を行います。農地については、遠坂議員のほうから一般質問がございますので、これについては省略し、建物について限定して確認をしたいと思えます。総務課長のほうからは、一般の個人所有の家屋についての支援ということでありましたが、建物の中には工場であったり、倉庫、あとは店舗、いろんな建物がございます。

町長に伺います。今考えられている建物は、どのあたりを対象にしたいと考えておられるかについて伺います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○固定資産税係長（西 公文君） 建物の被害調査についてですけれども、調査対象といたしましては、住家というところで、人が住んでいるところですね、そこを中心に、うちのほうは調査をかけております。で、それに基づいて罹災証明を発行しているところであります。

それ以外につきましては、店舗とか、他の倉庫、償却資産とか、そういうものについて、あと土地ですね、農地とか、そちらにつきましては、被災証明ということで申請が上がってきた段階で調査をかけまして、そこで被災の状況を、こちらのほうから証明をするというかたちで発行させていただいております。以上になります。

○町長（長谷和人君） 今担当から説明があつておりますけれども、今回、今罹災証明の説明をしておるところでございますけれども、罹災証明はあくまでも、床上の被害があつた場合しか罹災証明が出せないというところがございます。加えまして家屋の被害につきましても半壊以上でないとか対応できないというところになっておるところでございます。今先ほど椎葉議員の御質問がございましたように、本町といたしましては、通常の今各家庭で掛けていただいております保険でございますね、そちらで御対応いただければということで、現時点では、本町といたしましては、その部分に対しての財政支援といえますか、そこらへんについては、現時点では考えていないところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁でいきますと、町長は先ほどの答弁で建物の財政支援について、これから検討していきたいということと言われておりましたが、対象はあくまでも個人所有の家屋だけ、床上の家屋だけで、あとの倉庫とか店舗とか工場とか、そのへんあたりのことは、考えていないということですね。

○町長（長谷和人君） はい、現時点では、罹災証明ができました床上ですね、それ以上でないと考えておりませんので、一般の家屋、それから店舗兼付住宅もしくは倉庫、それにつきましては先ほど言いましたように、それぞれで掛けられております保険、そちらのほうで御対応いただければということで、現時点ではそういうふうになっているところがございます。

○議長（倉本 豊君） 3回目ですが、特別に、椎葉議員。

○2番（椎葉弘樹君） 今一つ目の質問が終わったところで、あと二つ目の質問が、じゃあその財政出動をしたいという、一般家屋に対する支援なのですが、これはもう既に床上浸水が起きている家屋もあります。いつまでにこの支援策を考え、実行するお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現時点で分かって把握している部分がございます。で、先ほどの中に出てきておりましたけども、作業所、農業用の施設関係につきましては、実は国庫補助等も対応が可能だということもございます。ですので、災害査定等も並行しながら、その部分をできるかどうかということで、日程等もそこを組みながらということもございますので、いつができるかどうかというの、今現時点ではちょっとお答えするのが無理なのかなというふうになっているところがございますけども、なるべく早く実態を把握しながら、その対応を行っていけばと思っております。

ただ、機械等につきましても、倉庫の中にごございます農業用倉庫に入っております機械等につきましても、現時点におきます、トラクターならトラクターのいわゆる減価償却後の、今の評価額に対しましての支援が行われるというふうな部分になっているということも御理解いただければというふうになっている次第でございます。

○4番（黒木龍次君） 私もちっと一点ほどお伺いさせていただきます。今回の災害は、それこそが大変な災害であったわけでございますけれども、熊本地震なんかも今4年半ですか、経過して、ようやく復旧をみているということでございますけれども、この災害が、何年位を想定して全面復旧させるのか、それと先ほど、激甚災害に該当しているということで、95パーセントならば、5パーセントが地元負担というふうなことでございますけれども、その5パーセントについては、自己負担はないのかどうか、農家とかの負担ですね、それはないのかどうか、それをお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 一点目の全面的な復興の期限というふうな御質問だろうと思っておりますけれども、実は一番ネックなのが、一番最後の一番終点側でございます林道、若しくは治山でございまして、ちょっと例を申し上げ、ちょっと長くなるかもしれませんが、例を申し上げますけども、一番山奥の治山、これがかなり大きな地すべりを起こしておると、表面が滑落しているという部分がございます、災害等につきましても、本年度の12月までには、農林、それから公共土木等も、査定を終了するというふうな県として

の考えに立っているそうでございますので、なるべく急いで、今査定の準備を始めておるところでございますが、工事につきましては、ほとんどが行き止まり、袋小路というかたちになっておりまして、今担当のほうとも、ここで協議しておるんですけども、林道等につきましても、現時点で下から追いかけていくのではなくて、例えばでございますけども、国有林が並行して走っている林道がございます。で、こちらのほう、実は借ってですね、迂回路、いわゆる新しく作業道なり、作業に必要な道路を拡張していく、開削していく、開設していくということも考えたらどうだろうかということ、実は先週から話し合いをもってですね、営林署とも協議をするべきではないかということで、私から実は指示をしておるところでございます。

これによって下から追いかける、それから、そういうふうな新しくできた開設道路を使った工事用の車両が、そこで通行が可能になるのではなかろうかというようなことで、今考えているところでございます。

ただそういうことも想定しましても、やはり4から5年は掛かるのではなかろうかと、先ほど言いましたように、30億を超えるような金額になるのではないかと、30億というのは、一般会計に匹敵するような予算でございますので、なかなか思うように進まないんじゃないかというふうなことで、心配をしているところでございますので、最終期限というのが、ちょっと4から5年という言い方がいけないかもしれませんが、そのように私としては現時点では、考えておるところでございます。

それから二つ目でございますけれども、先ほど答弁しました95パーセントのうちの、残りの5パーセント、これは農地、農業用施設の話をちょっと代表的言わせていただいたところでございますけども、その点につきましては、できましたなら残りの5パーセント、これについては農地、農業用施設につきましては、分担金がないようなかたちでできないか、これにつきましても議会の皆様方にお諮りしながら、財政出動をさせていただければというふうに私としては、思っている次第でございます。

○4番（黒木龍次君） 大変うれしい答えをいただいたわけでございますけれども、特に山間部のほうの農地については、高齢化が進んでいるというふうなことで、もし負担金があるというふうなことであれば、もう災害復旧はせずにおいてくれとかいう場合も出てくるかと思えます。そうなったら農地が荒れ放題というふうになるわけでございますので、是非とも、農家の意欲をそがないような対策を講じていただきたいというふうをお願いしておきます。

○7番（高橋一雄君） 日本では、阪神淡路大震災、東北大震災を経験する中で、復旧復興に向けて、テーマが創造的復興ということが言われています。蒲島県知事は、熊本地震においても、創造的復興をテーマにされ、今回の大水害についても、創造的復興と言われています。創造的復興というのは、元の状態に戻ったから復興が終わったではな

く、従来から潜在的にあった課題もそれに併せて解決していくということであり、私としては住民のいない創造的復興には反対であります。本町の復興に対しても、この蒲島県知事の考え方を活かして、例えば今回浄水場施設が危機一髪でしたが、更に安全で美味しい水を作るような施設に変えるとか、そのような本町での創造的復興についての、町長のお考えを聞きたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 私も高橋議員がおっしゃるとおりでございます。実は、創造的復興ということで、先ほど御報告をしたところでございますが、県知事の要望会につきましても、1名ずつ首長が発言する時間がございましたので、その点につきましても、私もから申し上げた点でございました。今回の災害復旧等につきまして、橋梁等の一部が、上部構がずれたりしておいて、非常に元に戻したとしても、そういう位置づけの中で元に戻したとしても、また2回目があるんじゃないかということがございましたので、県のほうにお願いいたしまして、今度は一応違ったところでずらすとか、災害復旧は原則は、原型復旧が原則でございます。その位置につきましても、元の位置に戻さなくてはいけないというところがございますので、そういうふうな、これ一部の例でございますけれども、そういうふうにして上部に移動させながら、対応ができないかとか、それから断面不足が生じてないかということもございまして、そこらへんも指示をまして、できる限りそういうふうなことも対応していきたいと、かように思っている次第でございます。

加えまして、今浄水場の例があったところでございますが、今回山腹側のほうも崩壊いたしまして、田んぼそれから浄水場の一部のプール側のほうにも土砂が流れ込んだという経緯がございます。その部分につきましては、当分は治山あたりで復旧をするわけでございますけれども、今回営林署側をお願いしまして、取水口も実は土石流が出てきておりましたので、そちらのほうにもお願いいたしまして、谷止ができないかというふうな要望も実は行っているところでございまして、今いろんな課題が出ました折には、早速、時間をおかずにスピーディーに動くように、今私、考えているところでございまして、実行しながら、なるべく創造的復興を考えながら対応していきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方、是非御協力のほどをお願いするところでございます。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

これから昼食のため、休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第5、一般質問、今度は、一つ、くま川鉄道被災復旧について、森山議員の一般質問を許します。発言を許します。

○3番（森山 宏君） 通告のとおり、長う短う言いません。まず一番最初、くま川鉄道の被災状況についてお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） くま川鉄道で保有しております車両の5両、全てが浸水いたしました。それから、球磨川第四橋梁、こちらのほうが流出をしております。それから、その他、人吉温泉駅から肥後西村駅間の広範囲におきまして、土砂の流入、道床流出等の被害がっております。

○3番（森山 宏君） 一番はもう、昔言った川村の鉄橋が流れたっていうのが、一番大きな被災だと思います。と、えっと、復旧の見通しについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 復旧の見通しにつきましては、今後詳細な設計等を行うこととなっているため、現時点におきましては未定であります。少なくとも球磨川第四橋梁ですね、の復旧だけでも、複数年掛かる見通しでございます。

○3番（森山 宏君） 二番目、三番目は関連しますので、一緒に言います。くま川鉄道じゃなかった、何やったですかね、今くま川鉄道ですよ、これはほとんどの利用客というのが、通学だと思います。通学手段の確保のために、代替輸送でくま川鉄道が、代替輸送の実施を行っておられます。これの現状と、それと見通し、またこれ代替バスだと思いますけども、これのコロナ対策について、お尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 代替輸送につきましては、7月20日から平日のみ、主に高校生の通学支援として、貸し切りバスによる代替輸送を実施中でございます。

運行概要といたしましては、貸し切りバスによる委託運行をやっておりまして、大型バス10台、小型バス3台での運行をやっております。上りにつきましては、朝3便、夕方4便、下りは朝2便、夕方4便となっているところでございまして、停留所は駅周辺の9か所となっております。また、土曜日の運行につきましては、これにつきましては現在、沿線高校の状況等を踏まえて、検討を行っているところでございます。

また、今年度の代替輸送に係る経費等につきましても、県から全額支援をいただいているところでございます。

それから、すみません。続きまして、代替バスは一般の方の御利用も可能でございますが、学生のほうの優先利用に御協力をいただいているということでございます。また、現金での乗車はできません、通勤定期券及び回数券をお持ちの方のみとなっているところでございます。

また、次の御質問でございますが、コロナ対策についてでございます。バス車内におきまして、消毒液の設置及び定期的な換気を実施しておりまして、またこれを沿線高校に対しまして、バス車内、停留所でのマスク着用の徹底及び車内における会話を控えていただきますよう、学生へのアナウンスもお願いしまして、学校と連携した感染対策を実施しているとのことでございます。

○3番（森山 宏君） この代替輸送にかかわる経費は、県が全額、輸送経費を見てくれるということですか。そのことだけお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） 今年度につきましては、県のほうで支援をいただけるということございまして、次年度以降は、まだ確定的ではございませんが、引き続き支援のほうをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（森山 宏君） くま川鉄道におきまして、この代替手段の件で、ちょっと最後に当たって伺いたいんですが、永江社長の話によりますと、通学で利用される方が850名というふうに、報道の中では述べておられます。そうすると、バス10台で考えたときに、一緒に動くわけではないので、一台が55名だったですか、で、その部分で、結局代替手段で間に合っているのか、間に合っていないのかをお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 今7月、8月の実績を見させていただいているんですけども、大体間に合っているということでお答えできるかと思えます。ただ、日によっては、少し積み残しも発生しておりますが、それはもう何日かのお話でございまして、大体のところ、今の体制でまかなっている状況と聞いております。

○3番（森山 宏君） 再度代替手段についてですけども、このくま川鉄道における1両当たりの旅客と申しますか、利用限度、1両当たりが輸送する人員、それと回数券での利用ができると、結局通学ばかりじゃなくって、通院とか何かでも利用される方が多々おられます。この部分に対して、回数券で、うれしいことに一般の利用も回数券であったら良いということになっております。

このときに、今通学におきましては、1両が人吉向けで満車になったら直行するというふうに伺っております。非常にうれしいことではありますけども、一般のお客様、回数券でも使った場合のお客様も、これに対応していくんだらうとは思っています。

再度ですけども、車両1両とバスとの比較は、どのくらいの割合になっているんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現在のくま川鉄道の1車両当たりの輸送人員と申しますか、約150人、それから今の代替バスでございまして、大型で45人程度、それから小型バスで25人程度ということでございます。

○3番（森山 宏君） 1両当たりで150人ですか、というのがシンフォニーを、シンフォニーだったのですかね、田園シンフォニー、あれのときに、奥球磨だったのですかね、

サイクリングとタイアップして、座席の編成替えを行ったと思います。で、そのときから増えた結果が、1両当たり150人ということですかね。

○町長（長谷和人君） いただいております資料によりますと、先ほど言いましたくま川鉄道の1車両につきましては約150人、それから今代替バスで行っております分につきましては、大型バスについては約45人、それから小型バスも運行させておりますので、こちらが約25人というふうなことで、資料のほうは書いてあるところでございます。

○3番（森山 宏君） 代替手段における現状で、被災前と状況は戻っているというか、通常どおりに戻っているとは思いますが。そうすると、この中において、土日の運行がないということですが、俗に言う高校だと思ってしまうんですけども、コロナの影響で休業が結構多かったと思います。そして、一番進学とかいうのを考えたときに、土日なんかでも通学したいという状況があるのではないかなというふうに思います。ましてや、今回は総体等がなかった関係で、非常に部活というのもなかったと思うんですけども、現状で土日の運行というの、要望等は上がってないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） おっしゃるとおり、やはり部活等の関係とか、そういった課外等の関係で、土日のほうも、通学されたい御希望も聞いていることもございます。それと、あとくま川鉄道のほうでも、そういった学校の現状を踏まえたところで、どういった対応ができるかということで、今検討中ということでございます。

○3番（森山 宏君） 今度はちょっと視点を変えて、くま川鉄道さんの従業員の方がおられると思います。特に、現状上球磨のほうで見る限りにおきましては、線路等のさび、雑草等が多々見られます。このときにおきまして、人吉駅ですかね、本駅と川村まで、何かちょっと名前が変わっていると思いますけれども、相良までの区間も多分運行してない状況です。保線関係でおられる社員、また旅行取扱業務以外の、結局車両運送にかかわる従業員という人もおられると思います。雇用関係上、この現状はどうなっているのかをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 現状、今従業員でございまして、旅客業につきまして、いわゆる旅券を発行するツーリスト関係の担当でございまして、今お店といいますか、営業を停止している状況でございまして。

それから、運送関係のほうでございまして、そちらについては現在代替バスあたりの運行に関しまして、お手伝いをしているような状況になっておるところでございまして。

ただ今後、取締役会等で、実は今御質問がございまして従業員等につきましても、いわゆるこのままのところでは、人件費がかなりかさむというところがございますので、次回等の取締役会等で、この点につきましても、協議がなされるものというふうに思っておるところでございまして。

○3番（森山 宏君） 町長の答弁のように、今現行おられる従業員の方、社員の方が、各自代替バスの車掌さんですか、そういう業務にあたっておられると、で、将来的には縮小も考えられているような話でしたけども、保線の部分があります。結局、曰く川村鉄橋、すみません、第四鉄橋でしたか、俗に言う川村鉄橋から湯前までの部分が、被災の部分が少ないというふうに、くま川鉄道の永江社長はおっしゃっておられます。実際そうだと思うんですけども、保線の部分に関しての答えはなかったんですけども、今回数券で一般の人も利用できますっておっしゃられました。で、これ買えるのが本駅と、本駅といいますか、人吉駅とあさぎり駅、この業務が平日のみというふうに伺っておりますが、保線の部分に関しての話がちょっと見えなかったものですから、この回数券の問題と保線の問題はどう取り組んでおられるのか再度伺います。

○町長（長谷和人君） ちょっと失礼いたしました。保線の部分でございますけども、実は取締役会の中で、湯前の区間も見ますと、セイタカアワダチソウなりですね、クズがはびこってきておまして、これもどぎゃかせんばいかんちゃんかやというふうなところで意見が出ておりますので、質問を投げかけたというところでございますので、これも次回の取締役会の中でその結果が多分出てくるのではなかろうかなと、今現時点ではそういうふうにお答えさせていただければというふうに思っているところでございます。

それから、各駅におきます代替バス等の部分につきましても、現状そこに二人なり三人ぐらい付いて対応しておるという状況で、今運行がなされておるということで、お答えさせていただければというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 関係自治体の三セクの一人でおられます町長に再度伺います。保線に関しては、被災後、現況本日まで、保線に関しては何ら処置をしていないということですかね。再度伺います。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございます。災害復旧の調査等につきましてはやったところでございますけども、その後におきまして、今現在、私に情報が入っているところでは、そういうふうな除草作業とか、そういうのは多分やってないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 保線におかれましても、2から3名の方っていうことはないと思いますし、保線車両というのが、枕木交換とかするとき保線車両というのがあったですよ。私が知る限りでは、免田のところにも、今あさぎり駅ですか、そこにも保線車両という、保線車両て言いますかね、そういうのがありました。で、動かすだけでも、ほんとにあのレールのさびていうのがなくなると思いますし、さびないことによる劣化が、経年劣化は別にしても、劣化が防げるんじゃないかと、防げると思いますか、劣化の年数が長く延びるんじゃないかなというふうにも考えられます。

で、一番の核心のところに行きます。肥後西村駅であったと思いますけども、ここから湯前駅まではくま川鉄道の社長も言っておられますし、関係自治体の首長も御存じだと思うんですけども、この間の被災は微々たるものといえますか、被災は少なかったように見聞きしておりますけども、現状はどうでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） お聞きしておるところによりますと、やはり踏切等、こちらがやっぱり損傷をしております、そこの設備等の復旧もやらなくてはならない状況と聞いております。

○3番（森山 宏君） うれしいことに、保線はやらなくても、踏切の遮断機等については調査をなさっているということで、うれしいことなんですけども、これも被災しているというだけであって、復旧のほうまではいかないのだろうかというふうに思います。

ここで、三セクの構成首長である町長に伺います。担当課長のほうから、代替バスに関しては県から 100 パーセントの補助が来ていると、今度は被災する保線とかそういう業務に対しては 100 パーセントの補助、またこの県からの補助というのは年度内ということでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今代替バス等を実施しておるところでございますけども、県からお聞きしております分につきましては、正式な、ちょっとお待ちください、資料をちょっと見つけますので。失礼いたしました、正式名称が、高等学校等通学支援事業ということで、これは県の高校教育課が担当しているところでございます、本町とそれから肥薩おれんじ鉄道、これも代替輸送という形で現在行われているところでございます、これによりまして本年度におきましては、この先ほど言いました支援事業によりまして、運行ができるというところでございます。

加えまして、保線のほうでございますけども、現状といたしましては、取締役会で詳細な部分がまだ検討がなされていない部分がございますので、そこらについてはちょっと私も詳しくは申し上げることがちょっとできないところでございますけども、現状といたしましても、その部分運行等のことも今おっしゃっているところじゃないかなというふうに思っておりますので、そこも現在くま川鉄道で前向きに検討が進められているということだけで、ちょっと答弁を控えさせていただければというところでございます。

○3番（森山 宏君） 今町長が申されたとおり、私はこの代替バスの件はありがたいなというふうには思っております。そして、これの高校通学におけるあれで 100 パーセント、乗車、通学ですか、それに関しては 100 パーセントが年度内にはあるということで伺っております。

ただ、この中において、今現状、肥後西村から湯前までは列車の運行はできるというふうに思っております。で、ある以前の利用者、私も利用させていただいた一人ですけども、もう十何年前になりますか、多良木にブルートレインという車両を 2 両持ってきて

たことがあります。この場合は夜間作業で、交差点の部分がものすごく内輪差があるもんですから、信号機の撤去をしたりとかいうふうな作業がありました。多良木に持ってくるときがですね。で、今度新聞等によれば、1両は田園シンフォニーが、1両が復活したというふうに聞いております。復活したとがあるんですけども、本駅から川村駅までだけの利用もなされていない。逆に、肥後西村駅から湯前駅でしたら、1両で150人、そこで出てくるのが、今免田駅じゃなくてあさぎり駅に複線ですかね、あそこのときにKUMA-1、KUMA-2、くま川鉄道のときの車両が二つ保存してあります。これを利用すると、単純にいったら450できるんじゃないかなという計算になります。代替バスに関しても、肥後西村から考えていけば、西村経由、木上経由の両路線が行かれて、上りのほう、下りのほうも非常に分散して良いんじゃないかなというふうに考えます。

まず、その肥後西村から湯前までの車両の運行、車両を持ってくるときに、これは特殊車両ですからそういう経験値のあるところの業者に頼まれると思いますけども、持ってくるときに地形で考えたときに、岡留かなというふうには考えております。車両自体を共吊りせんばできない立地条件もありますので、こういうふうなことも聞くわけです。今あつとば何で利用せんとやってというのが、ほんとの元利用者の声、今保護者の声だと思えます。この考えというのは、すいません、あの事業体でされているその取締役会というのでは上がってこないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 取締役会の中では、先ほどから質問がございます部分運行、これについてはまだ議論がなされていないところでございます。ただ、くま川鉄道のほうと私が聞いた中での今から答弁もまた先ほどと同じになるかもしれないですが、答弁とさせていただきますところでございますが、この肥後西村、湯前部分の部分運行に関しましては、車両の輸送や整備、それから点検場所等の整備などの課題があるということでございます。これにあたっての整備が必要な部分というふうなところで、いただいている資料によると、浸水した車両の法定検査の実施が必要であるということ、それから肥後西村駅におきます、いわゆる折り返し施設の今度は整備が必要になってくると。それから車両整備、それから検査等を行う場所の整備ということで、いわゆる毎回点検場所と、これ作業等が必要になってくると、仮の整備車庫というふうに表現していいのかというふうに思っております。

それから、先ほど担当課長が申しましたように、踏切等が一部災害に被災しているというところがございますので、この踏切等の再点検が必要になってくると。あと、運転取扱い等の技術的な部分につきましては、運輸局の鉄道部に現在問い合わせ中というところがございますので、ここらへんの部分を十分精査した中で、こういう形で部分運行が可能ですよという部分が解決するようであれば、当然その前に取締役会に相談しなが

ら、これに関します所要の必要経費等も発生してくるのではなからうか、かように思っておりますので、こちらのほうも同時に併せながら、バス代替輸送等も噛み合わせながら、実現できればというふうに私一人として思っている次第でございます。

○3番（森山 宏君） 町長の意見を、関係首長にも広く言ってほしいんですけども。なぜこの部分運行をと言いますと、南阿蘇鉄道における部分運行ですか、これが実施されておりましたですね。なぜかと言いますと、列車の場合、ディーゼルの場合には、定時性があります。結局、一般道路ではなくて専用の線路を使うわけですから、タイムロスというのがなくなってきましたし、安全性も大変大きなものだとは思っております。一般道路を使わない以上、20キロメートルぐらいですかね、肥後西村駅まで、結局折り返しのところの設備がとか、遮断機の設備がとかいう経費が出てくると思います。この分に関しての補助っていうのも、後から聞くつもりだったんですけども、こういうのに対しては補助が出ないのでしょうか。それとも、三セクで、全部で割り勘するわけでしょうか。

また、あと一つ、大体これを取締役会で検討されますというふうになっていましたけども、もう2か月経ちます。そして、実質これが終わるわけじゃないんですよ。今日も利用されていますし、年末年始、そしてまた新年度とかいうふうになっても、利用者がおられます。これを考えたときに、後々決めるのではなく、町長の判断が早いように、全体も早く、まずするかしないか、問題は何なのかというふうに早急に取り組んでほしいんですけども、町長の考えを再度問います。

○町長（長谷和人君） 森山議員おっしゃるとおりでございます。定時性、これは一番鉄道が最上といいますかね、ほかの代替バスや地域乗合バス等につきましても、今の現状の鉄道が一番であるということでございます。

そして、先ほどの答弁と同じになるかもしれませんが、部分運行に関しましても、現状今くま川鉄道が調べておりますので、私も副社長という立場でございます。今回くま川鉄道も大きな被害を被ったということで、早く復旧させるためにも、今いただきました御意見、早めを取締役会会長でございます人吉市長のほうにも御相談させていただきながら、取締役会で上げていただき、それぞれ先ほど御質問がございました今回のその部分運行に関する施設整備に関しての補助事業があるかどうか、ちょっとそこまでは私まだ聞いてないので、答弁にならないかもしれませんが、早めにこの部分運行に関しましての対応をさせていただければ、できるかどうかは別にしまして、早く対応をしたいと、かように思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 町長のその取組を、是非いっぱい仲間を作って、大きな声で発言していただきたいと思えます。

この三セクにおける再建計画におきまして、関係事業者というか、関係自治体の集ま

りの中で、再建計画について賛成多数で再建のほうを目指すというふうな計画が了承されたように報道等で存じております。

この中で、永江社長がおっしゃられたのが、報道関係向けにでも、97.5、南阿蘇鉄道が97.5の補助をもらっているの、同じしこ来ますということをおっしゃっております。ただ、この再建計画の中において、賛成多数ではあったのですが、再建計画書っていうのを示されたと思います。どれだけ費用が掛かる、特にこの再建計画は全線を考えていったら、3年、4年で終わる仕事じゃありません。というのが、球磨川、川辺川の合流地点の橋台の建設、鉄橋建設に多大な費用と日数、年月がかかります。この点を含めまして、この再建計画において、妥当性があったのか、また再建計画においてのこの復旧、全線復旧というのを目指しておられるのか、その間3年、4年、もしもそれが再建されるとして、3年、4年かかります。この間の部分復旧も行わないという計画書の中身だったのでしょうか。まず、97.5の妥当性を問います。

○町長（長谷和人君） 今回出てきておりますこの97.5というのは、南阿蘇鉄道におきましての復旧に関しまして、国が新たな支援策を講じていただいたというところでございます。その中で、いわゆる今御質問がございました再建計画という部分でございますけれども、これ国の支援の条件となりますのが、中長期的な利用計画の策定というのがございまして、この中でいわゆる上下分離の方式というのがございまして、長期的な運行確保への計画策定が必要となるというところでございますので、今御質問いただいておりますその再生計画、これ自体がまだ存在していないと、これからこの支援を受けるため、97.5パーセントを受けるために、先ほど言いました中長期的な利用計画を策定し、そして国が認定という言葉が正しいのかちょっと私も分かりませんが、認めていただいたのちに動き始めるというふうに御理解していただければというふうに思っているところでございます。

それから、先ほど言いましたほかの運行関係につきましての、なぜくま川鉄道に至ったかというのは、その定時性、運行状況、それから速達性、定時制、大量輸送性、人員輸送でございます。それから、利便性、運用費用、それから整備、そこらへんを比較した中におきまして、最も現状でございます鉄道のほうが有利だということで、取締役会ではそういうふうに存続の決定がなされたというところでお答えさせていただければというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） なぜかしらですね、この97.5の補助があるということで、三セクの関係自治体だと2.5ば割り勘すればよかつじゃらていうふうにとられると思います。ところが、これに関しては、長期的な計画性、これが前提だと、計画の中とに補助は付けられんということだとは思いますが。

現状、今維持していく経費に対しては、何ら補助がないと。ただ、利用する高校生で

すか、通学、そして一般の方についての代替移動手段に関しては、年度内は補助があると。ただ、この長期的にとかいうふうに言われましても、今定時性そして安全性とか言われたように、部分の肥後西村駅までをやられると、出ていく経費がものすごく少ないんじゃないかと。そして保線の関係、あさぎり駅で従事される従業員ですか、社員の方という雇用も生まれますし、駅前商店街っていうのも活気が戻ってくるんじゃないのかなというふうにも思います。なぜこれを言いますかという、BRT関係も出てきますけども、そっちのほうに持っていくのではなくて、くま川鉄道はないともうほんとに困るし、これでこの鉄道において、球磨盆地は潤ってきたわけですから、必須なやつではございます。

ただ、戻りますけども、97.5 があまりにも先走りして、あと 2.5 やっで、そしこ分ば割り勘すればよかたいていうふうな考えの方が多々おられます。ただ、今していく経費に関しての補助っていうのは、実質問題、代替バスに関しては来とる、ほかの分に関しては、現況何ら補助はないのでしょうか。ですから、将来的に社員の縮小も考えているというふうな答えになるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） くま川鉄道のほうにつきましては、先ほどから答弁しておりますのであれですが、代替バスにつきましては先ほど言いました、今回大型バスまた小型バスによります運行によりまして、年間の所要額 3 億 7,600 万円、約でございますけども、分でございます。これ現在の定期といいますか、運賃の収入を差し引いた部分の額を指しているわけでございますけども、その費用額でございますけども、補助金が約 3 億 1,200 万円ということで、先ほどの高等学校支援の部分がそれを指しておるところでございます。これが 1 年で終わるのか、今後どうなるのかっていうのは別にいたしまして、そういう形になっております。

それから、地域乗合バス、これにつきましては年間の概算額でございますけども、4 億 6,200 万円ほどというふうになっておるところでございます。ただ、こちらのほうについては、既存の地方バス補助金、これ本町のほうも 600 万円か 800 万円ぐらい、申し訳ございません、出しているのですが、町村分が 1 億 9,200 万円あまりということで、大きな額になっておるところでございます。

それから、もう一つ先ほど出ましたバス、BRTの整備でございますけども、こちらにつきましては年間の復旧費でございますが、これが約 26 億円掛かるということでございまして、こちらについては補助金がないと。これはいわゆる私鉄関係、JR九州あたりも負担がなされているだろうと思うんですけども、現状としては補助金がないというふうなかたちで、話としては聞いておるところでございますので、再三同じお答えになるかもしれませんが、現状有利な復旧という形でいくなれば、既存の鉄道を存続させるというところで、取締役会としては決まったところでございます。

○3番（森山 宏君） 是非、既存の再建を望むわけですが。ただ、今現状、補助がないということ、それと今代替バスに関して月額 3,000 万円超の負担が生じていると。ただし、これは県からの補助で賄っていると。ところが、この3億何ぼを何か別のほうに生かしていく方法もあるんじゃないかなと。これが高校の通学の補助金だからできるっていうことでしょうか、このまんま何ら対策もしなかったら、来年度以降もこの金額がずっと進むわけですね。で、これは今町長が言われた地方路線バスのことを言われているのだろーと思えますけども、これ鉄道と主要道路、国道が縦線で二重になっているわけですから、球磨盆地は。ですから、横の地方バスは、地方バスというか、各自治体で福祉バスというか、そういうのは横のほうはできますけども、縦は両方ある関係上、路線バスが走っているところでは自治体のバスは走れません。こういう現状もあり、そして代替バスっていうのは、今満車で行っているかもしれないですけども、地方バス路線というのはそのまんまうちが 700 万円ぐらいですかね、負担しているのが、これは何ら変わりなく、そしてバス会社も困るんじゃないかなっていうのが、全部浸かって、保有台数から持ってきて、今 10 台かけてあるんだろーとは思いますが、くま川鉄道においても再三申しますように、肥後西村駅から人吉駅までのバスでしたら、そこまでの負担も、月額 3,000 万円超の負担も半分以下になるんじゃないかなというふうに思っていますので、是非ともその取締役会で、できない理由を議論するのではなくて、それを打破していくような議論に是非持っていただきたいと思えます。

最後にですけども、町長にお伺いしたいと思えます。本町におきましては、通学定期の補助がありません。できましたら、このですね、くま川鉄道が被災を受けた、受けない、それとは別にして、将来的に再生を考えるのであれば、通学者に関する補助っていうのは、考えはあるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 実は、今森山議員の御質問がございました件でございますけども、今高校に通わせておられる保護者の方からも、実はその質問をいただいたところでございます。本町、大変財政厳しゅうございますけども、私としての来年度編成の中で、災害復旧という大きな、これまでなかったような予算編成も組まなくちゃいけないかなというふうに思うところでございますけども、できる限り、今御質問がございました、議員が御質問ございましたし、私も先ほど言いましたように、保護者からその要望を聞いておりますので、金額は別にいたしまして何とかスクラップアンドビルドでございませうか、どこかで予算を削りながらでも通学生の足を何とか守っていきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○3番（森山 宏君） 町長からスクラップアンドビルドの話まで飛び出しまして、この通学定期補助っていうのを是非実行していただくようお願い申し上げ、また繰り返しになりますけども、部分運行でもいいですから、列車を肥後西村駅まででもいいです

から早急に早く復旧させていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ただいま、森山議員の一般質問が終わりました。これから、関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） この質問の関連で、町民の中にはバスと鉄道、なぜ鉄道継続で決まったのかという声もありました。先ほど町長のほうから、様々な指標を用いて比較検討した結果、鉄道のほうが良いという判断になったという答弁がありました。この判断というのは、97.5 パーセントの補助を除いて、その初期の投資を含めても、そう言えるというふうに判断されたのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどから答弁いたしておりますように、速達性、それから定時性、そして大量輸送性、これ輸送人員でございます、それから距離、それから利便性、そして運営費用、そして車両の整備等、ほかの課題等もあったんですけども、資料によると一番丸印が多かったのが、現存するくま川鉄道であったというところで、存続という選択がなされたというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ちょっと今質問の意図が伝わっていませんでしたが、今回の復旧費用として総額はちょっと見えてないのですが、それを踏まえてもやっぱり鉄道継続というのが良かったのか、そこの初期費用の部分は考慮されたのかっていったところをお尋ねします。これまだ一点目のちょっと再確認です。

○町長（長谷和人君） 97.5 パーセントというのは、先ほどから言いますように、今後の中長期的な部分の計画は国から認定をいただきながら、その97.5 パーセントというところでございますので、事業費等についても現状としては数十億円を上回るであろうということで、今存続の方向に動いているところでございますので、正確に例えば20億円だ、30億円だというところまでにはまだ出てきていないというところでございます。

今現在、県・国で、鉄道関係のコンサルあたりも今見ていただきながら、どのくらいの概算の復旧費になるのだろうかというふうなところも、今調べていただいているような現状というところでございますので、その分も含めながら、そして地域の足としてやっぱり大きな、先ほど森山議員の質問の中にございましたが、本町にとりましても、くま川鉄道、地域活性化の光であると。これがなくなると、当然この人吉球磨につきましても、過疎が一段と進むのではなかろうかと、そういうふうにも私自身としても思っているところでございますので、今回の決定については、私としては非常に喜んで一人でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 各指標の評価というのは、恐らくランニングコストで比較した場合、バスよりも鉄道のほうが良いのではないかという判断だったのだと思います。ただ、そこに数十億円、もしかしたら30億円ぐらいまで上ってくるかもしれないであろう

初期コストを入れたときに、果たしてそれを回収できるだけの能力があるのかっていったところが、ちょっと個人的には懸念しているところです。

それを含めて、二つ目の質問なのですが、本町においても、くま川鉄道に対して安定化補助金というのを出しております。これは、ハード面とソフト面、両方で出しているわけですが、その数十億円の投資も含めて、それは含めなくていいか、えっとその今後の見通しというのはどのようになっているのでしょうか。だんだん増えていく予定なのか、それとも現状維持以下でいけるのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 先ほど、ランニングコストっていうのは、森山議員のところでお話ししたところでございますけども、例えば代替輸送の場合につきましては、年間の見込み額が3億7,600万円ほど掛かっておりますし、それから今回運行の管理につきましても、年間の費用あたりがかなり大きな額になってくるといふところも出てきております。それから地域乗合バス関係につきましても、先ほど言いましたように1億9,200万円ほどの費用が掛かると、そして関係町村による費用負担が逆に言うが増えてくる可能性が非常に高いと、それからBRTにつきましても、これはちょっと私は別建てだろうと思うんですけども、大きな負担額にもなってくると、これはJRあたりがやっているところの中で補助金がございますので、当然これについてはもう別建てじゃないかなというふうに思っております。で、このランニングコストから見ましても、非常に安かったと。だから、椎葉議員が先ほど言われた分で正解というふうに、私も思っている次第でございます。

それから、今質問がございました中身でございますけども、今後その、先ほどから言っております、何でしたか、中長期の計画書を作るわけでございますけども、その点につきましても国の認定が必要になってくると、認められないとできないわけでございますので、現状今年間7、8千万円、人吉球磨で、すみません、ちょっと正確な数字が覚えてないんですけども、これについても、所要額を抑えると。例えば、銚子鉄道なんかはかなり抑えられた諸経費等がございます、今後そこらへんの保線関係につきましても、安全を確保するという最低部分のところは必要でございますけども、これまでの国鉄時代のような保守の仕方ではなくて、最低限のやり方をしながらでも、いくらかでも町村負担が減るような形でやっぱりこの中長期の計画書を盛り込むところになるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

ですから、ちょっとまだ正確に私が答えられないというところが、歯がゆいございまして、そういうふうにして御理解していただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） くま川鉄道の前身、国鉄湯前線というのは、人吉から球磨郡に鉄道が敷かれるとき、多良木まででという計画を湯前町の田代さんという方が東京の大臣室に乗り込んで、湯前まで線を敷け、そういう大きな働きをされて湯前まで鉄道が敷かれたわけです。私は湯前人として、そういう思いがあって、前の町長にも赤字体質があっても湯前線は守るべきだということを求めました。

今回大きな災害に遭いました。総理大臣が人吉に来て、政府としてやれることは全てやるとおっしゃられたかと思います。日本共産党の志位委員長も人吉に来られて、国の責任で豪雨災害を受けた地域の復旧・復興、野党として国の責任でやらせるために全力を尽くすと言いました。

ですから、私は前回の熊本地震のときの南阿蘇鉄道は97.5だったから、その数字の駆け引きではなく、くま川鉄道の復旧に国が100パーセント責任を負ってください。そういう立場で経営陣も沿線首長もブレずに取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○町長（長谷和人君） 高橋議員から大変力強いお言葉をいただき、うれしく思っているところでございます。私も、この97.5ではなくて、100パーセントを国からできないかというふうなことも、実は言ってきております。

ただ、ベースとなるのは、南阿蘇鉄道があったから現状は97.5だというのが独り歩きを今しているようなところでございますけど、なるべく高率補助をいただくというところでいきたいというふうに思っております。

私も最後にちょっと答弁させていただきたいのですが、今回の地域交通の要でございますくま川鉄道でございますが、これがなくなりますと地域の活性化、先ほど言いましたように光がなくなってしまうところでございます。血管で言う動脈を失うと、そして人吉球磨の地域のシンボル、一体感がなくなってしまうと、そして地域交通が後退するものというふうに思っております。この地域が一層過疎化に弾みがもし付くようであれば、大変心配しておるところでございます。

このくま川鉄道は地域住民の生活路線でもありますし、交通振興や観光振興や地域活性化の基盤としても、重要な役割を果たしておるところでございます。厳しい状況下におきましても、地域が主体となりまして、この鉄道の維持や活性化に向けた取組を引き続き促進していきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方の大きな力をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） くま川鉄道の災害復旧ではないんですけれども、今のところ肥薩線もくま川鉄道も不通になっております。熊本方面に行く場合、湯前線がないならば、今高速道路は高速バスが通じているということで、車を持っている方は良いんです

けれども、交通弱者の場合は、恐らく湯前から人吉インターまではタクシーで行かんばりような状況になってくるのではないかと思います。帰りにしても、人吉インターから直接のバスもございませんので、そのへんのところの木上経由のバスの見直しとか、そういうことはお願いをするわけにはいきませんかでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 駅のほうから、地方バスのほう、産交バスさんのほうも運行をなさっております状況ですので、それらの連結もうまくいくようなところを要望いたしまして、きちんと外出される際の支援を行っていきたいとは考えております。

○8番（黒木喜巳男君） 是非バス路線の見直しでもしていただきまして、交通弱者に対する対応をしていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、くま川鉄道被災復旧についての関連質問を終わります。

ここで、休息のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時13分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、一般質問の途中です。

一つ、町民が創造できる総合計画の策定について、椎葉議員の質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 町民が未来を創造できる総合計画の策定について、一般質問を行います。まず初めに、私は長谷町長の就任直後、6月定例会と9月定例会で、総合計画に関する一般質問を行いました。

私なぜ総合計画にこだわるのか、理由は4つです。1つ、総合計画がまちづくり戦略の最上位計画だからです。2つ、今の総合計画が、町民の皆様に分かりにくい内容だからです。3つ、今の総合計画では未来を創造できないからです。4つ、今の総合計画が町民と共に活用できていないからです。

昨年調査が行われた、総合戦略の町民アンケートで、私は2つの衝撃を受けました。それは、住みよいまちづくりについて、あまりできていないが31.8パーセント、全くできていないが9.1パーセント、一方、できているの割合が0パーセントでした。そしてもう1つは、学生に対して、いつかは湯前町に帰って住みたいか、強くそう思う、そう思うが45.4パーセント、前回調査から13.7パーセントの大幅減少でした。

Uターンを希望しない理由、第1位が、働ける場所が少ないから83.3パーセントでし

た。最近行われた総合計画アンケートでは、湯前町に住み続けたいか、の間に、ほかの場所に住みたいが31パーセントと増えていました。

本町は今後、大きな人口減少、特に少子化と厳しい財政運営が想定されます。総合計画では、目先の課題解決ではなく、未来を創造した施策を打ち出し、町民と共に持続可能なまちづくりを進めなければなりません。前例踏襲の総合計画では、未来創造のまちづくりは厳しいです。令和3年度からようやく長谷町長の総合計画が始まります。新型コロナと豪雨災害の対策と共に、総合計画によるまちづくりも喫緊の課題です。まちづくりの本丸である総合計画に対して、大きな危機感を持って継続質問を行います。

要旨の1、総合計画と総合戦略の一本化について、お尋ねします。

全国ほとんどの市区町村では、以前から総合計画という、まちづくり戦略があります。平成27年度に、国指導の下、人口減少対策として、総合戦略が新たに策定され、総合計画との整合性が分かりにくくなりました。第2期総合戦略は、総合計画の個別計画として位置づけられています。第6次総合計画が策定中ということもあり、政策や施策レベルで総合計画との整合性が明確に示されていません。そもそも、総合戦略という名称と内容自体が明らかに個別計画ではなく、総合計画レベルであることも指摘をしておきたいと思います。

しかも、総合計画と総合戦略の名称がよく似ています。どちらも同じ戦略なの입니다。昨年、一般質問で、総合計画と総合戦略の統合、一本化をしないのであれば、総合戦略を町民に分かりやすい名称にすることを提言しました。町長は、担当課と十分協議をして、前向きに対応したいという答弁でしたが、結局、前例踏襲となり総合戦略のままとなっています。

まず担当課長にお尋ねします。総合計画と総合戦略の違いや内容を、町民は十分理解していると言えるのでしょうか、お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） はい、なかなかお分かりになっていらっしゃると思います町民の方は、少ないのではないかと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁のように、私の周囲でも何人か聞き取りをしましたところ、やはり総合計画と総合戦略の違いや内容を理解している方は、ほとんどいませんでした。

総合計画と総合戦略を統合している自治体があります。これらの自治体は、次に示すメリットをホームページなどで示されています。総合的な将来計画は2つよりも、1つのほうが住民にとって分かりやすい。事業の管理や進捗管理など、事務の効率化や経費の削減ができる。計画期間が一つになり、PDCAサイクルが回しやすい。住民参加の委員会やアンケート調査を2つから1つに集約できる。本町の場合、メンバーは同じなのですが、湯前町振興計画策定審議会と湯前町人口ビジョン総合戦略策定委員会の2つ

が存在しています。

そこで、課長に伺います。総合計画と総合戦略を一本化した自治体の評価は、できていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 近隣町村のほうにお尋ねしました結果を御紹介させていただきます。複数お聞きしたのですが、これを一本化された経過から、まずお尋ねしておりますが、一本化されたところにおきましては、総合計画と総合戦略の策定期間が一緒であったこと、これがきっかけになって、一本化されたという経緯があったとお聞きしております。またそれをするに議員おっしゃいましたとおり、事務の効率化が図れるのではないかなという目的の下で一本化されたとお聞きしております。

そして、またそのメリットとして、どんなことがメリットとしてございますか、ということの御質問に対しましては、一本化したことで、まずは職員の意識啓発に繋がったと、職員すらやはり明確に、担当以外ですと、なかなか分かりにくかったんですが、一本化したことによって、それが一本でこの計画でまちづくりをやっていくという情報共有と申しますか、そういったところで効果があったというようなこともお聞きしております。

それから一方、デメリットに関しましてなんですけども、こちらにつきましては、一本化することで、これは総合戦略のほうに人口ビジョンに基づいておりまして、さらには、国、県のビジョンですね、総合戦略ですね、こちらのほうは、まち、ひと、地方創生総合戦略と申しますけども、これが変わっていくわけです。そうした場合には、また見直す必要があると、そのとき、今策定されていて、総合計画と策定期間を同じにすることで、国の変更とかがなされる期間がまた違ってきますので、その際また見直しが必要になるので、事務的には、そう煩雑になるのかなということで、そこは懸念があるということで、お伺いしました。

それから、委員会の件もおっしゃったのですが、それぞれ国の指導によりまして、総合戦略も別に委員会を定める必要がございますので、それに関しては、どちらのほうもまだ統合はされていないということで、それぞれPDCAとか、検証の作業はしなければならないということで、そこは効率化は図れていないというふうなことをお聞きしております。

○2番（椎葉弘樹君） 恐らくその人口ビジョンであったり、国の総合戦略に基づいて、いろいろ変更が必要になってくるという部分は、恐らくこの総合計画の作り方次第だと思っています。例えば、今の総合戦略は、総合戦略の中に政策、施策とあって、その中に事業まで謳い込んでいますので、政策施策レベルであれば、そんなに大きな変更はかからないのかなと思っておりますので、そこはやり方ひとつだと思っています。

ただ、今現行は人吉市と錦町が動いておりまして、そこはどちらかという、事業ま

で盛り込んでいる部分もございますので、当然そういう課長がおっしゃるような課題もあるのかなと思っております。

次に、今地方自治法第96条第2項の規定によって、議会の議決すべき実権に関する条例、これでは、総合計画のほうは入っていますが、総合戦略のほうは対象になっておりません。総合戦略は総合計画の個別計画といいながら、戦略として政策や施策が盛り込まれています。この部分はどう見ても最上位計画に相当し、個別計画とは考えにくいものがあります。

そこで、課長のほうにお尋ねします。総合戦略を議会の議決すべき事項にしていない理由というのは、何かご存じでしょうかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 根本的な考え方といたしまして、総合戦略はやはり総合計画の下でございます個別分野的な計画という認識の下で、議決事項にはしていないということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 総合戦略の政策とか施策というのは、明らかに総合計画の中にある、政策施策レベルと同等だと思っております。で、そこは、私が前行った研修によりますと、その研修の先生も総合戦略も今後は、議会のほうで、しっかりとチェックをして、議決をしていく必要があるのではないかとということで、御意見をいただいているところでもあります。昨年の一般質問で総合戦略と総合計画の統合、一本化というのを提案したわけですが、明確な答弁は得られないまま、現状のままとなっております。

担当課長に伺いますが、この担当課として、総合計画と総合戦略を一本化しない理由というのは、何なのか、主なものだけ、お答えいただきたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） 基本的な考え方といたしまして、総合計画はまちづくりを行うに当たりまして、基本的な指針となるもので、議員おっしゃいましたとおり、本町における最上位計画となっております。また長期的な視点に立って策定をしております、大まかな方針を規定しているものです。

一方、総合戦略につきましては、総合計画に沿いまして、人口減少対策に特化した内容で策定する分野的個別計画となっております。そのため一本化はしないということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 人口減少に特化すると言われますが、結局、人口減少対策というのは、総合的なまちづくりを進めていく上での結果が、人口減少対策につながるという、私は、そういう認識でおりますし、平成27年度においても、この総合戦略を分離しましたが、それは総合計画をもとに、そこから抽出したものだと思っております。

町長は前回の答弁の中で、国の総合戦略の情勢を見ながら、可能な部分があれば、少しずつ見直していきたいということで答弁されました。人吉市と錦町においては、総合計画と総合戦略を一本化されております。これは御承知のところだと思います。国の顔

色を見ずに、自治体独自でまちづくりを進めていきたいという、この人吉市と錦町のトップの強い思いが伝わってくるところです。

人口減少対策はほかの施策や事業と連動して、総合計画の中で、一体的に取り組む必要があると私は思っております。そして何よりまちづくりの戦略は、町民に分かりやすいこと、行政事務の生産性が高まることが重要だと思っております。

そこで町長に改めて伺います。総合計画と総合戦略を一本化する考えというのは、今回ないのか、そしてまだ先では考えていきたいのか、そのあたりの見解を伺います。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員、この関連につきましては、何回も御質問いただいているところでございます。私といたしましても、前回申し上げているところでございますけれども、先ほど担当課長が申しましたように、総合戦略につきましては、ぶら下りの個別計画であるということが、まず頭にあるところでございます。

今回、新しい、新総合計画の策定に当たりましては、椎葉議員から御提案いただきました町長の任期に合わせたところで改正したらどうかと、従来でしたらば、10年での計画でございまして、前期5年、後期5年というかたちでおったところでございますけれども、今回総合計画に関しましては、町長の任期に合わせて4年の2サイクル、8年ということでやっていきたいというふうに思うところでございます。

これによりまして、町長のマニフェストあたりが、この総合計画に盛り込みをすることが可能になってくるということで、今回見直すこととしたところでございます。

ただ私の任期が、残りもう3年も切ってきているところでございまして、今回は前期3年後期4年というかたちでなってきたところでございます。御質問いただいております総合戦略につきましても、もし3期が総合戦略が3期があればでございますけれども、次期後期の総合計画の場合につきましては、今回は新しく後期の計画の中で、新しい3期の総合戦略が出てくるということで、総合計画が先に計画が直されて、そして3期の総合戦略が策定がなされるということで、今回、そこらへんの部分も含めまして、改正をさせていただきたいということで、今準備を進めているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この期間を合わせるというところにつきましては、一步前進かなというところで考えております。またこの一本化統合については、今期は無理としても、次の段階で検討できるのかについては、改めて検討いただきたいのですが、町長、そのへんはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどちょっと申し上げているところでございますけれども、やはり総合計画につきましては、現在の総合計画のぶら下り、個別計画であるということでございます。

加えまして、議会の当局の皆様方とも、この総合戦略につきましては、策定の考え方が国から示されているところでございますけれども、議会と執行部が、車の両輪として推

進することが重要であるということで、議会におきましても、この総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要であるというふうなことが示されておりますので、今後とも議会議員の皆様におかれましても、策定の段階、もしくは検証につきましても、御意見をいただきながら、行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長がそこまでおっしゃるのであれば、とりあえずは総合計画と総合戦略、2本立てでいていただき、ただ町民のほうには、分かりやすい説明等を含めて、今後対応していただきたいと思えます。

次に、要旨の2番目、形骸化している総合計画の抜本見直しについてです。形骸化とは、本来の意義が失われて、形式だけになることです。これまでの総合計画の主な問題点を4つ示します。1つ目、まちづくりのあるべき姿、ビジョンが示されていないこと。2つ目、施策ごとに目標値が設定されていないこと。3つ目、文章ばかりで図表などの絵心がなく分かりにくいこと。4つ目、抽象的な政策や施策が示されていることです。

昨年6月の一般質問において、これまでの総合計画は、いつまでに検証結果を公表するのか、に対して、町長は総合計画の施策の評価はこれまでやったことがない、そして本山課長に再質問をしたところ、そういった手法は取っていないが、毎年度、決算ベースで、主な施策の成果として示しているということでした。確かに年度ごとの施策検証はできているかもしれませんが、総合計画10年間で、どこまで達成できたのかの評価ができていない状況です。

そこで、課長に伺います。第5次総合計画で、どこまで達成できたのかの検証が必要ではないでしょうか。そして、検証結果を町民に公表すべきではないでしょうか。お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 5次の総合計画につきましては、今次の6次ということで、今6次を策定する中で、検証を行いたいと思っております。公表につきましても議員おっしゃいますとおり、後期の5年間の検証結果についてを、広く住民の方にお知らせしまして、情報共有を図らせていただければと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） これは前回も指摘したのですが、本町の総合計画というのは、長谷町政に移行したにもかかわらず、鶴田町政で策定した第5次総合計画が動いていません。これまでも繰り返し指摘してきたところですが、そこで課長にお尋ねします。第2期の総合戦略、今策定されたばかりの総合戦略は、第5次と、第6次、どちらの個別計画なのでしょう。

○企画観光課長（本山りか君） 第5次ですね、第5次の総合計画の個別計画となっております。

○2番（椎葉弘樹君） ということで、今走っております総合戦略というのは、どちら

かという鶴田町政のときに策定した、第5次の総合計画に基づいて策定されているという、ちょっと矛盾した部分があります。恐らくその矛盾を解決するために、先ほど町長のほうから提案のあった時期を揃えたいということだったと思います。

では課長に続けて質問しますが、現在のまちづくりの理念とこのミッション、使命というというのは、何なのでしょう。

○企画観光課長（本山りか君） 現在の第5次総合計画につきましては、理念につきましては、基本構想の中におきまして、まちづくりに対する基本姿勢をうたっております。これがその理念ということで、捉えていただければと思っております。

また、ミッションにつきましては、ミッションは日本語訳しますと、任務ということでございますが、それについては、将来像実現のために政策分野別に、基本目標を掲げておりますので、これが任務ということで捉えております。

○2番（椎葉弘樹君） 民間企業においては、この理念と使命、ミッションというのは、非常に重要な事項であり、全職員にこの理念とミッションというのを周知し、そしてその社員も、それを共有できております。

ただ、今の答弁の内容は、恐らく今担当課長に今何ですかと聞いたときに、すぐ答えられないのではないのでしょうか。よって、そしてしかも職員が知らないことは、町民も当然知らないと思います。だから今まで、第5次総合計画というのは、どういう理念でまちづくりを進めてきたのか、どういう使命でまちづくりを進めてきたのか、誰も実は、知らなかったりするのだと思います。

来年度から始まる、第6次総合計画では厳しい時代背景というのが待ち受けています。後継者不足による農地、林地、空き地の増加。少子化の加速に伴う、保育園、小中学校、学童保育など、子育て環境の変化。2025年問題に向けた社協、福寿荘など高齢者福祉と施設老朽化の対応。まんが美術館、社協、小中学校、役場庁舎、水道管など、公共施設の老朽化などです。これらも含めて5年から10年後のあるべき未来の姿を総合計画で想像しなければなりません。

これまでの総合計画と総合戦略には、政策と施策に対するまちづくりの方向性、ビジョンが明確に示されていませんでした。この内容ですと町民は未来を想像できませんし、ビジョンがないものだから、的外れな目標設定や事業が展開されてしまいます。総合計画はまちづくりの戦略であり、町が進む道を明らかにすることが大切です。

昨年的一般質問で基本計画は町民がイメージできる具体的な具体策を示す考えはないかという問いに対して、町長は次の策定時に担当課に指示をしながら、分かりやすい内容にしたいということを述べられました。こらからの総合計画の使命は、長谷町長が示されている未来を創造するまちづくりだと認識しており、そのことがとても重要であると考えております。

そこで、課長に伺います。第6次総合計画で政策や施策のビジョンを具体的に示す考えはありますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 第5次の総合計画の中でも、基本目標というのを定めておきまして、体系ごとに施策のほうを提示はしておるところでございます。で、表現の仕方等もありまして、それが町民の方に伝わっていないという御指摘も真摯に受け止めたとは思っておりますが、私どもとしては、そういった施策の方向性であったり、基本の方針であったり、そういったところを総合計画に盛り込んでいないということはございませんので、そちらのほうは、御理解をいただければと思っております。

ただ、再三おっしゃっておられますとおり、そういったことの町民の方への御理解の浸透、それからまた職員が意気込みを持ってやっているかどうか、といったところを、検証を行いながら、第6次計画におきましては、それが更に分かりやすく表現できるように、そのことに努めていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど課長の答弁で、ビジョンであったり、目標値は示しているという、強い言葉での答弁でした。しかし、私が例題を出すおきまして、第5次総合計画の中から、匠の技と思いが拓く産業づくり、これはどういう政策なのでしょう。この政策と商業の振興施策をあげています。商業の振興は幅広いのですが、具体的にどの部分の振興なのでしょう。匠の技と思いが拓く産業づくり政策は、この具体的な目指すところがよく分かりません。そして商業の振興施策のあるべき姿も見えていません。

そして、その目標値は何なのかということで見ますと、店舗数 83 店舗から、55 店舗へ、なんか減っています。そして、販売額 34 億 1,000 万円から 30 億 9,708 万円へ、これも減っています。こういう減額・減少の目標値が設定されています。じゃあこの匠の技と思いが拓く産業づくりというのは、そういう減らすための政策なのでしょう。そして、商業の振興施策というのは、こういう減らすための施策なのでしょう。

要は、政策と施策のビジョンと、目標値及び事業が、それぞれ連動していないということなんです。各施策の中には、目標値が示されていないものも複数あります。

課長に伺います。第6次総合計画で、この政策と施策というのを、具体的に示して、目標値と連動させる考えはないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） まず、施策につきましては、ここに方針的なものですね、総合計画におきましては、方針的なものをまずお示しさせていただきまして、それに基づいて基本計画の中で、具体的にそれを要約しまして、じゃあどんな事業をやるのかとか、そういったところの具体性を出しております。

そして、目標値についてですが、現状を維持することの難しさ、これも加味したところでの、先ほどの議員が御指摘のとおりの数値目標になっていることかと思っております。それは担当課なり策定委員会の皆様の御意見をお聞きしつつ、現状から考えて、いろんな

ことを勘案しました結果現状維持することが非常に難しい、そういった数値について、現実的なところを捉えまして、そういった表現になっているかと思います。

6次の策定におきましては、やはりそういった政策や施策の部分といったところも、皆様に今分かりにくいという御指摘も受けておりますので、具体的な方向性を示しつつ、どういった戦略でやるのかということも、うたい込みながら、そしてそのビジョンと目標値が連動して連想させるように、表現を分かりやすくしていきたいと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 本町はこれまで10年以上にわたって、まちづくりビジョンが明確に具体的に示されず、目標値が少し曖昧なため、優先すべき事業が見えにくかったと思います。計画の見直しや、検証もなく、総合計画が形式だけになっているのも現状です。第5次においては、これから検証されるということですので、検証していただきたいと思います。

戦略や計画は、作って終わりではなく、作ってからがスタートです。第2期の総合戦略の5ページに、湯前町総合計画との関係というのが示されています。本町は総合計画を策定し、長期的な展望にたった、目指す町の姿を明らかにし、その実現に向けて、行政運営を行っているとはありますが、これまでの質問を見ても分かるように、町民アンケートや、町民の声からしても、この内容は少し矛盾している部分があります。行政サイドからすれば、頑張って作ってきたんだぞという、強い思いはあるかもしれませんが、町民の視点から見ると、そうは見えないというのが、実情だと思います。

そこで、町長にお尋ねします。第6次総合計画で、この形骸化した総合計画を、抜本的に見直していく考え、先ほどの本山課長が言われたとおり、分かりやすく政策施策のビジョンであったり、目標値の連動性、そういったところをしっかりと作りこんでいく考えはあるかについて、町長にお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員より、旧来の総合計画の形骸化ということで、手厳しいお言葉をいただいているところでございます。ただ、私としては、これまで議会におきましても、先輩議員の皆様方によりまして、この総合計画の基本構想、基本計画の策定、または変更につきまして、議決等もいただきながら、この町政がこれまで発展してきたものというふうに思っている次第でございます。

で、今質問でございます。新しい、新総合計画につきましては、ビジョン、ミッション、アクション等も打ち出しながら、あるべき姿、そして分かりやすさあたりも含めながら、大事に策定できればというふうに思っている次第でございます。既に担当課については、私の思いを伝えておるところでございますので、椎葉議員が求めてらっしゃる、新しい総合計画のその姿ですか、そこまで行きつくかどうか分かりませんが、これまでと違ったスタイルの総合計画を作りたいというふうに私としては、思っている次第

第でございます。

○2番（椎葉弘樹君） この総合計画については、平成23年と平成28年に議会の議決を経て通ってきたものでございます。当然、議会のほうにも責任はあると思います。そういう反省も含めて、次の第6次の総合計画においては、議会としてもしっかりチェックをしていく必要があるということをここで情報の共有をしておきたいと思っております。そして所信表明で町長の強い思いを盛り込んだ町民に分かりやすい総合計画を是非策定していただきたいと思っております。

最後の要旨3、町民がともに考えともに創るまちづくり、我が家に1冊「総合計画」の推進についてお尋ねします。第5次総合計画では、第5章に、ともに考えともに創るまちづくりの政策があります。その中には、行政の見える化、町民主役のまちづくり、行財政改革など、重要な施策が並んでいますが、施策のビジョンや目標値がありません。

町民主役のまちづくりにおいては、例えば、アンケート調査の回答率が低いということがあります。総合戦略1,500人に対して、38パーセントの回答率、総合計画は若干高くなりますが、3,282人に対して、白紙回答が71件を除いて、69パーセントの回答率。総合戦略へのパブリックコメントはわずかに2件でした。

そこで課長にお尋ねします。第5次総合計画で、ともに考えともに創るまちづくり政策は、実現できたといえるでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 町民の方に、具体的手法についてはあれなんですけど、その都度、職員のほうからもこういった方針のもとに、こういった事業をやりますというようなことを、お示ししながら進めてきたつもりでおります。

ここに書いてあることそのものを、御理解いただいたという話ではなくて、職員一人ひとりがその意識の下に、事業等の推進を図りまして、そこに町民の方の御協力が不可欠ですので、そういったことをお願いしながら、進めてきたつもりでございますので、そういったところは、御理解いただきながらできたのではないかと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 今答弁を受けたところは確かに理解はします。ただ、このともに考えともに創るまちづくりというのは、現在進行形で、今も続いていると思っております。例えば、本年度ホームページであったり、SNSがようやくスタートをしたところでは。

ただ、先ほど申しました町民主役のまちづくりというのは、アンケート、パブリックコメント、町民会議など、まだまだ課題があります。行財政改革は前回一般質問で取り上げた、いくつかの課題があります。そもそも、ともに考えともに創るまちづくり政策の目標値が、何とWi-Fiアンテナ設置台数50台であったり、町税徴収率93パーセント、ふるさと納税額2,000万円など、施策に対してこれは的外れな内容になっていきます。

本町では、町民参加のまちづくり会議が開催されていますが、その内容の多くが公表されておらず、参加者以外は蚊帳の外の状態です。これでは、まちづくりの関心は高まりません。

課長に伺います。町民参加の会議結果を町民に公表しない理由というのは、何かあるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これまでは、逐一、その会議の度に、その概要についての御報告はしていないのですが、大半のそういった会議におきましては、町長にからの諮問に基づきまして、委員の方から等も答申をいただきますので、その最終的な答申をもって、その会議の御報告ということに代えさせていただいたところがございます。時を見て、各会議の内容につきましても、広報誌等では取り上げていただきながら、新聞等でも取り上げていただきながら、町民の皆様に向けての発信を行ってきたところがございます。

今後につきましてですけども、そういったことをやりつつも、いまだそういった理解、浸透がなされていないという現況を見ますれば、そういった会議の概要等ぐらいは、やはりその都度の、事務的煩雑さもありますが、そこはやらなければならないということでありましたら、そういった会議の概要については、今後皆様に発信をさせていただきたいと思っています。この発信の方法につきましては、やはりホームページですとか、旬報、広報等で活用しながら、やっていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この質問をなぜしたかということ、これは町民参加の会議に実際に出席した方数名に話を聞いて、次にある課題を確認したということですか。

1つ目は、会議の出席者が多く、雰囲気は堅苦しいため非常に意見を出しにくいということでした、例えば、6月8日の第1回会議、この総合計画を策定する第1回目の会議は、21人が出席されました。その約半数が職員で、後方の座席にいる状態でありました。出席者が多いほど、各委員の発言時間が限られます。発言しない人が増えます。ということですか。

2つ目が、資料の事前配布がなかったため、行政の説明が会議の大半を占めてしまったということですか。

そして3つ目が、会議の内容が参加した人にしかわからない、先ほどの会議の内容の公表に関連するところですか。広報湯前5月号で町長は、町民が参画できるまちを示されております。

そこで町長にお尋ねします。町民が積極的にまちづくりに参画できる環境づくり、今後どのように実現していく考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員、6月8日の第1回目の会議で21名ということがございますけども、半数は職員であったと、これはうちのPTチーム、職員のプロジェクト

チームが参加しておったわけでごさいます、決してこの中で、発言は、私としては、御挨拶をして、所用で抜けたところでごさいますけども、委員の皆様方だけの発言だけであったのではないかと、間違っていたら後ほど担当課長がお話しをするところでごさいます。

それから事前の資料等がなかったということでごさいますけども、ちょっとこの点につきましては、第1回目ということで、この会議の趣旨等も、十分やっぱり伝えるべきだったのかなというふうに私としても反省をしたところでごさいます。

それから御質問の件でごさいますけれども、今回、10年に1回の総合計画ということで、大変重要な総合計画ということで、私も認識しておりますので、旧来のやり方で、また椎葉議員から厳しい言葉があるかもしれませんが、アンケートにつきましても、71パーセントだったと思いますけれども、回答率をいただいております。決して100パーセントの回答を求めるということではないんだらうというふうに思っておりますし、加えまして、15歳から49歳、そして小学校、中学校のまちづくりアンケート等も、十分、今回加えさせていただきますし、それから今回いただきました中で、やっぱり一番、先ほど椎葉議員の中にもございましたんですけども、今回の7月豪雨災害ですか、これがやっぱり大きくアンケートに反映したんじゃないかと、ここらへんを、人に、やっぱり一番に頭に持ちながら、安全・安心なまちづくりというのをやっぱり行っていかなければいけないのかなというふうにも、実は思っていたところでごさいます。

そういう意味で、常々、私思っておりましたのが、皆様方に現場第一主義ということで私掲げてさせていただいておりますが、いろいろな時点で、皆様方に機会がありましたときに、御意見をいただきながら、関係機関等も十分そこらへんの話も聞かせていただいておりますけれども、そこらへんの部分も十分、今回の計画書の中にも、アンケートばかりではなくて、現場の声を聞きながら、私も今回の総合計画についての策定をしていきたいとかように思っているところでごさいます。

○2番（椎葉弘樹君） 会議の21人の補足なのですが、想像していただければ分かるのですが、例えば、会議の21人がいた部屋の中に、半分が町民代表の方だとします、そうすると、後方にプロジェクトチームの人が、ぞろっとする雰囲気の中で、我々は発言、少しなれていますが、町民代表の方というのは、あまり発言が得意な方ばかりではありません。だからそういうちょっと威圧感のあるような、発言がしにくい雰囲気づくりというのを改善していくべきではないかなというところで、先ほど指摘をしたところです。

最後に、総合計画の情報共有という観点でお尋ねします。総合計画は策定することが目標ではなく、目標を達成することに意義があると思います。そこで町長にお尋ねします。第6次総合計画というのは、最低年1回、進捗状況も含めて、決算時ではなく、年

度ごとに、その進捗状況を、今このくらい達成しているよというのを簡単に結構ですの
で報告していかれたほうが、町民の方もその総合計画というのに、関心を持たれるので
はないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私も、ほかの自治体の、実は、計画書も見ておまして、そう
いう丁寧な扱いをやっている町村もございます。いわゆる完璧な、全部ができるかどう
かは、分かりませんが、私としては、その分についての実績といいますか、検証と
いいますか、そこらへんについては、私も前向きに私も考えていきたいというふうに思
っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 5年とか、10年のスパンでの検証でありますと、町民の関心も
だんだん薄れてまいりますので、是非難しくなくて結構でありますので、町民に分かり
やすいかたちでの検証を公表していただければと思うところです。

それともう1点が、そもそも総合計画の内容を町民が知らない、イメージできていな
いというのが問題点にあります。広報湯前5月号で、町長はオール湯前で未来へ、を宣
言されております。

そこで、町長に最後の質問をとしてお尋ねします。総合計画を我が家に1冊、町民に
分かりやすい総合計画を、全世帯に配布して、まちづくりの方向性を町民と共有する考
えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） これも椎葉議員、ほかの自治体を調べられたのではないかと思
っているところでございます。私も見ました。一つの例でございますけど、概要版等が
考えられるのではなかろうかと思っているところでございます。ただ、概要版でござい
ますので、できた時点でパーフェクトになるかどうかちょっと分かりませんが、ここも
前向きに考えさせていただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） これも余談ですが、概要版ですとすぐ捨てられてしまう可能性
もあることから、できましたら予算に少しでも余裕があるようでしたら、ケチらずに総
合計画書をどんと渡すようなくらいの器量で、この配布というのを御検討いただければ
と思います。これは余談ですので、執行部のほうで検討していただければと思います。

終わりになりますが、町民が未来を想像できる指針が、総合計画であり、この総合計
画を町民が知らなければ、まちづくりの進展はありません。町民、議会、執行部で議論
を尽くして、町民に夢と希望を与えられる総合計画を是非策定していただきたいことを
申し上げまして、一般質問を閉じます。

○議長（倉本 豊君） これで一つ、町民が未来を創造できる総合計画の策定について、
椎葉議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 2番ですけども、総合計画の抜本的見直しですが、先ほど町長
からも話が出ていますが、今度新しい新総合計画を打ち立てるということになっていま

す。その中で、今現状、湯前町が何を目指しているかということになりますと、やはりまんがづくりを取り組んでおられると思います。その中で町長が思っておられる、将来ビジョン、これをまんが化すると、そしてそれをすることによって、農林業、商工業観光、文化関係につままして、まんが化することによって、分かりやすいように町民が理解をしやすいようなかたちが、できるのではなかろうかと思えます。今全て、ほとんどの介護保険とか、ああゆう説明もほとんどまんが化されております、説明が。やはり、理解しやすいようなかたちの取組を考えていただければというふうに考えております。その点につまましての町長のお考えを教えてくださいたいと思えます。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃっているのは、多分総合計画の中に、挿絵として漫画を使ったらどうだろうかということではないかなと思えますが、ちょっと間違っていましたら御訂正お願いしたいと思うところがございますが、那須良輔の部分につまましては、著作権がこちらにございますので、今回アーカイブ等もやっておりますので、可能でありましたら教育課のほうと相談いたしまして、挿絵が可能なのか、そこらへんをちょっと計画、考えをまとめさせていただければと、逆に、今できるかどうかは別にしまして、検討させていただければというふうに思っております。

○1番（遠坂道太君） やはり、まんがで目指しているのですから、そのへんは取り組んで行かれるべきだと思います。よそと同じように文章だけで残すものではなくて、これをまんがとして、一つの流れですね、つくるというかたちを作っていくと本当の湯前町のビジョンが出てきます。そういうかたちをとっていかれたらというふうに思っています、私の関連質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで関連質問を終わります。

ここで、休息のため暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時04分

再開 午後3時14分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第5、一般質問の途中です。

一つ、令和2年7月豪雨災害の復旧について、遠坂議員の一般質問を許します。

○1番（遠坂道太君） 本日最後の一般質問となります。1番議員の遠坂です。本年は1月頃より新型コロナウイルス感染症が発生しております。町長をはじめ職員の皆様も対応に追われる中、7月3日夜から4日の朝にかけての各地点での雨量が観測史上最大

を更新しました。球磨川が氾濫するなど各地で土砂崩れや浸水被害が発生しました。湯前町においても道路の寸断や、住宅への床下・床上浸水が発生、町の面積の約 75 パーセントを占める山林では、各所で山腹崩壊が見られました。8月12日の人吉新聞に長谷町長は、今回の災害復旧は到底1年で完了することはできず、複数年の復旧になると予想する。町の歴史に残るものとして1ページに記される大災害。これからのまちづくりにしっかりと記録し、後世に伝えつつ災害に強いまちとなるよう、今後の施策に位置付けながら創造的復旧復興を行っていくと話されておりま。

そこで議会は、執行部の提案を受け、質疑・討論・採決を行うだけの機関ではなく、地域住民の課題を解決し、積極的・主体的にかかわる機関として機能することが現在求められております。住民の声や心を代表しまして、通告書にしたがい質問いたします。

一つ、令和2年7月豪雨災害の復旧について、要旨の1ですが、農地用水路の復旧について伺います。まず、農地の被害状況についてですが、7月29日の全員協議会の報告では、農地の被害を126件と報告を受けています。水田・畑が何件あったのか、また農地だけの概算金額はどのようになっているのかお伺いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 被害の額のほう、先の全協のほうでは126件と御報告しておりますけれども、この126件につきましては、農地・農業用施設または土砂が流入しており土砂上げを行った箇所も含めての全ての数ということで、まずは御理解いただきたいと思ひます。

御質問のあった水田の被害でございますけれども、国庫補助で取り扱うものが20件程度、そしてまた多面的支払い機能で行うものが10箇所程度となっております。畑につきましては国庫補助事業で取り扱うものが3箇所、多面的支払い機能で支払うところが3箇所となっております。

金額ベースにおきましては農地災害の被害額は概算でございますけれども、1億8,000万円程度になるだろうと見込んでいるところでございます。

○1番（遠坂道太君） 被害の内訳を今課長のほうから説明をいただきました。その中でやはり復旧をするためには、土砂の排出をしなければならないと思ひます。排出した土砂の置き場を確保していらっしゃるのか伺いたいと思ひます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 工事の際の廃土先ということになりますが、通常2キロメートルの範囲として、設計の単価は標準として設計をするところでございます。その際は廃土先として工事の請負者等が所有する土場であったりとするところでございます。

ただ今回の災害におきましてはユルメギ地区であったり、また蓑谷ため池の廃土につきましては、相当のボリュームがあると考えております。それにつきましては、廃土先の用地を町内等で用地の相談を行いながら、廃土先を見つけていかなければならないの

かなというようなことも考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） やはりこう、相当な量になるという課長の答弁ですが、課長、そのへんの量的な把握はされておられますでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 測量のほうは今からとなりますが、菘谷ため池につきましては、2万から3万立米程度は堆積しているのではないかと推測しているところでございます。

○1番（遠坂道太君） やはりこう、相当な量の廃土が出たということになります。そこでやはり、工事を請け負うところが探すということがありますけれども、それでは間に合わない部分も出てくると思います。そのあたりをやはり執行部あたりも、湯前全体を眺めた中での廃土できる場所を把握しながら、取り組んでいただければと思っているところでございます。

今度の災害は、激甚災害というふうなことで指定されているというふう聞いております。そこで農地の復旧について、いつまでに復旧を終了するのか、そのあたりを聞きたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 基本的には来年の田植えまでにはということで町長も答弁されておりますので、私たちもその日程で調整を行いながらやっていきたいというふうに思っております。ただ、農地と山腹が隣接しているところとか、河川の護岸の崩壊により水田の一部が田面までが壊れたところがございます。そういうところにつきましては、もともとの災害が原因であるところが復旧しないと農地のほうの復旧もできない場所もあろうかと思えます。そういうところにつきましては、農家の方にも工程の説明を行いながら、場合によってはちょっと遅れるというふうなこともあろうかと思えますので、そういうところは説明を行いながら農地のほうの災害復旧のほうに当たっていききたいというふうに考えております。

○1番（遠坂道太君） 実質的にやはり来年の5月くらいまで完了していければというふうに考えているところでございます。その中で今年の今度の激甚災害ということで95パーセント国が持っていただけるか、あと5パーセントが地元負担ということになるわけですが、先ほども金子議員、黒木龍次議員からもお話がありました5パーセントの自己負担、農家個人負担は町長は先ほどもないようにはするというかたちを答弁をされました。

また財源についても、議員の皆さんにお願いするというふうなかたちで言われておりますが、財源につきましても、現存基金あたりを積立てを見ますと、使用されている基金、使用されていない基金もあると思えます。そういった形の中でそれらあたりの利活用というところは考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 激甚災害で95パーセントという言葉が独り歩きしないように御

注意いただきたいのですけれども、そういうぐらいに激甚災害これもありましたので、ここらへんは微妙にパーセント値は動くということを御認識いただければというふうに思っているところでございます。

残りました分につきましては午前中の答弁と同じになるかもしれませんが、できる限り財政出動させていただきます。その折につきましては今遠坂議員が御質問されております財政調整基金、これを活用ができないか、かように思っておりますので、その点につきましては議会当局、今後査定が終わりまして大体の事業費等が出てくるというふうに思っておりますので、そこらへんで補正をして今度工事請負等の部分が必要となってまいりますので、そのときの予算編成の際につきましては、議員の皆様方に御相談をしながら、負担がないようなかたちで私としては思っている次第でございますので、御理解いただければと思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 先ほど黒木龍次議員からもありましたように、土地を持っている方もやはり高齢者です。やはり個人も少しでも負担があるともうやらないよというような方が結構出ていらっしゃると思います。そこで町長思い切って負担はさせませんと言っただけませんかでしょうか。ここにいらっしゃる議員も、町長がしますと言えば賛成はすると思います。そういったかたちでそういったかたちを今聞かれている町民の方も、ああこんなことならやってもらおうかというようなかたちがあるかとは思いますが、そのへんにつきましていかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回、今出ておりますのは農地それから農業用施設というところの限定でございますけれども、私としては今言っておりますように、額がはっきり分かりませんので、そこらへんは精査させていただくということで思っておりますし、先ほど稲森一彦課長が申しました1億8,000万円でございますか、これについても、もしかしたら前後するかもしれませんし、例えばでございますけれども2億円の場合につきましても5パーセントとしますと1,000万円ですかね、そんなかたちになります。ですからかなりの財政出動になってくるということでございますので、ここはしっかりと議員の皆様方に協議をさせていただくということで、私としては思っているところでございます。そういう本気度で行きたいと思っておりますので遠坂議員よろしく願いいたします。

○1番（遠坂道太君） 今の町長の本気度でやっていただければと思います。今現在土地所有者高齢者となっております。災害を受けた農地は山間部に位置しております。農地の集積をするにも難しいと思いますが、今後立地条件にあった作物の導入を図り、農地を農地として残せるところは残し、将来的に山間部の農地の見直しが必要ではないかというふうに思っているところでございます。町長として山間部の農地を農地として残すことについて、どのように考えておられるかお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 現在山間地の農地ということでございますけども、現在農業用ということで耕作され、そして生産物を生産しながら生産高を上げている農地、これにつきましてやはり残す必要があるのではないか、復旧していく必要があるのではなからうかというふうに思っております。

加えまして今回災害査定がその農地が可能なのかどうか、そういうところもちょっと私としても心配いたしますし、後ほど担当の課長に、稲森課長に答弁させますけれども、そういう諸条件があるんじゃないかなと思っておりますので、私としては先ほど言いましたように農業用として耕作されながら生産されている農地、これについては復旧していくということで答弁させていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農地の災害復旧につきましても、国庫補助で行う場合は対象になるもの、対象にならないものということがあります。まず工事請負費からいきますと農地の場合、農業施設の場合 40 万円以上ということになっております。

それと農地というのはもともと耕作されることが条件、そして農地の災害復旧につきましても取り扱いとしては土地改良法に基づくものというふうに規定されておりますので、ということは私が申し上げたいことは耕作の用に供していないような農地、耕作放棄地にならうかと思いますが、そんなところにつきましては災害復旧のほうの対象とはならない場合がございますので、そういう農地につきましては、今後耕作をしていただくということが前提といたしますか、そういう農地でないと災害復旧の対象とならないということになっておりますので、そういう姿勢で行きたいと考えております。

○1番（遠坂道太君） 今町長も残す必要があるということでございますが、やはりこう先ほども課長からも水田のほうの被害の状況の中で、多面的が 10 件ほどある、多面的の 10 件というのはこういった早く言えば交付金補助事業に乗らないもの 40 万円以下の分を集めての多面的な利用でされるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 例えば水田でございますけれども、水田の災害復旧に乗るのは作物の作付に対して影響がある場合、分かりやすく申しますと畦畔が崩れて水張分まで崩れている場合は災害復旧ということになります。それ以外の修繕的であったり、自主的なもので 40 万円以下等につきましては多面的のほうで、この多面的と申しましても国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 ということでございますので、実質的には農家の負担は、農家の方の人的なことはございますけれども、金銭的なものでは補償していることでございます。多面的のできるようなものは対応していただきたいというふうに、また地区のそういうことも説明をしてきているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今後測量も始まっていきますし、その方向で取り組んで災害復旧のほうに取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。用水路の災害状況についてですが、どの程度の災害件数があったのか、

用水路の現状の復旧状況について伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 用水路の災害復旧状況についてでございますが、国庫事業による対応するものが5箇所、金額ベースで1,110万円程度というふうに考えております。また多面的支払い機能のほうで、そちらでお願いするのが2箇所、40万円というふうになっております。

そのほか、7月3日の豪雨を受けた後につきましては、町内で浜川の馬返地区から町のほうの南部になります辻地区まで、大体30箇所程度での土砂上げ等を行っております。この金額が大体1,000万円程度というふうになっております。用水路全て概算でございますけれども、1億3,000万円ほどの予算が掛かるのではないかと考えているところです。

用水路等につきましては排水路もございまして、測量設計が終わりましてから災害復旧のほうというふうになるかと思っております。こちらのほうにつきましても考え方につきましては来年の4月、5月、田植え前に水田の耕起とかございまして頃までには間に合わせたいなというふうには考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 災害が起きた7月3日、4日、5日ぐらいから工事が用水路の泥上げを各協力業者だったと思いますが、されておられるのを見ております。その中でやはりこう、全部上げられたところの部分と上がっていない部分もあるのではなかろうかというふうに私も解釈するところでございます。一つはこう土管の中とか、そういうあたりの排水の問題とか、そういうあたりも終わっていない部分があるとか、その部分について5月までにしていかれるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず見えるところといいますか、あと機械で施工できるようなところについては早急にしたところでございますが、議員おっしゃいますように暗渠とまだ見えないところも多々あるかと思っております。旬報のほうでもそういうところにつきましては申し出をしてほしいということです。私たちのほうも調査委には回っているところですが、全てというわけにはなかなかいかないところもございまして、そういったところにつきまして町民の方の申し出等があれば、非常に助かるところでございます。

○1番（遠坂道太君） まだ見えない部分もあるというふうに解釈をしたいと思いますが、町民の方から連絡を受けてそして今後取り組みをし、そして今後作付けまでには間に合わせたいというふうに解釈したいと思います。

それと用水地であります藪谷のため池ですが、令和2年度から令和4年度にかけて定期改修工事、取水施設工事は金額ベースで概算で1億7,900万円、国が55パーセント、県が29パーセント、町が16パーセント、計画がありますが、今回の豪雨において土砂の堆積がある。先ほど課長が言われましたとおり、2万、3万立米近い土砂があるとい

うふうに言うておられます。その土砂工事につきまして、土砂を撤去してから取り組まれるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 県営第二蓑谷ということで、県のほうで先ほど議員がおっしゃられたとおり、底樋の改修と取水施設の改修工事のほうが計画されております。まだ県のほうからは工事の入札があったということはお伺いしておりませんが、いずれにせよ今貯水量といいますか、たまっているものを落としてからの県営の工事であったり、ため池の工事であったりと、ため池に堆積した今回の土砂の集積ということになりますので、そこはまたうちのほうも町の工事として予定しているため池に堆積した土砂の測量設計も今からでございます。それが終わってから工事の入札ということになりますので、恐らく県のほうの県営蓑谷ため池工事のほうが先に入札がされることと思われるので、そこは県と協議しながら進めていきたいと考えております。今のところどちらかという未定であります。

○1番（遠坂道太君） まだ決定はしていないというふうに思いますが、先ほど土砂が3万立米あって、金額が1億5,000万円くらい掛かるのではないかとという課長の答弁でございました。やはり蓑谷ため池につきましては、上溝・中溝の水源となっているわけでございます。特に水稻栽培には大切な用水路でもあります。災害に強いための補修工事を行っていただきたいというふうに思います。

また、田上地区のため池を水源とします大谷川が山の口地区で氾濫しました。その地域を浸水し土砂の堆積、氾濫した水が、上村地区まで流れ、住宅の床下浸水の被害を発生させました。このような災害を起こした要因について伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 大谷川につきましては、改修はされておりますが、そこに入る支流といいますか浅巻谷川がございます。この合流地点から大谷川の上流部分にもバックウォーターというのがあったというふうに思っております。この浅巻谷川につきましては、まだ未改修部分もございます、そしてまた断面不足というようなところもあろうかと思えます。これも一つといえば一つであろうと考えております。

あと、当然山側から流木等も流れてきているということでございます。ということは山のほうの整備等についても不十分なところがあったりとも考えます。そしてまた、山の整備につきましては、流木関係もございますけれども谷止め等の、そういう施設も今後考えていく必要があるのかなと、そういうようなことも含めまして、整備等が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） やはりこう私も思うんですけれども、このような災害、皆さんが思うように川の、そういう川に流木が引っかかってからの被害が出たのではなかろうかということでございます。やはり森林が荒れているのではないのでしょうか。やはり間伐した木をそのままにしているとか、やはり森林の整備が進んでいないということが、

このような災害を発生させているのではなかろうかというふうに思います。

森林を整備するために森林環境譲与税が昨年度より交付されました。大都市への配分が多くなっております。湯前町にあっては、森林管理・森林保全を行うべき森林があって、交付される額、昨年度の交付額ですが 289 万 6,000 円、少額となっております。この森林環境譲与税の配分が私有林人工林の面積 50 パーセント、林業就業者数 20 パーセント、人口割で 30 パーセントで割り振った交付です。毎年国会の要望活動を行っておりますが本年度につきましてはコロナウイルス感染症で要望をしておりません。

このような災害をですれ少しでも防ぐために、森林の整備を急がなければならないと思います。森林の整備保全に関しまして町長の考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されまして、本来でございましたならば、平成 36 年度からの課税でございましたんですけども、前倒しをされまして、現在先ほど遠坂議員がおっしゃったとおり、この配分額譲与税が本町にも来ているところでございます。今御指摘ございましたように私有林の人工林の面積、それから林業就業者数、そして人口とこの案分によって、本町におきましてはその額が配分されているんですが、本町におきましては国有林が 2,300 ヘクタールございまして非常に私有林が少ない、多分 400 ヘクタールぐらいだったですかね、だったと思うんでかなり額が少なくなっておるということでございます。

これにつきましても本来森林環境税につきましても、地方から呼びかけが始まって現実になったところでございます。御指摘のとおり、大都会のほうに大きく配分されているという部分もございまして、このへん議会の皆様方につきましても、この分につきましてもの改善を要望をさせていただきたいと思っておりますし、町村会のほうにつきましても税制改正等につきましても、森林環境税の配分につきましても自治体への大きな財源となるよう見直すことということで要望活動を行っておりますので、引き続きそこらへんについては対応をしていきたいというふうに思っている次第でございます。

○1 番（遠坂道太君） 今先ほどから町長からも、やはり今後町村会とかにおいて陳情していくということでされると思います。最後ですが、日本国土の約 70 パーセントが山林、森林ですかね、やはり湯前とあまり変わらないような状態のところなんです。そういったかたちの中で、災害がなぜ起きるかということが、やはり山の整備をしっかりしていくことが一つではなかろうかというふうに思います。

このような災害が発生しないよう防災の強化を行い、災害に強い町となるよう、町長はじめ先頭に立って、執行部の活躍を期待し、住民を代表し心から感謝申し上げ私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、令和 2 年 7 月豪雨災害の復旧について、遠坂議員の一般質問が終わりました。関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 農地の災害におきましては、昨年策定しました農地災害復旧事業分担金の金額を定める規程ということがありまして、国庫の補助金が対象になれば補助金を除く2分の1、国庫の対象とならなければ4分に1というのがあります。

町長にお尋ねしますが、今回この負担をゼロにしたいという先ほどの強い気持ちというのは、この2分の1、4分の1といったところをゼロにするというお考えなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） その部分がございます、その部分につきまして負担なしということで考えておるということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 昨年発表したときには、災害がこれから続いていくであろうということで、農業者の負担を軽減するためにこの規程を設けております。今回、更に大きな豪雨災害が来たのですが、じゃあ、この規程をさっそく1年後に改定しようと思っただのは、どのようなお考えに基づくものなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） その部分につきましては、今回の令和2年7月災害豪雨オンリーのみというように考えていますので、これから先につきましては今年度また災害があるかもしれませんが、今年度起きた場合については考慮せんばいかんかもしれませんが、来年度以降につきましては現規程をそのまま利用させていただけないか、今回については大規模災害であったというのが大きな要因ということで私は思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 蓑谷ため池にもかかわらず、廃土の問題です。前回ありました蓑谷のときに4万立米だったですか、今度が3万立米とおっしゃいます。今、牧良のスリットダムで取り組んでいるのが3万立米だったですかね、これはさっき言われたように廃土先が2キロメートル以内になって、八日原に持っていきますよね。で特段の配慮があったんだろうと思います。本町におきましてその廃土先ですね、湯前町に限らず球磨盆地の中ではほとんど扇状地なんです、土地の形状が。あのときにも御苦労なされたと思いますけれども、今度の廃土先というのを請負業者に任せるのではなく、廃土先を考えていないと無理だと思いますし、前のときにも苦労してしなはったと思います。

これを田植え時期までにおっしゃるのであれば、早急に考えていかないと、農地関係で考えていきますと、溝ばかりするよりも大元も一緒にしていかないと同じ事がまた起こるわけですね。それを課長分かっておられて答弁されているとは思いますが、あっさり言った話、廃土先というのは具体的に町のほうでは考えておらるっつですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この件につきましては、町長とも何回かお話はしているところではございます。候補地として何か所かは数か所は、ここがいいんではなかろうかと検討まではしております。ただ当然所有者の方がおられますので、そういう相談はまだ至っていないというところではございます。候補地としては数か所考えているとい

うことでございます。

○3番（森山 宏君） 候補地考えておられるということですが、早急に進めていただきたいと思います。といいますのも、田植えまでとおっしゃりますけれども今激甚災害は湯前だけではありません。人吉・球磨・芦北まで入ってます。この関係上すいません施工業者というのがどうしても施工量というのがあって、能力というのがあって、管外から来てもまず間に合わない。多分入札かかっても不落となるでしょう。なるだけ早いもん勝ちなんですよ。早く仕事出したもんが勝ち、勝ちではないですけども、したほうが有利です。後から出すよりもですね。ですから、そこも十分に考えられて、早急な取組をお願いします。

○町長（長谷和人君） 今森山議員のほうから御質問がございますように、ですから災害査定を急ぐんだと、早くそして12月までには何回も言っておりますけれども、農林そして公共土木災害等につきましても災害査定を県としては終了すると、そっちの方向で動いているということでございます。

今廃土のお話もございますけれども、何か所か候補地がございますして、用地交渉等も必要となってくるということもございますして、その場合については当然、地権者の御意向もあろうということも思っております。というのは谷等につきましても、例えば用水路なり、排水路等が存在しますので、そういう場合につきましても、条件整備というところで当然ハード整備が出てくる。その場合につきましても、災害復旧で対応が可能かどうか非常に難しい部分がございますので、その場合には町の工事になる可能性も十分あるんだ、諸条件が非常に出てくるのではなかろうかということも担当課とも相談しておりますし、近くにないだろうかというところで、蓑谷ため池につきましても実は詳しくは申し上げませんが、そういうところで近場で代替えができないだろうか、そんなことも考えてございまして、今私の頭の中はたくさん町政もあるんですけども、とにかく今おっしゃっている部分で頭がいっぱいございまして、早く追いつかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、それから入札関係についても不落の話をされているんですけども、不落にならないようにどうにかしていきたいと思っておりますので、御理解をして皆様方の御協力を一つよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） ただいま蓑谷のため池の堆砂の問題が出ていました。実際先日は田上のため池に上がってみましたら、3分の1以上が堆積しております。この点はどうお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 蓑谷ため池であったり、大谷ため池であったり、それは同じようなことと考えております。

○町長（長谷和人君） 大谷ため池、加えて多分黒木議員がおっしゃっているのは、そ

の横の部分の堰堤の話も多分含まれているんじゃないかなと思ったところでございます。その分につきましても営林署のほうにつきましても、実態をお伝えしておりますので、すぐに早々はできませんでしょうけれども、そこらへんについては、お話をしながら改善策を講じていきたい、かように思っているところでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 堰堤の上、あそこは営林署でございますか、治山のほうで入れてもらう、全体的にあそこは埋まってしまっております。私が言ったのは大谷のため池ですね、あそこがもう3分の1以上が堆積しておりますものですから、叢谷を搬出するのであれば、是非この機会に大谷の土砂も搬出していただきたいと思っておりますので、お願いしているんですが、その点はいかが考えておられるのですか。

○農林振興課長（稻森一彦君） ため池の堆砂した土砂を浚渫する場合、これも災害復旧のほうでの基準等がございます。それに該当するようなことであれば災害復旧のほうでも考えたいと思っておりますが、元々のボリュームといいますかは分かりませんが、いずれにせよ、たまっているものはどうかしなければいかんという考えでございます。ただ災害復旧にかかるかかからないかというのは別でございますが、いずれにせよ、今年というのなかなかいかないかもしれませんが、浚渫するということは考えていくべきと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで遠坂議員の一般質問の関連質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。

ただいま、遠坂議員の一般質問が終了したところですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9月10日午前10時に開きます。議事は一般質問、議案審議を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時56分

第 2 号

9 月 1 0 日 (木)

令和2年第6回湯前町議会定例会

[第2号]

令和2年9月10日
午前9時59分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	報告第3号	ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について
日程第3	報告第4号	一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について
日程第4	議案第43号	湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第44号	湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第45号	湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第46号	湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第47号	湯前町農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第48号	和解及び損害賠償額の決定について
日程第10	議案第49号	令和2年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	教 育 長	中 村 富 人
総 務 課 長	高 橋 誠	保 健 福 祉 課 長	高 木 堅 介	
建 設 水 道 課 長	皆 越 克 己	企 画 観 光 課 長	本 山 り か	

開議 午前 9時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第6回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。

本日の一般質問は、高橋議員、味岡議員の2名を予定しております。

一つ、新型コロナ対策について、高橋議員の質問を許します。

○7番（高橋一雄君） 日本共産党の高橋一雄です。昨日の一般質問に引き続き、自席からマスクを外して質問させていただきます。

私は通告しました、一つ、新型コロナ対策について、質問いたします。中国の武漢市でまず感染者が発生したと言われ、世界中に拡散した、コビット-19と名付けられた新型コロナウイルスは、今やどこで誰が感染したとしてもおかしくないと言われています。幸い、人吉市を除く球磨郡、湯前町内では感染者は確認されていません。私は、町内で感染者を出さないために、アルコール消毒などの防疫に尽力されている医療・福祉施設関係者、学校関係者、飲食店などの事業所の皆さん、役場職員など、感染防止に努力されている皆様に、心からの感謝を申し上げるものです。

さて、人吉球磨地域で過去1か月間、発症者が出なかったことから、本町のコロナ対応はレベル3からレベル2に下がりました。すなわち、密閉・密集・密接の3密を避ける、マスクの着用、手洗いをきちんとして対応する、そのことに加えて感染が拡大している地域から帰られた人、本町へ来られた人への行動の自粛を要請する、施設の衛生対策を徹底するということになっています。しかし、熊本県全体では、最高位の特別警報を維持するとされています。郡市の緊張感が下がったからといって、気を緩めることはできません。特に、これから寒くなり、心配されているいわゆる第3波に備えて、これまでの経験と教訓、専門家の知見を加えて、科学的な対応を準備して備えておくことが重要だと考えます。

今回、私はまず、高齢者の感染防止対策について、質問いたします。本町では、65歳以上の老年人口が40パーセント以上に達しているといわれています。高齢者、すなわちお年寄りの皆さん、加えて糖尿病などの基礎疾患のある皆さん、これらの皆さんにあつては、感染した場合に命にかかわる重篤化の危険性が指摘されています。私は、町民の多数を占める高齢者の感染防止対策は、本町にとって大変重要なことだと思います。

では、本町では、どのような取組をされたのか、町民に対してどのように情報を発信されたのか質問いたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 本町におきましては、高齢者の方に公民分館で週一回集まってもらいまして、住民主体の通いの場ということで、いきいき 100 歳体操などを行っていただいております。体操については、両手を広げて間隔は十分あるところですが、感染拡大が全国に広まったことを受けまして、3月に活動自粛の要請をこちらからお願いをしたところです。一旦落ち着きましたけれども、また県内でも出てきたときに再度自粛要請を行いまして、また落ち着いたときに再開をということで、自主運営のところですが、そういうまず密集・密接にならない、集まらないという対策を取っていただきました。それに加えまして、まず本町の備蓄の消毒液も、まだ自粛要請する前、したあととかにも配布をさせていただいております。

それから、高齢者に限らずですけれども、町内の回覧ですとか全戸配布で、県が作りしましたパンフレット等を配布もさせていただいております。大まかなところは以上でございます。

○7番（高橋一雄君） 緊急事態宣言が出たりとか近隣に感染者が出たときに、いきいき健康体操を中断されたということでした。しかし、高齢者が家に引きこもり体を動かさず、体力が弱くなると、免疫力が弱くなり感染しやすくなる危険性があるといわれています。3密を避ける取組もされていますが、新しい知見に基づいて対応を考えていく、対策が進化していくことが必要だと考えますが、その点についての考えを質問いたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど、パンフレットとかチラシとかを配布しましたということでお伝えしました。その中に一つ、5月15日に、熊本県で作りましたものがあります。これは、大変大きなものでございまして、新聞A2版ぐらいですかね、になります。これには、3密を避けるようなものの注意事項と、あと手洗いとか咳エチケットとかが表にありまして、中ほどには自宅でできる体操をイラスト付きで載せてあるものです。これを全世帯配布しまして、住民の方、特にいきいき 100 歳体操で公民分館に来られている方には、各地区の代表の方にもですね、また別のこれとは違う体操のパンフレットとかも配布してもらうように依頼しまして、なるべく自宅でも運動してもらうような取組を促すようなことをしております。以上です。

○7番（高橋一雄君） ただいまの答弁で、町内の高齢者の方も体力を落とさないためにどのようにしたらいいのか、あるいはグラウンドゴルフをするときにどのような注意をすればいいのかということに対して、大変参考になったと思います。

次の質問に移ります。もし万が一、ウイルス感染者が確認された場合、どのように対応されるのか質問いたします。郡市で新規感染者が確認されることがレベル3、特別警

戒です。湯前町内で感染者が確認されると、一気にレベル5、特別警報になります。基本的には、人吉保健所が対応して本町に指示をされるのだと思いますが、本町では家畜伝染病の際に、役場が24時間体制で町内での感染防止に頑張った経験もあります。また、熊本県内の自治体で、新型コロナ感染を経験しています。それらを参考にして、感染の疑いがある人が出た場合、検査結果が出る前に、保健所から指示がある前に、素早くやるべきことはやっておく、そうすれば感染拡大を少しでも抑えられるのではないのでしょうか。そういう考えがあるのか、ないのか質問いたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） ただいまの御質問ですが、本町で平成26年12月に、湯前町新型インフルエンザ等対策行動計画というものを作っております。これにつきましては、この新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、4月15日に一部変更しているところです。この中身は、各段階における対策ということで、未発生期から海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期というところで、各段階における対策につきまして、役場内の各部署で担当割り振りしたものを作っております、その中に細かくどういう対策を取るというのを決めております。ですから、もし町内ですと、保健所の指導も仰ぎながら、この行動計画に基づいて役場各部署で対応することになると考えております。以上です。

○7番（高橋一雄君） 私は、もしマニュアルがなかったら、マニュアル作成を求めようと考えていましたが、きちんとマニュアルを作っておられるということで、町民の皆さんも安心していることができると思います。

郡市から新たな感染者が出るレベル3以上になったときの問題として、感染者が出た事業所の関係者とその家族が、偏見と差別に晒されるという人権問題があります。質問通告を出したあとに、人吉市での事例が報道されました。人権問題を担当する教育長、教育課に対して、私は一般質問の通告を出していないので、指摘だけをして次の質問に移ります。

次に、医療・福祉施設への支援について、質問いたします。国は、新型コロナ対策のために、総額3兆円の地方創生臨時交付金を今年度の補正予算で組みました。本町でも、例年以上に地方創生の財政支援があっていると思います。自民党政府は、コロナ危機の中で、自粛要請はするが所得補償はしないというのが基本姿勢ではないのでしょうか。前年度と比べて大きく収益が減った企業と個人事業者への持続化給付金に、高いハードルを設けました。私は、町執行部が、国の経済支援の高いハードルから除外された事業者へ、町独自の支援に取り組まれたことを評価いたします。私は、平成16年、初めて議員になったとき、町の財政支出は議会でしっかり議論を交えて決めることが、基本中の基本と教わりました。軽々しく専決処分を議会は認めてはならないと教わりました。しかし、今回スピーディに取り組まれたことは、町内事業者からも町民からも喜ばれている

と思います。町独自の支援の詳細は、全員協議会で資料を付けて説明を受けました。今日も、午後からの全員協議会で説明されるのだと思います。

そこで、医療・福祉事業者などについては、どのような支援をされているのか質問いたします。

○企画観光課長（本山りか君） 町におきましては、事業者に対する支援金制度を設けて、そちらのほうで支援を行っているところでございます。内容につきましてはですね、御承知のとおりかと思いますが、町内の事業所の方が対象になりまして、前年同月2か月比でございますが、これで売上げの減少額が15パーセント以上の方、これらの方を対象としました支援金の交付を行っているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 病院や福祉施設では、全国で院内感染が発生しています。そこで、町内の病院施設も、感染を起こさないように物的・人的な、特別な努力をされていると思いますが、今企画観光課長が説明した以上に、そういった施設への支援はされているのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、町の備蓄品の中の手指消毒液の配布を行っております。で、その後、マスクが全国的にも不足ということもありましたので、保健センターで備蓄しておりましたマスクを、町内の医療機関、あと福祉施設等に配布しまして、4月と5月に2回に分けて、合計11,100枚の配布をしております。マスクと消毒液につきましては、県の備蓄マスクですとか県が一括購入しました消毒液等を、保健センターを通じての配布もしております。

それから、町独自の単独の新型コロナ対策としまして、町内の医療機関、医科、歯科の窓口にエチケットパネルですね、受付でのアクリル板を合計4台設置させていただきました。それから、現在品物が届き次第配布しているところですが、防護服、フェイスシールド、サージカルガウン、消毒液、そういうものを順次配布しているところです。以上です。

○7番（高橋一雄君） 本当はですね、政府がお金のことは心配しないでくださいという、強いメッセージを出すことが筋なんだと思います。政府のコロナ危機の担当大臣は、患者を受け入れて治療する医療機関を支援すると明言していますが、ところが患者を受け入れていない病院も、その他の病院も大変な経営危機にあるといわれています。新型コロナの治療とは直接関係のない歯科医院でも、院内感染を起こさないように緊張感を持って、物的・人的対応をされているだろうし、住民の側も今は診療・治療を我慢しようという気持ちになっていらっしゃると思います。

老人介護福祉施設も、入所者や利用者、職員が感染しないように、特段の対策をし、緊張感を持って仕事をされていることと思います。そうした中で、本来は先ほど述べたように、国が責任を持つ、安心してくださいというメッセージをきちんと発すれば、安

心しておられるのですが、今回答弁で町独自に財政支援をする制度設計もしてある、またマスクなど、衛生設備を配布している、そういう取組であるならば、本町の様々な施設の職員の方々も安心して仕事ができるのではないかと思います。

新型コロナウイルスが、感染地域でも人々の交流を通して日本国内に侵入し、国民の命と健康、人々の暮らしを支える経済活動に大きな被害を与えることは、皆さん御存じのとおりです。私は、政府が責任を持って、コロナ危機の中で、国民の命と暮らしを守る対策を更に充実させることを求めていくと同時に、住民に最も身近な地方自治体が執行部・議会一緒になって、住民の暮らしに寄り添い知恵を出す汗をかくことを求めて、一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、新型コロナ対策について、高橋議員の一般質問が終わりました。これより、関連質問を許します。

○2番（椎葉弘樹君） えっと、質問の中に、警戒区分の話が出てまいりました。で、本町においては、7月18日及び7月21日から公共施設の閉館していた部分を徐々に開館して行って、現在に至っております。ただ、本町は8月6日にですね、その後、8月6日から9月8日まで警戒区分3ということで表していましたが、その場合、公共施設等は一部閉館または全面的に閉館するということが掲げられています。えっと、その間の公共施設の開館状況についてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 先日、9月8日の日に、直近1か月を見まして、発症者が球磨郡市ないということで、レベル3からレベル2に落とさせていただきました。これについては、郡市内で新規感染者が未発生だが、発生の可能性が大であるというところも鑑みまして、レベル2に落としましたところでございますけども、町有施設につきましては今のところ閉館はせずに、ただ密を避け新しい生活様式に基づいて、使用していただくというところでございます。

ただ、まんが美術館については、今不特定多数といいますか、来館者の状況も見て休館という形にしているところでございます。そのほかの施設については、そういった新しい生活様式に基づいて、密を避けながらの使用ということを利用者の方にはお伝えしながら、使用させていただいているというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町が今回設定しているリスクの警戒区分の定義がですね、レベル3であれば一部閉館ないし全部閉館ということになっております。ただ、今回、湯前町としても、初めてこのリスクレベルを設定したわけですから、恐らく思うようには多分、定義どおりには運用できていなかったのかなと、ちょっと今思うところです。それについては今後の課題だと思います。

ただ、もう一点ですね、あさぎり町は例えば今レベル3で継続中です。人吉市は、熊本県の警戒レベルに準じてレベル4、特別警戒のレベルです。で、湯前町はレベル2と

ということで、高橋議員からありましたように、何か町村とか県のレベルで、この整合性
があまり取れていないのかなと思います。

そこで、町長にお尋ねしますが、この警戒区分の考え方、本町としては県に準じてい
くのか、それとも町独自でやはりやっていくべきなのかについてお尋ねしたいと思いま
す。

○町長（長谷和人君） 現状、今回初めてのケースでございましたので、この警戒レベ
ルにつきましては、実はあさぎり町のやつを準じさせていただきながら、そして8月か
らちょっとレベルの区分も実は変えさせていただきました。運用している間に、今椎葉
議員がおっしゃっております公共施設等につきましてもですね、少し現状と違っている
部分でございましたので、変更したところでございます。

で、今御質問されております部分につきましてはですね、今後の課題だというふうにも
私思っておりますので、それは県のレベルに合わせるかどうかというのは、ちょっと
私今のところ回答しにくいんですけども、今後の課題ということでお答えさせていただ
ければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 私、教育長のほうにお尋ねをしたいと思いますが、小学校、中
学校で、今月運動会と体育祭が開催されるわけでございますが、やはり密とか接触とか、
そういう問題に対して、どのような対策を取って開催されるのかお伺いしたいと思いま
す。

○教育長（中村富人君） 今の御指摘の意見につきまして、全くそのとおりでございま
して、小・中学校ともに、留意しながら対応に努めております。まず、具体的には、体
育大会が今週の日曜日が中学校、それから28日に小学校がございまして、日程を半日に
しております。それから、二点目は、これ難しいところですが、応援テントの中が密に
なりがちというところで、中学校のほうはテントなし、小学校のほうはちょっと工夫し
ながら、とにかく密にならないようにしていこうと、そういうふうな対策を取っており
ます。

また、これはコロナそのものではございませんが、授業時数がすごく切迫しておりま
して、授業時数の確保というところから練習時間が少ないので、そういうことからの練
習内容が少ない、そういうのが半日も関係をしております。

また、健康対策の一つとすれば、手洗いというのを全面的に、手洗いをとにかく学校
では重視していこうということで、今実践に努めております。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、新型コロナ対策についての関連質問を終わります。

次に、一つ、令和2年7月豪雨に関する復旧・復興体制、今後の環境整備について、味岡議員の質問を許します。

○5番（味岡 恭君） 5番議員の味岡です。通告書に従いながら、承諾をもらい一部を変更して、令和2年7月豪雨災害について、一般質問をいたします。

質問を行う前に、この度の、令和2年7月豪雨災害で亡くなられた方々に、哀悼の意を申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

質問をいたします。令和2年7月の豪雨災害で県南を中心に甚大な災害が出ました。本町では、人的被害こそなかったものの住宅の浸水や道路の崩壊、農地への土砂流入など大きな豪雨災害が出ています。災害に対する質問者が4人目なので、皆様の質問と重なるところが多いと思いますが、お尋ねをさせていただきます。

甚大な災害が発生しましたが、職員や消防団の対応が非常に迅速で良かったと答弁がありました。本当にお疲れ様でございました。これからの災害の復旧・復興に、平常の業務を行いながら対応できるのか、人員不足にならないのかなど、どのような体制で今後取り組んで行かれるのかをお尋ねいたします。

○総務課長（高橋 誠君） ただいまの質問のほうで、役場職員のほうのマンパワー的なところで、私も心配しております。新型コロナ、また今回の災害復旧のほうで平常業務といいますか、その間しなければいけない仕事が全て遅れてきております。今後の令和2年度の後半期にどれだけの業務が重なって圧縮して、職員に負担が掛かるのかというのが一番危惧しているところでございます。そういったことで、今後の増えるであろう農地災害、山林、河川、道路の様々な災害復旧のための業務、これについては、国の災害査定、設計積算、復旧工事等の入札業務に挑んでいかなければならない訳ですが、先の8月1日の職員の人事異動を行いまして、農林振興課と建設水道課、2つの課にそれぞれ災害復旧係を設置したところでございます。そしてまた、専任の職員を2名配置させていただいたところでございます。当然この2名の体制では、この先の業務量に追いつかないことは分かっておりまして、かなりの負担を強いられるというところでございます。

では、ほかの課の職員を配置すればという考え方もあるんですが、過去の災害復旧に携わった職員とか、建設水道課の業務に携わった職員でないと、今急がれる災害査定等々の対応できないものということで、緊急的に入ってきているものを含めて、また通常業務を含めて、人材不足が全体的に不足であります。現在の職員数と職員配置を見ますと、今回の8月の人事異動では2人が精一杯だったという感じは持っております。

よって、県庁の市町村課を通じまして事象自治法派遣、災害派遣と思っておりますが、

ほかの自治体、市町村からの応援職員を4名ほど要請をかけているところがございます。

しかし、ほかの自治体も本町と重なるところがありますが、県北においては熊本地震復興の事務も、まだまだ継続されているところがございます。九州内も見ますと、九州北部豪雨ですか、そういったものの災害復旧にもまだまだ業務が重なっておるところで、派遣は厳しい様子であると、9月に入ってからも返答はありませんので、厳しい様子かなと思っております。新型コロナ対策事業も併せて、ほかの自治体、市町村も同時に行っているところございまして、本町への派遣がかなり厳しい様子だという県からの報告、状況もうかがっております。

今現在、そういった自治法派遣以外にもですねマンパワーの人材確保をするために動いているところでもございます。以上です。

○町長（長谷和人君） 今総務課長の答弁に加えまして、私のほうからも一部報告させていただくところがございます。マンパワー不足ということで、本町のほうも先ほど総務課長が答弁しましたように、県のほうにお願いしました人的派遣を要請している訳ですが、その返答がなかったということで、私県庁のほうへ出向きまして、市町村課の課長とお話ししながらその話をお聞きしたんですが、県下で172名でしたでしょうか、要請が県下からあっているそうございまして、まず熊本県内におきます大きな市ですね、に要請をかけて、県のほうからされたそうですが、なかなか今回はやっぱり先ほどから言いますように、コロナ対策関係につきましての創生交付金の絡みで、非常に難しい。加えまして熊本地震が、まあ4年目5年目でございますか経過している訳でございますけれども、まだその残務整理が残っているということで、県下では大変厳しい状況であるということで、実は九州知事会のほうにも要請をしているけれども、なかなか難しいということでございました。後は国ということで総務省のほうに、実はそれを投げかけているという現状でございますけれども、多分これもかなり時間を要するのではなかろうかというふうに、私は思ってきたところでございます。

ですので、何とかやりくりをしなくちゃいけない訳でございますけれども、一応専門職2名が就いている訳ですけれども、その下にですね、何とか事務ですか、でもできる人間をまずは雇わせていただきまして、その場をまずしのぐ、総務省から来る国から来ていただく人間を待つしかないところがございますので、できましたならば、今度18日最終日でございますけれども、このときに2名ずつの会計年度任用職員をですね、実は補正予算を組ませていただけないかというところがございます。そういうところなんですけれども、加えまして、今回かなりの大きな災害ということで、各方面等にも実はいろんな形でお願いをしてまいっているところがございますが、その執行に対してのいわゆる災害査定ですね、これが実は、農林それから公共土木とも12月には査定を終わりたいという県の意向もあるようございまして、それに向けてまずまっしぐらに行

きたいというふうに思っておりますので、私のほうもそちらのほうに力を振り注がんといかんのかなというふうに実は思っている次第でございます。以上でございます。

○5番（味岡 恭君） 非常に厳しい採用になるかと思えます。極力努力されてですね、人材を求めていただきたいというふうに思えます。

県南の甚大な災害のために、県もですね復旧・復興に取り組むための県南復興局を新設され、復興プランが策定されると決まりました。本町の災害も大規模で緊急性が高く高度な技術力が必要であることを考慮すると、金子衆議院議員が特別委員会で要望されました非常災害の指定をしていただき、一部を国・県の代行による災害復旧をお願いするなどできないものかをお尋ねいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 国・県の代行によります災害復旧ということですが、まずは球磨村等の例から申し上げますと、非常災害の指定をいただきということになります。非常災害の指定による権限代行による例として、球磨村の村道4路線 24.7キロメートルのうち斜面崩落や道路橋が流出した計8キロメートルの復旧代行の工事があります。4年前の熊本地震で被災した南阿蘇村の村道3路線と、去年10月の台風19号以来3例目、豪雨災害では初となるそうです。根拠法といたしましては大規模災害からの復興に関する法律の規定に基づき、政令で非常災害に指定され特定大規模災害として緊急対策本部が設置されたものとなります。対象となる公共施設ごとに規定があり、道路災害といたしましては道路法の特例規定により、被災市町村を包括する都道府県は、道路管理者である当該被災市町村のほうから要請があり、かつ当該市町村における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制、その他地域の実情を勘案して特定大規模災害などからの円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって自ら市町村道の特定災害復旧工事などを施行することができるかとあります。河川災害においても河川法に同趣旨の規定があるそうです。

この中で地域の実情を勘案してとは、どの市町村でも地元からの要請があれば代行実施できるものではなく、球磨村の場合、被害額が突出して多いことや、15集落について完成を急ぐ必要があることなど具体的な状況において判断されるものと思えます。

そのため、本町でも過去に例のない被災状況であります。同様に多くの市町村が被災している中で、特に球磨村や人吉市などが特段に被害が大きく、迅速な復興のために特別な支援が必要と判断され、県としても事務遂行に支障のない範囲で決定されたものであらうと思えます。

また、国による権限代行の根拠法につきましては、道路法第13条において、工事が高度な技術を要する場合、高度な機械力を使用して実施することが適当であると認める場合、都道府県に代わって自ら指定区間外における工事を行うことができるとし、第17条

管理の特例においては、国土交通大臣は災害が発生した場合において、都道府県または市町村から要請があり、かつ市町村における道路の維持または災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県または市町村が管理する次の各号に掲げる道路について、高度の技術を要するまたは高度の機械力を使用して実施することが適当であると認めるものに限るを、当該都道府県または当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務に支障のない範囲内で、これを行うことができるとしており、次の各号に掲げる道路としては 1 号で指定区間外の国道、都道府県道または市町村道の維持、道路警戒のために行うもの。警戒というのは道路を開くということで、一般的に通行をできるようにするということでもあります。

それから第 2 号として、都道府県道または市町村道の災害復旧に関する工事というのが該当になります。令和 2 年 7 月豪雨では球磨川を渡河する橋梁 10 橋が流出するなど、被害が広範囲に及んでおり、流出した 10 橋を含む国道 219 号や県道など約 100 キロメートルの災害復旧事業を代行することが決定しています。初めに国道 219 号と並行する県道を組み合わせた 1 本の警戒ルートの確保を進め、また通学路にも指定されている西瀬橋の仮橋設置が完了しているところです。本町におきましては、災害対応の復旧のため人員配置についても専任職員の配置、兼務職員による支援、関係課とも協議・情報交換をしながら、その体制のもと鋭意災害復興に取り組んでいくこととしております。現在は災害査定に取り組んでいるところで、全体的な見通しの前段階として、まず査定による事業費の決定等により復旧の一步を歩み始めたところです。

また、県の代行事業ということではありませんけれども、現在県で実施している事業といたしましては、牧良川にあります透過型砂防堤防、スリットダムについては土石流で溜まった土砂を除斥していただいているところです。

それから、国道 219 号沿いの中猪地区で起こりました山からの土砂流入につきましても、緊急的な砂防工事について、事業実施について実施するというような連絡がされているところです。以上です。

○5 番（味岡 恭君） 先ほど言われましたように、中猪の砂防指定、砂防は今回 2 か所崩壊しておりますけれども、2 か所とも砂防指定して砂防を入れるということで決定なのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 具体的な施工内容につきましては、連絡を受けていないところではございますけれども、今回の議員がおっしゃいました 2 か所の部分についての工事について、熊本県のほうで実施するというところで聞いているところであります。

○5 番（味岡 恭君） 砂防は分かりましたが、山腹の修復等についてはどのようになるか聞いていないということですね。法面の修復。まあ枠を組んで、法枠を組んでするのかアンカーポールでするのか、まだ聞いていないということでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 具体的などのような工法というところまでは確認しておりません。申し訳ございません。

○5番（味岡 恭君） 私が一番心配したのが、牧良の河川、山腹が相当な被害が出ております。そのあたりを、なんとか県あたりにお願ひできないものかというふうに思ったんですが、そのへんは県のほうになんか話はされたんでしょうか、お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 山腹崩壊につきましては、私有林も含めまして町内に25か所ほどということになっております。山腹崩壊につきましては、県のほうの事業で行うこととなっております。それとまた別にですね、国有林のほうにつきましては森林管理署のほうで行うということで、町内では5か所ほどが国有林の山腹崩壊、その治山施設のほうを入れるというふうになっているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今回は、山腹崩壊が非常に多くてですね、球磨川、国道の一部崩落、橋梁・鉄橋の流出など、こんなに氾濫するとは考えたこともありません。甚大な災害となった要因は、雨の量が多く球磨川でも今までにない最大の雨量が要因だと思いますが、ほかにもいくつか要因があると思います。今後、本町でもできることがあるのではないかと思うんですが、お尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 球磨管内におきましては、平成30年度に県・市町村・森林組合・民間の林業事業体によりまして、次世代につなぐ球磨の森づくりルールというものが作成されております。この中でですね、適切な森林施業の確保、路網の整備、この中には、設計であったり施工、また排水対策に関する留意事項、そして伐採後においても枝等の残材を現場に残す場合は、出水時に河川に流れ出したり雨水をせき止めたりすることにより林地崩壊を誘発することがないように、また流出しにくい場所に集積するなど、後片付けに十分注意する。また路網・土場の完了整備として作業により荒れた箇所を補修を行うことともに、流れ壊れにくい施設となるよう必要な排水対策を行う、このようなことが作成されております。

そして、県、これは林務関係のことですけれども、県・市町村・森林組合・民間の林業事業体により、森林環境パトロールの際にですね、作業道などから土砂が流出した形跡が見られれば、排水処理の改善確認などの全体講習会なども開催されているところでございます。

またこのほかにですね、山止め等の治山施設も必要に応じて県のほうにも要望していかなければならないというふうなことを考えているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今課長から説明がありましたが、そういうことがまだちょっと不足してたんじゃないかな、今回の土砂流出もですが、流木等の流出もですね、今度被害が起きたのは橋梁等にごみ、木切れ流木等が引っかかって、やっぱり橋の流出にもつながったのではなかろうかと思うことが多々ございます。今後、そういうことを十分考

えながら配慮していただきたいというふうに思います。

災害から質問がちょっと外れるかもしれませんが、先日遠坂議員よりも今回の災害の要因ではないかということで質問されましたが、再度お尋ねをいたします。民有林等がなくても人口が多い都市に数億円の森林環境譲与税の交付がされるのでしょうか。何のための森林環境譲与税なのか、個人では山の維持管理は大変難しいです。今度のような甚大な災害等を未然に防ぐには、森林環境譲与税を活用した豊富な森林環境を活かした拠点整備をして、安全で安心な郷土づくりをするべきではないでしょうか。下流の災害等も減少するのではないのでしょうか。国や県にわれわれ議員をはじめ関係市町村長は、森林環境譲与税の交付割合を増額要望すべきではないのでしょうか。いかがお考え化をお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 本年におきまして、熊本県の町村会等で今御質問いただいております森林環境譲与税の配分につきまして、見直していただきたいというふうな要望をしておるところでございますし、本議会のほうにおきましても、代議士の先生あたりにもお願いしてあるというふうに私も思っている次第でございます。引き続き議会の皆様方におきましてもですね、その配分関係につきましての要望を引き続きお願いしたいというふうに思っております。当然、この森林環境譲与税につきましては、私有林に対しての人工林面積というかたちで譲与税の基準がなっておるところでございます、本町の場合につきましては、昨日も答弁させていただいたんですが、400ヘクタールということで非常に民有林が1,200でございますか、私有林が確か400ヘクタールぐらいだったと思うんですけれども、非常に面積が少ないということで配分額が他の町村から見ましたときに、非常に少ないという部分がございますので、その点につきましても引き続き要望を重ねていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方のお力添えをいただきますようお願いするところでございます。

○5番（味岡 恭君） 再度お尋ねしますけれども、多いところでどれくらいの森林環境譲与税がくるのか、少ないところはどれくらいなのかお尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今から申し上げます数字につきましては、この制度が始まった令和元年度の新聞等の記事からとなりますが、大都市への配分が大きくなっているということです。これにつきましては一番多かったところ、人口が多いところなどと思いますが、1億4,300万円となっております。一方人口が少ないところ、私有林の面積も少ないところ、また人口も少ないところだろうと思いますが、これにつきましては1万円程度になっているところがございます。

○5番（味岡 恭君） 本町も少ないほうに入るのかなと思いますけど、やはり今後です。ね議会も当然のことですが、町村長も今後陳情をしながら増額を目標としていただければと思います。

最後に一つ質問しますが、浜川に小水力発電所がございます。今回の豪雨で発電所に土砂の流入があり、また個人の住宅にも倒木等により被害が出ています。発電所は県が施工し現在は幸野溝土地改良区に移管してあると思います。町として災害にどのような対応ができるのかお尋ねをいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回の今議員のほうからあったところにつきましては、農林振興課のほうで対応したいと考えております。2つの事業で対応することになるかと思っております。一つは林業関係のほうで熊本県の単独補助事業により、そちらのほうからの補助金をいただきまして、湯前町が事業主体となり自然災害復旧事業により、山側の山腹等の保護施設を計画したいというふうに考えております。もう一つにつきましては、農業用施設災害として、隧道から用水路部分に関する災害復旧を実施することとして計画しているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 個人の住宅で倉庫及び自動車というんでしょうか、それに農機具等が少し破壊しているかと思っております。そのへんのあれはどう考えているのかお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農機具の倉庫であったり畜舎、農業用のハウス、または農業用の機械等で被害を受けた方の支援として、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業、被災農業者支援型という事業がございます。これにつきましては国のほうで2分の1、県のほうで10分の2、市町村も10分の2という補助率により、支援対策があるところでございます。これにつきましては県のほうからの通知が来ておりまして、これについては現在回覧のほうで各世帯のほうに回覧いただいているところでございます。この事業の内容につきましては、被災後もですね営農をやめることなく再開しようとする農業者の方で、市町村が認める農業者が対象ということになるものでございます。機械などの再取得につきましては耐用年数の期間は農業を継続する必要がございます。もし高齢で継続が難しい方につきましては、後継者に無償譲渡すれば対象となるということになっております。農機具につきましても修繕も可能というふうになっているところでございます。以上でございます。

○5番（味岡 恭君） 家の住宅の隣が山林になったかと思っております。倒木による被害だと思います。その山林はどこかの管轄といいますか個人の山なんでしょうか、どうなんでしょうかお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 個人の方の所有というふうになって、一部町名義の分も入っている状況であります。

○5番（味岡 恭君） 最後に各議員の質問に対し、町長よりしっかりとした支援を行えるよう頑張るという答弁がございました。農林業も高齢者が多く金をかけてまで復旧はできないといわれる方が多いと思います。しっかりとした手厚い支援をしていただき

次の時代へつなげていただきたいと思います。この件で、何か答弁があればお願いします。

○町長（長谷和人君） 今味岡議員からですね、しっかりとやってくれという強力な応援の言葉をいただいたと思っている次第でございます。昨日からの一般質問の中でもお答えさせていただいているところでございますけれども、今回の災害につきましては、本町の町史に残る大変大規模な災害であったということでございますので、私のほうも残り2年6か月ですか7か月でしょうか、この期間につきましてはですね、災害復旧を最優先とさせていただきながらですね、早く国土のですね復旧復興というかたちで優先させていただきながら、一生懸命働かせていただきたいと思いますというふうに思っている次第でございます。どうぞ議員の皆様方もよろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○5番（味岡 恭君） 豪雨災害の早期の復旧復興をお願いしまして、5番議員の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで一つ、令和2年7月豪雨に関する復旧・復興体制、今後の環境整備について、味岡議員の一般質問が終わりました。

これから関連質問を許します。

○3番（森山 宏君） 先ほど、牧良のスリットダムの搬出について答弁がございました。あそこまで行くときに路肩の崩壊が起きて、フレコンで対応なさっているように見受けられました。スリットダムの手前の文一橋の上のところの橋、あそこ下部工もあまりよろしくない状態だというふうに、地元の方からも聞いております。これは県が搬出廃土をやってますけれども、この搬出道路、林道ですかね牧良、この分に関しての管理は町が行っております。この安全性の確保とか、もしも崩土がきたり、落橋した場合とかいうふうの安全対策というのは、町の負担に、責任に及んでくるわけですかね。

○建設水道課長（皆越克己君） 一応町道牧良線というところになりますので、町の管理ということになっております。現状におきましては、手前のほう鋼板を敷いたりしたところでの応急の安全確保の対策ということで実施されているといふふうに認識しております。具体的に議員御質問の中でですね、具体的なことでそういった損傷といいますか被害といいますかそういったことの確認が取れた分につきましては、基本的に町の管理になりますので、町のほうで対応というかたちになるとは思いますけれども、状況に応じて、そのときのケースに応じて、確認をしていただき対応をするということになると思います。

○3番（森山 宏君） 確認ですけれども、路肩の補修、結局道幅ですね、拡幅がないんですね。崩れたまんまでフレコンをして再度の崩落をただ止めているという段階であって、拡幅しているわけでもなく、その町道であったのならば重量積載車が通り

ますよね、連続して通りますので路肩の耐久性というのを鑑みたときに、県が緊急事業でやっておられるんでしょうけれども、併せましてあそこの路肩の復旧も県のほうにお願いして、してよかばいと町から、してよかばいというふうに県のほうに 100 パーセントしていただくような取組をできないものかと思います。特にフレコンだけでは路肩の崩壊を止めることはできませんので、そこのところも県のほうにぜひ要望してください。

○町長（長谷和人君） 今森山議員の御指摘いただいている部分でございますけれども、文一橋から 200 メートルくらいですかね上のほう、右岸側のほうですね、町道の部分が災害復旧というかたちになっておりまして、まだ申し訳ございません査定のほうに行っていないところがございます、今運搬途中に路肩が痛むのではなかろうかというような御質問だったと思っております。その場合につきましては、私のほうからも今そのような御助言がございましたので、県の土木部長あたりともそこらへんお知らせしまして、当然重輪が入っているわけでございますので、痛むのは間違いないわけですので、そこは的確に私のほうで支持をさせていただきたい、かように思っております。

それから、常に毎日におきまして町道の現状をですね、どうなっているのかを安全確認をさせていただこうと思っておりますし、それからちょっと私お聞きしたところによると、一斉に何回かけているのか分からないんですけれども、地元の車両等もあるということで、荷を積んでから一緒に並んで行っているそうでございます、非常に地元の皆様に御迷惑をおかけしているということもあってですね、そういった計らいもやっているというところもお聞きしたところでございます。

しばらくの間、御迷惑御不便をおかけするなと思っている次第でございます。こちらにつきましても旬報等でお知らせをしていけばというふうに思っている次第でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、令和 2 年 7 月豪雨に関する復旧・復興体制、今後の環境整備についての、関連質問を終わります。

以上で、日程第 1、「一般質問」を終わります。ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 06 分

再開 午前 11 時 19 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 2 報告第 3 号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、報告第3号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第3号について、提案理由の説明を申し上げます。ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第173条第1項の規定に基づき、関係書類を提出するものです。詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） タブレットの2ページをお開きいただきたいと思います。令和元年度、第23期事業報告になります。議案につきましては、全部読み上げますと長くなりますので、主なところのみを説明させていただきます。

2ページです、総括、今期は、異常気象による大雨土砂災害警報による避難勧告の発令、消費税10パーセントへの増税、本格的な全面休館での施設改修工事など様々なことを経験することになりました。

施設運営面では、慢性的な人手不足は解消できませんでしたが、おもてなしのサービスを維持向上するため、準備、計画などお客様への安心、安全を提供することが最大限の強みとしてスタッフ一同取組み、3月15日からのリニューアルオープンに望んでまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、多大な影響を与えています。このような状態に落胆と危機的状況ではありますが、何とかこの状況を乗り切るため湯楽里の魅力は今後も維持することを使命感とし、難しくとも前に進み、本町の観光拠点施設として、行政、地域の人々と共に、観光客が期待する湯楽里ブランドを構築していきます。

地域に活力を与え観光客を集客しリピーターを確保することが、地域活性化につながるのではないかと、リニューアルした湯楽里が地域と共に成長することがこの困難を乗り越える最重要課題と言えるのではないかと考えます。

3ページをお開きください。湯楽里部門ですが、主なものについて御説明いたします。10月11日、湯楽里改修工事安全祈願祭となっております、ここから大規模改修の工事がスタートしたところでございます。

4ページをお開きください。1月20日から3月14日まで、湯楽里全面休館による施設改修工事が始まっております。

3月15日湯楽里営業再開、プレオープンしているところでございます。

グリーンパレス部門です。9月20日、ゴーカート5台新車納車。

10月1日、消費税10パーセントへ改定、料金の改定でございます。

3月2日から19日、新型コロナウイルス感染予防のため休館としております。

5 ページをお開きください。会議でございますが、11 月から毎月のようにです。ね施設改修に伴います全体会議を開催しているところでございます。

6 ページをお開きください。研修、職場体験、見学受入につきましては、そこに掲載しているとおりでございます。

7 ページをお開きください。総会につきましては、5 月 10 日に臨時株主総会、6 月 26 日に定時株主総会を開催しております。取締役会につきましては、4 月から 3 月まで 12 回開催しております。監査もやっただいております。主な工事関係につきましては、そこから 7 ページから 8 ページにかけまして、こちらが湯楽里で実施した工事でございます。湯前町工事に関しましては、そこに掲載しているとおりでございます。

9 ページをお開きください。第 23 期の貸借対照表でございます。資産の部、流動資産、現金から仮払金まで 7,052 万 5,336 円。固定資産は、有形固定資産と投資その他の資産合わせまして、3,233 万 1,434 円でございます。資産の部合計 1 億 285 万 6,770 円です。

負債の部、流動負債、買掛金から未払法人税等まで 1,065 万 6,169 円です。固定負債 966 万 6,000 円。負債の部合計 2,032 万 2,169 円。純資産の部、株主資本、資本金、利益剰余金を合わせまして 8,253 万 4,601 円。純資産の部合計 8,253 万 4,601 円。負債・純資産の部合計 1 億 285 万 6,770 円でございます。

10 ページをお願いいたします。第 23 期損益計算書でございます。売上高につきましては、温泉売上からゲストハウス売上まで 1 億 1,096 万 8,585 円、売上原価④のところでございますが 1,723 万 9,140 円、売上総利益 9,372 万 9,445 円、販売費及び一般管理費 1 億 2,455 万 2,062 円、営業利益マイナス 3,082 万 2,617 円、営業外収益、指定管理料等でございますが 1,184 万 2,345 円、営業外費用、雑損失 5 万 2,665 円、経常利益マイナス 1,903 万 2,937 円、特別利益 360 万円、特別損失 886 万 768 円、法人税等 18 万 2,500 円、当期利益マイナス 2,447 万 6,205 円、前期繰越利益 661 万 806 円、当期末処分利益マイナス 1,786 万 5,399 円。右下のほうでございますが、第 23 期利益処分、当期末処分利益マイナス 1,786 万 5,399 円、配当金 0、利益準備金 0、次期繰越利益マイナス 1,786 万 5,399 円でございます。

11 ページのほうに、第 23 期の各部門別利用者実績表を掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

12 ページをお願いいたします。こちらには、ゆのまえグリーンパレス利用状況を掲載しておりますので、こちらも御確認をお願いしたいと思います。

13 ページをお願いいたします。令和 2 年度第 24 期事業計画。基本方針。1、明るい笑顔の真心サービスを基本に取り組みます。2、私たちは「安心・快適」を心掛けお客様に「夢と感動」を与えます。3、私たちはお客様の心を動かすサービスを実現する為、常に変革に取り組みます。4、私たちはお客様のニーズを見極め的確な集客を心掛けま

す。あと、一般事業、イベント事業を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

14 ページにつきましては、観光事業、連携事業を掲載しておりますので、こちらを御確認いただければと思います。

その次のページに経営状況の概要としまして、3か年度比較ができるような経営の状況を記載しておりますので、こちらについても、御確認をいただければと思います。

またその次のページでございますが、こちらのほうは、キャッシュフローの計算書を掲載しておりますので、こちらも御確認をいただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑に入ります。発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） 12ページのグリーンパレス公園関連の営業について伺います。湯楽里全体で見ますと過去最大のマイナス3,082万円ということで、これはまあリニューアルの影響もあったのかなと思うところですが、グリーンパレス公園の営業の部分についても平成30年との本報告において、指摘をさせていただきました。その中で本山課長のほうからは、営業利益のマイナス部分については、グリーンパレス公園の営業内容で、何か取組が必要という御意見でした。その後、社長である鶴田前社長からは、現場としっかり協議していきたいということでした。このグリーンパレス公園の営業に関して。

そこでお尋ねします。グリーンパレス公園の売上、今回令和元年で765万円に対して、どのくらいのマイナスだったのか、についてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） グリーンパレスの実績につきましては、前年度と比較しますれば、30万円の増額ですね、利用状況としましては、増額になっているところがございます。営業に関しましては、評価をいたしてございまして、近隣町村に、例えば合宿の営業ですとか、あとはグラウンドゴルフのパックの御利用の営業ですとか、そういうところには、パンフレットを持ってですね、施設職員によって営業をかけたというのをやっております。またはキャンプ場の利用のお客様ですとか、施設を御利用いただける方々への、御意見のお伺いをしましてですね、その御意見に応じた対応というのを心がけて改善をしてきたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） その売上765万円に対して、どの程度のマイナスが出ていたのかというところが、この報告書の中からは読み取れませんでした。それがどれくらい大体あるのかといったところをお聞きしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○企画観光課長（本山りか君） 議案説明資料のですね、A3の用紙をご覧いただければと思いますが、3か年度の湯楽里の経営状況の概要という表になります。で、そちらのほうの、中程の4番の団体への町関与の状況というところでございますが、この中で指定管理料という項目があると思います。ここがですね3か年の比較におきまして、平成29年度が1,116万184円、それから平成30年度が1,093万2,563円、それから令和元年度におきまして1,125万6,444円ということでございまして、まあこの比較でですね、ちょっと若干やはりグリーンパレスに対しての指定管理料が上がっているということで、まあこの部分になります。

○2番（椎葉弘樹君） グリーンパレス公園の各メニューを見たときに、まあ大きく変わったといえばグラウンドゴルフ場が出来たという部分で、その他の部分というのは、ずっと現状維持となっています。営業利益のマイナスの部分の大半が、グリーンパレス公園ということであれば、やはり前社長である鶴田さんが言われたように、協議をして、ちょっと見直しを図っていくことも重要なのかなと思っております。

また、湯楽里の基本方針においても、常に変革を行うというふうに書いてありますので、是非その行動指針に従って行動していただきたいのですが、町長にお尋ねします。この、いま時代はかなり早いスピードで動いております。この時代に沿ったグリーンパレス公園のメニューの見直し等の検討をされるお考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現状、今施設の整備がほとんど完了いたしまして、今運営をしているわけでございますけれども、要は、そこに来ていただくお客様に対してのサービスの向上しかないのかなというふうに思っている次第でございます。加えまして、昨年度でございましたか、電源立地地域対策交付金を活用いたしまして、新しくゴーカート等も入れさせていただいたところがございますので、そういうのも少し、今回前年度より30万円ほどグリーンパレスの使用料が上がっている一つの要因なのかなというふうに思っている次第でございます。新しくその施設の整備をする場合につきましても、本町の方と、湯楽里株式会社とのほうで、魅力的な施設、それは大がかりな事業費が掛かるような部分でございまして、安価な何か施設等も必要なのかなと今思った次第でございますので、今後の課題点ということで、今お話を伺えばというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 9ページのですね、貸借対照表について伺います。流動負債の中に、未払消費税等というのがありますよね、これの消費税というのは、預かって支払

った、その差額というのを消費税で計上するわけなんですけども、この消費税というのは、これは前期決算の中間か、後期払いの残金という捉え方でよろしいんでしょうかね。

○企画観光課長（本山りか君） ここに掲載しております金額につきましては、3月31日の決算時点での支払いの状況でございますので、確定しているから、またお支払いする分ということでお考えいただければと思います。

○3番（森山 宏君） 今般のコロナ禍における消費税とか納税の減免処置とかいうのがありますけども、これの申請をされる考えがあるのか、そして未払金のほうがですね、ものすごく多く、売掛のほうが、預り金ではなくて、売掛金ですね、こっちの方が低く、単純で考えると、期末の棚卸高というか、期末の債務、未払いの方が多というふうに捉えられます。在庫が100万円ないのに、それに対する費用が700万円というふうに、まだ払っていないぶんが700万円というふうに見受けられますけども、今年の3月、期末の結果ですよね、棚卸残高がこれだけないのに、未払がこれだけあるということは、何か事情があったわけですかね。

○企画観光課長（本山りか君） すみません、明確な答弁になるかどうかは分かりませんが、今お答えできる範囲でお答えさせていただければと思います。前期の22期におきまして、参考までに、買掛金のほうが、前期は230万円程度でございます、未払金が610万円程度ということで、前期も買掛金のほうが230万円程度ございまして、今期は74万円程度ということで、先ほども申しましたとおり、3月31日決算時点での状況でございますので、若干の年度間での違いというのはあると思いますが、今議員御指摘のとおりですね、そういったことも考慮しながら、今後は3月31日の決算を迎えるような指導ができればなあと考えております。

○3番（森山 宏君） はい。再度確認なんですけども、この納税に関しては、減免の処置というのはないんでしょうか。確か今回、コロナ禍で減免処置があったように聞いておりますけども、確か未払いの消費税に関しては、決算期の分納を前期、後期で払えると思うんですけれども、この未払法人税等、このようなものは、確か後納とかいう減免措置があったんではないかなと思うんですけども、そこは湯楽里は対象ではなかったんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） コロナ禍において、そういった制度もあったと記憶しております、ちょっと資料を持ってきておりませんので、まあ何が対象になったかどうかというのは、ここでは確認は出来ないんですけども、今後は、そういった制度も活用しながらですね、有利な方向でできるように指導をやってまいりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 本来ならば、湯楽里のリニューアルオープンで胸を張って令和元年の事業報告ができるはずだったんですけれども、新型コロナウイルスによって、足

元をすくわれたかたちになり、報告者もさぞや忸怩たる思いがあると思います。

そこで2年度の事業計画ですけれども、まだこれからは、ウィズコロナ、アフターコロナの取組が必要とされるわけですが、インバウンドにも対応した取組というふうな計画を出されていますが、今年の2月も湯前駅に赤提灯がぶら下げてあったから、しばらく私は、分からなかったんですけども、あー中国の春節に併せてインバウンドのために取り組まれたということを知って、今になって思えばと思ったんですけども、国内の観光業界の大手も、もうインバウンドには頼らずに、国内の人に近場の観光地を再発見してもらって、それもコロナ感染とかを心配しないでいいように、ホテル、旅館もきちんと対応して楽しんでいただくということを、これからの取組と考えられているようです。

ですから私も、湯前の観光は、目玉は湯楽里だと思っています。そして町内の飲食業者と競って、湯前に行けば、美味しいものが食べられるよねという、そういう声を県内、九州各地から上がってくるような取組みが重要だと考えています。国内の旅行業界とかの動向を注視して、もうインバウンドには、しばらくは頼れません。経営に頑張りたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今高橋議員から、再出発に際しまして、大変、私も、総会時に発言しているんですけども、大変厳しい船出となったところでございました。それで、取締役会等でも、御報告しているんですけども、インバウンドに頼らないということで、今国が勧めておりますG o T oトラベルキャンペーンですか、これについても実は申請をしているところでございます。

それからキャッシュレス決済、いわゆるPayPayの導入、加えまして、くまもつと泊まろうキャンペーン、これも利用させていただいておりますし、私のほうから指示いたしまして、各種従業員から、新たなお客様を呼び込むためのアイデアを出してくれということで、指示をしておりまして、今後、本年度が中長期の計画の策定期間ということでございますので、それにもそういうアイデアをいただきました中から、優秀な部分については取り込みながら、今後の湯楽里の運営を行っていきたくて、かように思っている次第でございます。以上でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 湯楽里の職員数等について伺います。別紙のほうには、職員数12人と書かれています。これは正社員、嘱託社員の内訳を教えてくださいのと、あとパートの方が何人いらっしゃるのか、この人数の内訳を御説明をお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） ここに掲載しております職員数につきましては、下の注意書のところで表記しておりますように、正職員の方のみの人数ということで、お考えいただければと思います。パートさんとか嘱託さんにつきましては、ちょっとここに資料を持ち合わせておりませんが、大体あるばいととかの方も含めまして、20人から25人程度は、常時ですね雇用をさせていただいているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 平成10年当時は、正職員19人、パート26人ということで、45人体制で動いていたわけですが、これが平成20年になりますと合わせて28人、平成30年で26人ということで、今詳細な数字をちょっと確認させていただいたわけですが。そうしたときに、正社員、嘱託社員が、平成30年17人だったのですが、これが12人にまた更に減っている現状だと思います。非常に人材確保に御苦労されているのではないかと思うところです。そして平成30年度の、この質疑においても、同僚議員のほうから、その人材確保について、何か対応策があるのかというところで聞かれたときに、前町長からは、給与体系や雇用体系なども含めて改善を図らなければ、今の状況を改善することはできないということで、明確に言われております。ただその2年前から更に悪化している状況です。そこで町長にお尋ねしますが、今現状、この職員の給与体系等も含めて、改善等を考えておられるのか、恐らくこの給与体系が、一番ネックになっているのではないかなと思うんですが、この給与体系、あるいは雇用体系について、お考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 現状、人不足というところがございます、募集しても来ないということがございます。まあその中で、なんとかまあ支配人を筆頭にですね、努力して経営をやってくれているところですけども、今おっしゃるとおり、8時半から17時15分までの、きっちりとした時間ではなくてですね、変則の時間制というところもございまして、非常に雇用の条件も厳しいところにあるというところがございます。

で、加えまして、おっしゃっているのは、多分給与費の人件費の見直しを図らんかい、という意味だろうと思いますけれども、儲ければ儲かるしこ、民間と一緒にございすけれども、給料を上げたいというのが、私の思いでございます。その中で、今決算も見ていただいているところがございますけれども、現状、大変厳しい状態が続いているというところがございますので、雇用条件を改善したいという思いは、たくさんございすけれども、現状のところは、そのままいかなないといけないのかなというふうに思っております。ただ、仕事をしていただいた分につきましては、ちゃんとした時間外手当もお支払いをしておりますし、少のうございすけれども、一時金等についてもお支払いをさせていただきながら、雇用も守っているという部分もあるところでございます。まあ今後先ほど言いましたように、改善が見られるようございましてらば、まあこれは世界中でございすけれども、景気がV字回復しない限りは、当然、厳しい経営が続くのではなからうかと、まあそこらへんを一番私としては心配しているところでございます。まあそういうところで答弁をさせていただければというふうに思っているところでございす。

○2番（椎葉弘樹君） やはりこの賃金体系、雇用体系の見直しをやっていかないと、新たな人材確保というのは、今の時代非常に厳しくなってくるのかなと思っております。

給与等を上げるためには、やはり経営しかありません、売上をのばしていくしか方法はないと思っております。いくらその公的な施設とはいえ、赤字を出したらあまりよろしくないかと思っておりますので、是非この経営面の強化、改善等を図っていただきたいのですが、町長、いまコロナ禍でお客様も少ない状況ですので、いまをチャンスと捉えて、経営の抜本的な見直しというのをお考えいただくことはいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変、現状の令和2年度の出発に関しましても、議員の皆様方にお知らせしているわけですが、大変厳しい状況が続いております。お客様が来ていただくのが非常にうれしいわけですが、その来ていただくお客様に対して、実は、支配人以下営業をかけている人間がですね、直々にそこに行って、今まで営業をかけておったんですけども、そこも県外には出るな、県外から来るなというふうなところになっておまして、非常にそこも歯がゆい思いがございまして、どちらを取るのかといったらやはり県内くらいしかお客様は来られない、そういうふうなところもございまして、それが今できないという部分がございまして、大変合理化という部分の言葉で、一つだけで済まされない、今回のコロナ感染の非常に、どこの経営者にとっても同じような考えではなかろうかなというふうに思います。これがあと来年くらいまで続くんでしょうかね、非常に私としては危惧を持って、今どうなるのかということで、日々心配しながら見ているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 恐らく、この危惧するのは、皆さん同じ、共有していると思いますので、あとはじゃあ経営を見直していく考えはあるのか、そこだけちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 先ほどちょっと答弁したんですけども、経営の見直しといったときに、どの部分にくぎを刺すのか、問題は今低コストで人材もこれだけしかいないんですね、で、これ以上ふくらまそうとしても、お客さんが来ないわけですから、増やすことも不可能であるし、それから食材等についても、メニューレストランも実は、絞り込んで、今実はやっております。それだけ食材を変えますと、そこにストックが発生しますということで、もったいない部分も生じますので、ぎりぎりのところですね、今コストダウンをさせながら、実は運用をさせています。調理長についても、その部分についても理解してくれておりますので、本当は調理長としては、メニューを豊富にして、お客さんを呼びたいんですけども、お客さんが来てくれないものですから、食材を入れた分については、それが1週間、2週間と眠ってしまうと新鮮度が落ちてしまうということで、捨てなくてはいけないという部分がございまして、その分についても十分注意をしながら、そしてメニューを絞っているというふうなところでございます。で、合理化と言われましても、ちょっと私も、なかなか思いつくところがないものから、まあ今取締役会でも厳しいお言葉をいただきながら、いま会議を進めておりました。

て、先ほど少し答弁させていただいたんですけども、そういうやり口をやりながら、少しでも収入増になるようなかたちですね、今経営をやっているというところでございます。

○町長（長谷和人君） すいません。答弁が悪かったようでございまして、先ほど一部申し上げておりますけども、経営計画の一部見直しがございますので、その中で、盛込みながら、今後の湯楽里の経営を行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 湯楽里の事業所について伺います。雇用調整助成金これが本年末まで、確か持続化給付金も事業が延長されたというふうに認識しておりますけども、湯楽里とする事業所としては、それを活用する見込みは、あるんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 国の持続化給付金につきましては、まずもう申請は終わりました、5月の段階でもう受給を受けているということでございます。で、雇用調整助成金につきましても、御承知のとおり、国の制度も延長になっておりますので、まあ状況を見ながらですね、活用の方向で、今検討をしているところでございます。今のところ12月まで延長予定が打ち出されておりますので、もしそういった状況がまだ続きますれば、また休業を余儀なくされますので、従業員の休業を余儀なくされることも考えられますので、そういったときには、積極的にそれを活用して、やっていくという方向で検討しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第3号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第3 報告第4号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第173条第1項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 第9期、令和元年度湯前町農業公社の経営状況について、御報告いたします。併せまして、タブレットには別に、議案説明資料としまして、農業公社経営状況概要、農業公社キャッシュフローも添付しております。

それではタブレットの2ページになります。事業実施状況、第9期となる令和元年度は、除草や耕起による保全管理を行い、周辺農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことのないよう適切に管理を行いました。また、経営改善に取り組むため、各種団体との意見交換会や視察研修を行いました。なお精米所運営事業については4月26日に事業を中止しました。

1、令和元年度湯前町農業公社関係行事等、総会、理事会、監査、意見交換会関係では、通常総会を5月30日に、決算監査を5月16日に行い、理事会につきましては、10回行い、各種団体との意見交換会を4回行いました。

3ページになります。福岡県苅田町の農業公社の視察研修を行っております。

2、農業生産実績につきましては、粟は未収穫期間となりますが、1万4,059平方メートルの除草等の管理作業。保全管理は、1万6,965平方メートルです。

次に4ページの売上高などの実績になります。（1）売上高、①売上高は、米の17万9,592円で、②役務収益は7万4,300円でした。（2）営業外収益、①補助奨励金は、収入減少緩和対策返還金などの82万8,046円でした。

次に5ページです。4、農地の管理、農地の管理は、圃場条件が悪く耕作困難な農地については、周辺の農地に病虫害等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適切に管理を行いました。

借り受けた農地について、担い手へ継承できる農地については地権者と合意の上、令和元年度末までに解約し、担い手に1万2,081平方メートルを継承することができました。

5、精米所運営事業、平成28年度から町の指定管理を受け、精米所運営事業を開始しましたが、平成31年4月26日に事業を中止しました。

6、意見交換会及び視察研修、経営改善に取り組むため、各種団体との意見交換会や福岡県苅田町農業公社の視察研修を行いました。

次に6ページです。財産目録、これにつきましては、次のページの貸借対照表で御説明いたします。7ページの貸借対照表です。資産の部、流動資産といたしまして、現金から定期預金までの計が1,457万5,115円、売上債権はなく、棚卸資産計5万9,335円、

その他流動資産計 1,630 円、流動資産の合計が 1,463 万 6,080 円。固定資産としまして、有形固定資産が計、852 万 7,780 円、投資等計、19 万 4,458 円、固定資産の合計、872 万 2,238 円。資産の合計、2,335 万 8,318 円です。

次に、負債・純資産の部、流動負債としまして、前受金から未払法人税等の流動負債計、126 万 2,485 万で、負債の部の合計、同額の 126 万 2,485 円です。

純資産の部、株主資本、基金 9,000 万円、利益剰余金としましての剰余金合計が、マイナス 6,790 万 4,167 円、資本金合計、2,209 万 5,833 円、純資産の部合計が同額の 2,209 万 5,833 円。負債・純資産の部合計が 2,335 万 8,318 円です。

8 ページをお願いいたします。損益計算書です。売上高計 25 万 3,892 円、売上原価計 265 万 6,248 円、売上総利益マイナス 240 万 2,356 円。

販売費・一般管理費計 234 万 5,849 円、営業利益マイナス 474 万 8,205 円。

営業外収益計 124 万 3,118 円、営業外費用はなく、経常利益としまして、マイナス 350 万 5,087 円。当期の利益としまして、マイナス 357 万 6,087 円です。

次に 9 ページです。第 10 期令和 2 年度事業計画になります。

1、基本方針、昨年度は農業公社の抜本的な経営改善に取り組むため、一旦立ち止まり、農業委員会、認定農業者、農業公社会員、集落営農代表者等の皆様へ町及び農業公社の現状等を説明し様々な意見を伺いました。意見の中では、農業従事者の高齢化、後継者不足、農業生産基盤である農地の保全等のため、農業公社が地域農業の維持・継続するための公益性事業を担うべき必要があり、そのための事業を重視した組織であるべきと意見がなされたところです。

なお、これらの意見は、農業公社を設立した、平成 23 年度に掲げた理念でもあり、公益性を再認識することができたところです。また、今までの経営展開で反省すべきところは反省し、農業公社会員の意見や昨年度同様に地域農業者等の意見を聴きながら、基本方針を定めるものとします。

令和 2 年度は、昨年度いただいた意見等を中心に、「農業公社の在り方」と「事業内容を具現化」するための実行計画策定を行います。そして、令和 3 年度から実行できる体制整備も併せて検討することとします。

次に 10 ページです。2、事業計画、(1) 農地管理計画、現在、農業公社が農業経営基盤強化促進法に基づき賃貸借している農地は、3.10 ヘクタールです。粟を植栽している農地は育成管理を行い、その他の農地は畦畔の草払い等の管理のみとします。また、農業公社は「農地を農地として適切に管理し、次世代に引き継ぐ」という役割もあり、現在管理している農地で他に借り手があれば農地を受け渡すことも行います。

(2) 農業公社の在り方と事業の具現化のための実行計画策定、農業公社の在り方については、農業公社を設立した背景、その他農業公社の目的を再認識するとともに、こ

れまでの事業実施状況も分析した上で、令和元年度に実施した農業委員会、認定農業者、農業公社会員、集落営農代表者、農業振興検討委員等からの意見を尊重し、改善すべき事項、取り組むべき事業内容を整理します。これを踏まえたうえで、中長期計画と事業の具現化の内容、これにあたる人的、予算的を含めた行動計画を策定することとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。発言を許します。

○3番（森山 宏君） 8ページですね、損益計算書について伺います。売上原価の中にですね、当期製品製造原価というのが248万とかありますけども、製造原価で248万円計上されている分は、減価償却費のことなんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業公社のほうの生産の中に、国のほうの生産がございます。一部植替え等がございますして、それらの肥料代と、そのほかの肥料等の材料費になっております。栗園であったり、あと保全管理しているところにつきましては、当然、草刈等がありますので、そこらへんの労務費等々になっているところでございます。以上でございます。

あと議員おっしゃられた減価償却費につきましても、この中で52万4,000円ほど見ておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 8ページの売上原価関連について伺います。農業公社の場合は、もう設立当初から売上原価割れの状態が、約9期から10期続いております。特に令和元年度、この売上原価率を計算してみますと、過去10年で最悪の状況になっております。損益自体は事業の縮小で小さくなっていますが、原価率の悪化は過去最大のマイナス2,652パーセントということになっています。あーすみません、売上原価率は1,483パーセントということで、かなり大きな数字となっております。

また、営業利益率として見ましても、営業利益マイナス474万円に対して、売上高が17万9,000円しかありませんので、この営業利益率というのも、マイナス2,652パーセントということで、これも過去最大の悪化幅となっております。これを踏まえて、この令和2年度、今年度も同じような経営状況で進んでいるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 8ページのほうの売上高が17万9,592円となっておりますけども、これにつきましては、米の売上ということで、その前の年の在庫が残っていた分を、湯楽里であったりとかということで、令和元年度については、17万9,592円の売上があったということでございます。

で、本年度につきましては、昨年度は生産もしておりませんし、まあこの売上高、今年につきましては、何の生産もしておりませんので、製造原価等だけが、当然借り受けている農地、栗の管理もございまして、そこの管理費用等と、あと減価償却費が上が

ってくるというふうな状況になろうかと、になってくるようになります。

○2番(椎葉弘樹君) 恐らく今年度中に実行計画が策定されて、令和3年度から実際に公社を動かして行かれるお考えだと思うのですが、今までと同じようなやり方では、やっぱり厳しいかなと思っております。で、公社のこの報告にもありましたように、公益性の事業というのを取り組んでいけば、公社の見通しも出てくるのではないかと思いますのですが、この公益性の事業というのは、具体的にどのような事業をお考えでしょうか。

○町長(長谷和人君) 今第10期の令和2年度の事業計画もお示したところでございますが、これ、年度当初におきます分の文書でございまして、実は、状態がちょっと変わっております。といいますのが、7月豪雨によりまして、最終的に6月の18日でございましたか、会議は、それから全然会議をやっていないという状況でございまして、担当課のほうも、実は災害対応で追われてしまっているということで、3か月間ほど会議ができないような状況でございます。

で、本年度、実は先ほどから説明しておりますように、具体的な具現化に対しましての、取組なり、これからの取組方針ですか、そちらのほうも決めまして、加えまして、農業検討委員会の中と並行しながらですね、実は動かしていこうということで考えておったんですけども、それがちょっとそういう事情によりまして、できていないというところでございますので、こちらのほうは、少し延ばさせていただきたいというふうに思っている次第でございまして。

なお、今御質問がございました取組というかたちでいきますならば、農地の適切な保全と継承、それから農家の経営、いわゆる営農のサポートというかたちでいこうかなと思っている次第でございまして。加えまして、課題というのは、やっぱり人、農地、機械ということで、これを解決するためには、将来必要となる事業としましては、農地保全事業、それから農業人材センター事業、それから機械リース事業などが、まあ考えられると、これは今現在進行 ing だものですから、ここの部分は、基本的にはあんまり変わらないだろうと思うんですけども、そういうかたちで具現的な計画を持っていこうかなというふうなところでございます。今申し上げているのは、途中の段階でのお話でございまして、まあそういう方向で動いていきたいというふうに思っているんですけども、申し訳ありませんが、会議ができていないということで、まあ言い訳になってしまうかもしれませんが、そういう状況であるということも、御理解いただければというふうに思っているところでございます。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○6番(金子光喜君) 町長の答弁では、ちょっと先延ばしさせていただきたいということで、お話がありましたけれども、まあ農家サイドからすると、できれば早い時期に復活させていただけないかということをお願いされています。農業のできる時期というのは

非常に高齢化してくると先が限られてきまして、一生懸命頑張ろうという希望を持っておられるのが、少しずつ削がれていくかたちになってしまいますので、できますればですね、一日も早く動きを始めることが必要かと思えます。

シンボルともなっておりました精米所も空いたままですので、どこからか、手をつけられるところからですね始めるかたちをとっていただければなとは思っております。で、研修に行かれたということで、そのへんの内容について、ちょっとお示しいただければと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 福岡県の苧田町というところでございます。実は私たちが研修に行く前の年でございますけれども、この苧田町のほうから、湯前町にまずは研修に来られたというところもでございます。で、その苧田町の農業公社につきましては、平成25年の1月に設立ということで、こちらのほうは、株式会社というところで、資本金が2,000万円というところで設立がされております。

職員の体制としましては、時給制で1名の方を雇用していると、保有の機械につきましては、田植え機、コンバイン、トラクター、畦塗機、ブロードキャスター、草刈り機、軽トラック等となっております。

借り受けている農地が、5,1ヘクタール、まあこれは平成30年度ですけれども、福岡県の苧田町、私たちが行ったとき、まあ行って感じたことは、まずはハウス等とか、施設園芸とか、そういうのがなく、米であったり、麦であったりとかいうものでございました。

で、経営の理念というか、設立の目的につきましても、湯前町と同じように農地を保全し、それをいろいろなかたちで継承していくと、というようなもとの設立されたということでございます。

また、農地の受託等につきましても、集積も少なかったというところで、経営的には赤字であったということでもございました。ただ、やはり農地を守っていく、継承していくというふうな理念といいますか、目的については町と変わらないということで、赤字を減らすような努力をしていきながら、今後も苧田町における農業公社のほうも継続していきたいというところで、研修を受けてきたところでございました。

○6番（金子光喜君） 農村地帯の自治体の課題としてですね、こういう農業公社というかたちでの、農業の支援というのが必要になってきている時代なのかなということを感じております。国のほうも少しずつ動いていってくれる流れが出てくるのかなと期待しているところですけども、なかなかそこが表に出てきていないのが残念でありますけれども、まあしっかりですね農業の支援、農地の保全ということをですね守りながら取り組んでいくことは大事なことだと思いますので、町民の方も必ず理解していただければと思います。一日でも早い農業公社の復活を心から願ひまして、質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第43号 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第43号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第43号について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町会計年度任用職員の報酬の基準月額に係る地域手当の加算額に、一般職員の規定を準用させるため、条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。この条例を昨年12月議会において制定いたしました。会計年度任用職員には、給料と報酬にあわせ、通勤手当、時間外手当、期末手当、そして地域手当を支給できることになっております。

その中で、パートタイム会計年度任用職員への報酬の基準月額を算出して、地域手当を加算して支給する方法が、現在の条例の条文では規則で定める額となっておったところですが、規則にはその条文がないため、この地域手当を、一般職と同様、会計年度任用職員に支払う場合があるときに、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例」に基づく支給をしなければならないという条文に明記したいので、今回、改正を行うものでございます。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第17条第4項の条文で「規則で定める額を加算した額とする」のところを、「給与条例第10条の2の規程により計算して得た額を加算した額とする」という条文に正すために、改めるものでございます。近隣町村（多良木町、五木村、球磨村）と同じ条文とする改正でございます。

なお、現在、地域手当を加算して支給するような会計年度任用職員、また一般職員にもおらないところでございます。

施行日は、公布の日からするものでございます。説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 44 号 湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 44 号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 44 号について、提案理由の説明を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、傷病手当等の適用期間を延長する改正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 44 号、湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国保被保険者である被用者に対する傷病手当金の支給を行うことについて、支給した際に国の財政支援がありますが、その期間延長を行う通知を受け、改正するものです。

3 ページの新旧対照表にて御説明いたします。適用を、令和 2 年 12 月 31 日まで延長するものです。

2 ページに戻りまして、附則において、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、本日現在、申請はあっておりませんので申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、「湯前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 議案第 45 号 湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 45 号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 45 号について、提案理由の説明を申し上げます。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づきまして、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第 45 号「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、御説明いたします。

今回の改正は、上位法令であります「子ども子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、子ども子育て支援法施行令等の改正が施行され、「幼児教育・保育の無償化等の実施」に伴い、本町の条例を改正するものでございます。

改正の概要は、1つ、子どものための教育・保育給付の利用者上限額の無償化等についての規定整理。2つ目に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるなどの用語の整理。3つ目に、「子育てのための施設等利用給付関係規定」の新設。

次に、食事の提供に要する費用、副食費の取り扱いなどになります。具体的には、令和元年 10 月から、3 歳以上の子供たちの利用料が無償化され、3 歳未満の子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として無償化されるというものでございます。また、

副食費につきましては、多子世帯に係る免除の範囲が拡大されるというものでございます。このことにつきましては、令和元年8月29日に開催しました議会全員協議会で説明したものになります。

なお、令和元年10月1日に施行された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において、改正後の子ども・子育て支援法第34条第2項に規定する市町村条例で定める特定教育・保育施設の運営基準は、この内閣府令の施行の日から1年を超えない期間内において当該市町村の条例で定める基準をみなすという経過措置が講じられています。

それでは、本改正について御説明いたします。今回の改正につきましては、本町の例規システムであります「じょうれいくん」の制限事項によりまして4段改正を行っております。その概要から御説明いたします。

1段目が、改正文の第1条でありまして、ここでは条項号の改正と追加を行っております。2段目、第2条では第1章の章名の改めと節の削り。3段目、第3条では、章及び節の加え。4段目、第4条では、款の加え。を行っております。このために、新旧対象表が4つになるものでございます。

16 ページからの新旧対照表により、主な改正について御説明いたします。16 ページ、第2条第1項第9号の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるものは、法改正に伴う用語整理でありまして、36 ページの第52条までの全ての箇所において改めるものでございます。

次に、16 ページをお願いします。16 ページ、第2条第1項第12号から17ページの第16号までは、無償化に係る定義の追加となるものです。

次に21 ページをご覧ください。第13条、第1項、第2項、22ページの第4項につきましては、無償化に係る利用料と副食費についての利用者負担額等の受領に関する改正となります。

次に34 ページをご覧ください。第3節「特例地域型保育給付費に関する基準」については、第51条から40ページの第61条までにわたり、子育てのための施設等利用給付関係の規定の新設に係る改正となります。

15 ページの改正文をご覧ください。附則で「この条例は、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。」としております。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号、「湯前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 7 議案第 46 号 湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 7、議案第 46 号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 46 号について、提案理由の説明を申し上げます。

上位法令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第 46 号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、御説明いたします。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本町の条例を改正するものです。

主な改正について、御説明いたします。4 ページの新旧対照表をご覧ください。第 6 条、第 4 項は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒業後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定の追加でございます。

次の第 6 条、第 5 項は、前項第 4 項において、家庭的保育事業者等は、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は町が運営費支援等を行っている認可保育施設で、町長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして、適切に確保しなければならないこととする規定を追加するものでございます。

5 ページをご覧ください。第 45 条第 2 項は、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定を追加するものでございます。

3 ページの改正文をお願いします。附則におきまして、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

なお、今のところ、この条例に該当する事業所は、ありませんが、国の基準に従うべき基準ということで、本町の実情に応じて必要な部分について、国と同様の基準の改正を行っているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号、「湯前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 47 号 湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 47 号、「湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 47 号について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等の減少があった指定管理者を支援するため、減免規定を追加する条例改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第 47 号、湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。今回の改正につきましては、使用料の減免の条文の追加をお願いするため、条例の一部を改正するものです。

3 ページをご覧ください。新旧対照表により説明をいたします。表の左側は改正後です。まず、第 11 条を 12 条とし、第 7 条から 10 条、それぞれ一つずつ、1 条ずつ繰り下

げ、第6条の次に、7条として使用料の減免の条文を追加するものです。

追加する条文について説明します。町長は特別の事由があると認めるときは、これを減免することができるとするものです。

2ページのほうに、戻っていただきたいと思います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 1点、お尋ねですが、今経産省がやっている家賃支援給付金という、家賃を補助する制度があります。下村婦人会の農産物加工施設というのは、これには該当しないということで、よろしかったでしょうか。

○農林振興課長（稻森一彦君） 下村婦人会のほうには、使用料として、施設の使用料としていただく、徴収するというふうになっておりますので、また家賃とは別のものになろうかと思えます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、今回町長が判断して、減免ということになるかと思いますが、この減免の基準というのは、何か考えはありますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回4月から9月での売り上げの影響につきましての数字をいただいておりますが、まあかなり売り上げが減少しているという状況がございました。それに基準というところまでいっていないんですがけども、本工場と、それから塩蔵庫でございますけども、24万円ほど使用料を支払っていただきながら、加工施設を利用いただいているところでございます。これで幾ばくか減免させていただきまして、コロナ対策の支援金というかたちも見て取れるのかなと思いたしましたので、今回御提案させていただいたというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほど示しました、家賃支援給付金の場合ですが、この場合、例えば、1か月前年比が50パーセント減で、3分の2の補助とか、連続する3か月で、30パーセント減少した場合に3分の2の補助という、ある基準があるんです。で、今回条例によると、町長のさじ加減で、よしこれは感覚的に全部やろうとか、2分の1やろうとかいうことになってしまうんですが、その基準というのは、もう設ける考えというのはないのでしょうか、内規とはいえ。

○町長（長谷和人君） 実は昨年度の売上、これは現時点での資料を見ての答弁になるんですけども、1,400万円ほどの売上があったんですけども、本年度の売上予想的には700万円ということで、2分の1くらいの売上が予想されるというところでございますので、まあそこを見て、まあこれはいまから私が決定させていただくんですけども、2分の1くらいなのかなというふうに、これまだ係と十分相談させていただきまして、決定させていただければというふうに思っているところでございます。それは状況の中で、売上に対しましての昨年度と比較した中で、見させていただいて決定させていただ

けないかなというふうに思っているところでございます。

ですから今基準というお話があったんですけども、売上に対しての割合で減額させていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号、「湯前町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 48 号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、議案第 48 号、「和解及び損害賠償額の決定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 48 号について、提案理由の説明を申し上げます。

役場敷地内の溝に、敷地内を通行していた町内の小学生が転落し、けがをした事故が発生したところでございます。相手方との和解及び損害賠償額が決定しましたので、御提案をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 和解及び損害賠償額の決定について、御説明させていただきます。

令和 2 年 3 月 23 日午後 8 時 40 分ごろ、被害者が両親と犬の散歩をしている最中、後ろ向きに歩行していたところ、湯前町役場と保健センターの境にある安全柵を施していない溝に転落されました。この事故については、損害賠償の額を決定し、和解することとしました。

和解の相手方は、湯前町民の方で、損害賠償の額は、8,220 円でございます。今回の事故について、湯前町役場敷地内の安全柵等を施していない溝に、被害者が転落したこと

によるもので、頭部にけがをされたものの、病院での精密検査等々を受診され、後遺症が残るような大けがにならなかったことが幸いでしたが、一步間違えると後遺症にも影響するような大事故につながりかねなかったと考えております。損害賠償の額は、和解の相手方の治療費等の合計 8,220 円を、町が和解の相手方に支払うというものでございます。

今回の事故のあと、事故があった場所には、再発防止として、転落防止策を設置しております。また今後、同様の事故が発生しないように点検を行うこととしております。役場施設内での事故の発生で、和解の相手様である町民の方にケガをさせてしまいましたこと、ここに深くお詫び申し上げます。以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号、「和解及び損害賠償額の決定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員、したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 2 時 0 6 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 10 議案第 49 号 令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、議案第 49 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 49 号、令和 2 年度湯前町一般会計補正予算、第 5 号の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 5,096 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 7,873 万 6,000 円とするものでございます。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正、くま川鉄道経営安定化補助金、農業機械・施設導入支援補助金、交流センター空調改修工事、森林作業道補修業務委託料などでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算、第 5 号について、御説明いたします。今回の補正における、全ての職員の人件費にかかわる、給料、職員手当、共済費は、4 月及び 7 月の職員人事異動等に伴います各款項ごとの間の異動にて、年間所用額の再計算を行い調整し計上しました。

また、併せて、各課の会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料等について、前歴換算など報酬額、期末手当額の調整を行い、年間所要額の再計算を行い補正計上しました。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、12 ページをお開きください。款 2 総務費、一般管理費は、節 12 委託料に町村職員採用共同試験の作文試験審査業務委託料 6 万 6,000 円、採用試験問題の作成委託料 8 万 2,000 円を計上しました。

次に、社会保障・税番号制度システム改修業務委託料 484 万円は、国外転出者のマイナンバー利用が可能とする電算システムの変更が必要となることから計上いたしました。これには、歳入のほう、国庫補助金 10 分の 10 の金額を充当し計上しました。

節 21 補償補填および賠償金は、先の議案で説明しました役場敷地内での溝への転落事故に係る損害賠償金でございます。歳入に市町村共済組合からの共済金収入を同額計上しております。

13 ページをお開きください。目 8 防災諸費、委託料は、気象災害等の避難勧告の発令時、住民の避難所を開設しますが、万が一を想定した補正計上となりますが、その避難所で新型コロナ感染者が発症した場合、旧南部保育所に移動、一時滞在していただきます。そのお世話をした役場職員は濃厚接触者となる可能性があり、その職員は自宅への帰宅を避け、湯楽里コテージを一定期間使わせていただくため、コテージ施設の清掃委託料 14 万 9,000 円を計上しました。

目 9 企画調整費、節 11 役務費、ふるさと納税ポータルサイト決済手数料 28 万 5,000 円は、寄付者の方の納付方法の拡充が目的で、いわゆる当初地方銀行系のクレジット決済のみでしたが、今後は、マルチペイメントサービスという方法で、納付方法の利用も必須となること、例えば Amazon ペイでしたり、メルペイ、コンビニエンスストア、ペイジー、そういったところの決済支払いといった納付金納付の方法を拡充されるもの

でございます。

次に、くま川鉄道経営安定化補助金は、議案説明資料のほうに載せておりますが、令和元年度の収支実績表でございます。鉄道業営業損益がマイナス 9,493 万 7,418 円、補填金として維持補修や改修分への市町村からの補助金として雑収入 6,857 万 7,392 円があります。最終的な鉄道業経常損益がマイナス 2,971 万 2,692 円でございます。この最終損益を補填するため、出資額、人口、単線換算キロ数、乗降人員など、それぞれの項目ごとに按分し最終的な本町の負担額が 216 万円となりましたので、存目計上分を差し引いた額、215 万 9,000 円の補正をお願いするものでございます。

次に、14 ページをお開きください。項 2 徴税费、目 1 税務総務費、節 22 償還金利子及び割引料、町税還付金加算金 26 万 4,000 円は、住民税及び法人税の修正申告があったため補正が必要となり計上しました。

次に、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料の、戸籍情報システム改修業務委託料 198 万円は、マイナンバー関係で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づく、戸籍情報システムの機能改修、追加が主なものでございます。これには、歳入のほう、国庫補助金 10 分の 10 を充当し計上しております。

15 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 27 繰出金に国民健康保険特別会計繰出金を 414 万 5,000 円を減額しました。

次に、目 2 老人福祉費、節 27 繰出金、介護保険特別会計繰出金 44 万 9,000 円を計上しました。

次に、目 6 プレミアム付商品券事業費、節 22 償還金利子及び割引料は、令和元年度の実績に基づく返還金 3 万 6,000 円でございます。なお、これは歳入のほうでございますが、湯前町商工会の事業でしたので、商工会から同額の返還金 2 万 6,000 円を収入しております。

16 ページをお開きください。款 4 衛生費、目 3 災害廃棄物処理費でございます。負担金補助及び交付金でございますが、災害破損家屋等自主解体費補助金 220 万円は、7 月豪雨災害において破損し、水稻作付けした水田側に倒壊したブロック塀の解体撤去 1 件、住宅倉庫の裏山の崩落による倉庫の解体撤去 1 件、合わせて 2 件の解体撤去に要する補助金でございます。これには、歳入のほう国庫補助金 2 分の 1 の 110 万円を充当し計上しました。

次に、款 5 の農林水産業費でございます。目 3 農業振興費、節 18 負担金補助および交付金、農業機械・施設導入補助金 923 万 3,000 円は、経営規模拡大に意欲のある農家や新規就農者等に対し機械施設の導入に対し補助するもので、今回 6 件の農家に、コンバ

イン、田植え機、トラクター等の購入に、税抜き価格の30パーセント補助、上限300万円の範囲内で補助するものでございます。

次に、農耕車資格取得補助金7万5,000円は、県立農業大学校で講習を受講される際の受講料、受験料を補助するものでございます。

次に、産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、JA錦カンントリーエレベータ、またJA中球磨ライスセンターの高性能穀類乾燥設備等の導入に伴い、市町村負担金の申請があったものでございます。総事業費2億9,153万円のうち、市町村負担額2,650万3,000円です。10市町村で戸数割・面積割等で案分し、本町においては26万5,000円を補助金として計上いたしました。

17ページをお開きください。款6商工費、目2商工振興費でございます。節14工事請負費でございますが、交流センター空調改修工事1,599万9,000円は、駅前湯〜とびあの空調エアコンで、平成14年度建設、既に18年が経過しておりまして、空調設備の老朽化による故障また空調機能が低下するなど発生しており、工事費を計上したものでございます。議案説明資料に設置位置図を載せております。なお、歳入のほうでございますが、熊本県の水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金1,000万円を充当の上計上しました。

目3観光費のほうでございます。修繕料でございますが観光施設等修繕料100万円は、湯楽里温泉の泉源送水ポンプの故障、取換え修繕が必要となったものでございます。今回2基のうち1基が対象でございます。

次に、節12委託料です。観光看板作成委託料35万円は、既に解体撤去を行った親子水車に係る観光看板がありますので書き換えを含み作成させていただきたく計上いたしました。

款7土木費、項1土木管理費は、職員の人件費の補正でございます。

18ページをお開きください。次のページでございます。款9教育費、目2事務局費についても、職員及び会計年度任用職員の人件費の補正でございます。年間所要額の再計算を行い補正計上しております。

項2小学校費、目1学校管理費、報酬から旅費まで、特別支援員の会計年度任用職員関係になりますが、国の2次補正で、新型コロナウイルス感染症にかかわる学校内の学習環境や、きめ細やかな学習指導に必要な学習支援員を雇用できる事業が追加されたことにより、小学校に特別支援員を増員するものが主なものでございます。また、小学校と中学校との特別支援員の人員調整を行ったため、人件費の増減調整を合わせて行って計上させていただいたところでございます。なお、これは、歳入の国庫補助金に、補講などのための支援員配置事業補助金を充当して計上しております。

次に、需用費の修繕料80万円は、国の新型コロナウイルス感染症対策の学校保健特別

対策事業費補助金の事業に該当するもので、教室の換気扇の設置を行うものでございます。これにも歳入のほう、国の学校保険特別対策事業補助率2分の1の事業ですので充当して計上しております。

次に、節12委託料は、小学校校庭の外周のケヤキなどの樹木の剪定を行うもので、枯れた枝の落下、町道への枝の張り出しの切り落としなど危険な樹木の処理に要する委託料95万円を計上しました。場所のほうは、議案説明資料に載せております。

次に、修学旅行バス運行委託料は、10月下旬に予定している6年生の修学旅行で、3蜜を避けるためバス1台を増やすための費用35万円を計上しました。

次に、節17備品購入費は、国の新型コロナウイルス感染症対策の学校保健特別対策事業費補助金の事業に該当するもので、体育館用大型扇風機の購入2を行うものでございます。これにも歳入のほう、2分の1の国庫補助金を充当して計上しております。

次のページをお開きください。項3中学校費でございます。目1の学校管理費、需用費の修繕料62万円は、これも国の学校保健特別対策事業費補助金の事業に該当するもので、水道蛇口の非接触型水栓レバーに交換するものでございます。歳入のほうにも、国庫補助金の2分の1の事業ですので充当して計上しております。

次に、節12委託料でございます。修学旅行で、3蜜を避けるためバス1台を増やすための費用を計上しました。また、節13使用料及び賃借料の車両等借上料も、修学旅行に関するもので、現地でのバス以外のもので、タクシーを使う利用があるため、その経費を計上しました。

次に、節17備品購入費は、国の新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。学校保健特別対策事業費補助金の事業に該当するものでございまして、冷水器の購入38万円を購入するものでございます。これも歳入のほう、2分の1の事業でございますので充当して計上しました。

次に、項4社会総務費、目3文化財保護費でございます。委託料でございますが、御大師堂保存修復工事に伴う弘法大師像運搬業務委託料14万8,000円は、当初、御大師堂の工事費の中に運搬費用として積算しておりましたが、積算内容の見直しを行い、文化財運搬実績のある運送事業者へ委託することが安価で済むことが分かったため、その委託料を計上し、また、工事請負費のほうから40万5,000円を減額するものでございます。

次のページをお開きください。項5保健体育費でございます。体育施設費でございますが、修繕料20万円は町民グラウンドの照明施設の漏電個所の修繕です。九州電力の現地調査の際に発見、危険性が高いというものでナイター1基の修繕を行うものでございます。修繕個所は議案説明資料に掲載してございます。

次に、款10災害復旧費でございます。目2農業用施設災害復旧費、そして、目3の農業用施設災害復旧費の普通旅費、需用費は、国の災害査定や災害復旧事務に必要な県と

の協議、申請、そういった事務に要する職員の出張旅費、また、災害査定に必要な消耗品費を計上しました。

節 12 委託料でございます。森林作業道補修業務委託料 605 万 2,000 円は、議案説明資料に被災状況写真を掲載してございますが、7 月豪雨災害のもので、火の谷 2 号線ほか 6 路線の補修に要するものでございます。これには、歳入のほう、県補助金、森林環境保全整備事業補助金 241 万 9,000 円を充当し計上しております。

次に、項 4 その他公共施設災害復旧費、観光施設災害復旧費でございます。修繕料 40 0 万円は、議案説明資料に被災状況写真を掲載してございますが、コテージ専用道路の法面復旧、湯楽里法面のテニスコートそばの法面の復旧に要する費用を計上しました。

次に、歳入の説明です。10 ページに戻っていただきたいと思います。歳出の説明の際、歳入も説明したものの、以外の歳入について説明します。

まず款 11 地方交付税に今回の補正財源として、148 万 4,000 円を計上しました。

款 15 国庫補助金、総務費補助金は、マイナンバー関係の 2 つのシステム改修に要する補助金を計上しております。

目 5 教育費国庫補助金は、公立学校情報機器整備補助金 382 万 5,000 円ですけれども、6 月議会の一般会計補正予算第 2 号で可決いただきましたが、ICT 活用学習環境整備で小学校タブレット導入分のものでございます。国庫補助金の追加交付分がありましたので、一般財源分との財源の校正を行って計上しております。

次に、款 16 県支出金でございます。民生費県負担金、災害救助費負担金 126 万 1,000 円は、災害救助法の対象となる、7 月豪雨災害の特別警報発令した際の、職員の自主登庁、警報待機分の手当に対する県費負担金を計上しました。

次のページでございます。款 19 繰入金でございます。目 5 介護保健特別会計繰入金は、令和元年度分事業実績に伴う特別会計からの返還金を繰入金にて 88 万 2,000 円を計上しました。

款 20 繰越金に今回の補正財源として、2,100 万 3,000 円を計上いたしました。

21 ページに、給与費明細書を付けております。以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3 番（森山 宏君） 17 ページの商工費の中で、商工振興費、一応聞いておこうかと思ひまして、交流センターの空調改修工事、ここに 1,600 万円計上されておりますけれども、議案説明資料で配置図を見ますと、壁掛等を含め全部で 11 台の設置になっておると思ひます。家 1 軒以上建つ経費なんですけれども、何でこんなに高額になるんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本件工事につきましては、一応、業者のほうに、設計

委託をお願いしております、これだけの規模の施設で、これだけの設置台数を伴いますと、こういった金額になるということでございます。

○3番（森山 宏君） はい。今課長がおっしゃられたのには、ちょっとびっくりしておるんですけども、これは、相見積もりとかは取られたんでしょうか、見積等は取って、それとも1社、設計から、実施設計から全部、委託ですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほども申しましたとおり、これに関しましては、設計業務委託をしております、設計をされた事業者様のほうが、各種、これに係る工事の、事業者のほうに見積り等を徴収して、その上で設計をされた金額ということで御理解いただければと思います。

○3番（森山 宏君） 私が伺っているのは、この実施設計をされた業者じゃなくって、今度は施工業者がおりますよね。こういうときに、1台単純計算で約180万円くらいですよ。壁掛で180万円のエアコンというのは、ちょっと見たことがないもので、それから考えて、既存があるので、電気、200とか100とかに分かれているとは思いますが、それに関する新たな新規じゃないもので、電源等もあると思うんですよ。ですから、私が言っているのは、見積りというのを1社だけじゃなくって、ほかも取った上で、設計者だけの見積単価じゃなくって、ほかのところから見積りは取られたんですかという質問なんですけど。

○企画観光課長（本山りか君） はい、設計を委託した業者様に関しても、その標準単価に対しまして、6割程度で恐らく計算をされた結果がこれということで、参考までに申しますと、一般家庭用の器機とは違いまして、一般家庭に比べたら10倍程度の、業務用はですね、単価があると、掛かるということで、お聞きしております。

○3番（森山 宏君） 業務用が、一般用よりも10倍高い機器になるとは、私もちょっと驚いているものですから、後日でいいですので、その委託した業者、設計するところですか、それから証明資料を参考のために1通ください。

○町長（長谷和人君） 今設計書を見せてくれということでございますけども、これにつきましては、申し訳ございませんが、入札が終了するまでにつきましては、御遠慮をいただきたいというふうに思っております。それから今回、見積もらせております機械設備の委託関係につきましては、機械の設備工事、加えまして電気設備工事、加えまして、現在既存の冷房装置がございますので、その撤去工事、加えまして、産廃の処分も発生いたします。それから加えまして、今度新しく業務用のエアコンを付けるわけでございますけども、冷媒管等も全て新しくするというかたちになりますので、電気設備関係につきましても、それだけの部分が入ってきているというところがございますので、今森山議員、感想としては、ちょっと高いんじゃないかなというふうに思われるところがございますが、理由としては、そういうものがあると、それから単価につきましても、

多分3社くらい見積りまして、一番安いところで見積っての計算で、なっているんじゃないかなと思っているところがございます。

○3番（森山 宏君） はい。私はその入札のですね内訳を教えてくださいというわけではなくって、6割くらいで、6掛くらいで入ってきて、それが入った上で一般よりも業務用が10倍高いというのが、私がちょっと知っている限り、そういう器機はなかったものですから、それに対する証明資料をくださいということだけです。

○企画観光課長（本山りか君） すいません、大変失礼いたしました。先ほどの答弁に関しまして、10倍の価格と申し上げましたが、能力的に、一般家庭の器機からすると、10倍程度のものでありまして、単純に、すいません、それが10倍の価格という表現は、誤りですので、ここで訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

○3番（森山 宏君） 価格の件で違っていたというのは、理解しました。そしたら性能が10倍という業務用、そのやっぱり資料をいただきたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） その提出させていただく資料につきましては、カタログの内容ということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 16ページのですね、農耕車資格取得補助金についてですけども、7万5,000円ですけども、利用されたのは、何名おられましたのでしょうか、それとですね、恐らく県立農業大学の受皿といいますか、枠のほうが十分なくて、受けられない方もおられたのかなと思いますけども、そのへんの詳細について、御説明をお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 大特につきまして、申込みの方が7名でございまして、そのうち受講が決定されました方が3名でございました。けん引につきましては5名の方の申込みがあって、2名の方が受講決定ということになっています。それとまた別ですけれども、今町内のほうには、回覧のほうで回しておりますけども、また別にですね、今度は運転免許センターで開催されるということで、こちらのほうも改めて、こちらのほうもこういう試験がありますということで、今回覧のほうを回しておりますので、こちらのほうでも、また受講といいますか、申込みをお願いできればというふうに思っております。

○6番（金子光喜君） じゃあ県立農業大学校であります出張のやつではなくて、免許センターのほうで、そのまま試験を受けられる方が、今回、もれた方にいくということで理解してよろしいでしょうか。できるだけ早くですね、免許の取得というのを希望されている方にさせていくことが大事なことだと思いますので、そこはもれなく希望されている方が、できるような体制をとっていただきたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回覧のほうでお回ししているものにつきましては、これは、熊本、大分農業機械商業協同組合というところからになります。これにつま

しても、農耕車に限ると、限定というようなところの試験ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） 一つお尋ねをいたします。12 ページの委託料に職員採用試験が上がっておりますが、今年度の採用人員はどのくらいの予定でございますか。

○総務課長（高橋 誠君） 本年度においては、一般事務、高卒程度でございますが2名、あと社会人枠、経験枠を1名ということで、合計3名を予定しております。

○8番（黒木喜巳男君） 採用は、例えば県内とか、全国とか、町内とか、そういうことは考えておられませんか。

○総務課長（高橋 誠君） 採用の募集については、ホームページを含めてでございますので、全国規模には、ホームページで見られるようになっておりますので、あとは、応募されるかどうかについては、全国なのか、九州なのか、県内なのか、また町内、いろんなところから申込みはあるはずとっております。

○8番（黒木喜巳男君） 近年、本町役場に対して、応募者が少ないような旨を聞いておりますが、それ、何が原因だと思えますか。

○総務課長（高橋 誠君） 今回の、これまでのといいますか、県下の一斉の市町村で合同の試験をやってきてございました。そのときにはですね、本町限らず、ほかの町村の応募者の分散があっているようにも感じられるところでございます。ただそれで取れなかった場合は、町の独自試験を行います。そのときには、かなりの数で応募されるということでございますので、まあ共同試験の場合は少なくなります、町の単独試験のときには多くなるというふうな傾向は見られております。

○8番（黒木喜巳男君） 経験者の採用については、どのように考えておられますか。

○総務課長（高橋 誠君） 社会人経験枠につきましては、かなりのスキルを持った社会人、会社経験といいますかね、そういった方をですね、採用したいというところがございます、即戦力というわけではございませんが、ある程度の知識を持っている方、また役場といいますか、公務員のほうもですね、入っていただいて、勉強はしていただくことにはなりますけれども、新規高卒とか、そういった方とは違う場面で、今までの経験を、町の業務に、町政に活かされるような方を採用したいということで考えております。

○8番（黒木喜巳男君） 本町の将来を引っ張っていく人材でございますので、優秀なる職員を採用していただきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 災害復旧のほうで、20 ページですけども、コテージの道の復旧ということで出ておりますが、確かせせらぎ水路のほうも、かなりこの間の雨で崩れて

いるという報告がありましたけれども、それも含まれているのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） せせらぎ水路の上部のほうにつきましては、山腹崩壊ということで、県のほうでの治山事業のほうで対応いただけるということになっております。

○6番（金子光喜君） 観光施設ということでしたので、見栄えといたしますか、いわゆる復旧したときに、痛々しいようなかたちでの復旧では、非常に残念なかたちなのかなと思いますので、観光施設というかたちに見合うようなですね、復旧ですので、元通りにするのかもしれませんが、できる限り、湯楽里の景観に合うようなかたちでの対応というのを希望したいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） その点につきましては、いろいろ配慮をいただくようなことは、希望として申し上げたいと思いますけれども、ただ、後ですね、そこに広葉樹であったり、そういうようなところでもカバーといたしますか、山づくりといたしますか、そちらのほうも考えていきたいというふうには思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○3番（森山 宏君） 私は、先ほど言ったように、ちょっとカタログを見して、どうしても私は町の持ち出しが600万円にもなっておりますもんですから、できるだけ持ち出しが少ないほうがいいと思いますし、またちょっとカタログもまだ見てないうえですので、これも含まれた補正に関しては反対いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかに討論ありませんか。賛成討論はありますか。

○6番（金子光喜君） では、賛成の立場で討論させていただきます。実際ですね、森山議員が言われた部分もあるのも分かりますけれども、コロナ対策でありますとかですね、非常に今回緊急を要するような支出のほうが計画されております。予算として早めに通さないと、非常に町民の方、また学校生徒が困るような事案も出ておりますので、ここはですね、迅速に対応していただくのが必要なかなと思います。森山議員のお気持ちも十分察するところでありますので、御理解いただけるような対応を併せてしていただくことはお願いしたいと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第49号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第5号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日 9 月 11 日から 9 月 14 日までの 4 日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 月 11 日から 9 月 14 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、議案第 49 号まで終わったところであります。まだ審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって本日の会議はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9 月 15 日午前 10 時に開きます。

議事は、補正予算、決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 2 時 47 分

第 3 号

9 月 1 5 日 (火)

令和2年第6回湯前町議会定例会

[第3号]

令和2年9月15日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	議案第50号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第2	議案第51号	令和2年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第3	議案第52号	令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第4	議案第53号	令和2年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第5	認定第1号	令和元年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	長	高	橋	誠	税	務	町	民	課	長	長
保	健	福	祉	高	木	堅	建	設	水	道	課	長	長
企	画	観	光	本	山	り	農	林	振	興	課	長	長

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第6回湯前町議会定例会、第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

**日程第1 議案第50号 令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について**

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第50号、「令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 改めまして、皆様おはようございます。本日もお世話になります。それでは、議案第50号、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ414万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,831万8,000円とするものがございます。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） それでは、議案第50号、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から御説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、職員異動に伴う人件費それぞれを、合計414万5,000円更正減額しました。

款3国民健康保険事業費納付金では、歳入の国保税分をこの納付金の財源としており、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免措置の実施に伴い、今回減免額を見込みにて計上しましたので、財源更正を行いました。

なお、減免額に対しては、国から6割の財政支援があります。また、県から4割の財政支援もありますが、まだ、正式な通知がありませんので、通知があり次第計上いたします。

内訳は、項1医療給付費分を、119万3,000円。項2後期高齢者支援金等分を、39万2,000円。項3介護納付金分を、33万円、合計191万5,000円を財源更正しました。

次に、歳入について、7ページをご覧ください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免額を見込みにて計上しました。

内訳は、節1 医療給付費分現年課税分を、119万3,000円減額。節2 後期高齢者支援金分現年課税分を、39万2,000円減額。節3 介護納付金分現年課税分を、33万円減額としています。

なお、あくまでも見込みですので、申請状況により額の変更があります。来年1月ごろに報告しなければなりませんので、その際には、額が確定いたします。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 災害等臨時特例補助金に、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に対する国の財政支援分として、減免見込み額の6割114万円を計上しました。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節3 職員給与費等繰入金については、一般会計、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節28 繰出金からの減額繰出しを受け、繰入金を、職員人件費に係る分について、414万5,000円更正減額しました。

款7 繰越金には、財源とするため、前年度繰越金76万8,000円を計上しました。歳入歳出それぞれ414万5,000円を減額した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号、「令和2年度湯前町国民健康特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第51号 令和2年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第51号、「令和2年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 51 号、令和 2 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,142 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 8,389 万 1,000 円とするものでございます。主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正、介護保険給付基金積立金、平成元年度清算に伴う償還金などでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、議案第 51 号、令和 2 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。今回の補正は、主に令和元年度の介護保険歳出額の確定に伴いまして、国・県・町一般会計及び支払基金等の負担割合に基づく精算を計上しました。

事項別明細書、歳出から御説明いたします。8 ページをご覧ください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、4 月の人事異動に伴う人件費を調整し、計上しました。人件費分の財源としまして、一般会計繰入金、事務費繰入金を計上しました。

節 12 委託料は、介護保険制度改正に伴うシステム対応委託料を計上しました。財源として 2 分の 1 ずつを国庫補助金と一般会計繰入金、事務費繰入金に計上しました。

款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査等費及び款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、認定調査及び介護予防事業にかかる会計年度任用職員の人件費不足分を計上しました。

次に、9 ページをご覧ください。款 5 基金積立金は、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績の確定に伴いまして、負担割合により精算し追加交付金などを含めまして実質収支を計算しました。そこで実質収支で 731 万 3,000 円の余剰金が生じたので介護保険給付基金積立金を計上しました。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金及び項 1 繰出金、目 1 一般会計繰出金は、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴いまして、国・県・支払基金・町一般会計に対する負担金・交付金の返還金を計上しました。

次に歳入の説明をいたします。7 ページをご覧ください。歳出で説明しました以外の主なものを御説明いたします。款 5 県支出金は、令和元年度介護給付費の実績確定に伴う追加交付金を計上しました。

款 8 繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（椎葉弘樹君） 7 ページの一般会計からの繰入金、これは 44 万 9,000 円計上さ

れております。そして9ページの一般会計の繰出金が88万2,000円ということで、一般会計から入れて、一般会計へ出すという会計処理になっています。特別会計の在り方としての確認になりますが、こういうのは、こと細かに、やっぱり一般会計と出し入れをしていくものなのではないでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今ありました、歳入の一般会計の事務費繰入金につきましては、あくまで事務費の繰入金として総務費に充てております。そして歳出の一般会計繰出金につきましては、この明細にも書いておきますとおり、介護給付費と地域支援事業費、それから低所得者保険料軽減繰入金ということで、特定の事業に係る町の負担割合に応じて清算したものを、一般会計に繰戻すものは返還金になります。ですので、性質的には、この上の償還金、国、県への返還金と同じものになりますので、ここはきちんと区別して、事務費の繰入と、あと事業費のオーバーでもらっている分を返還するものとして分けております。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 特別会計の在り方として、特定の歳入と歳出を、なんか一般会計と区分するために特別会計があるのかなというところで、この質問をしたところでした。

総務課長にお尋ねしますが、今後この特別会計で、この細かな不足分とか過剰分があった場合には、これは、一回一回補正予算をかけて、一般会計とのやり取りをしなくてはならないものなのではないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 保健福祉課長が申しましたように、その繰出金の性質的なものを区別するためにも、やはりこういった出し入れといいますか、繰出し・繰入を明確に分けた上での清算のほうが、後々会計処理する以上、決算処理する以上においてですね、分かりやすく明記するというところで、こういったやり方で行いたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、「令和2年度湯前町介護特別会計補正予算（第1号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 52 号 令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 3、議案第 52 号、「令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 52 号、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 58 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,597 万 9,000 円とするものでございます。主な内容は、被保険者保険料負担金、保険料還付金でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 52 号、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算、第 1 号について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金に、令和元年度の被保険者保険料負担金額が確定しましたので、不足分 58 万 5,000 円を計上しました。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に、修正申告により保険料の還付が生じたので、不足分 3,000 円を計上しました。

これについては、徴収した保険料を全額、広域連合に納付していることにより、支出した分を全額広域連合に請求することになり、歳入にも同額計上しています。

次に歳入を説明いたします。7 ページをお願いします。款 4 諸収入、項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に、歳出で計上しました保険料還付金は、広域連合の負担となりますので、歳出と同額の 3,000 円を計上しました。

款 5 繰越金に、財源とするため、前年度繰越金 58 万 5,000 円を計上しました。歳入歳出それぞれ 58 万 8,000 円を追加した補正となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、「令和 2 年度湯前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 議案第 53 号 令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 4、議案第 53 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 53 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出水道事業費用に、受託工事費として消火栓設置更新工事費でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 53 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

2 ページをご覧ください。第 2 条、収益的支出の補正になります。第 1 款、水道事業費用 659 万 9,000 円を補正し、5,306 万円とするものです。

次に 8 ページをご覧ください。令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）、見積の基礎により御説明いたします。収益的支出、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 受託工事費、節 1 工事請負費に配水管更新に伴う消火栓設置更新工事費 10 か所、659 万 9,000 円をお願いするものです。

この更新する地域は、継続して実施しています配水管更新工事を田上地区で予定しておりますが地区内にある消火栓になります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 認定第 1 号 令和元年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、認定第 1 号、「令和元年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

ここで本案の審議方法について、お諮りします。

本案につきましては、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をすることにします。

では、令和元年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款 1 議会費の説明を求めます。

○議会事務局長（西村洋一君） では、議会費の説明をいたします。決算書のページは 63 ページ、64 ページですが、タブレットで検索される場合は、66、67 ページのページとなります。分かりにくいですが、ご覧いただきたいと思います。なお、この決算の説明では、令和元年度を本年度、平成 30 年度を前年度として御説明いたします。タブレットの準備はよろしいでしょうか。

款 1 議会費、予算減額、7,081 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 6,952 万 4,546 円となりました。執行率は 98.2 パーセントでございます。議員の出張、研修などにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、それ以外は、ほぼ予定どおりの予算執行でありました。議会費が一般会計に占める割合は、2.1 パーセント、前年度の決算と比較して 218 万 4,587 円の増となっております。増の主な要因は、事務局職員の人事異動及び定期昇給に伴うものと、このあと御説明いたしますが、2 件の新規事業があったためでございます。

それでは節の順に御説明いたします。節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、議会費の主な部分を占めます人件費関係であります。議員10名、事務局職員2名、及び嘱託職員1名分の経費を支出しております。

次に節9旅費につきましては、議員会議出席に伴う費用弁償、議員出張に伴う費用弁償、事務局職員の普通旅費であります。その中で、議員会議出席に伴う費用弁償が、前年度と比較して24万1,600円増加しておりますが、本会議の開催日数、開催回数が多かったためであります。議員出張に伴う費用弁償では、産業行政視察として、熊本県高森町、合志市に赴きまして、まんがを活用した地域づくりについて研修を行いました。また地元選出国會議員の皆様に対し、本町が抱えている課題解決へ向けた要望活動を行ってまいりました。

節11需要費の中の印刷製本費につきましては、年4回発行しております議会だよりのページ数を、16ページから20ページに増やしましたので、その分が増となっております。

ページをおめくりいただきたいと思えます。決算書のページ、65ページ、66ページでございます。節13委託料でございます。先ほど2件の新規事業があると御説明しましたが、1件目が、会議録マイクロ撮影及び電子化業務委託料でございます。これは町村制が発布された明治44年当時からの本町の会議録が残っているものを、そのままにしておくのと朽ち果ててしまいますので、その前にマイクロフィルムに保存しておくという事業でございます。本年度は第1弾といたしまして、明治時代のものを実施いたしまして146万800円を支出しております。

新規事業の2件目ですが、本会議一般質問映像インターネット配信業務委託料でございます。一般質問の様子をインターネット上でライブ配信と録画配信、両方を委託したものでございます。62万7,000円を支出しております。

最後に節19負担金補助及び交付金につきましては、県及び郡町村議会議長会負担金等を91万8,495円支出しております。

以上で款1、議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款1議会費の質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 明治期の会議録をマイクロ撮影して、記録を残すということですが、湯前町史を読みますと、湯前の議会というのは、球磨郡の中で、議員報酬を要らないと言って、首長が出した予算を、その点を否決し、あるいは、議員の中から首長を選んでいるという、大統領選みたいなことが書いてありました。大学で戦前の地方自治とか研究されている方にとっては、大変貴重な資料だと思いますが、昔の文書で、いろいろ差しさわりのあるところもあるのではないかと心配もありますが、そういう研究者の方に対して、公開されるのかどうか、そういうお考えがあるのか質問いたします。

○議会事務局長（西村洋一君） はい。当然、会議録は公開すべきものでありますので、

要望がありましたら、公開することになると思います。また、事務局で心配しているのは、個人情報とか、納税額とか、そういったところについては、黒塗りとかして、極力公開していきたいと考えております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、歓1 議会費の質疑を終わります。

次に、款2 総務費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 款2、総務費を御説明申し上げます。65 ページからになります。総務費につきましては、5億7,734万5,472円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、16,1パーセントになります。前年度と比較して、269万円の減となっております。なお、歳出全般において、支出項目によって令和元年10月1日の消費税増税の影響による増の部分がございます。以下、目ごとに説明を申し上げます。

目1、一般管理費は、2億2,732万23円を支出しました。前年度と比べまして、1,709万円の増となっております。

節1 報酬で、区長報酬等を支出し、節2 給料において、町長及び総務課職員の給料等を支出しております。

節3 職員手当は、町長及び総務課職員等の人件費に係る扶養手当など各種手当を支出し、また職員の期末手当、退職手当負担金が主なものとなっております。増の要因は一般職退職手当負担金の増でございます。

次に、68 ページでございます。節12 役務費は、今年度ペーパーレス化を目的として、会議用タブレット端末33台を導入したため、その端末通信費67万3,498円と、それに伴う初期設定手数料を支出しております。

節13 委託料及び節14 使用料及び賃借料です。職員が通常業務にて使用している電算運用関係の機器リース料と保守料、及び電算ソフト使用料等を支出しています。また、社会保障番号制度システム改修委託、中間サーバ接続ネットワーク機器利用に要する経費などを支出しました。

次に、69 ページです。なお、今年度の臨時的経費になりますが、特定個人情報の安全管理制度構築支援業務委託料140万8,000円。そして、会計年度任用職員制度の導入に係る例規整備支援業務委託料110万円を支出しております。併せて会計年度任用職員制度の電算システム上での総合行政システム改修委託料331万3,000円。そして、会議用タブレットシステムのソフトウェア導入業務支援委託料39万3,030円を支出しました。

次に、職員採用試験でございますが、9月の球磨ブロック共同採用試験、12月には本町単独での採用試験を実施しましたので、作文審査委託料13万2,000円、教養試験問題作成18万2,820円にかかる委託料それぞれ支出いたしております。

次に、72 ページでございます。節 15 工事請負費 291 万 6,000 円は、望まない受動喫煙を防止する目的の改正健康増進法により、受動喫煙防止を行うための公共施設の屋外分煙施設を設置いたしました。設置した施設は、役場庁舎、まんが美術館、海洋センターの3施設でございます。

次に、節 19 負担金補助及び交付金 563 万 2,120 円は、県町村会及び郡町村会負担金、職員採用試験負担金、個人番号制度中間サーバ整備負担金等を支出しました。

次に、目 2 の文書広報費でございます。621 万 4,331 円を支出しました。主なものとして、節 11 需用費の法規の追録代、広報紙・旬報の発行、その製本印刷代に要した費用を支出しております。なお、今年度は、デザイン作成ソフト等と専用パソコンを導入しております。業務を効率化できたところでございます。本町の広報誌につきましては、今年度の熊本県広報コンクールにおいて、7年連続で町村の部で1位となる特選に選ばれました。また、全国大会に熊本県代表として出展され、三位の結果を頂戴しております。

次に、74 ページでございます。目 3 財政管理費 でございます。1,672 万 4,910 円を支出しました。決算統計事務、地方交付税算定事務等の事務経費を支出しております。また、委託料において、統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料、そして、固定資産台帳管理システム保守業務委託料を支出しております。

次に、節 25 積立金に、財政調整基金、減債基金積立金、ふるさと創生基金積立金、に利子分を積み立てしております。なお、今年度のふるさと納税制度により御寄附いただいた寄附金から、必要経費を除いた金額 1,031 万 3,000 円を積み立てしております。

次に、目 4 会計管理費は、12 万 5,739 円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しております。

次のページです。76 ページでございます。目 5 財産管理費 は、5,906 万 546 円を支出しました。主な支出として、町長車運転手の報酬、役場庁舎と旧南部保育所の維持管理経費、町有建物災害保険料、及び自動車損害保険料、公用車のリース料等を支出しております。

78 ページです。節 15 工事請負費、2,522 万 1,106 円は、改善センター裏の旧小川製材所跡地のところでございますが、指定緊急避難場所を建設しました。駐車場、ヘリポート機能を有した施設となっております。

また、節 17 公有財産購入費 143 万 8,032 円は、指定避難場所整備をするうえで、旧小川製材所跡地に隣接した一角の、民有地がありましたので購入させていただいたものでございます。

次に、節 18 備品購入費は町長車の老朽化により故障にあったため、更新のため購入いたしました。

財産管理費の繰越明許 1,188 万 7,717 円は、前年度の庁舎耐震補強工事を今年度に繰越した事業でございます。これは、請負額 1,689 万 7,317 円のうち前払金 650 万円を支出してありまして、残りは今年度に繰り越しいたしました。すでに竣工をしてありますが、これは、財源としては、緊急防災減災事業債を充当した事業でございます。以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 目 6 公有林管理費につきましては、5,368 万 7,039 円を支出しました。町有林の維持管理に要する経費が主なものです。

節 12 役務費につきましては、森林災害保険料 337 万 6,628 円を支出しました。町有林の森林保険加入掛金です。

節 13 委託料の J R 九州商事の森造成事業委託料につきましては、820 万 4,329 円を支出し、再造林 3.53 ヘクタール、防護柵 1,897 メートルの施業を行いました。

くれないの森造成事業委託料につきましては、26 万 4,600 円を支出し、下刈 1.14 ヘクタールの施業を行いました。町有林造成事業委託料につきましては、2,739 万 1,575 円を支出し、搬出間伐 36.92 ヘクタール、保育間伐 0.57 ヘクタール、再造林 0.35 ヘクタール、下刈 19.9 ヘクタールの施業を行いました。

J T の森造成事業委託料につきましては、746 万 1,967 円を支出し、再造林 1.75 ヘクタール、下刈 12.58 ヘクタール、搬出間伐 20.93 ヘクタール、防護柵 1,263 メートルの施業を行いました。

公有林管理委託料につきましては、410 万 6,984 円を支出しました。町有林の巡視、境界管理、林道・作業道補修等を上球磨森林組合へ委託したほか、梅雨前線豪雨などによる林道・作業道の路面洗堀の補修、崩土除去などにも対応し路網管理に努めました。

80 ページになります。節 14 使用料及び賃借料は、森林 G I S 及び林地台帳の管理システムの利用料として 50 万 6,000 円を支出しました。

節 17 公有財産購入費につきましては、民有林を公有林化し、町有林として整備するため、山林面積 1 万 6,949 平方メートルを購入し、20 万円を支出しました。

節 19 負担金補助及び交付金につきましては、森づくり実行委員会に実績に応じ、156 万 2,376 円を補助し、「J T の森」「くれないの森」、令和元年度から新たな協定となる「J R 九州商事の森」の 3 つの森林保全活動を実施しました。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 目 7 交通安全対策費でございます。851 万 7,754 円を支出しました。主なものにつきましては、交通指導員の活動経費、街路灯・防犯灯の電気代、交通安全施設設置が主なものでございます。

節 11 需用費、被覆購入費は、指導員制服 23 着を購入しました。

節 15 工事請負費、交通安全施設設置工事でございますが、108 万 5,700 円でございます。カーブミラーの設置 4 か所、町道植木二本柿線の中央線のライン 1,034 メートルを

施工しました。

次に、82 ページでございます。目 8 防災諸費でございます。331 万 6,660 円を支出しております。

節 11 需用費、消耗品費 45 万 3,000 円は、小中学校生徒へ防災グッズセットを購入しまして、配布しております。また、印刷製本費 55 万 8,900 円は、防災訓練用 A0 サイズ地図作成を行っております。

次に、節 18 備品購入費、災害時備蓄用品購入費 128 万 400 円は、避難所へのユニット畳、冷風機、マンホールトイレ等の購入を行いました。財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用しております。

次に、節 19 負担金補助及び交付金で、県防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金をそれぞれ支出しております。以上です。

○企画観光課長（本山りか君） 目 9 企画調整費は、5,854 万 9,707 円を支出しました。企画振興係の職員の人件費、ふるさと納税に係る経費、移住定住促進事業に係る経費、公共交通に係る経費が主なものです。

84 ページをお開きください。ふるさと納税につきましては、民間事業者が開設している専用サイトを活用し本町へのふるさと納税を呼びかけ、臨時職員の人件費、報償費の返礼品代、役務費の返礼品送付に係る通信運搬費、委託料のポータルサイト業務委託料などを支出しております。

委託料では、湯前町総合戦略検証及び新総合戦略策定支援業務委託料 506 万円を支出しました。これは平成 30 年度の総合戦略事業の検証及び平成 31 年度で終期を迎えました総合戦略に代わる新たな 5 年間の戦略策定並びにその策定のための人口ビジョンの見直しのための支援業務委託料でございます。

節 19 負担金補助及び交付金では、人吉球磨広域行政組合負担金のほか、人吉球磨地域管内で連携して取り組みます公共交通活性化事業として地方バス運行等特別対策補助金、くま川鉄道経営安定化補助金等を支出しております。

86 ページをお開きください。移住定住促進のため、ふるさと寄付金を活用しまして住宅リフォーム補助事業と空き家リフォーム等補助事業を実施しております。住宅リフォーム事業につきましては、17 件の申込みがありまして抽選により 4 件を採択し 200 万円を支出しております。空き家リフォーム等補助事業には 5 件の申込みがあり 5 件を採択し、その内訳は改修 3 件、解体 1 件、家財道具処分 1 件で合計 163 万 6,000 円を支出しております。

目 10 地域活性化事業費は、784 万 7,074 円を支出しております。漫画フェスタ実行委員会補助金のほか、奥球磨広域連携推進協議会負担金など地域活性化のための協議会への負担金などを支出しております。漫画にこだわって開催いたしました漫画フェスタは、

本年度もたくさんの漫画家の皆様の御協力をいただき、全国から若い方々や熱烈的な漫画・アニメファンを中心に多くの方々に御来場いただくことができ、これまで本町を知らなかった方々の来訪に貢献することができております。

奥球磨広域連携推進協議会では、恒例となっております「奥球磨どんぶりフェア」や熊本市における「奥球磨物産展」などの開催を通しまして、多良木町、水上村と共に本町の食や観光の魅力発信を行っております。

また、共済費、賃金、費用弁償は、職員の育児休暇取得に伴い、イベントほか、商工観光業務の補助としまして4か月間臨時職員を任用したため、その費用を支出しているところでございます。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 88 ページでございます。目 11 情報通信管理費は、3,587 万 7,903 円を支出しました。全世帯への光ファイバーと I P 告知放送端末の維持管理、そしてインターネット接続サービスを含む情報通信システムの運用経費と、地域情報化推進にかかるソフト事業に要した経費が主なものでございます。

節 13 委託料は、光伝送路保守委託料 64 万 7,445 円にて、町内全域の光ケーブル幹線系の樹木接触箇所などの枝木の伐採、保護カバー設置、など点検併せて実施いたしました。

また、情報センター機器保守委託料 353 万 1,600 円、I P 告知端末機器保守委託料 209 万 2,800 円、ブロードバンド機器保守委託料 261 万 6,000 円、地域情報化推進事業委託料等を支出しております。

また、本年度は、町ホームページリニューアル業務委託料 682 万円でございます。長年、デザイン的にも刷新されていなかったため、トップ画面を含め、デザイン・サイト構成変更、記事登録の簡素化、スマートフォン、タブレット対応、SNS への投稿支援、その他機能を充実させたところでございます。

次に、節 14 使用料及び賃借料に、ブロードバンド回線接続使用料 464 万 3,400 円、N T T ・九州電力への光伝送路電柱共架料 236 万 9,452 円、情報通信システムサーバー機器使用料 577 万 3,680 円などを支出しております。

次に、90 ページでございます。節 15 工事請負費 122 万 800 円は、新規世帯、改築世帯等への I P 告知放送端末設置 16 世帯を行いました。

次に、節 18 備品購入費 193 万 8,600 円は、I P 告知放送端末機器 20 台の購入ほか、光回線終端装置 10 台を購入いたしております。

次に、節 19 負担金補助及び交付金、30 万円の不用額は、I C T 利活用協議会の事業で令和 2 年 2 月に実施する予定であった、A I や I O T に関する講演会が、新型コロナウイルス感染症拡大の時期にあったため実施できなかったことによるものでございます。

次に、目 12 諸費でございますが、1,112 万 423 円を支出しております。

節 19 負担金補助及び交付金で、人吉地区保護司会負担金 1 万 5,000 円、人吉球磨広域行政組合運営費負担金 755 万 3,000 円などの負担金及び補助金を支出しております。

また、職員研修費は、180 万 3,838 円を支出しました。主な研修ですが、県外研修・県内研修ございまして、まず県内研修では、日本経営協会が福岡市などで実施する業務ごとに専門的な内容の研修への参加、また、新規採用職員の自衛隊生活研修、それぞれ合わせて 21 名が受講しております。

次に県内研修では、熊本県市町村職員研修協議会が主催する各階層職別の職員の研修、専門職研修等に 44 名が参加しております。

その他の研修として、公用車や私用車事故をなくすため、多良木自動車学園様の御協力により、自動車学校の教習コースを使って運転技術講習を行い 13 名の職員が受講しました。

そして、職員全員を対象とした全体研修としまして、接遇研修を全職員に対して実施し、54 名が受講しました。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 続きまして、91 ページからになります。項 2 徴税费については、4,629 万 8,951 円を支出しました。

目 1 税務総務費については、4,571 万 8,328 円を支出しました。町民税係、固定資産税係合計 6 名と、確定申告時の臨時職員の人件費および物件費など、経常的経費が主なものです。本年度は、税務所有の軽自動車が車検となっていましたので、係る経費の支出を行いました。

節 13 委託料については、地籍修正測量業務委託料として、地目変更されていない家屋に係る宅地面積を測量し課税した物件が 1 件ありましたので、その費用、9 万 6,800 円を支出しました。

システム改修費として、地方税ポータルシステム更改作業対応業務委託料については、共通納税サーバとの連携や大規模災害発生に備え、バックアップセンターの新設及び国税連携サーバとの接続、税法改正に伴う各種様式の変更などに対応するため、232 万 2,000 円を支出しました。

登記済通知書入力支援システム業務委託料については、法務局からの登記済通知書が、令和 2 年 4 月から電子データでの提供となり、その受け入れに対応するため、11 万 3,400 円を支出しました。

固定資産税システム変更業務委託料については、法務局へ通知する土地家屋連絡票を紙媒体からデータで提供できるように対応した費用、10 万 3,680 円を支出しました。

93 ページになります。節 14 使用料及び賃借料では、各種システムの利用料を支出しました。地籍管理システムリース料は、集成図など土地情報を管理するもので、前年度は、3 か月分のリース契約料 21 万 7,080 円でしたが、本年度は年間分として 86 万 8,320

円を支出しました。

目2 賦課徴収費については、賦課徴収に要する費用として58万623円を支出しました。主なものは、節11 需用費、印刷製本費として、各税の納税通知書等印刷代46万2,962円、節12 役務費として、預貯金口座調査手数料151件分に8,591円を支出しました。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費については、2,128万814円を支出しました。戸籍及び住民基本台帳事務職員2名分と嘱託職員1名分の人件費及び物件費など、経常的経費が主なものです。

節13 委託料に、印鑑登録証明書等の旧氏記載に伴うシステム委託料として、60万600円を支出しました。申請により住民票に旧氏併記が可能となったことにより、印鑑登録事務処理要領の一部改正が行われましたので、印鑑証明事務関係にも旧氏対応できるようシステム改修を行いました。

節14 使用料及び賃借料では、全国連携の住基ネットワークシステム機器リース料について、前年度機器入れ替え時に遅延が発生したため、旧機器にて対応したため9か月分のリース料が発生しませんでした。本年は年間通しての支出となったため、昨年度に比べ98万円ほどの増となりました。以上、主なものを説明しました。

○総務課長（高橋 誠君） 次に、98ページをご覧ください。項4 選挙費でございます。742万2,464円を支出しました。

目1 選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で、委員の報酬費用弁償など、17万6,860円を支出しております。

目2 選挙啓発費でございます。その不用額は、明るい選挙推進委員の報酬、費用弁償でございます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会議が開催できなかったことによるものでございます。

次に、目3 県議会議員選挙費は、10万1,242円を支出しました。平成31年4月7日に執行される予定であった県議会議員選挙で、結果、無投票で投開票がありませんでしたが、選挙事務に要した職員の時間外勤務手当などを必要であったため、経費を支出いたしました。

次に、目4 町長選挙費は、46万4,470円を支出しました。平成31年4月21日に執行される予定であった町長選挙でございますが、結果、無投票で投開票がありませんでしたが、選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償など必要であった費用を支出しております。

100ページをご覧ください。目5 参議院議員選挙費は、364万1,426円を支出しました。令和元年7月21日に執行されたものでございます。選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償、そして、期日前投票と選挙日当日まで必要であった経費を支出いたしました。

目6 県知事選挙費は、303万8,466円を支出しました。令和2年3月22日に執行されたものです。選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償、そして、期日前投票と、選挙日当日まで必要であった経費を支出いたしました。

102ページでございます。項5 統計調査費は、111万2,495円を支出しました。目1 統計調査総務費は、市町村民所得推計負担金、県統計協会負担金を支出しております。

目2 指定統計費は、109万95円を支出しております。国から委託されている「工業統計」「経済センサス」「農林業センサス」等に要した経費を支出しました。以上でございます。

○監査書記（西村洋一君） 103ページ、104ページをお開き下さい。項6 監査委員費を説明いたします。監査委員費としまして、98万922円を支出しております。前年度と比較して7万5,149円の減となります。減の主な要因は、監査日数、出張日数が少なかったためでございます。監査委員費の主なものとしまして、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等にかかる委員の報酬及び費用弁償並びに委員の研修等、出張に伴います費用弁償、郡町村監査委員連絡協議会負担金などが支出されております。

以上で款2、総務費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時00分
再開 午前11時16分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款2 総務費の説明が終わったところです。質疑を許します。ページは、65ページから104ページです。

○7番（高橋一雄君） 先ほどの議会費の質疑の中で、戦前の町長の選び方を、大統領制と言いましたが、議会の中から首長を選ぶという、今でいう議会内閣制の誤りでした、お詫びして訂正をお願いします。

○議長（倉本 豊君） 質疑を許します。質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 72ページの広報誌印刷代、旬報印刷代について、お尋ねします。2つ合わせて277万円の支出となっています。昨年、町広報誌の経費削減として、一本化の提案をさせていただきました。そのときの総務課長の答弁では、効率的な広報と旬報の発行の在り方について、詳細を詰めなければならないということでした。総務課長にお尋ねします。その後の検討状況というのはいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 前年度と比べまして、令和元年度、今年度ですね、に比較したところ、やはり、この2つの部門、ソフトを入れた後と、ないので比べたところ、

70万円ほどの経費削減ができたという分析でございます。また令和2年度におきましても同様の経費を計上しておりまして、削減効果につきましては、同程度を見込まれるのかなというところでございます。まずは、この広報関係、内容の充実もさることながら、ソフト使用料とパソコンを入れたことによって、職員の効率性、また残業も、それにかかる、資材のほうは掛かるのですけども、これを文書化する、作成する時間については、削減できたというふうなことでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今ある旬報と広報の検証については、その経費が削減できたということですが、この一本化に向けた検討というのは、されているのでしょうか。そして、かつ、そのほかの自治体、人吉管内での状況というのは、把握されていますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 先ほど申し上げました広報、旬報、それぞれ別々で、今発行しているところでの削減率なのですが、その後の広報と旬報一本化というところについては、総務課内でも、今課内会議で一度提案したところでございますが、まだその結論には至っていないというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 昨年も同じような答弁でしたので、1年掛かっても、検討状況が続いているということで理解しました。球磨人吉管内で見ますと、多分旬報を個別に発行しているのは、湯前町だけではないかと思っているのですが、そしてIP告知放送端末でリアルタイムにこの最新情報等をお知らせできていますので、この旬報の在り方というのは、やはりほかの自治体と比較しながら、町民の意向も踏まえながらやっていかななくてはならないと思っています。

そこで町長にお尋ねします。区長会等で、例えばこの旬報と広報の在り方、旬報の一本化について、いろいろ確認していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 区長会というふうな、今特定の名詞があったのですけども、お話をさせていただきます。ただ、今総務課長が答弁いたしましたように、旬報を1日と15日、実は、発行しているわけでございますけども、最新の情報をやっぱり、町民の皆様方にお知らせするという観点から、いっぺんにしたならどうなのかというふうな質問もあったところでございますけども、現状、今1日と15日で、そのまんま、今実は、継続をやっているというふうなところございました。で、月1回にしますと、逆にいいますと、月の後半あたりに、新たな行事等が出てきた場合については、お知らせが遅れてしまうという部分がございます。椎葉議員の得意分野でございますICT関係につきましても、ホームページ上でも、あげればそれでいいのかもしれませんが、果たしてそれが全世帯に、メール関係、ホームページ等を見られるような環境が整っているかどうかという部分も実はございますので、しばらくの間、今のかたちで継続させていただければというふうに、私としては、思っている次第でございます。

なお、冒頭申し上げました区長会のほうには、そういうお話はしますが、当然、区長さんの反応といたしましては、機会が減ったほうがいいわけでございますので、そういうふうな御意見になってくるのではないかと、まとめたほうがいいのではないかとというふうな意見は出てくるのではないかなと私も思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほども申しましたとおり、人吉球磨管内の状況というのも把握する必要があるのだと思っております。時代は流れていまして、そして新しい情報等も、IP告知端末で、もし緊急的にイベントが入ってきたりした場合には、周知ができるわけですから、そういうところも含めながら、総合的に含めながら、行財政改革の一環としても、検討はしていく必要があると思っておりますが、町長、改めて伺います。じゃあ、検討をする考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） そこらへんもう少し調べさせていただきます。他の自治体がそうだから、うちがというところじゃなくて、やはり最後は町民の皆様方の利便性、こちらから情報をお伝えします、その部分をやっぱり、よく総括しながら、すべきではないかなと思いますので、そういうかたちで、私も今から検討はさせていただきますけれども、その部分についても、どうぞ一つ御理解をいただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 86ページの住宅リフォーム補助金についてお伺いさせていただきます。17件の申込みがあって、確か4件ということで、この金額ということで御報告がありましたけれども、17件のうちに4件しか採択がなかったというのは、非常に、町民の方も、残念な方が13件おられたということで、執行部としては、どういうふうにお考えなのかと思います。この枠を増やすとか、もう一つありました、空き家リフォームのほうを、もう少し絞るのかとか、いろんなかたちでの対応を考えるべきだと思いますけれども、このへんの所見をお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 議員おっしゃいますとおり、やはり申込み件数に対しまして、非常に少ない方々の採択ということでございまして、これにつきましては、移住定住が目的の事業であります。3年間の時限立法として、今執行しているところでございますので、本年度の状況も見極めたところで、また新たな施策について、執行部のほうでよく検討させていただければと思っております。

○6番（金子光喜君） 結局、この町に住み続けたいとか、町に帰ってきて住みたいとか、そういった方々が、しっかり湯前町に住んでいただくための施策だと認識しておりますので、需要、ニーズがあるのであれば、それに答えるような対応というのを、しっかりしていただきたいということで、終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 関連で86ページの空き家リフォーム補助金について、お尋ねします。163万円の分です。空き家リフォーム補助金の当初予算は、450万円ということで前年同額でした。で、今回令和元年の実績が5件、その前は4件ということで、執行率も徐々に上がってきているところだと思います。一方、空き家バンクの登録数というのが、現在8戸だけです。そこで、その協議会というのが立ち上がって、今後協議会の設置や、空き家対策の計画策定などに取り組むということで、言われておりました。

そこでお尋ねします。空き家対策の協議会の設置や、空き家対策の計画策定、ちょっと状況が見えないのですが、今どのような状況なのかを簡単に、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 以前ですね、そういったことで回答させていただいているのですが、実はまだ協議会の設置及び計画につきましては、正直に申し上げまして、未着手の状態でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町におきまして、空き家対策というのは、非常に喫緊の課題だと認識しております。

町長にお尋ねします。まだ協議会等の活動が十分できていないということですが、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 現況、住宅リフォーム、それから空き家リフォームということで、ふるさと納税を原資としたかたちで、事業を動かさせていただきまして、本年度で最終年度を迎えるということでございます。

先ほど担当課長が答弁しておりますけれども、来年度からの新しいかたちでの補助金を、実は考えさせていただければということで、課内と打ち合わせをしているところです。特に、先ほど金子議員も御質問がございましたけれども、住宅リフォーム等ですね、これについては、非常に募集が多ございまして、住民の皆様方に、大変、非常に、申し訳なく思っているところでございます。

ここにつきましても、元々、これ私の記憶違いかもしれませんが、実際住宅リフォームプラス空き家リフォーム関係につきましては、当初お出ししましたときには、一本化したような要項で、確か出したのではなかったかと私、記憶しております。それが途中段階で分かれまして、そしてそのとき実は、財源も一本だったわけですが、分かれてしまったということで、一回御提案させていただいたところもあったのではないかなと思うのですが、今バラバラの状態になっているというかたちでございましたので、今度そこらへんも含めながら、制度の改正をさせていただけないかと、そんな思いで、実は今考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 平成30年度時点で、空き家が約200軒近くありました。そして高齢者だけの世帯、いずれ空き家になる世帯が400軒近くあると聞いています。実は、

今後、この 400 戸近くある空き家予備軍という部分についての対応策というのもリフォームと一緒に、必要になってくると思っています。

そこでその空き家の予防について、リフォームだけではなく、予防についての町長のお考えというのは、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 予防ということでございますけども、現状 170 から 180 の空き家等もございますけども、今おっしゃるように、多分まだ増加傾向にあるというふうに思っております。

これに加えまして、ちょっと、実は、課題点の一つあるわけがございます、ほとんどが 57 年、建築基準法改正前の建物が非常に多いのではないかなということでございます。で、やっぱりそこに着手しないと、そこに住む人の安全が保たれないという部分がございますので、これ大変大きな課題じゃないかなというふうに思っております。この部分にメスを入れると非常に、坪単価当たりも、リフォームの場合については高くなっていくのではないかなというふうにも、私自身としては、思っているところでございます。

そうでなければよいのですけども、私としては、多分そういうふうにあるのではないかなというふうな発言でございます。で、そこらへんも踏まえながら、情報等につきましては、随時、担当課のほうで、受付もしておりますし、ホームページも実は上げております。ただこの住宅リフォーム等につきましては、当然、今お住み部分があるので、需要が多いかと思うのですけれども、空き家リフォーム、若い方は、人それぞれによって思考が違いますので。古い家というのが好きな方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱり新しい住宅を好まれる傾向もあるのかなというふうにも実は思っております。そこらへんは、何か新しいスタイルの部分が、どの程度で、どのくらいの金額でできるのか、そんなのも専門の建築士さんとお話しながらですね、やっぱり出すべきじゃないかなというふうにも、実は思っているところでございますので、大変、予防というのは、今の状況でいきますならば、現制度を存続しながら、情報を常にお伝えするというところにしかならないのかなというふうにも、今私としては思っているところでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） この空き家リフォームの実績からいって、4 件、5 件というふうに、大体 5 件ペースでいっておりますので、このペースで果たして今後の空き家発生を踏まえたときに、十分なのかというところがありますので、是非この空き家リフォーム補助金と、その空き家予防の観点で、来年度以降、総合戦略にも影響してくるかと思っておりますので、そのへんの施策、事業について、御検討いただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3 番（森山 宏君） 84 ページの委託料の中に、子育てコミュニティカフェ運営委託。まんが体験教室運営委託、これの教育課かなと思ったのですけども、企画観光課のほうでやられていますので、これの検証を、どこに委託して、実質はどのくらいの出席とか

利用があったのかをお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 今申し上げられた委託につきましては、全て奥球磨スマートタウン研究所様のほうに、委託を行っているところでございます。

それぞれの事業でございますが、まずまんが体験教室ですね、こちらのほうは、毎年開催しております、年2回の開催となっております。その中で、展示体験販売施設のほうを利用しておりますことから、参加人数のほうは、若干少なくなっておりますが、20人から25人程度ですね、毎回そういった状況で開催をさせていただいているところでございます。町内外半分ずつくらいの参加をいただいているところでございます。

また、町内見学ツアーにつきましては、こちらは、いろんなイベントにお出でいただいたときに併せまして、町内を見学していただくと、観光施設ですとか、そういったところをまわっていただくようなツアーになっておりまして、イコールそのイベントに御参加の方々の、参加をいただいているところです。

また、もう一つですね、子育てコミュニティカフェでございますが、こちらのほうも、同じく展示体験販売施設のほうで開催させていただいております、親子連れの親子様を対象にした事業でございます。これについても10名程度の御参加をいただいているところです。内容としましては、料理教室とか、そういったものを開催して、湯前町を、いいまちだなと、子育てのしやすいまちだな、ということで移住定住につながるような目的で開催しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページ84ページですけども、8番の報償費の、ふるさと納税返礼品代ですが、不用額が42万円も出ていますが、その中で、やはりこう、当町としましては、自主財源が乏しいというかたちで、ふるさと納税を当てにして取り組んでいかなければならないような状態になっていると思っておりますが、なぜですね、これの不用額がこれだけ出たのか、まずその検証をされたのか、伺いたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、補正の時期とも関係がございまして、その時点である程度見込みをしまして、納税があるものとみなしてやっていたのですが、それに実績がそこまで追いつかなかったという結果でございまして。

○1番（遠坂道太君） 途中で、ふるさと納税ポータルサイトを追加して取り組まれたと思っておりますが、やはり、ここでそういう実績というかたちで、本当に何が足りなかったのかと、そういう要因、それを皆さんで協議されたのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 課内においては、分析はいたしているところでございまして、その分析結果としましてはですね、昨年度について法改正があったこととか、または、返礼品の数を増やすことができなかったというのがございまして。そういったと

ころが要因ではないかと思っております、そうですね、サイトは増やしたのですが、なかなかそこも1月から増やしたということもありまして、まだ伸びることができなかつたと分析をしているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり、先ほども言いますように、当町は自主財源が乏しいわけですから、やはりこう、それを当てるか、やはり寄附金をどのようにして、募集の掛け方が必要かというふうに思うわけでございます。

今後ですね、やはり取り組んでいかれる以上は、やはり湯前町の魅力を発信しながら、湯前町に寄附金をいただけるようなかたちの取組、方策をしていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 92 ページです。92 ページの委託料の中に、地方税ポータルシステム更改作業対応業務委託料が上がっております。そしてこの利用料というのも上がっております。以前の説明のときに、総務課長のほうから、全部国のほうから100パーセント補填されるので、というふうに伺っておりましたけれども、この利用料というのも、そういうふうに捉えてよいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 質問のあった、地方税ポータルシステム更改作業対応業務委託料、このシステム改修だけじゃないところもあるのですけれども、ほかの課の、ほかの款のシステム改修でございます。それは上位法令の改正に伴うシステム改修を行う、そういった場合には、国からの補助金、このシステム改修に対する交付金といいますか、そういったものがございます。これが満額なのか、3分の2なのか、2分の1なのかという、それぞれの省庁の改正によって、システム改修の交付金が違いますけれども、これに委託料については、それですけども、利用料については、これについては、国からの交付金等はないところでございます。

○3番（森山 宏君） はい。今総務課長がおっしゃったように、いろんなシステム改修があります。で、システム改修の度に更改します。それに対しては、補填があるというふうには聞いておりますけど、今度は利用するときには、それが無い、結局、上が言ったら、どれだけでも改修して、ただし、新しくなったので、利用料金は上がるよと、その部分は、各自治体で負担しなさいということになっていると思います。毎年これが1割ずつ上がっていったら、小さい自治体では、もうこういうのをシェアするとか、なんかそういうのを考えていかないと、単独では、なかなか変更に伴う利用料金の支払というのは、圧迫するのではないかなとは思っておりますけれども、そういう懸念はないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） やはりこのシステム改修と、ほかの電算システムについても、議員言われるように、改修には国からの交付金があって、そのあとのランニングコ

スト的な利用料については、補填がない、交付金がない、支援がない、そういったことを私も一番危惧しているところでございまして、いくら上位改正の法改正でシステム改修が必要ですよと、業務としては、職員としては、システム改修しないとどうしようもないところもございまして。

国のほうについては、その利用料まで見てくれるかどうか、ここについては、やはり県のシステム課、情報企画課等々に、お力も借りながら、意見を申し上げることも必要かなと思っております。

で、やはり高い金額になってございますので、財政にはかなり、この経常的経費として上がってくるポイントでございまして、そこはシビアに管理はしていかなければいけない、各課シビアに管理していかなければいけないところかなと感じております。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの空き家リフォーム等補助事業の質疑の中で、私のほうが空き家リフォームの件数を5件と申し上げましたが、主な施策の成果のところに記しております戸数は、4戸となっております、その整合性が合わないということで、今御指摘を受けたところです。これにつきまして、補足で説明させていただきます。

資料に掲載しております4戸と申しますのは、4世帯の方からの、応募、採択ということでございまして、私が申し上げた件数5件につきましては、1世帯について、解体が1件、それから家財道具処分が1件ということで、そこが重複しておりますことから、件数の相違が出たということで、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 82 ページのですね、備品購入費について、お伺いさせていただきます。災害時の備品購入ということで、いくつか御提示ございましたが、もう少し詳しく何を買ったのか御提示願いたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） まず、避難所関係の備品でございまして、ユニット畳、90センチメートル×90センチメートルですか、そういった畳を10枚1組の、10組だったと思いますが、それを購入しております。これはもう、高齢者の方が避難されたときに、やはり銀マットですかね、それよりも畳のほうが、やはり御負担が少なくなるのではないかなという観点からの購入でございまして。

冷風機は1機を購入させていただきました。夏場ですので、冷房が効かないところについては、こういった冷風機が必要だということで購入させていただきました。

あとは、マンホールトイレ、これについては、3器購入させていただきました。これは、トイレがあるところの避難所であればいいのですが、そうじゃないところのトイレを、設置するときに、ないところに設置するときに購入させていただきました。

もう一つがLEDのバルーンの投光器、これを1器購入させていただきました。これは、よく見かける工事現場での、夜間の作業に使われるようなバルーンを、これについては、避難所の駐車場関係で、車中泊をされる場合とか、そういったものに利用できるような投光器を購入させていただきました。以上です。

○6番（金子光喜君） 全て今回の災害とかに生きてきたのかなと私感じたところです。マンホールトイレに関しては、以前からお話ししておりましたが、車中泊でありますとか、様々に避難される方が、トイレの不便を感じないようなかたちをするためには、いかたちでの対応ではないかということでお話ししておりましたので、今回3器分ですかね、購入されたということで、よかったかなと思っております。

今回またいろんなかたちで、必要なものといいますか、是非、災害時に備蓄しておいた方がいいものというのが、十分理解できたのかなと思いますので、そういったところを今後の予算に活かしていただいて、今回、不用額もありますけども、十分使い切るくらいの、せっかくの備蓄倉庫があったり、今回、改善センター横の、空調室を倉庫にするということでもありましたので、十分蓄えられるようなスペースもできてきましたので、そういったところに町民の命を守ったり、生活を守ったりするための備蓄ですので、しっかりしていただければと思います。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 86ページのイベント実行委員会補助金についてお尋ねします。町長は、この漫画フェスタというのを、ほかの町村にない差別化されたイベントなので、今後もこの路線を引き続き延長させたいということで、御答弁をいただいております。担当課のほうにまず伺いますが、この漫画フェスタの在り方、方向性について、今現状、どのような分析をされているかについて、町民の意向をどのような分析をされているかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 町民の方をお願いいたしまして、アンケートを聴取しております。その結果を大体分析しますところによると、大方、御厚意をもって漫画フェスタについて、見ていただいているというような評価の方向を、今後もこういったマンガに特化したというところでやっていければということで考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 本年度実施された総合計画のアンケートによりますと、満足している。どちらかと言えば満足している。の合計が23.8パーセントでした。町民の約4分の1は、満足しているのだけでも、それ以外については、ちょっと分からないということでした。そしてその総合計画のアンケートの中には、高齢者はちょっと参加しにくいなという意見もございました。町長はよく、オール湯前でとか、町民の声を丁寧に聞いて対応したいということをおっしゃっております。

よって、今回のアンケートにはなかったのですが、そういう町民の漫画フェスタに対する意向というの、今後確認していく必要があるのではないのでしょうか。町長にお尋

ねします。

○町長（長谷和人君） これまで実行委員会の中で、そこのお話も実はさせていただいた経緯があるのではないかと、私、まだ1年しか経っていないのですけども、ここは、丁寧に漫画フェスタの在り方についても議論をさせていただきたいということで、引き続きその方向で、私としても、思っております。で、去年も実は、大洗町ですか研修をさせていただきまして、漫画のまちづくりというかたちで、大洗町のほうに研修を見させていただいたのですけども、私たちの湯前町とちょっと違ったスタイルでのやり方だったわけでございますけども、そのまちづくりの中に、この漫画フェスタと同じようなかたちで、イベントが完全に溶け込んでしまっているというふうなところがございます。ちょっと本町の場合については、若干浮きだだったところがあるというふうなところも感触としてあるというのも、私としては思ってきたところでございます。そこらへんも含みながら、新たな取組というかたちで、私実は思ひまして、今回本年度になりまして、アーカイブ事業等につきましても、実は、担当のほうに、国のほうに向かって、採択をするようなかたちで申請を出せということで、何とか乗ったわけでございますけども、元来の本町の漫画という、特性の部分がございますので、引き続きこの部分については、十分、周り等の部分も見ながら、そして連携するところは連携するというかたちで、関係町村がございますので、連携するなら連携するというふうな姿を取りながら、そして意見を聞きながら、方向づけをしていきたいと、私としては、かように思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 私の質問は、町民の意向をもっとしっかり調査された方が、いいのではないかとこのところでは、町民の方々が、是非、もう漫画フェスタを今後も続けてほしいという意向が多ければ、それはもう嬉しいことなのですが、もし満足度が低ければ、それは住民幸福度にも影響してきますので、唯一の町の漫画イベントですので、そこはちょっとオール湯前で、町民一丸となったまつりにしていく方向性というのが大事だと思っています。そこで改めて町長に伺いますが、町民の意向を、しっかり、丁寧に確認するという考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど冒頭で申し上げました漫画実行委員会の中で、御意見を伺っておるということでございますので、町民の皆様方ということであれば、改めてアンケートかなんかを取らなければならないという御質問じゃないかなと思うのですけれども、その中で、先ほどおっしゃった満足度が4分の1くらいだったですか、ちょっと私、数字覚えていないので申し訳ないのですけども、そういうことであれば、改めて取り直す格好になってきますので、かなりの労力も出てくるというふうに私は思います。冒頭、申し上げておりますように、実行委員会の中でのお話を聞きながら、その姿というのをやっぱり示していくべきではないかなというふうに、私としては思っている次第

でございます。

○2番（椎葉弘樹君） 漫画の実行委員会というのは、各組織の代表でありまして、高齢者から若い世代までの総意ではございません。その実行委員会は、漫画フェスタを実行するための組織でありますので、じゃあそもそも漫画フェスタというのは、町民の方に対して喜ばれているまつりなのか、それは、本来は、この総合計画や総合戦略のアンケートの中で、確認しておけばよかったのですが、それがなかったわけですね、満足しているかみの確認でしたので、本当にそうなのか、それは一部の意見ではないのか、そこは正確に把握していく必要があるのではないのでしょうかという確認です。だからそれは、アンケートであってもいいし、別の機会であってもいいし、とにかく正しい町民の意向というのを示す必要があるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当然、その実行委員会のメンバーの人たちは、各組織から選ばれた皆さんでございますので、老人会の方も入っていらっしゃいます。その中での御意見を、私としては、各機関からの代表で来られているわけでございますので、その組織を今後、漫画実行委員会として、どうあるべきなのかということをお聞きさせていただきたいということをおっしゃっているわけでございますので、やるが方向ということではいいというふうには思っております。ですから、その機会を捉えさせていただいて、御意見を伺わせていただけないかということをおっしゃっているの、椎葉議員のほうは、町民全体に向かって、呼びかけて、その意見を反映しろ、というお話だろうと思うのですが、私としては、まずそこで事足りるのではなからうかということでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時56分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款2総務費の質疑の途中です。発言を許します。

○2番（椎葉弘樹君） さっきの続きで、あと1問だけ確認します。あと1問だけお聞きさせていただきます。結局、総合計画のアンケートによりますと、イベント実施状況に満足しているかが5パーセントしかなかったわけですね。これは、漫画フェスタだけではないと思いますが、町全体のイベント実施状況に5パーセントの方しか満足できていない。そして、やや満足という人も18,8パーセントしかいないという状況だったので、じゃあ実際、漫画フェスタというのは、どのような状況なのか、その確認をする必要がないというところで、町長に問い合わせたわけですね。

町長としては、実行委員会の意見で判断したいという答弁がございましたが、やはり今後の例えば、総合計画、今度4年後にまた調査があると思います。そこでもしっかりと、漫画フェスタの状況、意向を把握されて、町民が、高齢者まで満足いただけるようなイベントにしていかななくてはならないのかなと思っています。

そこで最後に町長に伺います。町民が満足いくような、そのようなイベントを目指していく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） これまで、本町におきましては、まんがのまちづくりということで、県内では一番先に、このまんがの事業を取り組ませていただいたところでございます。第6代の平川栄一町長からの、このまんがのまちづくりでございまして、四半世紀以上の歴史を持つ、非常に、本町にとっては、特色のあるイベントだと、私としても思っているところでございます。いわゆる個性のあるまちづくり、そのものでございしますので、大きな活性化のひとつの手段のイベントであるということで、私としても重要な位置づけを置いているところでございます。

これから、このイベントに関しましては、新たなまちづくりのひとつの手段としての、私としても見直しを行っていきたいというふうなことも思っておりますので、これから、いろんな方々、様々な意見をお聞きしながら、満足度を高めるというのは、非常に、難しいところがございます。若者層と、それからお年寄りの層の、やっぱりイベントに対する考えが違っているというのも、実はお話も私も伺っているところでございますので、そこは大変難しい部分になるかと思えますけども、より良い方向として、これから、様々な意見をお伺いしながら、このイベントについての在り方を作っていくながら、動かしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページが86ページの負担金補助及び交付金ですが、球磨郡結婚式対策推進協議会ですが、この協議会につきましては、私も当初一般質問で、いろいろと結婚の問題につきましては、質問をしてきたところでございます。

その中で、やはりこういう協議会があって、昨年度、町内から出席された実績はあるのか、それを伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） この協議会の中で、本年度におきましては12月に婚活イベントの実施がされておまして、内容につきましては、日帰りのバスツアーということになっております。参加者については、人吉球磨管内から男性の方16名、女性の方16名が参加されておられ、中で町内からはですね、2人か3人の参加があったとお聞きしております。

そのうち6組のカップルが成立しておりますが、残念ながら、当町の2、3人の方については、残念な結果となったということだったのですが、こういったイベントを通し

まして、少しでもそういったきっかけづくりをすることを、行政として支援してきたところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい。今課長のほうから答弁いただきました。その中で、やはり湯前町としても、皆さんご存じのとおり、湯前町、独身の男性の方、結構いらっしゃると思います。

その中で、そういった町としての取組について、町長にお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 申し訳ございません、ちょっと最後の部分がよく分かりませんでしたもので、遠坂議員の御質問に答えがどうか分かりませんが、今こういうかたちで、実は、事業をさせていただいております、きっかけづくりというのが、一番この事業の目的ではなかろうかというふうに思っております。

その中で、やはり赤い糸というのでしょうかね、その中で、結ばれる方もいらっしゃれば、その場で終わってしまうという部分もございます。で、それ以上にやはり一番大事なのは、結婚する意思がある方が、そこに入っているかというふうなところにもなっただろうかなというふうにも思っております。少子高齢化の時代におきまして、こういうふうなご縁というのを作って、そのご縁が果たして、どういうふうなかたちになっていくのか、そのきっかけづくりは、行政としては、これからもやっぱり継続していかなくてはいけないのかなというふうに思っております。

ただ、同じこと何回も繰り返すけども、きっかけづくりだけにしか行政はできないのではないかなと、あとは、自分たちの努力になってくるのではないかなと、そういうことも実は思っておるところでございます。引き続きこの事業はさせていただければというふうに思っておるところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい。今町長の、きっかけづくりということで、ひとつの結婚というか、ひとつのかたちがひとつの捉え方じゃなかろうかと、私も思っているところでございます。その方向でやはり行政としても、今後、いろんなイベント開催の中でも、取り組んで、こういうような結婚のきっかけを作っていただくことを期待しますのでよろしくお願ひいたします。

○5番（味岡 恭君） ページ86 ページの今同じ内容の、負担金補助及び交付金というところに、奥球磨広域連携推進協議会負担金というのがございます。これの目的と内容をお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） まず、目的につきましては水上村、多良木町、湯前町、3つの町村におきまして、連携して、観光ですとか、地域の魅力を発信することを目的として設置されている協議会でございます。

本年度おきましては、事業としましては、冒頭御説明しましたとおり、継続して行っております、奥球磨どんぶりフェア、これにおいて食の魅力を発信しているところでご

ざいます。

また奥球磨物産展、こちらのほうも特産品のPRということで、熊本市のビブレス広場という一番大きなイベント広場におきまして情報の発信を行っているところでございます。これも定着しております、お客様のほうも、リピーターの方が毎年お買い求めいただくような状況になっております。

また、それらのイベントの発信の中で、併せまして3町村の魅力を連携して発信しているところでございます。

また、近年、昨年度、本年度もございましたが、フットパスのイベントを計画しております、内容を更に魅力のあるものにするために、3町村連携して協議を行ってきたところでございます。

○5番（味岡 恭君） 確かに奥球磨の問題点、確かにいろんな問題、課題がたくさんあると思います。またこの観光だけではなくて、ほかのも連携したほうがいいのも、多々あるのではないのかと思いますし、今後も、あの手この手で、奥球磨を活用していくためには、いろんなことを、まだ計画してもいいのではないかと思いますので、何かほかに計画がないのか、今後の問題点をお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 当初、本協議会の目的は、やはり今議員がおっしゃったような内容も含めていたところなのですが、そちらのほうが、どちらかという観光面のPRにシフトしてきた経緯がございます。

本協議会は、ここの活性化事業としていることで位置づけておりますので、観光と情報発信のみならず、もしそういった案件が出てまいりますれば、3町村で連携したほうがいいということであれば、そういったことについても今後、協議の場には乗せていきたいとは思っています。

○3番（森山 宏君） 70 ページで、ストレスチェックが行われているようです。令和元年度の中で、このストレスチェックに関しての結果は、いかがだったのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今年度は令和2年2月13日から、2月20日の間で行わせていただきまして、実施職員は69名、これは正職員と嘱託職員併せて行わせていただきました。

結果でございますが69名のうち13名が高ストレス判定ではございました。過去から申しますと、平成29年が8名、平成30年が11名、今年度が13名だったという結果でございます。

○3番（森山 宏君） はい。69名のうちの13名。なぜお聞きするかといいますと、今現状が、決算の話じゃないのですが、現状が今コロナ禍、プラス激甚災害を受けて、職員の皆さんも、ほとんど休み返上で、そしてまた時間外でも勤務されております。この状態から考えたときに、平常じゃない勤務体制だと思いますので、毎年、年度末のほ

うに行われておりますけども、今この状況下において、ストレスチェックを行うというか、13名より増えたらいけませんし、ましてや犠牲者が出ると、なお一層困りますから、早急にする考えはないでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） ストレスチェックのほう、実施時期については、決められたものではありませんので、議員おっしゃられるように、今回のこのコロナ禍、災害復旧で職員のほう、笑顔は見せているようではございますけれども、心の中は泣いているような状況かもしれません。これはもう表情を見て分かるものではありませんし、実施については、担当者と診査を行う業者、多良木公立病院になるのですが、そこの打ち合わせを早急にさせていただきまして、その方向ができるかどうかも含めて、できるものならやってみたいというところで御答弁させていただきます。

○1番（遠坂道太君） ページの80ページです。公有財産購入費ですけれども、本年度こういう災害で危険箇所等も非常に山あたりで分かれたと思います。民家の近くとか、そういうあたりでこういう非常に厳しいところの、災害が発生しやすいところを、今後購入されていくのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今のところまだそういう考えもございませんし、また、そういうところも把握できておりませんので、必要に応じて、必要があれば購入すべきところも出てくるかなとは考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） はい。今後はやっぱりそういう調査をしながら、必要なところは検討していただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。なければ、総括もありますので、これで款2総務費の質疑を終わります。

次に、款3民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款3民生費を御説明いたします。103ページをお願いします。民生費は、合計8億5,268万6,113円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、25.3パーセントになります。前年度と比較しまして、5,482万6,701円の減となっております。

減の主な要因は、介護予防拠点施設整備補助金、介護保険特別会計繰出金及び保育園・こども園運営費の減であります。以下、目ごとに御説明いたします。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、3億2,425万9,062円を支出しました。主な支出の内容は、保健福祉係担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費が主なものです。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、保健福祉係9名の人件費を支出しました。

106ページをご覧ください。節13委託料の地域活動支援センター事業委託料は、湯前

町地域活動支援センター「かぼちやの家」の事業運営にかかる委託料であります。障害者等の創作的活動または生産活動機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的に実施する事業であります。

108 ページをご覧ください。節 19 負担金補助及び交付金は、民生委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど、地域福祉活動などを行う法人及び団体などにそれぞれ補助金及び負担金 2,862 万 3,059 円を支出しました。上・中球磨巡回支援専門員整備事業は、前年度までは本町が事務局でしたが、本年度から事務局が水上村に変わったため、本年度は負担金として支出しております。

108 ページから 110 ページにかけて、節 20 扶助費は、更生医療給付事業扶助費 580 万 7,770 円、重度心身障害者医療費助成金 788 万 2,845 円、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付費扶助費 1 億 3,588 万 8,163 円、障害児通所事業扶助費 2,857 万 4,119 円など各種の障害者支援に係る扶助費合計 1 億 8,861 万 2,730 円を支出しました。

交通弱者対策、日常生活のための移動手手段の確保を目的とする高齢者等移動支援事業につきましては、本年度からタクシー利用を倍額まで増額するとともに、路線バスの料金補助まで拡充した制度として実施しました。申請者 408 人に対し利用券を交付しました。利用実績として 653 万 500 円、を支出しました。前年度と比較しまして 200 パーセントの増となっております。

節の不用額が 605 万 2,000 円発生しておりますが、年度末の医療費扶助や障害者の給付扶助費などの増額支払いに備えるためのものであり、町民生活に支障がないよう予算を確保しながら運用をしているところであります。

110 ページをお願いします。節 23 償還金利子及び割引料は、障害者自立支援の各事業の国県負担金の前年度精算分に伴う返還金 198 万 1,487 円を支出しました。

節 28 繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

次に、目 2 老人福祉費は 1 億 6,109 万 1,977 円を支出しました。高齢者への福祉サービスの推進、いきがい活動などに関する経費で、高齢者への適切なサービスの調整、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブ活動などへの各種補助金、養護老人ホーム入所措置費、敬老祝金及び介護保険特別会計繰出金などが主なものになります。

節 8 報償費の敬老祝金は、湯前町商工会発行の商品券 1 万円分を支給要件に該当する 80 歳以上の高齢者の方 658 人に支給しました。

112 ページをお願いします。節 13 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料などを支出しました。

節 19 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金 109 万 9,000 円、敬老会開催補

助金 119 万 5,074 円、介護予防拠点施設整備補助金 369 万 9,857 円などを支出しました。本年度の介護予防拠点施設整備事業は、通いの場として、いきいき百歳体操などの介護予防運動に取り組まれている公民分館 3 箇所に対して、前年度に引き続き、補助率 10 分の 10 の熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用して、手すりやスロープの設置、空調設備などの改修工事に対する補助を行いました。

また、本年度からの新たな事業としまして公民分館等の介護予防拠点施設における活動に対する補助金 72 万 3,000 円を支出しました。本年度の公民分館等介護予防拠点施設における活動実績は、年間延べ 980 日、参加者人数が 9,739 人となっております。介護予防はもとより、地域における相互の見守りにもつながっているところでございます。

114 ページをご覧ください。節 20 扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム入所者 3 施設 11 名分の入所措置費で 2,000 万 3,186 円を支出しました。

節 28 繰出金は、介護保険特別会計繰出金を支出しました。

目 3 社会福祉施設費は、老人憩の家の窓の取り換えなどの修繕費を支出しました。以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 目 4 国民年金費については、13 万 4,069 円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等にかかる経費になります。13 委託料に、年金生活者支援給付金支給に係る所得等情報を日本年金機構へ提供するデータの見直しに対応するためのシステム改修として、5 万 1,840 円を支出しました。本町の、本年度末の国民年金加入者は、410 人となっており、加入率は、20 歳以上 60 歳以下人口 1,586 人に対し 25.85 パーセントになっています。

次に、目 5 後期高齢者医療費については、9,837 万 319 円を支出しました。節 13 委託料に、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する、特定健康診査委託料として、308 名分、282 万 8,454 円支出しました。後期高齢者の特定健診受診率は、30.6 パーセントになりました。なお、入院者等の除外者を除きますと、受診率は 34.3 パーセントになります。

節 19 負担金補助及び交付金については、広域連合一般会計事務費負担金として 129 万 3,000 円、広域連合特別会計事務費負担金として 310 万 6,000 円、療養給付費負担金として、町の負担割合 12 分の 1 相当額の、6,821 万 740 円を支出しました。この、療養給付費負担金の確定は、翌年 10 月ごろとなりますので、申し添えます。前年度の確定額は、6,318 万 6,157 円となっています。一人当たりになりますと、6 万 2,747 円となっています。平成 29 年度は 6 万 5,486 円で、2,739 円の減となりました。

節 28 繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分として 48 万 8,000 円、基盤安定繰出金として 2,243 万 4,339 円を後期特別会計へ繰出しました。前年度比、229 万 9,603 円、9.3 パーセントの減となりました。世帯の所得状況に応じ、保険料軽減が段階

的に見直しされたことによるものです。以上です。

○保健福祉課長（高木堅介君） 116 ページをご覧ください。目 6 プレミアム付商品券事業費は、332 万 2,034 円を支出しました。プレミアム付商品券事業は、消費税の 10 パーセント引き上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券を販売する国庫補助事業となります。プレミアム付商品券の購入対象者は、住民税課税者の扶養親族等を除く住民税非課税者及び 0 歳から 2 歳児がいる世帯の世帯主で、プレミアム付商品券 5,000 円の販売価格が 4,000 円、割引率 20 パーセントであります。購入限度額は、一人につき 2 万 5,000 円までとなっております。購入者数は、324 人、額面 5,000 円の商品券 808 冊、404 万円が販売され、そのうち 400 万 7,000 円が換金されたところであります。

節 13 委託料は、商工会への販売事務委託料 124 万 9,969 円を支出しました。対象者抽出や申請書発行等に係るシステム改修委託料 110 万 1,600 円を支出しました。

節 19 負担金補助及び交付金は、商工会への補助金として、プレミアム付商品券の換金額 400 万 7,000 円の割引率 20 パーセントに当たります 80 万 1,400 円を支出しました。不用額が 519 万 9,600 円となっております。これにつきましては、販売見込者数の変更により予算を更正減額すべきところでしたが、補正予算の計上ができていませんでした。誠に申し訳ございません。

次に、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、4,569 万 4,957 円を支出しました。主な支出の内容は、第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定に係る経費、病児・病後児保育施設の運営委託料、放課後児童健全育成事業補助金や放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金など児童の健全育成、子育て支援を図るための環境づくりに要する経費でございます。

節 8 報償費は、本年度からの新規事業としまして、出生児の健やかな成長を願うとともに、子育て世帯の生活の安定に寄与し、子育て世帯の増加と本町の人口減少対策の一助とすることを目的に出生児一人につき 15 万円、15 件の出生祝金 225 万円を支出しました。

118 ページをご覧ください。節 13 委託料の病児・病後児保育事業委託料は、湯前町・水上村・多良木町・あさぎり町の 4 町村で、公立多良木病院に病児・病後児保育施設「ほっと館」の運営を委託している事業であり、本年度は本町が事務局となりましたため町村負担金と国、県の補助金を合わせて 962 万 6,987 円を支出しました。

子ども子育て支援事業計画策定業務委託料は、第 2 期計画策定に当たり、アンケート調査の実施と集計分析、事業量の推計・目標量の設定、湯前町子ども・子育て協議会等の運営支援、計画策定の支援のための業務委託料 226 万 6,000 円を支出しました。この

ほか、保育園・こども園の利用料無償化に伴う、子ども・子育て支援システム制度改正対応業務委託料 168 万 4,800 円などを支出しました。

節 19 負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業費補助金、1,987 万円のほか、各種保育事業や従事する職員の処遇改善に対する支援補助金を支出しました。

次に、目 2 児童措置費は、2 億 1,929 万 1,260 円を支出しました。慈光こども園と湯前町保育園の運営補助金及び児童手当などが主なものです。

120 ページをご覧ください。節 19 負担金補助及び交付金は、湯前保育園、慈光こども園の運営費補助金、本町の乳幼児が町外保育所へ入所している広域入所運営負担金など合計 1 億 7,285 万 6,260 円を支出しました。本年度末の保育所入所児童数は、慈光こども園 45 人、湯前保育園 77 人でした。また、本町の乳幼児が町外保育所へ入所している広域入所は 12 人で、本年度合計は 134 人でした。前年度合計 189 人に対しまして、55 人の減となり、運営補助金等は前年度と比較して約 2,500 万円の減となりました。

節 20 扶助費は、子育て支援のための児童手当 4,643 万 5,000 円を支出しました。

目 3 母子福祉費は、40 万 2,225 円を支出しました。母子会補助金やひとり親家庭等医療費助成金が主なものであります。

節 20 扶助費のひとり親家庭などの医療助成支給対象者は、母子家庭 36 世帯、子ども 54 人、父子家庭 6 世帯、子ども 7 人でした。

項 3 災害救助費、目 1 災害救助費の支出はありませんでした。

以上で、款 3 民生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 3 民生費の質疑を行います。ページは 103 ページから 120 ページです。

○7 番（高橋一雄君） 116 ページのプレミアム付商品券にかかわる事業について質問いたします。これは、消費税が 10 パーセントに上がったときの対策と説明されましたが、制度設計自体に問題があったために、補助金が多額に余ったのではないのでしょうか。

えーと、補助金が 500 万円以上余ったわけですね、更正減額しなかったことを謝罪されましたが、最初から見込が多すぎたというか、消費税が 10 パーセントになったとき、食料品は 8 パーセントのままとなりましたが、このプレミアム付商品券は町民どなたでも買えますというやつではなくて、条件が付けられたわけですね、で、日頃、日用品とか食料品とかを買うことが、生活費の主な部分を占める、食べていかないと暮らしていけないわけですが、そうしたことについて、この商品券の活用ができないから商品券購入者が減ったと私は考えていますが執行部のほうでは、補助金の設定の金額を間違ったと考えているのか、制度的にもやはり問題があったと考えているのか答弁を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） この事業につきましては、国の補助事業であります、本町の当初の予定の補助金の交付申請につきましては、販売決定見込者数を 1200 人とし

ていたところでございます。令和2年1月に変更交付申請を行っておりますが、それまでの販売実績を商工会からの情報で、324人ということで、購入者数が少なかったことによります予算の残となっているところでございます。当初の計画の段階で、この販売決定見込者数1200人というのが、かなり過大だったのではないかと考えております。

○7番（高橋一雄君） どなたでも買えますよというときの、プレミアム付商品券のデータを基にして、限定された方しか買えませんよというの見込んだわけですよ、だからやっぱりその見込は、過大になり過ぎたというのは、当然じゃなかったのでしょうか。

だから、もっとその10パーセント消費税値上に対して、町民の方の暮らしを助けるということ、もっと知恵を絞って欲しかったと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページ108 ページですけれども、19の負担金補助及び交付金ですが、その中のシルバー人材センターの運営補助につきましてお聞きしたいと思います。現状、どのくらいの方が登録されているのかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和元年度におきましては、28人が会員登録をされているようです。

○1番（遠坂道太君） 今28名、本当に人材センターから、町民の方が依頼されて、派遣されて来られる方が、私は見ますと非常に少ないというように思っているところがございます。それでいろいろと作業を依頼して、そしてもう間に合わないという方が、非常に多く、住民の方からお聞きするわけでございます。それでそういうふうなフォローとかのかたちは、町としてはどのように指導とか、取り組みとかそういうあたりやっておられるのかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） シルバー人材センターの会員募集につきましては、人材センターさんのほうでされているところではありますが、担い手、シルバー人材センターの担い手不足というところも、事務局のほうからも聞いているところでもあります。

住民の方からの、こういうことをやってほしいという要望につきましては、人材センターのほうでも、先ほど言いましたように、担い手不足、人材、会員数も少ないというところで、手が回らないところもあるところではありますが、昨年度、有償ボランティアのグループが立ち上がりまして、ゆのまえちょこっとボランティアというところが立ち上がりました。これは、社協と町とボランティア連絡会の代表の方と、いろいろ協議を重ねまして、立ち上げたところございまして、シルバー人材センターさんでできない部分の、ちょっとした生活の支援ですね、例えばごみ出しであったり、ちょっとした玄関先の草取りであったり、買い物の代行であったり、そういうところのサービスをできるようにということで、昨年度、町としてはかなりバックアップをしまして、昨年3月

に、ひとつの生活支援のグループが立ち上がったところでございます。以上です。

○7番（高橋一雄君） 116ページの出生祝い金についてお尋ねします。令和元年度の実績が255万円の予算に対して、225万円を出されたということで、これは、私は、町長の目玉施策だと思っていますから、町長に答弁を求めれば、自画自賛になりますので、担当課に聞きますが、この本町が取り組んだ新しい施策に対して、町民の方からどのような声が寄せられているか、かいつまんで、いい点と悪い点、町民の声がありましたらお聞かせください。

○保健福祉課長（高木堅介君） 私、4月に保健福祉課長を仰せつかりまして、これまで今年度5～6件ほど交付式に立ち合わせていただきました。その際に、交付後に保護者の方、お父さんお母さんにコメントをいただいております。広報で、その翌月号に写真付で掲載もさせていただいております。ありがたくいただきますということと、子どものために使わせていただきますという感謝の言葉しか私はまだ今のところ聞いておりませんので、デメリットというところが、私はちょっと見つからないところでございます。以上です。

○7番（高橋一雄君） 町がこの施策を提案されたとき、最初のうちはともかく、何回かしたら、ご家庭への銀行振込にする考えですと言われたのに対して、私はお一人お一人に町長が手渡しして、町の思いを伝えてくださいと訴えました。それが実際受け入れられて、手渡しされていると思います。やはり子育て支援に対して、執行部の熱い想いを、若い世代の方々に伝える取組を今後ともしていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） 毎回言っておりますが、112ページの地区の老人クラブ補助金につきまして、これにつきまして内訳を説明していただきたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 本年度、令和元年度の単位老人クラブ補助金につきましては、各地区の老人クラブの会員数の合計が1,099人に対しまして、一人当たり1,000円の109万9,000円となっております。内訳としては、以上です。

○8番（黒木喜巳男君） なかなかですね、老人会に対して、なかなか入ってくれませんが、誰しも好きで老人になるわけではございませんけど、もうそのうち皆さん方もなるわけなのですが、その中で、私はいつももう少し増額をしてくれというお願いをしておりましたが、やっと2年前10万円を増額していただきまして、それはありがたく思っておりますけれども、例えば1,000円とおっしゃいましたけれども、もう昔はですね、今年110万円ですけれども、170万円位の予算が付けてありました。でも今約半額ですから、その中で、39万6,000円ですか、約40万円は、県からの補助金であります。実際は、70何万円ですか、ということですので、その1,000円を思い切って2,000円でもしていただけないかと、次の機会に思っておりますが、その点はいかがですか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、県からの補助金につきましては、町の老人クラブ連合会に対する補助金が入っております。地区の単位老人クラブの補助金につきましては、入っていないと思っております。

○議長（倉本 豊君） ここで、答弁調整と休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時51分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款3民生費の質疑の途中です。発言を許します。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど単位老人クラブ活動助成金につきましては、財源に県の補助金39万6,000円を含めたところの109万9,000円となっております。一人当たり1,000円の補助金に対する答えといたしますか、答弁になりますけども、令和元年度の各単位老人クラブの決算書をちょっと確認させていただいております。

で、それを見ますと、単位老人クラブ、各老人クラブの会員数かけるの、1,000円の補助金に対しまして、全ての地区で決算における繰越金が、かなりオーバーしております。例えば、会員54名の、ある地区では、5万4,000円の補助金に対しまして、13万5,000円とかですね、多いところだと会員数98名で、9万8,000円の補助金を出して交付しておりますけど、その地区におきましては、33万5,750円というふうに、かなり繰越金が多くなっておりまして、補助金が足りていないという現状ではないと考えております。

それともう一つ、県の補助金につきましても、対象の経費が109万9,000円に対しまして、単位老人クラブ活動への助成金の県の基準額が、59万4,000円になっております。その3分の2が、県の補助額となっております、39万6,000円となっております。この町から県に対する実績報告では、単位老人クラブの決算書までは出しておりませんので、例えば、県から細かい検査とか入りますと、もうこういう現状だと、これも、基準も突かれるところではないかなと感じているところです。以上です。

○8番（黒木喜巳男君） 繰越金が多いからということですね、年寄りみんな、辛抱しているのですよ、例えば、うちの地区も、年に1回、地区で老人会の旅行に行っております。それも全部、手出しですので、それをせずに繰越金を使えば、すぐに消えるのですよ、年寄りの人たちは、そういうのをなるべく残すような工面を考えられるわけです。だから繰越金が多いから、みんな使っていいというなら、旅行のとき負担金を取らなければ、1回で消えるのですから、50何万円持っているところは分かりませんが、うちの実情はですね。

そして前から、会員の方が亡くなられたときに、香典返しとかを持って来てから、2

万円とか3万円とかいただいております。だからそれを積み重なって、それで預貯金がございます。しかし、それをやっぱり残したい気持ちがあるものですから、1年間でそれを使いたくないという気持ちがあるものですから、そのところは、みんなで、いろいろなことを辛抱して、余剰金を準備しているわけです。

例えば、今なかなか地区で慰安旅行にみんなで行くというのは、老人会しかないわけですよ、だから前言いましたけど、前は1万円出せば、迎えに来ていろいろとしてくれよりました、ところが近ごろでは、1万円じゃしてくれません、1万円はもちろん手出しですけども、例えば、1万2,000円なら、2,000円分が増えたような状況にはなっています。そのへんのところを踏まえてですね、一応検討していただくわけにはございませんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今各老人クラブだけではありませんで、ほかのそういうふうな団体等もたくさんあるわけでございます。どこの組織におきましても、当然、やり繰り等を行いながら運営をしていただいている実態があるわけです。特に今黒木議員が御質問です。いただいております高齢者の皆さんにつきましても、これまで辛抱強く、これまでの人生歩んで来られたということで、いくらかでも自分たちで負担をしながらでも、単位老人クラブのほうを運営していただいているという実態のほうも私もそこは理解をしたところでございます。

ただ、本町のほうも、どこに重点的に予算を配分するかというところでいきますと、均等という言い方はおかしいかもしれませんが、今現時的にいくならば、若い者の世代にかけて、いくらか偏った考えかもしれませんが、少子化ということでございますので、そういう方向に、実は、予算の配分を重点化しているというのが私としては現状じゃないかなというように思っておりますので、そこを十分御理解いただきながら、そして、それなりに活動されるようであれば、その活動の内容等も十分踏まえたところで、担当課のほうに要求していただく、そしてその要求の中身も、ちゃんとした内容であって、飲み食いだけではなくて、組織の中で、いろいろな活動をやりながらその運営をしていただくというふうな大義名分あたりも作っていただくということで、今後の動きをさせていただければというふうに私としては思ったところでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 確かに少子化ですので、年寄りの金を子どもたちに回すという方向は分かります。ただ、元気な老人たちは百歳体操でもして、グラウンドゴルフでもして、なるだけ元気になるように頑張っております。もし何もせずにおったならば、寝たきり老人になれば、医療費のほう膨大な量になります。そのところを踏まえてですね、できたら1,000円ずつはいただいております。実際は、町の老人会とか、それと郡とか県とか納めなければなりませんので、700円くらいしかありませんので、できたら負担金を、町からでも回していただくようなことはできませんのでしよ

うか。

○町長（長谷和人君） 今黒木議員おっしゃったのは、多分上納金という意味ではないかなというふうに思っております。各組織体もおそらくそういうふうなかたちで、その上納金という言葉が正しいかどうか分かりませんが、負担されているのではなからうかというふうに思っております。確かスポーツ系統も多分そういうふうな上部団体に対して負担金あたりが発生しているところがあるのではないかなというふうにも思ったところでございます。

決して私が先ほど言いなおさせていただくのですけども、老人の人たちを切り捨てて、若い者にやったとかそういうことではありませんで、しっかりと先ほどから決算書の中身の中で御説明させていただいておりますように、各公民分館で、いきいき体操なりですね、それ以外のこともちゃんと、手掛けてさせていただいているところです。

ただ、申し上げましたのは、配分的な予算の中に、そういうふうな傾向にあるのだということだけ、申し上げたところでございますので、そのところは、ひとつ御理解をいただければというふうに思っております。そこは、しっかりと今回、私初めて伺いましたので、今後の宿題とさせていただければというふうに思っているところでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 是非、前向きに検討していただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 112 ページの介護予防拠点施設整備等についてお伺いさせていただきます。これまでの黒木議員の質問に、やや近いのかなと思いますけども、高齢者の生きがいづくりという点で、しっかり対応していただいている流れがあるのかなと感じております。最初から取り組まれたところの地区に関しては、もう約1年近くなるのかなと思います。厚生文教委員会でもですね、いわゆる百歳体操の体験をさせていただいた経緯もございます。かなりハードなのかなとも思いましたし、これを続けることによってかなりの筋力を蓄える、貯筋と言われましたけど、それができて将来の介護を予防する効果が十分あるのではないかなと感じたところです。担当課のほうでも、介護予防に関して、この取組に関して、大きな効果といいますか、それを感じておられると思いますけども、そのへん担当課長のほうは、どう考えておられるのか、どう感じておられるのかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 公民分館における、いきいき百歳体操ですね、住民主体の通いの場ということで、始めましたのが平成28年の10月から、2つのモデル地区から始まりました。ですからもう丸4年近くなるところでございます。現在21公民分館で取り組まれておりまして、そのうちの28年度中に始まったところが4か所、29年度が、倍の8か所だったと思います。

それから現在の 21 公民分館で取り組むということで、まず、取り組むに当たりましては、最初に、なぜ週 1 回の体操が必要かとか、そういう例えば、90 歳になっても筋肉を付けることができますよとか、これは、いきいき百歳体操というのが高知県高知市で平成 18 年頃始まったものです。そのときの体力測定で、歩く速さを測る体力測定があるのですが、これのビフォーアフター映像というのも見ていただきまして、3 か月、4 か月後と、その前ですね、体操する前、もう明らかにこう足取りが違うというのが、見てもらっております。

平成 29～30 年度にかけましては、本町でも体力測定をビデオ撮影しまして、本町の住民の方の、ビフォーアフター映像も見てもらって、「おーっ」ということで、「やっば、したほうがよかよな」ということで、最初に説明をして、理解していただいて取り組んでいただいております。

最初に、2 週目に体力測定をしまして、その以降、半年ごとに同じ体力測定をしまして、項目ごとに比較しております。これがある地区の体力測定の結果なのですが、赤いところと、青いところがあります。赤いところが前回の体力測定よりも数値が良くなったところ、青は下がったところなのですが、青が多いところは、実は、握力でして、握力はなかなかちょっと、体力測定の結果にあまり出ていないという結果なのですが、赤いところのほとんどは、片脚立の秒数ですとか、歩く速さの体力テストの項目になります。

これを見ていただくと、私たちも体力測定の実験といえますか、公民分館に行きまして、ストップウォッチを持って、一緒に測って記録してやっているのですが、最初から始められたところに限らず、最初と、2 回目のところでも、特に下半身の筋力アップというのが、効果が、ほとんどの方が見られている状況です。

ですので、本町の 65 歳以上の人口は、少しずつ平成 28 年をピークに減ってはいるのですが、高齢化率は、総人口が減っているものですから、高齢化率はいま、43. 数パーセントなのですが、要介護認定率というのが、18 パーセントくらいで、ほぼ横ばいで落ち着いているというか、いきいき百歳体操の取組が、もしなかったと考えると、この率は 19 パーセント、20 パーセントと上がっているのではないかなと思いますので、なかなかきちんとした数値では表せないのですが、そういうところで高齢化率が増加しているのにも関わらず、認定率はそこまで上がってない、安定しているということで、じわじわと効果が出てきているのではないかなと感じております。以上です。

○6 番（金子光喜君） 担当課長もしっかりと効果について、実感しておられるのかなと思ったところです。この件に関しては、町民たくさんの方が百歳体操というかたちで言われますけれども、高齢者の体力向上ということに関しては、非常に効果を感じておられるのかなと思います。

また併せて、拠点の活動補助金というのを出されておまして、高齢者の方が、地区の公民館に寄ってですね、その活動をされる際の費用ということできているのかと思いますけども、ある意味高齢者のひとつの楽しみになっているかと思います。しっかりとした町の支えがあってからの、今の取組ですので、このことに関しては、大きく評価できるのかなと思います。

ただ、高齢者の方は、なかなかマンネリ化といいますか、いわゆる行ってすることに、同じことを毎回繰り返すのではなくて、少しずつ変化があり、楽しみがあったほうがいいのかということも感じることもありますので、いろんなところの取組を参考にしたり、執行部のほうでも考えられて、より楽しいといいますか、より集まりやすいような取組というのも考えてみられるのも必要なのかなと思います。健康管理血圧計というのがありまして、そこで測られるような流れもあったりして、しっかりと高齢者の健康維持には活かしていると思います。この取組をしっかり続けていくことで、湯前町の高齢者の方の介護にかかる費用が減り、全体の健康度合が増すということは、喜ばしいことだと思いますので、今後も力を入れていただければと思います。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） まず、高橋議員の関連質問で、116ページの出生祝金について、お尋ねします。この出生祝い金の支給条例、令和元年から始まったわけですが、この目的が子育て世代の増加、ひいては人口減少対策の一助ということでもあります。1年間実施されて、この子育て世代の増加とか、人口減少対策の一助となったのか、あるいは、その兆候が見られるのかについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 一助になったかと思えば、一助になったと思います。それから数字でいきますならば、人口減少に歯止めができたかといいますと、非常に答えが難しゅうございまして、しかし何もやらないよりは、何かを高じて本町に住んでいただく、その生活の安定をいくらかでもお助けする、子育て世代の世帯をお助けする、そういうふうな意味合いとして私は捉えておりますので、数字ばかりではないというふうに私は思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 別に数値を問うたわけではないのです。ただ、その人口減少対策の一助となったという根拠はなんでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほどの担当課長が申しましたように、私、お一人お一人、今回コロナの場合につきましては、役場に来るのが非常に子どもさんにとって、感染等のリスクがございましたので、ご自宅まで行った経過もございまして、で、お一人お一人、お母さんまたは、お父さんにお渡しするのですが、大変喜んでいただいておりますので、大事に使わせていただきます。そして将来の子どものために、また使わせていただきます。というふうなお言葉が帰ってきておりますので、私は、それが一助の意味であろうというふうに私としては、捉えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、今一人当たり 15 万円という金額なのですが、この 15 万円という金額の妥当性については、どのように判断されておりますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 実は、近隣町村からしましたときに、私の思い、この 15 万円という結論にいきましたのが、近隣町村でいきますならば、お一人目がいくら、二人目がいくら、三人目がいくらということで、段階的に金額が変わっておりました。決してそれが私悪いということではありませんで、子どもを育てるならば、一人目、二人目、三人目も親御さんは全部、同じ愛情で、そのお子様を育てられるというふうな思いでございましたので、本町といたしましては、私といたしましては、金額がほかの町村より、若干高いかもしれませんが、思い切って子育て世代に投下したほうがいいのではないかという思いで、この金額にさせていただいたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あともう 1 点、遠坂議員の関連で、シルバー人材センターの運営補助金について、担い手不足という課題がありました。この担い手不足の原因というのは、どのように分析されておりますでしょうか。

○町長（長谷和人君） これも大変難しい質問でございまして、局長ともよくお話をするのですけども、今シルバーのほうに御依頼されます中で、宅地内の、家の周辺にございます庭木でございまして、これの剪定等が非常に多いのですけども、老人の方、梯子をかけて、脚立をしながらされるのですけど、非常に難しい技術といたしますか、そういうところもあるということで、非常に敬遠されるという部分がございまして。

それと夏場におきます、これだけ、熱中症対策ではございませんけど、暑いということで、なり手の方がいらっしゃらないというところが、一番の現状でございまして。老人の方、高齢化率 41 パーセントなので、たくさんの人口からいきますと多いはずなのですけども、いわゆるそういう過酷な作業といたしますか、そこらへんもあって、なり手がいないということになるのかなと、非常にそこらへんも、どういうふうにして解決したらいいのでしょうかねということで、役員会の中でも、お話をさせていただいているのですけども、打開策がないというふうな現状でございまして。

○2番（椎葉弘樹君） 打開策がないということは、打開策がないまま運営されていくのか、それとも、例えば過酷な作業であれば、ちょっと報酬を上げるなりして、対応していただけるのか、それはどちらかでいかれる予定でしょうか。

○町長（長谷和人君） 実は、局長のほうがいろいろと今回、会社を辞められて、家に帰られた方が、情報があれば、そこに行ってシルバーに入らないですかというふうな呼びかけも、実は、やっているところでございまして。何人か実は、入っている方もいらっしゃるのですけども、それ以上に御依頼される件数が多いので、時間的に 1 週間なり、2 週間以上、お待ちになっていただいているというような現状でございまして。

そこらへんも踏まえながら、さっき打開策がないというふうに、私申し上げたのです

けれども、そういうことをやっているのですけども、なかなか一挙に従業員さんといいますが、方ができていないというふうな現状でございますので、いくらかでもそういうふうな情報をいただきましたならば、勧誘させていただきながらですね、やっていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） はい、ページ 112 ページです。報償費の中で、在宅ねたきり高齢者等介護者手当でございますが、毎年私は、お尋ねをしているところでございますが、やはりこう、現状を見ますと、高齢者の方が、高齢者を介護しているということが、非常に多くなってきております。

また、今若年層の介護というのも今日本全体で 20 何万人という方がやられているというふうな報道もあっております。湯前でもこういう若年層もありますけど、まず高齢者の方が、高齢者が介護しているということになりますので、その分手当等出しておられますけれども、その分の老人福祉費のほうですね、若干でも上げられる、アップ、今後検討されることはないか、それを伺いたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） この在宅ねたきり高齢者等介護者手当につきましては、1 か月半分以上は在宅で介護されている方で、1 年以上の在宅介護の方につきましては、月に 5,000 円の手当を支給しているものでございます。このほかにも、介護保険特別会計のほうでは、要介護 4、5 の方に対する、おむつですとか介護用品の支給事業も行っております。現状では、この手当支給事業で賄っていきたいと考えております。以上です。

○1番（遠坂道太君） ずっと、今までの担当課長もそのままでいきたいというふうなことを言っておられます。やはりこう、介護をされる方の身になってみると、非常に辛い思いをされながらやっておられると思うわけでございます。その分をやはりこう、町からの支援策というかたちの支援策というのを出してほしいと思いますが、ほかに支援策等考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 一般財源、一般会計による、介護者への手当のほかに、介護保険のほうで、先ほど言いました、紙おむつとか、清拭剤とか、そういうものの購入に対する介護用品支給事業というものがあるのですけども、地域支援事業につきましては、各市町村の実状に応じていろいろな取組ができるとなっております。ほかの市町村でやっている事業も、県からの情報提供がありますので、そういうのも参考にさせていただいて、本町でも取り組んだほうが良いような事業がありましたら、ちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。

○1番（遠坂道太君） 今課長のほうから答弁がありましたように、やはりこう、県とか、そういう支援策ですね、またあれば、皆さんで協議しながら利活用しながら、取り

組んでいってほしいと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款3 民生費の質疑を終わります。

次に、款4 衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款4 衛生費を御説明申し上げます。120 ページからとなります。衛生費は、1 億 3,906 万 7,172 円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、4.1 パーセントになります。前年度と比較しまして、94 万 2,000 円の減となっております。減の主な要因は、産休代替職員報酬、子ども医療費助成金などの減であります。以下、目ごとに御説明いたします。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、5,003 万 6,284 円を支出しました。主なものは、環境衛生係担当職員2 名分の人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金及び乳幼児等医療費助成金などです。

124 ページをご覧ください。節13 委託料では、保健センター空調更新工事設計業務委託料172 万 8,000 円を支出しました。平成12 年度に建設されました保健センターの空調設備につきましては、ガス式ヒートポンプエアコンとなっております。3 系統の室内機20 台となっております。この空調設備が老朽化に伴いまして、更新するものの設計でございまして、電気式空冷ヒートポンプパッケージエアコン、これは17 系統に分かれまして、室内機20 台に更新するものでございます。なお、工事につきましては、令和2 年7 月に入札、契約を締結しまして、工事に着工しております。12 月中の完成を予定しております。

次に、126 ページをご覧ください。節19 負担金補助及び交付金の公立多良木病院企業団負担金は、病院事業分とシルバーエイト建設時の起債償還分、湯前町の負担金として1,079 万 3,000 円を支出しました。

節20 扶助費は、本年度9 月から対象者を高校3 年生まで拡大しました、子ども医療費助成金1,347 万 7,136 円を支出しました。

次に、目2 予防費は、各種予防接種や総合健診などの予防対策に係る経費が主なものでございます。2,556 万 3,110 円を支出しました。

128 ページをご覧ください。節11 需用費では、予防接種法に基づく麻疹・風疹やインフルエンザなど疾病に対する予防ワクチンの購入費205 万 3,057 円を支出しました。

節13 委託料は、基本健診及び各種がん検診について、保健センターで実施しております検診等について支出しました。内容につきましては、主要な施策の成果 226 ページ、227 ページに記載しております。

次に 130 ページをご覧ください。目 3 環境衛生費については、635 万 3,871 円を支出しました。本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費です。

節 11 需用費の薬剤代 36 万 1,584 円は、地域防疫支援事業として地区の家屋消毒に使用する薬剤購入費となります。本年度の家屋消毒作業は 11 地区での取組でした。

節 19 負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金、斎場分は、水上斎場の運営費用及び渡り廊下と火葬棟玄関屋根補修にかかる負担金 443 万 1,000 円を支出しました。

次に、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は、4,334 万 2,907 円を支出しました。節 13 委託料は、町内 90 カ所のごみ収集所の収集運搬、町リサイクルステーションの清掃管理及びリサイクルステーションの資源ごみの運搬等の業務委託料として、676 万 2,037 円を支出しました。

節 19 負担金補助及び交付金は、人吉球磨クリーンプラザの管理運営に係る負担金 3,645 万 5,000 円を支出しました。前年度と比較して、ごみの総量は約 222 トンの増となっております。これは人吉球磨全体です。本町分は約 22 トンの減でありましたが、本年度の本町負担金が前年度より 65 万 3,000 円増となっております。これにつきましては、主な増の要因は、赤池ごみ処理施設のごみ焼却棟機器制御装置更新の負担金の増によるものです。

また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器 2 基分、分解処理器 4 台分の補助金として 10 万 5,400 円を支出しました。

目 2 し尿処理費は家庭から収集されるし尿の最終処理施設である汚泥再生処理センターへの維持管理などに係る負担金を人吉球磨広域行政組合へ 1,350 万 1,000 円支出しました。

以上で、款 4 衛生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。

ただいま、認定第 1 号、「令和元年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9 月 16 日午前 10 時に開きます。

議事は、一般会計決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 2 時 4 8 分

第 4 号

9 月 1 6 日 (水)

令和2年第6回湯前町議会定例会

[第4号]

令和2年9月16日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 認定第1号 令和元年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町 長	長谷和人	教 育 長	中村富人
総務課長	高橋誠	教育課長	北崎真介
保健福祉課長	高木堅介	企画観光課長	本山りか
農林振興課長	稲森一彦	農業委員会事務局長	中園誠二
消防主任	荒木龍二		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第6回湯前町議会定例会、第8日目、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和元年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、認定第1号、「令和元年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月15日の議事を続けます。

ただいま、歳出、款4衛生費の説明が終了したところであります。これから、款4衛生費の質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） 皆さんおはようございます。ページ126ページ、19の負担金補助及び交付金です。その中で、公立多良木病院企業団負担金1,079万3,000円について伺います。

私は病院議員として、この4年間病院経営改善について質問をしてまいりました。本年度の8月病院定例会にて、病院コンサル業務について一般質問も行いました。内容については、コンサル業務で、経営改善が出来ているかについてです。令和元年度の損益は1億4,072万円の赤字決算で、直近5年間の合計純損益は、赤字の6億4,383万円となっております。

監査からの指摘の中にも、一層の経費節減に努めていただきたいと監査報告がされております。経費の削減となっているところは、経費の中の人件費であります。現在70パーセントを越えております。病院としては、町村より繰入金増額を望んでおられるようです。本年度は新型コロナウイルス感染症と7月の豪雨災害で、各町村被害を被っています。災害復旧を急がねばなりません、財政に余裕はないと思います。

町長として、公立多良木病院の経営について、町長の思うところの答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 皆様おはようございます。本日もお世話になります。今公立多良木病院の件につきましての御質問がございました。令和元年度におきましても、先ほど遠坂議員のほうからの質問の中にも出てきておりましたけれども、1億7,000万円に近い、3事業併せましての赤字というところでございます。

で、一昨年度に加えまして病院事業関係につきましては、入院、外来とも収益自体は増えているわけでございますけれども、先ほどお話がございました事業費用、こちらについては、34億円ほど増えているということで、これが原因で赤字になっているというふうなところでございます。

監査のほうにも、今質問ございましたように、収益の増加によりまして、材料費の増

加や定期昇給等の給与費が増加するというので、これらを今後どうするかということになりますと、収益の増加と併せながら、更なる経費削減を講じる必要があるということで、監査のほうも指摘をされているところでございます。

で、公立多良木病院の直近の数字でございますけども、給与比率関係、これが69.3パーセントということでございまして、理想は60パーセント以下と、民間におきましては50パーセントを目標にするということでございますので、この3事業の収益を伸ばしながら黒字化するというのであれば、やはり先ほど申しました投資的な部分、いわゆる修繕とか、そういう部分も含めながら、抑えながら運営をやっていく必要が大きくなるのではないかとこのふうにも思った次第でございます。

それから決算の審査の意見でも、先ほどお話がありましたのですが、コロナウイルス感染症におきましても、今後ますます厳しい状況が見られるのではなかろうかと、それから医師招聘も含めて、その収益を図るために一層の経費の削減に努められたいというふうな意見書が出てきているところでございます。開設者協議会におきましても、これまで企業長と色々なことを、協議を重ねていただきたいたところでございまして、その中で、開設者協議会のほうから企業長に向かいまして、現在の公立多良木病院の経営状況、これを職員に周知すると、分ってもらいたいということが必要ではなかろうかということで、職員向けの説明会を実施しております。全部で3回実施するというところだったんですけども、今現在2回実施してございまして、7月豪雨によりまして、あと1回残しておるわけでございますけども、そういうふうな行動も起こしておりますし、それから本年度中に経営診断も行われる予定というふうになっております。

ここの結果を踏まえまして、またこの職員向けの経営状況の説明会も行う必要があるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。十分、4人の開設者がおりますので、その中で十分協議をしながら、スクラムを組みながら、病院の方向性を見出しながら、地域医療の確保に向けて今後とも取り組んでいきたいと、かように思っている次ところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今町長が思うところのお話をいただきました。やはりこう、公立多良木病院は、地域の病院として、是非とも必要な病院でございます。残されなければならないというかたちで、私もこの4年間、精一杯病院に向かって発言をしてきたわけですけども、それが思うように経営改善されなかったということが、ひとつ残念に思っているところでございます。今後とも、開設者協議会、また病院議会のほうの方々と連携を組みながらとっていただける方向でお願いし、これで質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） では、ページ数128ページの風疹のワクチンについてお伺いさせていただきます。風疹の抗体検査の委託料と、ワクチンの接種委託料と出ております。

これについては、過去に昭和 37 年から、または昭和 54 年までに生まれた方が風疹の予防接種を受けておられないということで、予備的患者が多数おられということで、国のほうで風疹のワクチン接種をして、感染者を減らそうという試みだと承知しておりますが、実際私も、その時期に該当しております、風疹の予防接種のクーポン券ですか、そのほうが届いておりました。

しっかり接種を受けなければと思っておりますけども、なかなか時期を逃しておりました、まだ行ってないところですけども、ここに本年の金額、記してありますが、何人の方が受診されて、残っておられる大体の、想定される何名くらいの方が、今後受けていただけるのかとか、そういうところが分かりましたら、御答弁願いたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 風疹の追加的対策事業としまして、先ほど金子議員が言われました昭和 37 年 4 月 2 日から 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性が対象となっております。これまで公的な風疹の予防接種を受ける機会がなかった世代、男性を対象に、令和元年度から無料で受けられるということになったところでございます。私も対象になっておまして、無料クーポン券をいただいたところです。

対象者につきましては、2019 年度から始まりましたので、対象者数が 143 人、この方に無料クーポン券を送っております。実際抗体検査を受けられた方が 22 名、そのうちに予防接種を受ける必要がある方が 4 名となっております。143 名で 22 名の方しか、実際、2019 年度は接種されておりせずに、今年度 2019 年度に受けられなかった方も含めまして、今年度の対象者の方が 345 名で、8 月末現在で抗体検査を受けた方が 73 人、そのうちの 19 名が予防接種を受けられているという状況でございます。以上です。

○6 番（金子光喜君） なかなか数字が減っていないといいますか、受けられた方が少ないのかなど、私も含めておりますので大きな声で言えないところもあるのかもしれませんが、これをしっかりと受けていただけるような取組に変えていく必要があると思います。風疹といいますと、妊娠初期の方が感染されると、お子さんにいろんな障害が出てくるとか、重篤な病気になったりするとか、非常に残念なかたちになってしまう可能性もございますので、特におじいさんとか、そういうかたちになってきますので、接触する機会も増えてくるかもしれませんし、しっかり対応することが大事だと思います。

これを 100 パーセント受けていただくのが理想的だと思いますので、今後どういったかたちで取り組むとか、しっかり受けてもらえるような体制づくりをしていく意味で、何かお考えがありましたらお伺いさせていただきます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 接種率を上げるということが大事だと思いますので、100 パーセントを目指しまして、旬報なり広報なりでの周知も必要だと思っております。

そのほか町の集団検診の際も、そのクーポンを利用して検査を受けることができますので、そういった集団検診の機会ですとか、対象者の方が、保健センターに来られた際に、対象者と分かれば、その都度声を掛け、役場職員の中にも多数いますので、まだ受けていない職員がいれば、職員にも周知しまして、その職員から同級生あたり、知人あたりにも周知してもらうような取組をしていきたいと思えます。以上です。

○6番（金子光喜君） 実際、受ける場合は、抗体検査を先に受けるわけですよ、いきなりワクチン接種ということではないと思えますので、抗体検査を受けることをしっかり勧めていくのは、大変重要なことだと思えます。

こういったかたちで私が質問することで、いろんな方が、認知していただいて、話の中に取り上げていただくことができれば、もっともっと増えるのかなと思えますので、しっかり浸透ができるように活動をしていただければと思えます。私も早めに受けることをお約束いたします。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 今金子議員の質問と関連はしますけど、ページ数もやはり 128 ページの委託料について、胃がん検診委託料から今の風疹の委託料までで、500 何十万円位かの不用額が出ているかと思えます。全部で 15 項目位あるのですかね、その中で皆不用額が出ています。20 万円から 40 万円くらいの不用額が出ております。これなぜなのかをお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 各種がん検診等につきましては、対象者を見込みまして予算を組んでいるところですが、実際、検査を希望された方が、見込み数よりも少なかったということで、不用額が出ておまして、総額では 500 万円を超えているのですが、項目ごとを積み上げての 500 万円となっておりますので、そこは致し方ない部分かなと思っております。以上です。

○5番（味岡 恭君） 早く言えば、検診者が少なかった、希望者が少なかったということですよ、その中で、どういうふうな体制で周知されていたのかをちょっとお尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず住民の方への検診の受診の御案内ということで、まず総合健診の御案内をしております。各、公立多良木病院のコスモですとか、日赤、高野病院、で、その健診の希望を取りまして、それ以外の方には、その際に職場で受けるか、総合健診で受けるかという希望調査のときに把握しまして、その後には今度は、町での、今年は、12 月に実施するのですが、保健センターでの集団検診ということで案内しておまして、そういうふうに健診の御案内ということで、住民の方には案内しているところであります。以上です。

○5番（味岡 恭君） 今現在、百歳体操ということで、公民館等でされていると思

ますが、そのときもおそらく周知徹底されていると思いますが、高齢化、地域が全部高齢化しておりますので、いろんな、何というのでしょうか、検診の対策なんか必要かと思っておりますので、くれぐれも皆さんに周知して、健康第一に、明るいまちづくりを作っていただきたいと思うものですから、特に検診等お勧めいただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 126ページの子ども医療費助成金について伺います。予算に比べて不用額が、ほかの扶助費が、鍼灸助成金とかありますが、217万4,844円残りました。子どもの医療費について、年齢を引き上げると財政負担が大きいか、それから無料化によって、余分な診療をされて医療費が上がるとかいう懸念の声もありましたが、本町で少しずつ子どもの医療費を、無料化を充実させることは、私は保護者からも喜ばれていると思っておりますが、執行部においては、どのように判断されていますか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 子ども医療費助成金につきましては、本年度決算額が、1,347万7,136円、前年度が1,483万2,275円でありまして、135万円ほど少なくなっております。この内容を詳しく調べましたところ、申請の件数で1,250件、これは、一人の方が、病院と薬局とか、そういうのを含めましての件数です。マイナスの1,250件、結果135万円ほどの助成金が減っているところとなります。これがどうしてかということ、もう少し詳しく見ますと、平成30年度、前年度ですね、0歳から15歳までの本町の人口が447人ございました。令和元年度を見ますと、同じ0歳から15歳までが、422人ということで、マイナス25人です。特に0歳から4歳までがマイナス16人ということで、平成30年度と比べますと、一番病院にかかる年齢区分の0歳から4歳が減っているということで、この子ども医療費助成金も下がってきていると思っております。

ちなみに本年度から18歳まで拡大したところですが、平成30年度と比較しますと、逆に16歳から18歳は、6名増えているところ、ただここも年齢ごとの子どもの医療費助成金の申請件数と金額を見ましても、かなり少なくなっておりまして、やはり大きくなると病院にかかる回数とか割合も減ってくると思っております。これから、子どもの人数が減ってくるということで昨年度と今年度、前年度と本年度のこの実績を見ながら、この予算の組み方も検討したいと思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次に行きます。

款4、衛生費の質疑を終わります。

次に、款5、農林水産業費の説明を求めます。ページは、136ページから146ページです。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 款5農林水産業費につきまして、御説明いたし

ます。ページは131ページ、132ページからになります。

農林水産業費は、予算現額3億391万円に対しまして、2億8,285万1,955円を支出しました。執行率は93.1パーセントです。歳出全体に占める割合は8.4パーセントになります。

農業委員会費について御説明いたします。項1農業費、目1農業委員会費につきましては、予算現額3,111万6,000円に対しまして3,105万6,813円を支出しました。前年度と比較しまして534万8,250円の増額となります。執行率は99.8パーセントです。農林水産業費に占める割合は11パーセントとなります。

支出の主なものにつきましては、農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名の報酬・費用弁償、並びに職員2名分の人件費等の経費を支出しております。

134ページになります。節13委託料の全国農地情報公開システム農地地図更新委託料48万6,000円と、農地台帳データ変換作業委託料326万2,600円を支出しております。これは、農地台帳等のシステム契約業者が変更になったことに伴うもので、前年度比の、増額の主な要因となっていますが、令和元年度の単年度事業予算となるものです。

以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 目2農業総務費につきましては、4,550万1,890円を支出しました。農業振興係、農林整備係、地域再生戦略推進係の7人分の人件費が主なものです。

136ページになります。節19負担金補助及び交付金につきましては、142万5,260円を支出しました。県野菜振興協会、くま農業活性化協議会、熊本県花き協会に負担金を支出しました。また、河川環境保全のため、球磨川漁協が実施する、ヤマメ稚魚放流補助金として、10万円を補助しました。湯前町農業再生協議会補助金は、経営所得安定対策推進事務のほか、農業担い手及び後継者を対象に研修会の実施、県の補助事業を活用して辻地区の農地集積加速化事業に取り組み、118万7,260円を補助しました。

次に、目3農業振興費につきましては、9,260万5,832円を支出しました。

節1報酬は、令和元年度に設置した、農業振興検討委員会の委員報酬3万5,400円を支出しました。委員会設置条例の制定が令和2年1月末であったため、本年度は1回の開催でした。

節8報償費は、優良農家表彰記念品代8万7,000円。カラス等捕獲報償費は、本年度から県からアナグマの捕獲許可の権限移譲を受けましたので、カラス63羽、アナグマ12頭7万5,000円を支出しました。

138ページになります。節19負担金補助及び交付金につきましては、8,045万1,339円を支出しました。

害鳥獣駆除に従事していただいている、湯前町猟友会へ害鳥獣駆除補助金10万円を補

助しました。

農業用廃プラスチック類処理対策補助金 23 万 7,491 円は、園芸用等の廃プラスチック 23.7 トンの処理費の 3 分の 1 を補助しました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、26 集落 380.4 ヘクタール分、国、県、町、合わせまして、3,111 万 963 円を交付しました。

鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、農作物被害調査等の報酬、費用弁償、防護柵管理、修繕等に 37 万 8,008 円を実績に応じ補助しました。

環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む販売農家 4 組織 22 戸、42.94 ヘクタール分、321 万 9,700 円を支出しました。

農業次世代人材投資事業補助金は、就農直後の経営確立を支援する国からの補助金で、1 名の方が 5 年目で 49 万 2,671 円、1 名が I ターンで就農された夫婦の方が 3 年目で 225 万円、計 274 万 2,671 円を交付しました。

多面的機能支払交付金につきましては、共同活動として、農業用施設管理を行う農地維持支払として、1,322 万 5,100 円、農村環境の向上活動を行った保全活動体に 124 万 7,760 円、また、農業用用水の長寿化活動に、1,704 万 4,880 円、合計 3,151 万 7,740 円を国、県、町、合わせまして交付しました。

国の経営体育成支援事業補助金が認められませんでしたので、町の単独補助としまして、農業機械施設等導入補助金により、トラクター購入が 3 名、ロールベアラ 1 名、ウイングハロー 1 名、乾燥機 1 名の計 6 名の方に 629 万 8,000 円を補助しました。

農業後継者等支援補助金は町単独補助として後継者の 3 名の方に 264 万円を補助しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金は、3 集落に対し 202 万 4,886 円を支出しました。

狩猟免許取得支援事業補助金は、2 名の新規免許の方へ 3 万 6,880 円を補助しました。

たばこ共同育苗施設機械導入補助金は、湯前町と多良木町のたばこ耕作者で組織するたばこ共同利用施設の暖房機 2 基の更新に対し、5 万 8,000 円を補助しました。

節 21 貸付金 1,000 万円につきましては、球磨地域農業協同組合へ預託金として支出しました。利用状況は、新規の利用はありませんでした。

節 23 償還金利息及び割引料は、中山間地域等直接支払交付金の交付金申請事務で 1,298 円を多く申請しており、返還を行ったものです。事務処理に当たりまして十分に注意していきたいと考えております。

次に、目 4 畜産業費につきましては、429 万 2,877 円を支出しました。

節 8 報償費につきましては、子牛品評会、和牛・乳牛管理品評会の賞品代としまして、20 万 5,031 円を支出しました。

140 ページになります。節 19 負担金補助及び交付金につきましては、393 万 7,474 円

を支出しました。主なものは、酪農ヘルパー制度補助金 54 万 6,220 円は、酪農組合 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合で 7 戸の酪農家が利用されました。

畜産奨励補助金は、332 万 3,000 円支出しました。内訳として、繁殖素牛の購入補助に 6 頭分 56 万 7,000 円、肥育素牛購入補助に 29 頭分 211 万 7,000 円、乳用素牛購入補助に 3 頭分 54 万円、また、郡共進会、連合品評会等の出陳補助金に 9 万 9,000 円を補助しました。

次に、目 5 農地費につきましては、3,946 万 8,625 円を支出しました。

節 11 需用費の修繕料 146 万 9,212 円につきましては、農道、用水路、排水路の修繕に支出しています。

節 13 委託料につきましては、農道の草払い、用水路、排水路等に堆積した土砂の浚渫等に 25 万 7,260 円を支出しました。

節 15 工事請負費につきましては、植木地区用水路改修工事で、1 工区 1,817 万 3,540 円、2 工区 1,099 万 8,725 円、3 工区は前払金として 600 万円を支出し、計 3,516 万 2,265 円を支出しました。なお、3 工区は、資材の入手困難、また、追加補正があり追加補正分は、年度内完了が困難なため、1,770 万円を翌年度へ繰越しました。

節 19 負担金補助及び交付金につきましては、206 万 9,820 円を支出しました。県土地改良連合会特別賦課金 17 万 1,000 円を支出しました。

142 ページになります。県水土里情報利活用協議会負担金、138 万円を支出しました。

県営農村地域防災減災事業負担金は、蓑谷ため池の堆積土砂浚渫事業後の路面補修等に伴う負担金として、80 万円を支出しました。

特定農業用管水路等特別対策事業負担金は、仁原揚水事業に伴う負担金で、7 万 1,320 円を支出しました。

農業農村整備調査負担金は、県営第二蓑谷ため池整備事業算定に伴う測量設計に伴う負担金で、88 万円を支出しました。なお、不用額 10 万 180 円は、県土地改良連合会特別賦課金において、請求があった後に精査した際に誤り等が確認されましたので、正規の負担金を支払い不用額が生じているところでございます。

以上です。

○教育課長（北崎真介君） 目 6 農村環境改善センター管理費につきましては、827 万 8,635 円を支出しております。改善センターの維持管理の経常的経費が主なものですが、今年度は節 13 委託料で改善センター等改修工事実施設計業務委託料 606 万円 1,000 円があったため、大幅な増となりました。

設計内容の主なものは、吊り天井取り外し、むき出しになる屋根鉄骨材への断熱材、塗料の吹き付け、照明の LED 化、空調設備の更新であります。ちなみに、現在、本工事に入っておりますが、年内完成に向けて順調に進んでおります。よろしく申し上げます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 141 ページから 142 ページにかけての目 7 干害対策費につきましては、支出はありませんでした。

次に 144 ページの項 2 林業費、目 1 林業振興費につきましては、3,400 万 9,283 円を支出しました。

節 13 委託料につきましては、森林環境譲与税を財源に、私有林内の作業道の路面、路肩、路側等の改良に 209 万円を支出しました。

節 19 負担金補助及び交付金につきましては、3,099 万 3,853 円を支出しました。主なものとしまして、上球磨地区林業振興推進協議会負担金 50 万円を支出しました。

林業従事者の確保と安全作業のため湯前・水上林業者大会補助金 6 万 2,000 円を支出しました。

林業・木材産業振興施設等整備事業補助金は、上球磨森林組合による、木材加工処理加工施設整備により、帯鋸盤、丸鋸盤、選別機等の導入に 1,483 万円を補助しました。

湯前町木材需要拡大促進事業補助金は、5 棟分 208 万 8,653 円を支出しました。

有害鳥獣捕獲補助金としまして、シカ 569 頭、イノシシ 172 頭分、さる 10 頭分、773 万 8,000 円を支出しました。

林業成長産業化地域創出モデル事業補助金は、川上側の木材の生産、人材育成、川中・川下側の加工・流通・販売等の需要拡大を一体的に行うソフト事業になり、508 万 2,000 円を補助しました。主な事業内容としまして、川上側では林業従事者の労働安全衛生対策として、空調服を購入し林業事業体へ貸与しました。川中・川下側には、不燃内装用製材製品開発、大径材製品の試作を行いました。また、これらの販売促進のための展示会へ出展し PR 活動を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症対策で中止になり、その費用 118 万 8,000 円が不用額となりました。

食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、竹材生産のための竹林整備として、県 2 分の 1、45 万 8,000 円を補助しました。

節 25 積立金は、森林環境譲与税が 289 万 6,000 円交付され、節 13 委託料で、私有林内の作業道の路面、路肩、路側等の改良に 209 万円を支出し、残りの 80 万 6,000 円を湯前町森林環境譲与税基金に積み立てました。

146 ページになります。林業振興費の繰越明許費は、湯前木材事業協同組合が 3 台の林業高性能機械の導入があり、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金として、2,546 万 7,000 円を補助し、上球磨森林組合が木材加工処理加工施設整備として、グレーディングマシン、モルダー等の導入に 217 万 1,000 円、合計 2,763 万 8,000 円を補助しました。

以上で款 5 農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから、農林水産業費の質疑を行います。

○2 番（椎葉弘樹君） 131 ページの農業委員会費についてお尋ねします。まず担い手の

集積、この集積は平成 29 年 7 月の段階では、35 パーセントでしたが、令和元年度においては、40 数パーセントだと思いますが、この正確な数字をまずお示しいただきたいと思っています。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 年に一度、県のほうに報告します目標及びその集積に向けた活動及び点検評価ということで、昨年度は、47.1 パーセントで報告しております。

○2 番（椎葉弘樹君） この数値については、集積については、順調に推移しているものと見ております。一方、遊休農地なのですが、遊休農地については、これ平成 29 年の段階で 9 ヘクタールちょいであったのですが、これ現状は今どのようになっていますでしょうか。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） 9.1 パーセントが、1.6 パーセントほど増加しております。

○2 番（椎葉弘樹君） 今言われましたように、農地の集積は進んでいるのですが、耕作放棄地については、若干増えているということがあります。農業委員会の報告を見ましたところ、やはり山間部に存在する農地は、鳥獣被害を受けやすい等の問題で、受け手がいない状態というのが報告されております。

では、そういったときに、農業委員会の中では、この農業公社の必要性というのは、何か話が出ているのでしょうか。

○農業委員会事務局長（中園誠二君） すいません、私が担当になってからは、その話は聞いておりません。

○2 番（椎葉弘樹君） 町長のほうにお尋ねします。今農業委員会のほうでも、耕作放棄地の解消については、ちょっと難航する時期にきているということでした。今後、この農業公社の在り方として、本当にこの耕作放棄地を解消するための公益性として必要なかどうなのか、農業委員会との連携の部分に絡めて答弁をお願いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 公社の関連につきましては、報告の中で若干お知らせしたところでございますけども、公益性という部分からいきましたときに、非常に今おっしゃるように、山間部におきましては、そこを耕作していただく担い手の方が、いらっしゃらない現状であるというふうなお話も、昨年 of 公社の説明会のときにも聴いております。

そこは、前からも私、ちょっとお話をしているところがあるかもしれませんが、今後、山間部につきましては、やっぱり同様に、そういう耕さない農地につきましては、山林に戻すとか、そういうふうなかたちで、農業振興地の農用地区域という表現でいいのかもしれませんが、そういうふうな具合で、見直していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

この件については、農業委員さんもいらっしゃるわけですので、今後、話し

合いも、中で設けさせていただきまして、私の考え方が正しいのかどうかというのをございますし、ただ、今現状でいきますならば、いわゆる耕作放棄地という部分の中で、いわゆる所有者が町内にいらっしゃらない、不在地主という部分が多いというふうに思っていますので、これは本町ばかりではなく、他の自治体においても同様な課題点になっているのではないかとこのように思っていますので、農業委員さんのほうともちょっと話をさせていただきたい、そして、それによっての方向性も決めさせていただければというふうにも思っているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 138ページの狩猟免許取得支援補助金について伺います。猟友会の方の高齢化、そして有害鳥獣の増加による林業や農業への被害が大きくなっているということで、この制度を作られました、制度を作ってから利用者の数は、どうなっていますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この狩猟免許に対する補助金につきましては、3～4年前から始めたと思います。利用があったのが、昨年と伺いますか、本年度の2名の方ということになっております。

○7番（高橋一雄君） 令和2年、今年の狩猟免許の計画がございましたが、恐らく人吉球磨では、7月4日の大水害によって中止されたと思います。また県北のほうでも、水害被害がありましたから、全県で実施されるのは、例年通りにはいかないと思います。ですから多分今年は、湯前町で、この補助金を活用される方は、ゼロだと考えています。

そうした中であって、議会は、補助金は未来永劫に続くものではない、見直しも必要だという意見が多数を占めていますが、この補助金は、小さな額ではありますが、最初の補助金の設定の目的が達成されれば、廃止されるべきものだと思いますが、利用者の数とか、それから何か基準をもって、この補助金の存続、廃止は考えておられますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 猟友会の方につきましても、高齢化というのが進んでおります。で、特にカラス捕獲をされる方につきましては、現在1名の方しかおられません。こういうことで、カラス捕獲についても捕獲量が減ってきているというような状況でございます。猟友会の方がおられないと、有害鳥獣の駆除もできないということがございますので、できれば新規の方につきましては、今後、狩猟免許の補助につきましては、継続できればなというふうには考えておるところでございます。

○7番（高橋一雄君） 免許を取得されたからといって、すぐに成果が上がるものではないと思っています、免許を取得し猟友会に入って、先輩の方から捕獲の技を教わりながら実績を上げていかれると思います。

また、狩猟の免許も、銃砲、箱穴、網と基本的に3種類ありますから、カラスは何で捕るか、銃砲で捕るか、網で捕るかになると思いますが、そういう免許の区分けもありますから、課題解決のためには、すぐさま成果が出るということではないと思いますの

で、当面の間、この補助金を活用して成果が出るのを待って、判断されることを望みたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 林業費の中の、ページは 144 ページです。林業費の中の、負担金補助及び交付金の中で、湯前町地域産材需要促進事業補助金、当初 300 万円くらいあったかなと思いますが、200 万円ちょっとということで精算されております。この減額になった理由をお尋ねいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 本年度につきましては、5 件の申請があったものでございます。この実績を見まして3月のほうで更正減額しております。また1件の方が、年度内に、元年度内に竣工の見込がないということで、1 件の方は取り下げられたというふうな、そういう実績でございました。

○9番（山下 力君） 140 ページの工事請負費、植木地区用水路改修工事に関連した質問をしたいと思います。植木地区には、中山間地域と地域外の農地があります。中山間地域の用水路改修は、平成 30 年から順次計画をされ施工中であります。ただ地域外におきましては、今年の3月議会で町長に尋ねましたところ、担当課のほうも、現在計画がないという答弁でございました。

同じ植木地区ですので、いわゆる用水路の布設は、昭和 53 年頃だったと思いますけれども、同時に布設されておりますので、中山間地域以外の用水路も劣化が進んでおります。で、3月議会で町長のほうにお尋ねいたしましたところ、中山間地域外の改修工事を担当のほうに、どういった補助事業があるか指示をしたいという町長の答弁をいただいておりますので、指示を受けた農林振興課長のそれから半年間の動き等について説明をいただきたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 用水路改修工事等につきましては、農林水産省所管の補助事業を活用することを考えております。その中で、農業農村事業管理計画という、この計画の中に、その事業等を乗せる必要がございます。今おっしゃられた場所につきましては、隣の多良木町でも県営事業として順次計画をされております。そことの密接な関係もございますので、先ほど申しました農業農村事業管理計画、これに乗せまして、植木地区の、国の中山間制度に乗らないところにつきましても県営事業のほうで、行っていきたいというふうなことで、県のほうとも協議を進めながらしております。で、これが順調にいきますと、約 5 年後からは、工事を着手できるのではないかなというふうなところで現在は計画しているところでございます。

○9番（山下 力君） そういう、今からの交渉だと思いますけれども、順次計画をしているということを、やはり植木地区の役員の方々、中山間地域外のところに、機会があれば説明をしていただきたいと思います。

それからもう1点、林業費のほうの、144 ページの19 負担金補助及び交付金のところでございますけれども、林業成長産業化地域創出モデル事業におけるハード事業で、湯前木材協同組合について、4点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

まず1点、令和元年に導入された高性能機械の導入にあたって、いわゆる直営の素材生産班の新設をしたいと、そして新規の雇用4名の計画をされておりました。実態をお聞かせください。確認をさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 施設整備機械導入となりますが、その整備を行うとともに、素材生産の班を新設するというところで計画にのっております。現状としましては、2名体制のほうで、新規雇用がありまして取り組んでいると、素材生産に取り組んでいるというところで聞いております。またハローワーク等にも求人を出されておられますが、なかなか応募がないということも聞いておりまして、今後も理事会等におきまして、この点につきましては、人材確保に努めてもらいたいというふうには考えております。

○9番（山下 力君） 4名ということで、いわゆる採択されておりますので、努力をするよう、機会がある度に要望しておいてもらいたいと思います。

まず2点目でございますけれども、補助金の適正化法律がありまして、22条で補助事業の採択業者に補助対象事業の確定及び処分等に対する注意というものがあります。この件を、この組合のほうに、しっかり説明されて理解され認識されているかどうか、確認をさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 補助金の交付、決定通知をお渡しする際に、今まで郵送等で行ってございましたが、今回、役場のほうに来ていただいて補助金の適正化法等の説明等を、直に私たちのほうで、説明をいたしまして、それを遵守してください。というふうなことは説明を申し上げました。そういうところで報告します。

○9番（山下 力君） この適正化法22条は、協同組合のために確認させていただきましたので、今後も注意深く指導をしていただきたいと思います

3点目、今回の林業成長産業地域構想におけるハード事業で、湯前木材共同組合様の目玉であったと私は思っております。大径木を製材する工場の新設が当初計画されておりました。しかし今年になってから、いわゆる計画から外れております。それを先日の9月11日の経済建設常任委員会で担当のほうにお尋ねいたしましたところ、その計画から外れた理由、いきさつの説明ができないということでしたので、その後1週間くらい経っておりますので、その外れた理由、いきさつ等の説明をいただきたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 補助事業の申請、当初の想定されました事業費のほうで、施設整備の詳細を詰められた結果ということで、このとき、当初よりも事業費が大きくなったということをお聞きいたしております。そしてこの取組につきまして、湯前

木材事業協同組合さんのほうの経営陣に、うまく継承ができればよいものですが、もし今回の施設整備に伴いまして、将来的に不安になるようなことがあれば、今後の湯前木材事業協同組合のほうの事業にも影響してくるのではないだろうかということでお聞きしております。そして理事会等で検討を重ねられてもおられるようです。そして湯前木材事業協同組合単体で、製材所のほうは、整備は止められまして、地域内の製材所等に協力を依頼されるというふうなことで、依頼するかたちで変更されたということでお聞きしております。

○9番（山下 力君） いろんな事情で建設を断念されたと思いますけれども、いわゆる戦後に植栽した山林が、原木が、立木が60年経って、大径木になっています。その大径木の処理が全国的な課題となっておりますので、湯前木材事業協同組合がその大径木の製材を断念したことによって、近隣の個人の製材所に協力要請するというございますけれども、いわゆる3業社、担当から聞きましたけれども、その3業社で湯前木材事業協同組合が造る製材所の立米数の能力が、その3業社にあるのか、そのこのところをちょっとお聞かせください。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時04分
再開 午前11時18分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款5農林水産業費の質疑の途中です。発言を許します。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、大径材のほうの対応できる業者、事業体の方につきましては、地域内の組合員の方の中で、湯前と水上、併せまして5社おられるようございます。そして目標数値につきましては、施設導入後の5年後の、8年までということになっています。毎年県のほうからも指標に対する、状況の報告等が提出するよう求められておりますので、湯前木材事業協同組合さんのほうには、県と一緒にしながら、達成状況を見ながら、その都度、その都度、指導等とか確認、検討が必要になってくるかと考えております。

○9番（山下 力君） 一応計画であった製材所を断念することによって、いわゆる協同組合、上球磨森林組合、それから共栄等々のハード事業に影響は出てこないのか確認したいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 施設整備のほうの計画の内容につきましては、変更になるところでございますけれども、地域構想においての指標となります大径材の製品の生産量の目標数値は、変わらないというところになりますので、地域構想の変更手続が

あろうかと思えます。その中で、変更していけば、変更手続のほうを取っていけばいいというふうにお伺いしております。

林業成長産業化の地域構想の事業機関であります令和4年度までに、全てのほうのハード、ソフト事業につきましても、当初計画については達成できるように私たちのほうとしても、事業体と一緒に、事業のほうに取組、また指導等はしていきたいというふうに考えます。

○9番（山下 力君） 最後に4点目ですけれども、いわゆるバーク処理、いわゆる木くずの処理なのですけれども、平成30年の2月26日付で、協同組合のほうから処理計画について、計画表が提出をされております。

で、いわゆる計画どおり順調に搬出されているのかお伺いさせていただきたいと思えます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 年に2回、9月末と3月末時点での実績のほうを、毎年提出していただくようにしているところでございます。搬出先になります処理場についても処理能力といたしますか、ほかのところから取合もありまして、思ったよりも計画どおりにはいっていないということで、一応確認はしておりますけれども、ただ、毎月といたしますか、搬出のほうは、計画どおりにはいっていませんけど、その計画に満たるように努力をしていただくように、その点についてもまた代表の方等には、お話をしているところでございます。

○9番（山下 力君） 最後ですけれども、いわゆる木屑、バーク等々を、自社で処理するために焼却炉の建設、設置も当初、計画があったようですが、現在ないようです。その外された理由をお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） バーク処理の計画書を出されたとき、最終的な仕上げの乾燥の分についても、今度の成長産業化のハード事業のほうから取り下げられました。変更で落とされたということになります。球磨プレカットさんのほうでも、そちらのほうもありますし、バーク処理の計画書を出しておられますけれども、その中でも、そちらのほうで処分するということを書いてございましたので、その分についての変更していただくバークの処理計画の変更についても、私たちのほうからは、また協同組合さんのほうに求めていくようにということで、お話ししているところでございます。また新たな計画書が出てくるというふうなことで思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 今山下議員の関連質問になると思いますが、林業成長化産業の中で、林業者への支援で、空調服を100着作っておられると思えます。その中で、この空調100着を、どの事業所に貸与をされているのか、それを伺いたいと思えます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 湯前町と水上村の林業の造林事業を行う事業社のほう

に貸与しているというところでございます。その林業事業体の数につきましては、すみません、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。湯前町と水上村の林業事業体のほうに貸与しているというところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今水上村と湯前町の事業者の方に貸与をされているということでございます。今湯前で、林業事業社に従事されている方は、何名いらっしゃるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 森林環境譲与税事業での算定基準となりますところは、44名というふうになっております。

○1番（遠坂道太君） それでは44名の方に、この空調服を今貸与されているのか、それを伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 夏場の下刈り等のときに利用してもらうということで、素材生産のほうに従事される方については、貸与していないというところでございます。

○1番（遠坂道太君） 夏場の下刈り、ある業者からちょっとお話も聞いたのですが、やはりこう、行き渡っていないというところもありましたので、やはりこう、こういう事業があれば、少しでも、こういうふうな夏場の作業に従事されるところに優先的にでも貸与をさせるように、今後検討していただければと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） この事業につきましては、事業体さんのほうにも、まず希望等をとったわけでございます。そしてまだ必要ということであれば、来年度事業等でも、またそういうことも可能かと思っておりますので、そこらへんにつきましては、現在、事務局のほうは、水上村でございますけれども、会員となっている林業事業体さんのほうの御意見も聞きながら、できるだけ安全で、衛生的に山のほうの仕事に従事してもらうようには、努力していきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 140ページの原材料費、生コン等購入費というのが出ております。多分地区内において生コン打設のときの現物支給というふうに推測しますが、この道というのは、農道なのでしょうか、里道なのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農道になりますけれども、里道につきましては、里道ですけれども、この分につきましては、必要に応じて農林振興課のほうでも対応できますし、その状況に応じまして、そこは臨機応変に対応していきたいというふうに思っております。

○3番（森山 宏君） 農道の生コン打設、これを現物支給というかたちでやっておられると思うのですよ、工事じゃなくて、南部のほうの地区があつて、地区でやろうかと、現物をいただいて、共同作業しようかといったら、農道だったので前日に中止になりました。農道ということで、役場のほうがしていただけるものだと思っておりましてけど

も、これを農道に関して、現物支給、もしくは工事として発注するという基準はなんでしょいか。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、工事として発注する場合につきましては、農道につきましても、一定基準要件というのがございます。これは幅員の問題でございます。で、そういうふうにならないと、国、県の補助事業にはなりませんので、そればかりは基準ではないですけれども、一定基準等を満たすような農道等については工事、あと多面的関係も、200万円以上になると工事の取扱いというふうになっておりますので、そういうようなところを基準にして考えているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） ページは140ページですけれども、農道等管理委託料についてお伺いさせていただきます。実際、不用額も出ておって、金額も大きくない中で、これだけ不用額が出ております。以前に農家の方から、農道の管理については、役場のほうでやってもらえるのでしょうかということで、お問い合わせがあったのですが、役場のほうに言ってもらおうとおそらく対応してもらえんと思うのですがということでお答えしておったのですが、まず農道等の管理委託料では、どういう作業をされるのかということをお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農道等ということで、まず実際に行っておりますが、農林振興課のほうで管轄いたします落鶴地区の農村公園があります。そのほうの除草を行っております。農道等は、ほかにありませんが、農道等の側溝に土砂が流れているとか、あと幹線的な排水路等につきましては、こちら役場のほうで管理等していくべきかと、幹線に連絡していない小さな排水路等については、地元のほうで、多面的であったりとかというのがございますので、そちらのほうで対応していただく、幹線的な部分については、町のほうでしていくべきではないだろうかというふうに考えております。

○6番（金子光喜君） 排水路等、詰まっている場合の対応も含めてですけれども、周辺の木であったり、草であったりということで、車が通行できないような状況というものもあつたりするわけでありまして。そういうときの除去といいますか、草払いであったり、枝の除去であったり、に関しては、この町のほうの予算のほうで対応していただけるのでしょうかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 私たち農林振興課の中でも予算を組んでおりますし、また建設課のほうでも、こういう予算のほうがあるかと思ひます。基本的な考え方でございますけれども、農道敷地、町有名義になっていれば、町のほうで実施をしていきますが、個人さんの土地からにつきましては、基本的には、個人のその所有者の方の責任で行ってもらふのが当然ではないかなというふうに思ひます。なかなか、代も代わつてきておりまして、自分の土地であったというのをご存知でない方もおられるかと思ひま

す。そういうときには、所有者の方にも、こちらのほうから連絡して、そういうお願いをしていくべきではないだろうかというふうに考えております。

○6番（金子光喜君） 要は、道として通行ができないということで、例えば、枝が張ってきてトラクターのキャビン付であると、どうしても当たってしまっ行って行けないとか、車幅の分さえも、竹とかが出てきて通行ができないということで、非常に厳しい環境にさらされているところがあることはご存知なのかなとは思いますが、そういうところに関しては、農家とかの申請や、連絡があれば担当課のほうで確認した上で、対応してもらえるとということによろしいのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） いろいろな場所によって、繁茂の状態は違うと思います。場所によっては個人さんでされる、林業事業者、森林組合さん等をお願いするようなことをしなければ、なかなか大きな機械を持って来なければ対応できないようなところもあろうかと思えます。そこまで今具体的になれば極端な言い方ですけども、その分町のほうが、個人の方の費用を立て替えるというか、立て替えて、また請求するとか、場合によっては、町のほうがしてしまうというようなこともあろうかと思えますが、まだそこらの取り決めというか、今まで行ったことがございませんので、その件につきましては、今後の検討課題というところで、お答えさせていただければというふうに思います。

○6番（金子光喜君） いわゆる農道の管理というところになってくるかと思えます。行政のほうで、しっかり農道の管理を進めていく上で、農家との連携でありますとか、そういうことを含めて、しっかりしていくべきだと思います。その圃場に行くのに、どうしてもその農道を通らなければならないという現状がある以上、きちんとした管理というのは必要かと思えますので、十分これからも御検討いただいて、この場合、金額のほうも不用額として上がっておりますので、不用額がないようなかたちで対応していただくなり、もし申込みが多かったりしたときは、増額補正をするような対応をしていただければと思うところが希望です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○農林振興課長（稲森一彦君） やはりこういうところが増えてくるとは思っております。別の意味になるかもしれませんが、多面的や、中山間等でもこれらの支障木については、対応できるかと思えます。取組がされていない地区等もございますので、そういうところにつきましては、是非こういう取組ができるように、協定には参加していただき、いろんな補助金がございますので、そちらのほうも活用していただければというふうには思っております。またそういうところにつきましても、取組をお願いできないでしょうかということ、今後も農林振興課のほうでは推進していきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは140ページの節19、酪農ヘルパー制度補助がありますけども、私も酪農以外に、畜産のヘルパーということで、町のほうに申し上げたこともありますが、回答としまして、畜協とJAさんとかで、こういう対応をやるという話をされました。今後、今どのような状態になっているかそのへんをお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 畜産ヘルパーということで、球磨畜産農業協同組合さんのほうが事務局となって、昨年の秋から、この取組がされております。湯前町におきましては、まだ実績はないというふう聞いております。ただ、組合のほうでは、そういう事業の立上げは、終わっているというところでございます。

○1番（遠坂道太君） 生きものを飼えば、やはりどこに行くにしても行けないという状態でございます。やはりこう、今後、こういう畜産のヘルパー事業を、畜産農家の方に啓蒙しながら、進めていかれればと思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、農林水産業費の質疑を終わり、款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） 146ページをご覧ください。款1商工費につきましては、4億2,541万4,381円を支出しました。一般会計歳出全体における割合は12.6パーセント、予算現額に対する執行率は99.3パーセントでした。

項1商工費、目1商工総務費につきましては、1,598万2,297円を支出しました。商工振興係と観光推進係の職員合わせて3名分の人件費となります。なお、3名のうち1名については、6月中旬から翌年3月まで育児休暇中であったため約2か月分の支出となっております。

目2商工振興費につきましては、2,615万9,334円を支出しました。交流センター湯〜とびあ及び湯前駅レールウイングの指定管理料のほか、商工会補助金、小規模事業者持続化補助金、商工会預託金などが主なものです。

148ページをお開きください。商工会の主な事業としまして、商品券発行事業のほか、町内団体との連携事業、各種イベントへの参加などにより地域活性化に寄与されるとともに、各種研修を受講され資質向上にも努められました。なお、平成31年度末の法定会員数は117名で組織率69.6パーセントとなっており、青年部会員は昨年度から1名減の13人、女性部会員は昨年度と同じの30人となっております。

湯前町小規模事業者持続化補助金は、国補助事業の自己負担分の2分の1相当額として4事業者に対し合計41万6,000円を交付し、販路拡大や経営基盤整備などに対する支

援を行いました。

例年開催されております県商工会青年部連合会の大会が、平成 31 年度は球磨地域で開催されましたので、その負担金 9 万 6,000 円を支出しました。

商工会預託金は、熊本県信用組合多良木支店様に 1,000 万円を預託しました。年度末の利用状況は 2 件の 285 万円でした。

目 3 観光費につきましては、3 億 7,634 万 336 円を支出しました。本町の観光拠点施設でありますグリーンパレスの指定管理料のほか、観光施設整備や観光振興のための事業に係る経費が主な支出です。

節 1 報酬、節 4 共済費は、観光振興事業に携わっていただく地域おこし協力隊 1 名の人件費のほか、節 9 旅費、節 11 消耗品、節 14 使用料及び賃借料等においては協力隊の活動に係る費用を支出しました。なお、協力隊に係る人件費及び活動費用は特別交付税で全額措置されています。

節 12 役務費の広告料につきましては、雑誌、新聞、チラシ等、各種広告媒体を活用しイベントや観光施設の PR に努めました。今年度は特に全国旅行業者協会主催によります国内観光活性化フォーラム熊本大会に参加し、その際、作成された大会記念誌への広告及び観光ブースへの出店を行いまして、町内観光施設等の PR を行いました。

150 ページをご覧ください。節 13 委託料につきましては、グリーンパレス指定管理料 1,226 万 8,486 円のほか、ホームページ保守管理委託料等を支出しました。特に、今年度は湯楽里・グリーンパレス施設改修工事設計監理業務委託料としまして 1,875 万 7,720 円を支出しました。この財源として入湯税 46 万 950 円を充当しております。

湯楽里看板作成業務委託料として 138 万 6,000 円を支出しました。これは、湯楽里改修に併せ、湯楽里駐車場から玄関への上り口とふるさと農道沿いの湯楽里への進入路上り口の二つの看板をリニューアルしたものです。

節 15 工事請負費につきましては、湯楽里・グリーンパレス施設改修工事費として 3 億 2,477 万 8,886 円を支出しました。湯楽里初めてとなった大規模改修は 10 月から 3 月までの約 5 か月間を要し、1 月中旬から 3 月中旬までの 2 か月間は全館休館にて実施をいたしました。その間、お客様への影響が最小限になるように努め、お客様はじめ、議会の皆様、関係各位の御理解、御協力をいただきながら無事完了することができました。この財源としまして、熊本地震復興観光拠点整備推進事業補助金 2,979 万 7,000 円を充当しました。

節 18 備品購入費のグリーンパレス備品購入費は、ゴーカート 5 台の更新を行いました。この財源として、電源立地地域対策交付金 440 万円を充当しております。

節 19 負担金補助及び交付金につきましては、町観光物産協会補助金 660 万円のほか、各広域連携観光協議会の負担金を支出し、観光振興を図りました。

152 ページをご覧ください。観光費の繰越明許としまして工事請負費、693 万 2,414 円を支出しました。これは湯楽里機械室内の給湯設備に不具合が生じ、緊急的に対応する必要があったことから専決処分で予算の補正をお願いしたもので、資材調達に時間を要しましたことから繰越しを行ったものです。工事は、令和元年 5 月に予定どおり完了しております。

以上で款 6 商工費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款 6 商工費の質疑を行います。ページは 145 ページから 152 ページです。

○2 番（椎葉弘樹君） 150 ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金、約 150 万円についてお尋ねします。この 150 万円については、事務局で錦町、あさぎり町、多良木町の職員の人件費が主なものと伺っております。前回は確認しましたが、前回は 93 団体中のうちの 3 団体が本町に属してしまっていて、町と観光案内人協会と商工会、この 3 つでした。その後の状況というのは、どのようになっていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい。今議員おっしゃった 3 団体で、変化はございません。

○2 番（椎葉弘樹君） 最近の活動を見ますと、奥球磨スマートタウンさんの活動というのは、よく SNS 等で見るのですが、今参加されている 3 団体の活動状況については、令和元年どうだったのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 町につきましても、各種会議のほうに出席いたしております。その事業の進捗とか、その事業に参画をしております。そしてまた商工会様につきましても、昨年度、人吉球磨の連合会の会長をされておられたこともございまして、会議のほうには、毎回出席をされて、その事業のほうへの参画をなさっております。また、観光案内人協会様につきましても、いろいろな事業がございますので、例えば、研修会ですとか、補助事業ですとか、そういったことの内容を確認されながら、ご自分たちにとって必要なものについては、参画をされたところです。

○2 番（椎葉弘樹君） 町のほうから 150 万円支出していますので、それに見合うかたちの活動というのが必要かと思えます。

町長のほうにお尋ねしたいと思えます。この 3 組織あるわけですが、町として拠点となる、観光としての拠点は、どこをお考えなのか、それとも、町としては、拠点というのは要らなくて、それぞれの 3 団体が、それぞれに活動をしていけばいいのか、そのあたりの考えについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員ちょっと確認させていただきます。本町においての拠点というお言葉が使われたものですから、申し訳ございませんが、もう少し深掘りで質問していただければと思いますが、申し訳ございません。

○2番（椎葉弘樹君） 今の反問権について、再度詳細に説明します。本町には、先ほど言いました3団体がありますと、で、本町として、じゃあ観光の拠点としては、どこが担っていくのかというのがあります、観光物産協会は入っていませんので、観光案内人協会なのか、それとも町なのか、それとも商工会なのか、もしくはそのほかなのか、町長としては、今後の町の観光を進展させていくために、どのような体制を考えておられるのか、拠点が必要なのか、必要でないのか、あたりについてお考えをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） この協議会から申し上げますと、事務局がございますので、ここを中心として人吉球磨が地域の活性化のために観光事業をやっていくと、行動を起こしていくと、アクションを起こしていくというかたちになっております。

加えて上球磨ワーキングチームがございまして、その中で、各種の民間の皆様方によります動きを、今始めていただいたという状況がございます。今御質問ございました分の中で、どこを拠点とするかというふうな御質問なのですが、私としては、実は、そこまで考えていなかったものですから、そこらへんは、得てしてどこなのかと言われると、ちょっと困るのですが、私もそこは考えていなかったのが悪いかもしれませんが、今後ちょっとそこらへんは、課題というようにさせていただければ、どこかが中心にならなくてはならないのかもしれませんが、この協議会の中では、私としては何も考えていなかったものですから、申し訳ありません、そういうふうな答弁とさせていただきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 総合戦略のほうにも球磨郡のDMOと連携して、観光地域づくりを推進しますということで書いてあります。ということは、町として、じゃあ観光をどうやって推進していくのか、町が主導でいくのか、それとも民間が主導でいくのか、これ非常に大事なところだと思っております。人吉球磨観光地域づくり協議会は、DMOということで、民間活力を活かそうとしています。だから本町においても、できれば本当は民間活力を活かす方向で体制づくりというのを考えていかなければいけないのかなと思っております。是非このあたりは重要な課題として捉えていただきたいのですが、もし課長のほうから補足等がありましたらお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） はい。今議員おっしゃいましたとおりで、私がちょっと説明不足になりました。実は、その観地協の一番核となりますのが、今後の観光振興については、やはりご自分たちが、民間の方々が、自分たちの活力をもって、この地域を活性化させていくという趣旨の基に設立されておりますので、そういった趣旨は間違いなく、さらには先ほどちょっと遅れましたが、参画されている3団体は、町を含めて3団体のほかになんですけども、町長が今申し上げましたとおり、上球磨ブロックにおきましても、民間の方々によるワーキング部会が設立されており、湯前町におきましても、その中で、何団体かは参加されております。で、非常にそういった民間の方々の動

きが始まっているところです。例えば、事例を申しますと、商品開発ですとか、この人吉球磨に見合うコンセプトがありますので、そういったところで、今商品開発等に積極的に取組をされているところをございまして、方向性としては、やはり民間の動きに対して、行政がサポートするという方向性では、間違いがございません。

○2番（椎葉弘樹君） そういう民間活力が動き出したということで、今後は、この推進協議会の負担金だけでなく、民間団体を支援する側の支援というのにも必要になってくるかと思えます。町長、最後に1点だけ伺います。この人吉球磨観光地域づくり協議会、民間活力を支援していくための、新たな事業といいますか、支援の仕組みが必要になってくるかと思うのですが、そのあたりも今後の検討課題として考えていく必要はないでしょうか。

○町長（長谷和人君） そのとおりをございまして、今回、始まっておりまして、本年度実は、7月豪雨によりまして、この観地協の動きも、実は止まったままの状況に一部なっております。大きくDMOでございまして、民間の活力を活かしながら、人吉球磨の観光地づくりが活性化の大きな一躍を担うということで、動き出しました初年度でございまして、行政側としても一生懸命協力をさせていただきながらいきたいと、かように私も思っているところをございまして。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時56分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款6商工費の質疑の途中です。発言を許します。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款6商工費の質疑を終わります。

次に、款7土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 款7土木費につきまして御説明いたします。151ページから160ページまでとなります。

151ページ、款7土木費の予算現額4億4,840万6,000円に対し、3億2,821万3,007円を支出しております。歳出合計に占める割合は9.7パーセント、執行率は73パーセントとなります。

また、繰越明許費としまして、社会資本整備総合交付金事業によるもので、項1土木管理費、節19負担金補助及び交付金に270万2,000円、項2道路橋りょう費、13委託料、

2,850万円、15工事請負費、8,590万円、併せて1億1,710万2,000円を繰り越しています。

以下、項目ごとに御説明いたします。項1土木管理費、目1土木総務費につきましては3,903万4,482円を支出しています。主な内容としましては、建設水道課職員の人件費のほか、経常的経費です。

152ページ、節19負担金補助及び交付金につきましては、各種期成会等の負担金を支出しています。国県事業負担金として704万6,250円を支出しています。

153ページになります。項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、9,001万3,749円を支出しています。町道の維持管理に要する経費及び道路や歩道等の整備、橋梁の補修に要する経費が主なものです。

節13委託料につきましては、舗装構造調査業務、橋りょう補修設計、道路台帳作成業務などの委託料1,679万6,653円を支出しました。

節15工事請負費で、町道浜川中猪線舗装修繕工事(4工区)としまして、2,424万9,725円、古淵橋補修工事2,045万9,240円、町道上里古城線歩道整備工事1,210万9,788円を支出しました。

節17公有財産購入費につきましては、町道上里古城線歩道整備に係る用地購入費207万3,217円を支出しました。地権者8名、宅地・田に係る日世になります。

また、節22補償補填及び賠償金につきましては、町道上里古城線歩道整備に伴う補償費としまして、建物移転、工作物移転料等として989万4,070円を支出しました。

次に、繰越明許として、15工事請負費に、歩道整備3本、町道浜川中猪線舗装修繕工事併せて5,576万9,404円を支出しました。

項3河川費、目1河川総務費につきましては、1,208万9,624円を支出しています。町内の河川の維持管理に要する経費、各種協議会等の負担金を支出しております。

節13委託料につきましては、県委託事業分であります、都川排水樋管操作委託料及び河川管理委託料、89万3,012円を支出しました。

157ページになります。繰越明許として節15工事請負費で、浅巻谷川改修工事1,005万2,292円を支出しています。

項4都市計画費、目1公共下水道費につきましては、一般会計から下水道特別会計への繰出金で8,531万3,000円を支出しています。

目2街なみ環境整備事業費につきましては、普通旅費5,000円を支出しています。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費につきましては、4,598万7,748円を支出しています。町営住宅の維持管理及び一般住宅建設工事、町営住宅解体工事に要する経費を支出しています。

節11需用費では、住宅の修繕料として、340万4,550円を支出しています。

節 13 委託料で、一般住宅建築監理業務 199 万 8,000 円、町営住宅改修工事設計業務委託 222 万 2,000 円を支出しています。

節 15 工事請負費で、一般住宅建設工事 3,576 万 7,724 円を支出しました。

以上で、款 7 土木費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款 7 土木費の質疑を行います。151 ページから 160 ページです。

○2 番（椎葉弘樹君） 158 ページの住宅選考委員会報酬についてお尋ねします。これは、恐らく 1 回分の費用だと思いますが、これは入居者募集、何回に対する 1 回でしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） お尋ねの件で、募集回数につきましては、当然、空いたときに募集をかけてというかたちで、申し訳ありませんけど、全体的な回数というのは、資料として持ち合わせておりませんが、通常でしたら 3 回か 4 回くらいの程度かなと思っております。で、その中の 1 回ということになるだろうと思います。

○2 番（椎葉弘樹君） 平成 29 年度の実績ですと、11 回で 3 回、要は、募集が多かったときに、開催されるのかなと思っております。ほかの自治体を参考としたときに、この選考委員会の規則をだんだんなくしていつている自治体もございます。要は、町あるいは担当課、町長のほうで、これが判断できない場合、こういう民間の意見を伺っておられるのかなと思う仕組みだと思うのですが、これは昔ながらの制度だと思っています。

そこで、町長にお尋ねします。この住宅選考委員というのは、やはり民間の意見を聞かないと、町長とか担当課のほうでは、もう判断できないことなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） これまでの住宅選考委員会の流れの中で、平等に募集して来られました方々に対しまして、中立な立場で、そこの審査をしていただくという流れの中で、これまで来たというふうに、私としては、今思ったところでございますので、現制度自体が悪いかと言えば、悪いところはないし、当然、今回数が 4 回程度というような答弁をしておりますけども、少し募集の率というのでしょうか、そこらへんが下がってきたというような現状ございますけども、町営住宅、公営住宅につきましても、おかげさまで、今 1 つか 2 つくらいしか、今空き室がないと思っていますけど、うまくそこは、住宅施策自体はうまくいつているのかなというふうに私としては、思っているところでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） 前例を変えていくというのは、勇気の要ることかもしれませんが、行政事務のスリム化の一貫として、削れる部分、廃止できる部分というのも立派な施策だと思っています。そういうところも今後、そういう制度の見直し、不要といたしますか、なくても行けそうな制度、こういったところの見直し等も、今後行革等で必要かと思っているのですが、これについては、総務課長、なんか考えありますか。

○総務課長（高橋 誠君） 住宅選考委員のことは、私の認識としては、やは

り入居者の方が、入居する上で、公営住宅そのものが生活困窮者等から、順位づけとい
いますか、そういったものを参考にするために、区長さん、または民生委員さんが委員
となられて、御意見を述べていただいて、その実態に基づいた入居者を選考していただ
く順位づけをしていただく、そういった機関かなと思っておりました。

それ以外の、こういった同類の選考委員会というものがあると思います。それは一つ
一つ、昔ながらの委員会が残っているのかもしれませんが、その関係を、一度調査をさ
せていただいて、本当にいるか、いないか、職員のほうで選考していいのか、いけな
いのか、これは、課によって違うと思いますので、そこはまた精査をする必要があるの
かなと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 154 ページの補助金の中で、ブロック塀等耐震化支援事業補助金
というのに取り込まれました。大阪府のほうで地震が起きたときに、学校施設のブロッ
ク塀が倒れて、児童が亡くなるという痛ましい事件がおこり、それらを受けて本町では、
すぐさま学校施設の危険なブロック塀等を調査して対応されたと思います。また、民間
施設においても、通学路等に危険なところがないか調査されたと思います。この事業に
よって、確認されている通学路等の危険路に対して、どの程度対応できたのか答弁を求
めます。

○建設水道課長（皆越克己君） この事件につきましては、議員おっしゃられるとおり、
ブロック塀の危険を除去というかたちで、規定以上の高さ等に該当する場合については、
対象として、申請者の方から申請していただき、それに対して撤去に対する補助をする
というものであります。

申請自体の実施としましては、数件実施をしておりますけれども、特に通学路等に限
ったということではありませんで、対象となる危険ブロックの除去というかたちで、補
助をしております。そういったかたちで、今後とも周知を図りながら、危険除去等に努
めてまいりたいと思っております。

○6番（金子光喜君） ページは 156 ページの、上里古城線の歩道の整備についてお伺
いさせていただきます。昨年からやられておまして、今回、以前やられた電柱の移設
がうまくいっていなかったのかもしれませんが、電柱のほうが、倒れそうになって
おまして、その工事現場近くの住民からしますと、非常に心配されておりました。

何か情報がありましたらお伺いさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 1 6 分

再開 午後 1 時 1 7 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○建設水道課長（皆越克己君） その2本の電柱に関しましては、移設後、台風の影響によりまして、傾いておるといふような状況で、九電柱ということで、九電のほうに連絡をしているという状況です。

○6番（金子光喜君） 九電に連絡するのは当然だと思いますし、ただ九電の対応は、どれくらいの時期に対応していただけるのかとか、そういうことをお尋ねしているわけで、実際、工事に伴って移設された電柱が、非常に危険な状態にあるということで、周辺の住民の方も心配しておられるということですので、お伺いしたところです。

○建設水道課長（皆越克己君） 申し訳ありません。一応、連絡というかたちでしているところですが、具体的にいつまでの時期にということでの確認までは、できていないところです。

○6番（金子光喜君） 要は、不安な状況が続いているということは、お分かりだと思いますので、早急に対応していただくようお願いをすることは、必要かと思えます。行政としての役割かと思えますので、そのへんの対応を十分していただくよう希望します。

○建設水道課長（皆越克己君） はい。九電のほうにも、確認を取りたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 要は、歩道を作るために移設をしていただいたわけですが、あの風で傾いたということであれば、何らかの電柱の埋設に関して、強度不足とか、十分な対応が出来なかったということであれば、また別な対応が必要なのかなということが考えられましたので、そのへんで業者と打ち合わせとかされているのかなということでお伺いしたところでした。

○建設水道課長（皆越克己君） 基準というのは、もちろんありますので、そこらも含めて、議員のおっしゃったように確認を取りたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 今古城線の話で出たので、ちょっと伺います。今まだ進行形ですけれども、あそこを利用されている方、耕作者にしても、通園者ですか、保護者の方、においても幅員が、結局歩道設置の後、幅員が狭くなったのではないかと、というのが、今離合するのにも非常に困難な状況でありまして、元の幅員は、確保されているのでしょうか、ちょっと普通車同士でも離合が困難なように、伺っておりますけれども。

○建設水道課長（皆越克己君） 幅員につきましては、前の幅員と、扱っていないので、変わらないというふうな状況です。

○3番（森山 宏君） はい。現状が、幅員が変わってないのであれば、設置前と設置後では、多分課長も行かれると分かると思いますけども、通園者にしても普通車の離合が途中の要薫寺に行くところで、離合して、待とったりとか、国道のところで待とったりとか、しないといけない状態が、今現状そうっております。幅員が確保されているのであれば、路肩が高いのかな、今現状、なんさま狭くなった、狭くなったという住民の方の話を聞くものですから、幅員は、確認ですけども、前のまんまということですね。

○建設水道課長（皆越克己君） はい。幅員については前のままで、扱っておりませんので、変わっていないという状況で、議員がおっしゃった現状としましての状況が、どういったことなのか、今分からないところではありますけども、ちょっと確認はさせていただきたいと思います。

○1番（遠坂道太君） 道路維持費の中で、舗装工事、町道の舗装工事をされておられると思いますけれども、やはりこう、町道の中でも生活維持道路がございます。非常に住民の方も通りにくいかという場所もあると思います。そういったあたりの把握はされておられるのか、お伺いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 舗装修繕等の事業計画につきましては、町内全体の調査をかけておまして、それに基づいたところで、傷み具合、それから交通量等を勘案したところで、順次、計画的に取り組んでまいっております。

○1番（遠坂道太君） これも私が、昨年度、一般質問したときも、同じようなことでございました。でもやはりこう、住民の方の声というのが、やはりいつ頃、こういうふうな改良をしてくれるのか、特に下水道の工事をした後だとか、水道の工事をした後だとか、そのまま、ただその上に舗装したぐらいで、でこぼこで歩きにくい、もしかすると年寄りの方はケガをするというようなかたちが、発生があるのではなかろうかということで、住民の方からも連絡を受けております。そういったかたちで、今後取り組んでいただく方向を課長どういうふうな考えでおられるでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 区長さんなり、住民の方からそういう情報をいただいたときには、道路を現況確認いたしましたところで、内部の構造とか、そういった判断をさせていただいて、取り組ませていただくというようなことで予定をしておるところです。

○1番（遠坂道太君） はい。私が昨年、一般質問したときにも、そういうようなかたちで、住民の方から、町のほうにも、話をしているということでございましたので、そこらへん十分調査した中での、今後の取組というのをさせていただければいいと思います。よろしく申し上げます。

○町長（長谷和人君） 今建設課長が答弁したのにプラスアルファでちょっと補足させ

ていただきますが、昨年の10月か11月だったのですが、各区長さんに、各地区におきます、行政区におきます、今の質問の中の道路でございますけれども、そういうようなやつがないか、要望を出してください。ということでお願いしております、そこらへんのほうの実態も見えておりますので、ない行政区もあったかと思っておりますけれども、それと先ほど言いましたように、課のほうで調べました部分のところとかみ合わせながら今後の道路行政の中に盛り込んでいきたいと、かように思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 159ページ、160ページをご覧ください。款8消防費について説明申し上げます。消防費は、1億2,252万6,557円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、3.6パーセントになります。

目1常備消防費は、8,043万2,650円を支出しております。上球磨消防組合負担金8,005万5,000円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金37万7,650円を支出しております。なお、上球磨消防組合負担金のうち、消防署の庁舎の建て替えのための建築工事を実施してきておりますが、残りは訓練棟と外構工事になっております。なお本庁舎建設が既に終わったことで、今後、緊急防災減災事業債の元利償還分が、この負担金として町村のほうに、分が増えてくることになろうかと考えております。

次に、目2非常備消防費は、2,065万6,056円を支出しております。消防団員の報酬、訓練手当、各部維持管理補助金並びに団員の退職報奨金掛金などの経常的経費を支出しております。

162ページでございます。目3消防施設費は、2,143万7,851円を支出しております。

節15工事請負費1,525万7,000円は、改善センター裏の指定緊急避難所に、60トンの防火水槽1基、野中田3区の中礼竹材工場のそばになりますが、40トン防火水槽1基、計2基の設置工事を行いました。

164ページでございます。節18備品購入費、消防団用備品購入費110万7,786円、これについては、吸水管、防火水槽開閉金具、噴霧ノズルなどを購入し、消防ホース30本など、消防消火活動に必要な備品購入を支出いたしました。なお、消防ポンプ購入の財源は、歳入のほう、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を充当し活用しております。

節22補償補填及び賠償金は、上水道敷設替に伴い、野中田地区、田上地区の2箇所の消火栓を更新したため、その工事負担金を水道事業会計に132万円を支出しております。

目4水防費については、支出はありませんでした。以上で説明終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款8消防費の質疑を行います。159 ページから 164 ページです。

○1番（遠坂道太君） 防火水槽の件につきましてお尋ね申しますが、計画的に新設等されていかれると思いますけれども、年代が過ぎているというか、長く経っているような防火水槽の点検あたりは、今後されていかれるのか、そのへんまず伺いたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 現在、92 基の防火水槽ございまして、これらの防火水槽、古い箇所ございまして。まだ更新が必要な箇所として7箇所ほどあります。蓋が被っていないような、古いものもございまして。それについては順次、将来において改修は行っていきたいと思います。

ただ、それまでのメンテといいますか、確認作業、これについては、消防団のほうでもまた、定期的な点検、防火水槽の水利点検のほうで行っていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 水槽92基あって、その中で、年代的に、蓋も被っているところもありますけれども、漏れとかそういうふうな調査等は行うことはしないのでしょうか。

○消防主任（荒木龍二君） はい。今の質問に対してお答えいたします。毎年11月に、消防団、訓練を行います。火災の警戒時期に近づくということで訓練を行います。で、その際に、もちろん訓練も行いますけれども、消防団員、もちろんご存知のとおり、消防団には、機械班、各部に機械班、警備班、用水班とありますけれども、用水班におきましては、しっかり自分たちの防火水槽、消火栓、そして水利となる水路等の点検をしっかりとしてくれということを、しっかりしなさいという団長のほうからの指示もあっております。そして、何か異常がありましたら、私のほうに、防火水槽の水位が下がっているとか、水漏れがあるとか、というのに関しましては、私のほうにお知らせくださいというふうにしております。以上です。

○1番（遠坂道太君） はい。蓋の被っているところの水が減っているかというのは、どのようにして確認するのか、それを伺いたいと思います。

○消防主任（荒木龍二君） はい。もちろん、開渠、蓋が被っていない防火水槽に限っては、目視ができるところでございまして。そして、蓋が被っている埋設分の防火水槽に関しましては、毎年点検をさせますので、その都度前年度より減っていないかというふうにしますけれども、先ほどちょっと言い忘れていましたけれども、11月の訓練のときにも言います。そして、出初式のときにも、もう1回してくれというふうに言っておりますので、そこで点検しているはずだと思います。

○1番（遠坂道太君） はい。そういう点検を十分行ったかたちで、取り組んでいただければというふうに思います。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） これは、毎年度確認していることなのですが、消防団員の定員管理についてです。今現状、御承知のとおり、平成22年から、約290人ということになっております。が、平成28年度から287人を皮切りに、年々減少傾向にあります。

そこで、前回の答弁で、総務課長からは、団のほうに確認したいということで、御答弁がありました。その後、団のほうで確認した経緯はありますでしょうか。

○消防主任（荒木龍二君） 今の質問にお答えいたします。あの後、うちの消防幹部のほうで、まずは、この定員管理について、どうなのかというところで、お話をさせていただきました。そこでは、やはり私たちの、まずすべき点は、消防力の維持というところで、やはり定員というのは、やはりそれを目標に維持していくものというところで、これはこのままにしておいて、これを目標に団員を増やしていこうというふうな話し合いになっております。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、令和元年度といたしますか、最新の団員数については、今何人になっておりますでしょうか。

○消防主任（荒木龍二君） 本年度の9月1日現在でよろしいでしょうか。令和2年度の最新で、273名になっております。昨年度の一番少なかったとき、途中退団もありましたので、そのときが267ということで、6名増えております。

○2番（椎葉弘樹君） 私はてっきり年々減って、今年は更に減っているのかなと思ったら、やはり消防団員の努力で、少し増加傾向が見えたので、今後も引き続きこの290人、町の消防行政の維持に向けて、御尽力いただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 1点だけ、お伺いさせていただきます。164ページの補償補填及び賠償金の中で、上水道施設に伴う消火栓の設置工事の負担金が計上されております。1基当たり、単価がいくらでしょうか。お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 今年度、令和元年度ですが、2基ほど設置させていただいて、消防特別会計のほうに納入しておりますけれども、132万円、その水道管の関係にもよる消火栓の単価、大きさというものも違いますので、今手持ちのほうに、その単価がないものですから何とも言えないのですが、約半分としても、60万円から65万円の間かなというところで考えております。

○6番（金子光喜君） 大体ですけど、その半分の金額くらいが、1基当たりの敷設するときの単価になるということで理解してよろしいでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 消火栓につきましては、今年度、補正をお願いしているかと思っております。田上地区で10か所ということで、599万9,000円というかたちで、箇所によって、見積もって、積み上げて、購入費は違いますけれども、10基で600万円というかたちになっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款8消防費の質疑を終わります。

次に、款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（北崎真介君） 款9教育費について御説明いたします。163ページから194ページになります。予算現額2億9,554万4,000円に対し、2億7,805万977円を支出しました。そのほか、湯前小学校情報通信ネットワーク環境整備事業、690万円を繰り越しております。そのため、執行率は94.1パーセント、歳出総額に占める割合は、8.2パーセントとなります。前年度より1,940万8,723円の増となりました。その主な要因は、前述の繰越のほか、B&G海洋センタープール改修工事及びそれに伴う設計業務委託料、管理業務委託料等です。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、教育委員の会議等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので、72万5,807円を支出しました。

165ページをご覧下さい。目2事務局費につきましては、4,191万7,539円を支出しました。前年度より152万6,223円の減となりました。減の要因は、教育長の不在や職員の産休などの人件費等の減によるものです。事務局費は、教育長及び事務局職員4名の人件費及び英語指導助手（ALT）の委託料等と各種団体への負担金及び補助金が主なものです。

節13委託料は167、168ページにかけてですが、外国語指導助手（ALT）委託料として、504万8,880円を支出しました。令和元年7月までは、アメリカ合衆国よりバスカーク・メイソン・アレンさんに、9月よりオーストラリアからデビット・ギャレット・ウイリアムさんに赴任いただきました。保育園や生涯学習の方も含め、皆さんに親しまれ、安定した指導をされております。

168ページの節19負担金補助及び交付金において、小中学生を対象とした英語の検定料の補助金を創設しまして、小中学校英語検定料補助金11万9,200円を支出しました。児童・生徒の実受験者29名のうち、24名が合格しております。

目3学校施設整備費では、小・中学校屋根等改修工事設計業務委託料及び中学校外部改修工事設計業務委託料として、433万4,000円を支出しました。またそのほか、先ほど述べました湯前小学校情報通信ネットワーク環境整備事業690万円を繰越しました。また、同じく目3学校施設整備費、繰越明許としまして小・中学校教室エアコン設置工事管理業務委託料108万円を、その設置工事として、2,245万2,000円を支出して、実施しました。

項2小学校費につきましては、3,006万3,307円を支出しました。前年度より1,429万9,494円の減となります。減の主な要因は、前年度にパソコン室用機器購入費があったた

めです。小学校費は、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございます。

目1 学校管理費につきましては、2,790万4,674円を支出しております。節1 報酬で児童の検診に伴います学校医報酬、学校事務員報酬等に250万9,800円を支出しました。

次のページ、169ページからになります。節7 賃金では、教育及び生活支援として特別支援教育支援員5名の賃金、庁務手1名の賃金に807万7,046円を支出しました。

節14 使用料及び賃借料では、171ページにかけて、下水道使用料をはじめとする経常的支出のほか、教職員用パソコンや電子黒板等、ICT関連機器の使用料など514万4,282円を支出しました。

節18 備品購入費では、主に教材備品としまして、理科室キャビネット、配膳台、プロジェクター、顕微鏡5台など91万9,182円を支出しました。

また、節19 負担金補助及び交付金では、学校生活における児童のけが等に対応するための日本スポーツ振興センター負担金として9万7,870円を支出しました。

目2 教育振興費につきましては、215万8,633円を支出しました。節20 扶助費が主でございまして、学用品、給食費などの特別支援学級、準要保護児童への補助で199万1,815円を支出しました。

項3 中学校費につきましては、3,477万6,162円を支出しました。前年度より105万8,493円の減であり、減の要因としましては、前年度におきまして、教室のカーテンや共通鍵等の変更、さらに男子トイレ、黒板の修繕があったための減、前年度導入したタブレット等を含めたICT関連機器等の使用料が6か月から本年度12か月分になったことによる増、前年度におきまして、体育館のグランドピアノや職員室用のネットワークストレージ等の購入があった教材備品購入費の減による差額が主なものでございます。

中学校費は、その他、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものです。目1 学校管理費につきましては、3,337万9,168円を支出しました。節1 報酬で生徒の検診に伴います学校医報酬、学校事務員報酬に248万2,800円を支出しました。

173ページから4ページになります。節11 需用費の修繕料では、プールの排水弁及び塩素注入器の修繕等を行い153万6,829円支出しております。

175ページから176ページになります。節14 使用料及び賃借料で学習環境の整備としまして教職員用パソコンや電子黒板用パソコン、先ほど申しましたタブレット等のリースが主なもので、894万8,710円を支出しました。

節18 備品購入費では、124万7,282円を支出しましたが、教材備品購入費として理科実験器具、体育指令台、家庭科用ガスコンロ、オーブンなどが主なものでございます。

節19 負担金補助及び交付金では、部活動補助金52万円、中体連九州大会出場等補助金2万5,650円を支出しました。また、伝統行事であります西米良中学校との交歓会経費として5万9,555円を支出しました。本年度は西米良中での開催でありましたので、

中学2年生の生徒たちのみが参加しましたが、先生方も含め大いに刺激を受け、交流を深められたと思います。

目2教育振興費につきましては、139万6,994円を支出しました。これは、小学校と同様で、節20扶助費が主なものでございます。

節8報償費においては、伝統芸能指導者への謝礼等で9万円を支出しました。馬場地区の東方組太鼓踊り、浅鹿野地区の棒踊り、里宮神社の神楽を伝統芸能の担い手として関係者の皆様方からの御支援をいただきながら進めております。

177ページになります。項4社会教育費につきましては、4,426万4,444円を支出しました。前年度と比較しまして779万6,438円の減であります。減の理由としましては、前年度におきまして、駐車場横法面崩落に対する宝陀寺周辺災害復旧工事、御大師堂周辺埋蔵文化財調査委託料、浄泉寺及び八勝寺への防犯カメラ設置工事等があったことによります。

目1社会教育総務費につきましては、1,014万1,306円を支出しました。これは、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金等でございます。

節8報償費の中で、生涯学習奨励費として114万9,980円を支出しました。生涯学習では15教室を開講し、開催回数249回、学習者183人、延べ出席者1,874人が受講されまして、生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、仲間作りと自己能力の開発を図るため開講したところです。

また、補助事業を活用し、生徒の学習力向上を目指し、未来塾を開講しましたが、前年度に引き続き、中学3年生だけでなく、中学2年生の日程も追加して実施しました。講師謝金等で19万4,800円を支出しました。

不用額59万2,694円は、主に新型コロナウイルスの影響により、開催出来なかった生涯学習閉校式の際の会議の講師の報酬等によるものでした。また、2月から3月にかけての会議が開催出来なかったことによるものです。

179ページからお願いします。節19負担金補助及び交付金では、町婦人会をはじめ、町青年団、町文化協会のほか、各種協議会、団体への補助支援をおこないました。

目2公民館費につきましては、1,221万9,333円を支出しました。これは、中央公民館の維持管理費及び公民分館長報酬、各地区公民館活動に対する補助が主なものでございます。

節1報酬では、町内26分館におられる公民分館長に支払う年報酬127万4,000円を含め、130万9,400円を支出しました。

181ページからお願いします。節8報償費で分館花づくり奨励費として9分館に8万9,062円を支出し、分館の環境美化と親睦を図りました。

節19負担金補助及び交付金におきましては、26分館に分館活動費としまして、212万

1,620 円を支出し、分館施設整備補助金として 3 分館に分館改修費として 2 分の 1 を補助し、71 万 860 円を支出しました。地域分館活動及び施設整備の支援をしたところでございます。

目 3 文化財保護費につきましては、1,052 万 6,174 円を支出しました。これは、文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国、県、町の指定文化財の維持管理に要する経常的経費が主なものでございます。

節 1 報酬では、次のページをお願いします。不在となっていた学芸員を嘱託でお願いし、194 万 2,000 円を支出しました。

節 13 委託料において、御大師堂保存修理工事設計業務委託料として 471 万 231 円を支出しました。

また、御大師堂埋蔵文化財調査委託料として 35 万 2,000 円を支出しました。これは、翌年度に行う解体工事後の埋蔵調査を事前に行うことにより、今後の工事の変更を少なくすることで、事業を円滑に進めるためのものであります。

節 19 負担金補助及び交付金においては、185 から 186 ページになります。湯前町歴史的風致維持向上協議会補助金、また、本町に存在する無形、有形の文化財を維持管理、継承していただいております無形民俗文化財保存継承補助金、辻婦人会、下里婦人会補助金を中心に、57 万 6,000 円を支出しております。

不用額の主なものとしまして、節 1 報酬におきまして、嘱託職員の応募状況の影響で、雇用期間が短縮されたことと、節 9 旅費については、新型コロナウイルスの影響で文化財保護委員の会議が開催出来なかったこと、また、節 11 需用費については、不測の事態に備えて各々の経費を少額ずつ残したこと、節 13 委託料については入札残が原因となっております。

目 4 美術館費につきましては、1,137 万 7,631 円を支出しました。これは、まんが美術館に要します窓口業務職員の報酬と漫画コンクールに要します経費、絵画等借り上げに伴う経費でございます。漫画コンクールの応募者数は全国及び海外から 448 点の応募を頂きました。また、まんが美術館の入場者数は休館を行ったこともあり、後半失速し、2,758 人でした。

節 13 委託料は、特別展事業委託料として 378 万円を支出しました。本年度の特別展として、7 月 20 日から伝説の「トキワ荘」寄せ描きカーテンと、ブリキのおもちゃ展を開催し、美術館特別展事業委託料費 378 万円を支出しました。

その他の展示としましては、那須良輔先生に関しまして、春先から動物などを描かれた作品展として、いきもの展、秋には、絵本原画展、さらに、崇城大学デザイン学科と連携した那須良輔のひ孫たち、それから高森町と連携したサイレント漫画オーディション熊本ラウンド受賞展等などを行いました。3 月は、新型コロナウイルスの影響により

休館しております。

また、まんが美術館等活用計画に沿ったグッズの製作を行っていく上でのデザイン、意匠も含めて検討していくために、まんが美術館グッズ作成委託料として推進交付金を活用したところで、50万円を支出しました。

187 ページからになります。節 14 使用料及び賃借料では、特別展の原画借上料として、絵画等借上料 40 万円を支出しました。なお、不用額につきましては、新型コロナウイルスの影響によるものもありますが、節 9 旅費等、特別展や関連事業において、東京などの遠方での打合せ等を極力減らしたことで、また、特別展の一部委託により、PR のためのキャラバン等が縮小出来たことによるものです。また、節 12 役務費及び節 14 使用料及び賃借料の不用額は、電子データ等や委託料に含めて安価となるよう経費節減に努め、支出が不要となったためです。

項 5 保健体育費につきましては、9,843 万 7,718 円を支出しました。前年度に対し、3,323 万 8,718 円の増となりました。その要因は、主に人事異動及び B&G 海洋センタープール改修工事等に伴うものでございます。

目 1 保健体育総務費につきましては、2,868 万 1,773 円を支出しました。これは、社会体育係の人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体への補助が主なものでございます。

本年度から熊本県下で小学校運動部活動が社会体育へ移行されたため、放課後の時間帯を利用し、子どもたちの体力づくりの場とスポーツ機会の提供を目的にスポーツ推進委員や体育協会関係者、地域有志の方々によります総合運動クラブを実施しております。節 11 需用費細節 1 消耗品費 84 万 3,024 円には、その活動に必要な消耗品費 27 万 3,193 円を含んでおります。

5 月から新型コロナウイルスの影響で 2 月まででしたが、週に、二回放課後に全 56 回のクラブ活動を開催。会員数は 39 名となり対象学年の、約半数の児童に参加いただきました。クラブ活動では前期と後期でのべ 1,458 名の子どもたちが運動遊びやスポーツ体験を行いました。今後は、より多くの児童に参加してもらえるような、魅力ある活動を行い、PR も行っていきたいと考えております。

189 から 190 ページになりますが、節 19 負担金補助及び交付金では、公認奥球磨ロードレース大会負担金に 334 万 80 円を支出しました。今回で第 8 回を迎えましたが、今回も国道 219 号線を往復する公認コースで、路上での応援はもちろん、テレビ録画中継、及びインターネットでのライブ配信もなされたところで、多くの方々の声援をいただいたところでした。

参加選手は 447 名と多くの選手の方々に御参加いただいておりますが、公認の高速レースとして認知度が高まってきており、招待実業団・大学・高校からの有名選手等の出

場も毎年、順調に増えてきており、地元の中学生や地元出身の選手の参加で町民の皆様
の関心も高まってきているものと思っております。

また、全国スポーツ大会等出場奨励金は、九州大会や全国大会に出場した地元の方々の
奨励のために、57万9,000円を支出しました。

前のページ、188ページになりますが、節8報償費及び節9旅費の不用額は、会議開催
数減と会議等参加者減、出張の減によるものでございます。

また、節13委託料の14万2,578円についての主な要因は、総合運動クラブの開催が
年度末に出来なかったことによるものでございます。

189ページにお戻り下さい。目2体育施設費につきましては、4,288万5,372円を支出
しました。これは、海洋センター事務員の報酬、センター管理人賃金等の人件費のほか、
体育館、プール、グラウンド等の社会体育施設の維持管理に要した経費でございます。

節13委託料、191、192ページにかけてですが、B&G海洋センタープール監視業務委託
料として310万2,256円を支出しました。また、B&G財団補助金を頂き、老朽化したプー
ルの缶体修繕、照明のLED化などを行うため、B&G海洋センタープール改修工事の設計業
務委託料として209万円、同じく管理業務委託料として154万円を支出しました。

節15工事請負費でB&G海洋センタープール改修工事として2,678万845円を支出しま
した。

目3給食費につきましては、2,687万573円を支出しました。これは、学校給食センタ
ー調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。

193、194ページをご覧ください。節13委託料では、学校給食センター調理業務委託料
1,794万500円を支出しました。本年度で3年を迎え、安定した業務を行っていただい
ているところです。

節18備品購入費では、老朽化した器具等に8万1,000円を支出しました。

また、前ページの節11需用費の不用額、32万3,873円は、主に電力会社を変更し、電
気料が見込み額より大きく下回ったためでございます。

また、令和元年度の給食回数は、小学校176回、中学校が171回実施しており、1日約
330食を調理しております。これからも安全、安心で、おいしい給食を提供してまいり
たいと思っております。

以上をもちまして、款9教育費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款9教育費の説明が終わったところです。これから、款9教育費の質疑を行います。ページ163ページから194ページです。

○2番（椎葉弘樹君） 168ページの、小中学生英語検定料補助金についてお尋ねします。これは、令和元年から始まった補助金ですが、まず確認です。課長のほうからは、29名の受験ということと言われてまして、主な施策の政策では、37名ということ、書いてあります。ということは、8人の方が、再チャレンジをされたということ、理解してよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい。ちょっと紛らわしくて申し訳ありませんでした。実人数が29名ということで、お願いしたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 予算の執行が11万9,200円ということで、当初の予算からすると、執行率が3割弱でした。この当初の見込からして、少なかった理由というのは、何かあるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい。対象を小学生まで広げているというところがあります。まずそういったところで、受ける準備ができていないという方がいらっしゃいます。

中学生のほうに関しましても、やはり例年、受ける割合の人数程度しか受けられてなくて、今後またちょっとPRしないといけないと、我々も反省しなくてはいけないところではございまして、なかなかコロナの関係で、話し合う機会をちょっと減らしてしまったのが実情でございまして。

○2番（椎葉弘樹君） 学校としては、何か目標等はあるのでしょうか。例えば、よその自治体を何個か見てみますと、例えば、小学校6年生までに英検3級を全員取るぞとか、中学校までに、ここまで取るぞとか目標値があるのですが、本町には、そういう目標値というのは、設定されているのでしょうか。

○教育長（中村富人君） 英語教育につきましては、国を上げて、いわゆる東洋一という目標を上げて、また熊本県も、熊本県も低いものですから、県が上げておりまして、中学校3年生で英検3級50パーセントというのがあります。それは、学校のほうにも伝えてあって、学校もそれを目標にしております。

なお、小学校については、県のほうは、目標値は定めておりません。町とすれば、県に倣って中学校の目標、3級50パーセントをお願いしてあるところです。

○2番（椎葉弘樹君） この令和元年度は、受験の数が若干少なかったということですが、令和2年度も、恐らくコロナ等の影響もあるかもしれませんが、今後、この受験体制というのは、もう個人の自由にしていくのか、それとも学校側で受けましようという推奨型にしていくのか、それによって予算の取り方が変わってきますので、この学校としては、どういう方針で今後の英語の受験、英語学習というのに取り組まれるのかにつ

いてお尋ねします。

○教育長（中村富人君） 英語教育につきましては、小中学校共に、教科とすれば、ある意味では重点化、球磨地域が低い状況にございますので、湯前中学校はそうでもないのですが、そういう郡市の状況から見て中学校のほうにもお願いをしてあります。

で、新年度が始まる前に、本年度もございますが、小学校の研究主任、これ中学校の英語も併せて、私も入りまして英語教育について話し合いを持ちました。その中で、私からも英検についての推進について、お願いをして、状況を聞いたところでありますが、なかなかやっぱり子どもたちが、お願いしても、それに応えていない状況にあるというふうな、そういう報告を聞いております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 180 ページの図書購入費についてお尋ねします。24万9,205円の分です。議会としては、この図書費というのは、あまりこれまで質疑がなかった部分なので、たまには質問したいと思います。ゆのまえ広報においても、この読書の勧めという部分で、この本の紹介がされておまして、私もよく見ております。施策の主な成果のところには、この図書室便りを発行して、利用の増加、促進を図りましたということでありました。

この増加、促進を図られて、利用者は増やすことができたのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） これまでのデータを見てみますと、利用者数に関しましては、平成26年、5年間の中で、今下から2番目ということで減少傾向にございます。実際、平成31年度が837名。平成30年度が860名といったところでございます。貸出数はそれに比例しまして減少傾向ではございますが、微増というところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 広報誌には、情報はありますが、町のホームページで、じゃあ図書室の、どういう本があるのかなとか、どういう情報があるのかなというところを検索しようとしても、町のホームページには一切情報が入っておりません。というのが課題にあると思います。

今後やっぱりそういう図書室も利用の促進を図っていく必要があるのではないかと思います。せっかく町長も、まんのまちを推進されておりますので、例えば、図書館が併設してあるのであれば、まんの図書館を工夫して、図書館の中に入れるとか、一体型にして管理をもっとスリム化するとか、そういったところも今後、これは行政の視点でしようけども、そういう取組等も必要になってくるのではないかと思います。

そこでせっかく、まんが美術館館長の教育長がいらっしゃいますので、まんが図書室の今後の活用について、現状維持のままいかれるのか、それともちょっと工夫を凝らして少し増やす方向性でいかれるのかについて、お考えだけお尋ねしたいと思います。

○教育長（中村富人君） ただいまの椎葉議員の質問に対しまして、趣旨を確認したい

ので、反問の許可をお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） はい、許可をいたします。

○教育長（中村富人君） 私たちが所管しておりますのが、生涯学習の中の、図書室を管理しております。まんが図書館のほうは、観光のほうで、いわゆる駅舎のほうにあります。部署が違いますので、なかなか我々が、まんが図書館のほうについて言及するということはちょっと難しいところがございますので、御理解いただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 今の教育長の反問に対して、再度質問します。図書室は教育課の所管ということで、今後その利用者は800人前後で現状維持とするのか、それとも、もうちょっと工夫を凝らして利用者を増やしていくのか、そのあたりの考えを伺いたいと思います。

○教育長（中村富人君） 私も図書につきましては、関心が高くて図書室の設置とか、図書室がいかにかつわっているのかというのは、その町の自治体の文化の状況の一つ指標になると思うのですよね、そういう意味で、今あんまりこう賑わってないというのは、とても寂しい面がございます。

なんとか今後は、今の御指摘がありますように、ホームページを使って、新書の紹介をするとか、そういうことで、できるだけ利用者が多くなればいいと思っています。ただ、ここは、小さい町にしては、夏休みに子ども達が勉強する場所でもあるんですね。そこの付近は私もちょこちょこ行きながら見ておまして、勉強する機会であって図書室の利用、そういうのも併せていいのかなと、そういうことも考えております。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） 最後に町長に伺います。本町には、教育課が所管する図書室、そして先ほどあった企画観光課が所管する、まんが図書館というのがあります。こういう分散した対応でいいのか、それとも今後ひとつにしていって利用者を更に伸ばしていくのか、そのあたりの町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今2つに分かれているというようなお話だったのですが、一つは、駅前周辺の開発に絡みまして、レールウイング場の有効利用というかたちで、まんが図書館ができておりますし、体験室もできているところでございます。

で、今の御質問に関連しての、ちょっと違った方向で私答えさせていただくところでございますけども、まんが美術館、それから公民館の改修計画が実はございまして、基本計画がございまして、これと実は連動させて、まんが美術館、それから図書館につきましても、新たな改修をやっていかなければならないのかなと、この基本計画にのって、時期等につきましては、別にさせていただきたいと思います。少し財政的に厳しいところがございまして、その中で、図書館の部分につきましても、少々ちょっと暗い部分

がございますので、ここの部分につき、今の位置関係等もございますけども、そういうところを見ながら、読みやすい環境で、そして子どもたちがその中で、今教育長が答えましたように、学び舎の図書館というかたちも可能になってくるのかなというようにも思いますので、その中での改めて、その再開発という言葉が似合うかどうかはしれませんけども、その中で、取り組ませて、将来に向けてやっていけばというように、今私としては、感じたところでございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 図書の話が出ましたのでお尋ねします。学校図書の分です。学校図書におきましては、多分司書さんがおられて、大分類、中分類というふうにして、なさっていると思います。この決算書から見ると、小・中学校、各 50 万円の予算内でやられていると思いますが、分類で維持更新をなさっているのか、また、更新されるとき、今度は古いやつ、古い書物とか百科事典とかいうとの処分というのは、まさか破棄されているのであれば、どういうふうな処分をされているのか、2点お伺いいたします。

○教育長（中村富人君） 湯前小中学校の図書の処分については、詳しく分かりませんが、一般論として、文科省が規模に応じまして、図書の数を決めております。で、何パーセント充足しているかということで、充足率というのをい出してございまして、統計的に報告するようになっております。どこの学校も大体 100 パーセントに至っております。恐らく湯前町の小中学校もデータはありませんが、充足率 100 パーセントであろうと思います。

じゃああと古い図書はどうするのか、新しいものという問題もございまして、その分野ごとというよりも、一般的には、まず子どもたちに図書委員がおりますので、委員とか、先生方にアンケートを取りながらどういう図書が必要かとか、そういう調査をしながら購入をいたします。また小学校では、読書感想文の指定図書というのもありまして、そういうのも参考にしながら毎年計画を立てて購入をしております。

なお、子どもたちは古いのは読まないという傾向もございまして、図書館運営の大事なところで、そういう処分というのか、しばらく横に置いて、そして処分するとか、そういうようなかたちを取ることが多いのですが、処分につきましては、備品ですので、備品処理の方法が決まっておりますので、学校のほうで、備品処理に従いまして廃棄をいたします。そのように湯前小中学校もなっているはずですよ。

○教育課長（北崎真介君） 令和元年度の実績としましては、小学校のほうは、廃棄はたまたまゼロ冊でした。中学校のほうは 250 冊。これは私が今まで見た書類からいきますと、まずその古さから、昭和 40 年代と 50 年代の本が残っていたりして、最近いくつかありまして、そういったものを古いもの、そして分類的に、ちょっと不適なものから廃棄ということに、処分というふうにしております。で、今回は小学校がゼロで、中学

校が250冊を行ったということでございます。

○3番(森山 宏君) 最初の質問で、司書はおられるのか、それと破棄、廃棄されているというふうに聞きましたけれども、その書物というのは、希望者に配布とかいう選択肢はないのでしょうか。

○教育長(中村富人君) まず、図書司書については、町の費用で雇用してあります。その方が、小学校も中学校もおられますので、図書室は非常に整理されていて、使いやすい状況でございます。

2番目の廃棄した図書類についてはどうかという問題でございますが、これも湯前小中学校、確認しておりませんが、一般的には焼却だとか、あるいは再利用だとか、そういう方向に進むことが多く、子どもたちに持って帰っていいというのは、学校ではございません。

ただ、市町村の自治体の図書館では、廃棄については、どうぞと言って、図書館まつりとか、何かの折に置いて、これは持って帰っていいですよというような、そういう処分の仕方があるのが一般的でございます。学校では、そういう仕方は、私は見たことはございませんので、おそらく古い図書については、さっき申し上げましたような廃棄のしかた、焼却とか、あるいはリサイクルとか、そういうことになると思います。以上です。

○6番(金子光喜君) 192ページの、プールについてお伺いさせていただきたいと思えます。本町はB&G海洋センターというのがありまして、非常に今回、大規模な改修を行いまして充実した内容になったと伺っております。子どもたちの夏休みの一番楽しみの場所でありますプールでありまして、監視業務委託料が出ておりますが、この金額に関しまして、まずお伺いさせていただきます。委託されている業者については、どういった業者に委託されているのか、まずお伺いいたします。

○教育課長(北崎真介君) はい。一般の警備保障会社に委託しております。

○6番(金子光喜君) 例えば、プールが大プールと、小プールがあったりして、子どもたちが多い時間帯とかは、特に、監視業務に当たっておられる監視員の方というのは増員されているのかなと推測するところですが、そのへんの監視体制については、どのようにされているのかお伺いします。

○教育課長(北崎真介君) 夏休みですとか、お盆の前後とかは、2名のところ、3名というふうな増員の仕方を行っております。

○6番(金子光喜君) 夏休みとか、お盆、非常に子どもたちが楽しむ施設ですので、かなりの人数が来られると思えますけれども、大体多いときで、どれくらい子どもさんが来られますか。

○教育課長(北崎真介君) ちょっと今、データの的に、大人、子ども分けて分からない

ところですが、合わせて 200 名程度がピークで来ておられます。

○6番（金子光喜君） 日本中、いろんなプール施設で、事故等も起きておりますし、特に子どもさんの事故となりますと、大きな悲しみに陥ると思います。そのあたり、楽しい夏休みの思い出が、悲しい事故にならないような監視体制というのをしっかり築いていくべきだと思っております。

これが委託されるところが、十分な教育を受けた、例えば、救命であるとか、また監視の体制であるとか、テクニックであるとか、そういうことを十分習得された監視員の方がおられるということで、確認してよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい。救急の救助講習を受けた方が、全て賄っていただいております。

○6番（金子光喜君） そして、本町の小学校は、以前は学校のプールを開放して、保護者がその監視をしながら、子どもたちに水泳といいますか、プールでの遊びの場を提供していたわけですが、結局保護者からは離れて、全部海洋センターで見ただくということになりましたので、親御さんも安心して、そこをお願いされていると思いますので、そのへんの警備体制が充実しているのであれば、安心も深まるのかなと思います。

で、その次にお伺いしますけども、外部の清掃等委託料というのが出ておまして、48 万円でしょうか、プールの外側の草払いとか、そういうところを清掃委託されていると思いますけども、確認させてください。

○教育課長（北崎真介君） 年に3回から4回程度、シーズンごとにシルバー人材センターのほうにお願いしております。

○6番（金子光喜君） 以前、私が見たときにプールの時期なのに、草ぼうぼうとしていた時期があったものですから、ある意味湯楽里に行くときの道でもありますので、しっかりきれいにしておられることは大事なことだと思っておりますし、草が生えていると、いろんな事件とか事故もありかねませんので、こういったかたちで、対応していただくことは大事なことかと思っております。

で、今回、約 2,600 万円を超えるような金額を使って改修をしたわけですが、確かプレオープンのイベントとかが十分出来なかったということで伺っております。予定されているとは思いますが、今後こういった対応をされる予定なのかお伺いさせていただきます。

○教育課長（北崎真介君） はい。今のところこういった状況でございますので、まだ協議中でございますし、やるかやらないかから、まだ分からない状態でございます。

確かに清掃のほうは、やはり3年程前、金子議員から質問がございまして、そのときは、早くから頼んであったのですが、なかなか時期的に、一番切って効果が上がるよう

な時期ではなかったというのがありましたけれども、今ちゃんと何とかやれるようになっていてお思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○6番（金子光喜君） 子ども達にとっては、夏休みの大事な思い出づくりの場でありまますので、今回、改修ができて、より充実した施設になったということはよかつたと思ひます。中での、いわゆる監視でありますとか、いろいろなことに関しては、これからもしっかり研鑽を積みながら充実した運営ができるようになることを願ひます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） ページ 176 ページの委託料のところ、印刷機等保守委託料ということで、約 20 万円程度上がっておりますが、これの印刷機は中学校のほうだと思ひますが、実際、印刷機使っておられるのか、コピー機じゃなくて、印刷機なのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、印刷機でございます。

○5番（味岡 恭君） この印刷機の借上料が 2,000 円ですよ、委託料が約 20 万円ですよ、この関連はどうなるのですかね、お尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） リース料のほうは、もうリース期間が過ぎておりますので、かなり安価になっております。ただ保守のほうに関しては、別に払う必要がございます、こういったかたちになっております。

ただ、これは令和元年度のことなのですが、令和 2 年度の当初予算と令和 3 年度の当初予算で、中学校はちょっと機械を整理しまして、もっとすっきりしたかたちにすることで、運用も 1 台に頼りきりということがあったので、もうちょっと合理的な使い方ができるようにというふう到现在進めているところです。

○5番（味岡 恭君） ということは、リニューアルして、新しくしたと、今年度くらいからしたということで、今もう古いやつはないと、今後その業務委託料というのは、保守委託料、金額はどうなっていくのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 一応中学校は、中学校で使える分で、トータルで安くなるふうを考えております。最終的にきれいなかたちになるのがは令和 3 年度ということで進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、款 9 教育費の質疑を終わります。次に進みます。

お諮りします。款 10 災害復旧費から款 13 予備費までを、一括して審議したいと思ひますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認め、一括審議とします。款 10 から款 13 までの説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 款 10 災害復旧費につきまして御説明いたします。予算現額 8,342 万 2,000 円に対し、3,209 万 3,150 円を支出しております。歳出に占める割合は 0.95 パーセント、執行率は 38.3 パーセントとなり、繰越明許費としまして、農林水産施設災害復旧費 4,866 万 1,000 円の工事請負費を翌年度に繰り越しています。

項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地災害復旧費につきましては、196 ページをお願いいたします。果樹園の法面が崩壊しましたので、節 13 委託料で測量設計業務委託料 12 万 1,000 円と、節 15 工事請負費に災害復旧工事としまして 263 万 3,400 円を支出しました。

目 2 農業用施設災害復旧費につきましては、支出はありませんでした。

198 ページをお願いします。目 2 農業用施設災害復旧費の費繰越明許費は、平成 30 年 6 月の梅雨前線豪雨による上溝災害復旧工事費で 395 万 8,482 円を支出しました。

目 3 林業用施設災害復旧費につきましては、令和元年 7 月の梅雨前線豪雨による、林道牧良線、林道宮の谷線の災害復旧事業になり、節 13 委託料で 2 路線分の測量設計委託料 805 万 6,800 円を支出し、節 15 工事請負費は、林道牧良線の災害復旧工事費 165 万円を支出し、林道宮の谷線は、路線内で 2 箇所災害復旧箇所があり、1 箇所が資材の入手困難、もう一つの箇所が、年度内完了が困難なため、4,866 万 1,000 円を翌年度に繰り越しました。以上です。

○建設水道課長（皆越克己君） 項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費につきましては、15 工事請負費に令和元年 7 月梅雨前線豪雨による浅巻谷川の応急・復旧工事費 168 万円を支出しました。

目 2 道路橋りょう災害復旧費については、支出ありませんでした。

201 ページになります。目 2 繰越明許については、15 工事請負費で、町道折戸線道路災害復旧工事(2 工区)1,399 万 3,633 円を支出しました。

以上で、款 10 災害復旧費の説明を終わります。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 202 ページでございますが、款 11 公債費を御説明申し上げます。支出済額が 2 億 6,620 万 4,405 円でございます。歳出全体に占める構成比は 7.9 パーセントになります。前年度と比較いたしますと 3,587 万円の増となっております。増の要因は、学校給食共同調理場の本体建設工事分の財源に充当していました過疎債借入分の元利償還が始まったことによるものでございます。

次に 244、245 ページをご覧ください。平成 30 年度末現在高、アルファベット A の合計 24 億 7,878 万 5,000 円に対しまして、令和元年度中の新規発行額、B の合計 4 億 5,507 万 3,000 円、返済した元金、C の合計額 2 億 5,321 万 4,000 円で、令和元年度末の差引

現在高は、26億8,064万4,000円となっております。

なお、近年にない4億以上の地方債をお借りした年でしたが、今後、元利償還金が3年据置9年償還というかたちでなってきますので、3年後に増えてくる、載ってくるということでございます。この償還金については、経常収支比率にも大きく影響するところがございますので、今後の財政運用のほうで、やはり注目していくところで、気を付けなければならないところと考えております。

次に、246、247ページをご覧ください。地方債現在高の状況で、区分の内、令和元年度末の差引現在高、Eの覧でございますが、6の過疎対策事業債が、11億4,052万円、構成比42.5パーセントでございます。また、10の臨時財政対策債が、11億4,170万円、構成比41.2パーセントとなっております。

201ページに戻っていただきたいと思えます。款12諸支出金、款13予備費につきましては、支出はありませんでした。以上で歳出の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款10から款13までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、質疑なしと認め、ここで休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時53分

再開 午後3時08分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これから、歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入について御説明申し上げます。15、16ページからになります。款1町税は、収入済額が2億6,248万4,017円でございます。歳入全体に占める構成比は、7.3パーセントになります。前年度と比較して193万円と微増で、ほぼ前年並みでございます。

町民税、法人税、軽自動車税については、前年度より微増ですが、たばこ税・入湯税の3つについては減収しているところでございます。法人税については企業の収益の増加が大きな要因でございます。

17、18ページをご覧ください。款2地方譲与税は、収入済額が2,931万7,002円でございます。前年度と比較して自動車重量贈与税の増、そして新たに森林環境譲与税289万6,000円が創設されたことが主な増となっております。

19、20 ページをご覧ください。款 3 利子割交付金は、県民税利子割額を原資としており、前年度と比較して 25 万 1,000 円の減の 14 万 2,000 円を収入しております。

次に、款 4 配当割交付金は、県民税の株式などの配当割額を原資としており、前年度と比較して、16 万 7,000 円の減の、59 万 4,000 円を収入しております。

次に、款 5 株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡による所得に係る県民税の所得割額を原資としており、前年度と比較して 20 万 1,000 円減の 39 万 7,000 円を収入しております。

次に、款 6 地方消費税交付金は、地方消費税を原資としており、消費動向が反映されるところでございまして、前年度と比較して、476 万円減の 6,564 万 7,000 円を収入しております。

21、22 ページをご覧ください。款 7 自動車取得税交付金は、前年度と比較しまして、294 万 6,000 円減の、331 万 2,746 円を収入しております。

次に、款 8 環境性能割交付金は、今年度に新しい款を設けまして、地方消費税交付金については、税制改正大綱により自動車所得税が環境性能割という新しい税に変わったもので、普通自動車に該当する部分になります。82 万 5,000 円を収入してございます。

款 9、地方特例交付金は、401 万 2,000 円を収入しております。個人住民税の住宅借入れ特別税額控除見込額が交付されております。また、子ども子育て支援臨時交付金 239 万 8,000 円を収入しております。

23、24 ページをご覧ください。款 10、地方交付税 は 15 億 4,315 万 8,000 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、43.1 パーセントで、前年度と比較しますと 1,248 万 2,000 円の増となっております。普通交付税は、前年度と比較しますと、2,394 万 9,000 円の増でございます。特別交付税は、1,146 万 7,000 円の減でございます。

款 11、交通安全対策特別交付金は、交付がありませんでした。

次に、款 12、分担金及び負担金は、1,907 万 9,337 円を収入しています。植木地区用水路改修事業受益者分担金、潮山農地災害復旧事業分担金を収入しております。負担金については、保育所入所児童保護者負担金、ほか老人福祉負担金、障害者福祉費負担金をそれぞれ収入しております。

なお、節 3 障害者福祉費負担金の減については、平成 30 年度の上中球磨巡回支援専門整備事業費負担金 680 万 8,000 円の減が主な要因です。

土木費負担金 434 万 3,544 円は、橋梁補修事業費負担金で、小湊橋改修工事での多良木町、水上村からの負担金でございます。

25、26 ページをご覧ください。款 13、使用料及び手数料 は、5,084 万 9,692 円を収入しています。前年度と比較して 106 万 140 円の減となっております。

項 1 使用料は、目 1 総務使用料のインターネット使用料でございまして、1,799 万 6,110

円を収入しております。インターネット加入者は、令和元年度末において 434 世帯となっております。

次に、27、28 ページをご覧ください。土木使用料の住宅使用料は、2,770 万 9,950 円を収入しております。現年度の収入未済額が 26 万 6,800 円、過年度分も合わせますと、378 万 2,410 円でございます。職員のほうも徴収には努力しております、継続してさらに徴収に努めてまいります。

項 2 手数料 299 万 1,840 円は、目 1 総務手数料の戸籍住民印鑑証明手数料等、目 4 教育手数料の美術館の美術館観覧料 58 万 4,740 円が主なものでございます。

次に、29、30 ページをご覧ください。款 14 国庫支出金は、3 億 1,756 万 4,018 円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、8.9 パーセントで、前年度と比較して、1,264 万円の増となっております。放課後児童健全育成事業補助金、病児保育事業補助金などが、児童福祉費補助金が主な増の要因でございます。

まず、項 1 国庫負担金の 2 億 188 万 548 円を見ていただきますと、主なものは、目 1 民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金、障害者自立支援給付費、児童手当国庫負担金など、それぞれ収入しております。

項 2 国庫補助金の 1 億 1,424 万 8,305 円を見ていただきますと、目 1 総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム構築等整備費補助金、そして 31、32 ページですが、地方創生推進交付金を収入しております。また、目 2 民生費国庫補助金では、放課後児童健全育成事業などを収入し、そしてプレミアム付商品券事業補助金を収入しております。

また、目 4 土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金 4,623 万 2,000 円、33、34 ページですが、繰越明許分 2,693 万 9,000 円を合わせ収入しております。その他、消防防火施設整備費補助金 689 万 8,000 円など収入しております。

項 3 委託金の 143 万 5,165 円は、総務費委託金で自衛隊募集事務委託金、目 2 民生費委託金で、国民年金事務委託金など収入しております。

35、36 ページです。款 15 県支出金は、3 億 8,465 万 6,381 円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、10.7 パーセントです。前年度と比較して 7,145 万円の増となっております。

項 1 県負担金の 1 億 1,277 万 4,639 円を見ていただきますと、主なものは、目 1 民生費県負担金では、子どものための教育・保育給付費県費負担金 3,364 万 9,438 円ほか、熊本県自立支援医療費負担金などの障害者福祉費負担金、そして、国保基盤安定制度負担金などを、それぞれ収入しております。

次に、37、38 ページでございます。項 2 県補助金の 2 億 5,801 万 9,584 円を見ていただきますと、主なものは、まんが美術館裏にヘリポートを合わせて設置した指定緊急避

難所の建設事業費に充当させていただいた、球磨川水系・減災ソフト対策補助金 1,987 万円、そして若者定住促進住宅の建設事業費に充当した水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金 1,000 万円を収入しております。

次に、目 2 民生費県補助金は、節ごとに、社会福祉費補助金、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金等を、それぞれ収入しております。

次に、39、40 ページです。目 3 衛生費県補助金は、乳幼児医療費補助金 106 万 2,000 円、合併浄化槽設置補助金 43 万 4,000 円などそれぞれ収入いたしております。

次に、41、42 ページです。目 4 農林水産業費県補助金の 1 億 2,856 万 1,482 万円を見ていただきますと、節 1 農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金 2,333 万 3,219 円ほか、環境保全型農業直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金などそれぞれ収入しております。

節 2 林業費補助金では、森林環境保全整備事業補助金 1,228 万 5,560 円ほか、間伐等森林整備促進対策事業補助金 1,592 万 5,000 円、林業成長化地域創出モデル事業補助金などを収入いたしております。

次に、43、44 ページです。目 5 商工費県補助金、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業補助金 2,979 万 7,000 円は、湯楽里大規模改修工事に充当させていただいたものです。

項 3 委託金の 1,386 万 2,158 円ですが、権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務費委託金、国勢調査委託金など統計調査費関係の県委託金を収入し、45、46 ページですが、今年度は参議院議員選挙、県知事選挙の委託金の収入が臨時的に増えております。

款 16 財産収入は、6,456 万 305 円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、1.8 パーセントです。前年度と比較しまして、2,327 万円の増となっております。主なものは、目 2 利子及び配当金の各種基金利子を収入してございまして、47、48 ページですが、そして上球磨森林組合出資配当金 152 万 3,910 円、球磨プレカット出資配当金 158 万円を頂いております。

項 2 財産売払収入、目 3 生産物売払収入ですが木竹売払収入 3,976 万 3,309 円を収入いたしております。

次に、款 17 寄附金でございまして、2,330 万円を収入しております。前年度と比較しまして、812 万円の減となっております。主な減の要因は、ふるさと寄附金の減となっております。

次に、49、50 ページです。款 18 繰入金は、8,101 万 7,043 円を収入しております。歳入全体に占める構成比は 2.3 パーセントです。前年度と比較しまして、406 万円の増となっております。主な増の要因は、財政調整基金繰入金の増となっております。

目 7 ふるさと応援基金繰入金の 2,993 万 1,000 円につきましては、歳出で説明しまし

たが、若者住宅建設工事、住宅リフォーム・空き家リフォーム補助金への財源充当を行って活用させていただいたものでございます。

次に、51、52 ページです。款 19 繰越金は、繰越明許費分を合わせて前年度繰越金は、2 億 848 万 9,161 円でございます。歳入全体に占める構成比は、5.8 パーセントです。

次に、款 20 諸収入は、6,056 万 3,627 円を収入しております。歳入全体に占める構成比は、1.7 パーセントです。前年度と比較しまして、1,196 万円の増となっております。J R九州商事の森造成事業助成金、また、B & G財団修繕助成金による増が主な要因でございます。

53、54 ページです。目 4 雑入は、3,710 万 2,443 円です。

次に、55、56 ページです。節 1 過年度収入は、平成 30 年度の保育所運営費県費負担金精算による追加交付金 6 万 120 円など、以下、実績に基づく交付金及び負担金をそれぞれ収入しております。また、節 2 予防接種等徴収金は、基本健診など各種健康診断の実施に伴う受診者の負担金を収入しております。

節 3 雑入の 3,552 万 9,216 円については、市町村振興交付金 261 万 2,067 円ほか、J R九州商事の森造成事業助成金、B & G財団修繕助成金、くれないの森造成事業助成金、J Tの森造成事業助成金、御船町への中長期派遣に伴う派遣先負担金などがございます。

次に、57、58 ページです。款 20 町債は、4 億 5,507 万 3,000 円を借入れました。前年度と比較して 2 億 9,959 万円の増となっております。歳入全体に占める構成比は、12.7 パーセントです。主なものは、目 1 総務債のほうで、臨時財政対策債、緊急防災減災事業債。

次に、59、60 ページです。目 4 土木債では、道路整備債。目 6 災害復旧債では、公共土木施設災害復旧債。目 7 は、観光債として、拠点施設整備債、これが 3 億 1,450 万円の湯楽里大規模改修によるものでございます。目 9 教育債につきましては、文化財施設整備債、教育施設整備債、それぞれ借入を行っております。

次に、61、62 ページです。以上、歳入の総合計が 35 億 7,504 万 1,329 円となっております。

続きまして、203 ページをご覧くださいと思います。実質収支に関する調書を記載しております。歳入総額から歳出総額を差引きまして、差引額が 2 億 106 万 3,429 円となっております。このうち翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が 4,256 万 3,000 円となっております。これにより、実質収支額が 1 億 5,850 万 429 円となりました。

それから次のページからですが、財産に関する調書としまして、公有財産の状況を載せております。

206 ページからですが、町有林の山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出損金内訳などをつけています。

208 ページに物品の自動車の状況を載せています。また、209 ページに基金の状況を載せているところでございます。

210 ページ以降については、付属書類としまして、主な主要施策の成果を添付しています。内容については、省略をさせていただきたいと思えます。

240 ページ以降は、参考資料として収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況等の資料を添付しているところでございます。ご参考にしていただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。

議案調査のため、明日9月17日を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって明日9月17日を休会とすることに決定しました。

ここで、お諮りします。

ただいま、認定第1号、令和元年度湯前町一般会計決算の認定の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月18日午前10時に開きます。

議事は、一般会計決算認定、特別会計決算認定等を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時27分

第 5 号

9 月 1 8 日 (金)

令和2年第6回湯前町議会定例会

[第5号]

令和2年9月18日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	認定第1号	令和元年度湯前町一般会計決算の認定について
日程第2	認定第2号	令和元年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	認定第3号	令和元年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第4	認定第4号	令和元年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について
日程第5	認定第5号	令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第6	認定第6号	令和元年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第7	報告第5号	令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第8	議案第54号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第6号)について
日程第9	発議第1号	湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第10	発議第2号	「電源立地地域対策交付金(水力交付金)の拡大・恒久化に関する意見書」の提出を求める決議について
日程第11	発議第3号	「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」の提出を求める決議について
日程第12	同意第11号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第13		委員会報告(総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会)
日程第14		議員派遣について
日程第15		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人				
総	務	課	長	高	橋	誠	税	務	町	民	課	長	中	村	富	人
教	育	課	長	北	崎	真	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介
建	設	水	道	課	長	皆	企	画	観	光	課	長	本	山	り	か
農	林	振	興	課	長	稻	森	一	彦							

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第6回湯前町議会定例会、第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和元年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、認定第1号「令和元年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月16日の議事を続けます。

ただいま、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明が終了したところであります。

これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 決算書の26ページ、インターネット使用料1,799万円について、お尋ねします。まず総務課長にお尋ねですが、現在のインターネット使用料3,500円、この根拠となるのは、契約者数が400で、インターネットにかかる経費が、約1,700万円、この算定でよろしかったでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） インターネット使用料の算出方法については、2月21日の議会全員協議会のほうで説明しましたが、議員おっしゃられるように、今現在のインターネット使用料に係る町の経費に、現在の加入者数、400を想定したところで算出したものでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 令和2年の3月末で、434世帯、そして直近で、最新の情報では、474世帯と伺っております。これを踏まえまして、令和2年度、更なる料金改定の考えについて、総務課長のお考えを伺いたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） これまでの算出方法でいきますと、そのような考えになってくるかと思いますが、今の設備のほう、インターネット設備のほうは、平成21年、平成22年に整備したものでございます。その当時の設計においては、ニーズ調査を行って、現在、その当時はですね、300世帯を想定したところで設計をして、今の設備になっております。今現在、回線速度が遅いよというふうな、お話も聞きますし、今回の災害で、寸断したことによる被害もあったところでございます。で、今474世帯ですが、これが500世帯まで伸びてきますと、もうこの設備自体が一杯一杯の設備、もう設備能力を超えたところで運用しておりますので、速度が遅いようでございます。本町の速度が100メガです。ほかの町村は1ギガの世界でインターネットの通信がされているようでございますので、この速度能力を考えますと、設備能力もあるのですが、その情報化計画の中でしていきたいと思っておりますけれども、400世帯を超えたことで、料金をどうするかについ

ては、今後考えていかなければいけない、設備の能力、速度、そういったものを加味すると、どうなるかというのでも検討したいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） その情報化計画が、検討を進めないと、次の料金改定というのは考えられないというご答弁のようですが、やはりインターネット契約者数 400 を、もう既に超え続けているわけですから、このインターネット接続サービスの使用料に関する条例に基づき、インターネット使用料に係る費用について、しっかりとこの使用料というのを使っていかななくてはならないのかなと思っております。そうしたときに、本町では、平成 30 年度に 3,700 円、令和元年度に 3,500 円ということで、料金値下げを行っております。それは、総務課長の答弁で、公平性が必要だからというところでした。今回、設備の更新が必要だからと言われますが、じゃあその設備の更新に、いくらかかるのかとか、その計画性が、まだ出されておられません。

そこで長谷町長、今までの質疑を踏まえまして、このインターネット料金に、今後使用料の利益が出ている部分、それを充てていくのか、それとも設備の更新のほうに、まず充てたいのか、町長の考えをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 現況、平成 21 年でございましたか、平成 22 年、整備して、当時確か 4 億 6,000 万円くらい掛けたのではないかなと思っております。それで、年々インターネットの加入世帯も多くなりまして、料金等も、今 3,500 円でございますか、まで落としてきたということでございます。で、先ほど総務課長が答弁したのですが、問題はランニングコスト、ここであとどうなるのかというのが問題になってくるのですが、先ほど答弁しましたように、老朽化が進み始めているという現状もございます。本年度、情報化計画がございますので、そこらの策定と同時の中に、そこらへんも盛り込みながらですね、今後の料金体系については考えていきたいと、私としては、現状は、考えているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 平成 30 年度、2 年前に、こういう設備の更新等もあるので、基金等を使って、利益の出た部分は、入れていきませんかということを質問していました。ただ、料金値下げのほうに町は動きました。今回は、その利益の出た部分は、基金等積上げられていません。じゃあ果たして、町民の皆様は、設備の更新というのは、まだ全然知らないわけですから、その設備の更新に充てていくという根拠を、しっかりと早めに出していく必要があると思います。総務課長、情報管理計画、いつまでにその方針を出していただけますか。

○総務課長（高橋 誠君） 情報化計画については、今現在進めておりますが、7 月豪雨災害、またコロナ関係で、その計画策定自体が遅れております。なるだけ急ぎたいとは思いますが、当初の計画では、本年の 12 月というところで、計画をしておりますが、遅れてはおります。これまでにできるかというのが、ちょっと心配しているところでござ

いますけれども、今現在、その当時、本町のインターネットにかかる経費から、収入部分を引いた差額ですね、その分を将来の機械更新に充てないかというところで、ご質問もあったところでございます。その基金に積むということもあるのですが、この本町の情報通信自体は、インターネット世帯のみに使用するものではなくて、一般の世帯もあります。それを更新するための応分を、インターネット加入者の方の使用量だけで充てるのもちょっと不公平になるのかなという感覚がございましたので、だから料金のほうに行ったという考えでございます。

で、やはりこの情報通信、防災、行政、地デジ、難視聴そういったものを含めたところで整備しておりますので、インターネット世帯のみに、その更新の負担応分を求めるのは、ちょっと厳しいのかなという判断でございました。

○2番（椎葉弘樹君） 設備更新も当然必要になってきます。ただインターネットで出た利益というのは、使用料の利益分というのは、インターネットの加入者にかかる設備の料金というのに充てていかなくはなりません。

町長それを踏まえまして、これまでもう既に、利益超過分が出ておりますので、その部分、今後情報活用計画を早めに策定していただき、そして来年度に向けて、料金の見直しをしていくのか、それとも設備のほうに充てていくのか、この大きな方針を、12月を目途に考えていただく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員12月までというようにお話でしたのですが、策定計画の中を急がせるつもりではいるのですが、先ほど諸事情等がございまして、ちょっと難しいところがございますので、年度内に策定ができるようなところで、委託をさせているところがございますので、そこらへんと、総務課のほうで、協議をさせながら、その方向性につきましては、議会の皆様方にお知らせしながら、その対応を今後行っていきたいと、かように思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（高橋一雄君） 議会においてもタブレット導入について、調査研究をいたしました。執行部のほうでは、紙代等のコスト削減や、職員の手間の省力化に大きく寄与したと総括されていますが、町民の中からは、私の耳には、高い道具を買って出費が増えているのではないかという意見もいただいたのですけれども、省力化等の経済効果について、暫定的な数字でいいですから、どのような結果が出ているのか報告をお願いします。

○議長（倉本 豊君） 高橋議員、今歳入のほうで、まだ総括に入っておりませんので、総括のときに、お願いします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 46 ページの人材育成基金、ふるさと創生基金、これが変動して

いないことについてお尋ねします。これは、平成 26 年から 2 つの基金を活用してはいか
がかということ提議をしてきました。ただ、いまだにこの 2 つの基金というのは、変
動がございません。昨年の 9 月に町長からの答弁で、前向きに使わせていただきたいと
いうことで伺っております。

では、この基金を活用する考えはあるのでしょうかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 当然、基金でございまして、目的がある事業等が発生した場合、
ソフト、ハード事業関係もございまして、その中で、需要と供給が当然足りない場
合については、この基金を使わせていただくという方向で考えているところでございま
す。

○2 番（椎葉弘樹君） そうしましたときに、人材育成基金、現在、6,150 万円あるの
ですが、これについては、いまだに果実運用型で運用されております。これについても果
実運用型を見直す必要があるのではということ、早くから提議をしておりました。こ
の人材育成基金を果実運用型に変更する考えはないでしょうか。果実運用型ではなく、
すぐ利用できる方に変えていく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 当時、その人材育成基金の目的があつて、この条例がなされた
ものというふうに、私としては思っておりますので、先ほど申しましたように、人材活
用のすべき事業等がありまして、財源不足が生じた場合については、これを大いに活用
させていただくという方向でいきたいというふうに思っているところでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） これが果実運用型ですと、すぐ活用したいときに使えません。
条例等、改正しなくてはなりませんので、これについて、もし使う目的、考えがあるの
であれば、これはもう早めに果実運用型から切り替えていく必要があるのかと思うので
すが、それについては、どうでしょうか。

○町長（長谷和人君） この基金があるから大いに使ってくれということでおっしゃっ
ている部分があるのかもしれませんが、先ほどから私答弁しておりますように、そのニ
ーズ等があった場合については、活用させていただきますけれども、これまで先輩諸氏等
が大事に使われてきて、積立いただいた基金でございまして、利用する場合につい
ては、慎重にそこを考える、非常に本町、他の町村から比べまして、財政難でございま
すので、その扱いにつきましても議会の皆様方とご相談しながら、その運用型に持つ
ていくなら持つていく、ちゃんとそこらのところも、順序立ててさせていただきまし
て使わせていただければと、かように思っているところでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） 本町が財政難だから、提議しているわけです。例えば、平成 30
年で経常収支比率 99.9 パーセント、令和元年で 97.4 パーセント、もう本当に投資をし
ていく余力がないという状態です。こういう状態だから、人材育成にもこういうところ
を積極的に活用していきませんかということ提議を、前からやっていたわけです。た

だここは、慎重に検討させていただきたいということですが、これはもう平成26年当時からずっとわからない答弁になっているわけです。本町が、経常収支比率、余裕があれば、こういう提案はしません。ただ、もう今は、財政難なのです。

ですから、そこは改めて町長の考えを伺いたいのですが、このせつかくある基金、先輩達が貯めてきた貴重な基金、今だからこそ使えるのではないのでしょうか、すぐ使えるような仕組みに変えていく必要はないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） この人材育成は先ほど言いましたように、目的がございますので、その中で、これまでの経緯があったということで、平成26年当時は、申し訳ありません、私、責任者の一人でもあったのかもしれませんが、これまで、こういうかたちで動いてきたというところがございますので、この人材育成基金を潰して、例えば財調に持っていくとかいう、条例を変えればそれでいいのかもしれませんが、私としては、そこらへんは慎重に使わせていただきたいというふうに私は思っているので、決して使わないとか、そういうことではございません、で、今現状もやり繰りをさせていただきながら、厳しい状況でございますけども、なんとかその中で、やり繰りをさせていただきながら、財調の部分も現在、潰させていただいたておるのですけども、非常に厳しい状況にあるわけがございますので、そこは慎重に、皆様方から、先ほどから答弁しておりますように、ご協議をさせていただきまして、その使い道等については、慎重に判断させていただければというふうに思っているところでございます。ちょっと椎葉議員のお話とちょっとそぐわない点があるかと思えますけれども、私の考えは以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 38 ページのですね、水力発電所リニューアルに係る地元復興支援事業交付金ですけども、非常に使い勝手の良い、ありがたいお金だと感じているところですが、今年使われたかについては、私記憶しておりませんが、非常に、水力発電所をリニューアルして、それを地元に戻元しようという、県ないしはまた九州電力ですかね、のほうのご意向かと思えますけれども、そこでの1,000万円ですので、しっかり町民にも分かるように、そして有意義に使う必要があると思うのですが、実際、今のところ、この交付金に関してどういうふうな使い方にしようというお考えはあるのでしょうか。お伺いします。

○総務課長（高橋 誠君） 水力発電所のリニューアル交付金、これについては、県の企業局からの交付金でございます、3年間、令和元年度、2年度、3年度ということで、頂ける貴重な交付金でございます。昨年度は、若者住宅、定住住宅のほうの建設に使わせていただきました。で、本年度については、交流センターゆーとぴあの空調設備の更新に使わせていただきました。今現在の予算だてする中で、基本計画、ローリング

の計画に沿ったところで、この交付金が充当できるものを選んでやっているというふうなところでございます。計画については、町民のほうにお示しする必要があるかと思っております。計画的なところでしたいと思っております。ただこれが3年間のみと限定されておりますので、将来、未来永劫でつくような交付金であれば、5年計画、10年計画というところで、きちんとした使用計画が作れるとは思っているのですが、今のところ3年間と限定されているところですので、有効に、またこの交付金の使途、制限、制限といいますか、そういったものがありますので、その基準に則ったところで、使用させていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 50ページの財政調整基金、ふるさと応援基金の取崩しについて、お尋ねします。令和元年度は、積立よりも取崩のほうが多い年になりました。

まず総務課長にお尋ねします。この基金の積立は計画的に行われているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） ふるさと納税の状況でございますが、年々下がってきております。そのふるさと納税で、返礼品、事務費等の必要経費を控除したところで、その残りを今基金に積んでいるということで、計画的な、今年は1,000万円ですよとか、今年は2,000万円ですよという計画を立てられるものではない、残った寄附金を、基金に積んで、その基金を基に、現在は、移住定住の空き家リフォーム、住宅リフォーム、そういったものに使ってみたり、若者定住の住宅の建設のほうに充当していただいたり、また、いきいき健康教室の血圧計ですか、そういったものに活用させていただいているというふうなところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 総務課長は、今の答弁で計画を立てられるものではないとおっしゃいましたが、本町は、これから、公共施設等の整備計画に基づいて、多額の出資が必要となります。数十億円規模といわれています。しかも令和2年度の当初予算を見ましても、全部、存目計上というふうになっています。明らかに計画的な基金運用というのは、今のところないという状況です。基金については、使うところは使う、貯めるところは貯めるというメリハリをつけてやっていかななくてはならないと思っております。これは、監査委員の意見においても、同じようなことが言われているところです。

そこで町長にお尋ねします。この基金の運用、これについては、やはり厳しい時代かもしれませんが、少しでも計画的にやっていく必要があるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） はい、椎葉議員御指摘のとおりでございます。やっぱり計画的に使うべきだというふうに思っております。で、ほとんどが、この基金を使わせていただきますのが、投資的な事業のほうに、財源を充てさせていただいているという、現状でございますので、今後、今年、本年度、総合計画等も、策定の年でございますので、そこらのバランスを見ながら、この基金の在り方というのも、よくよく考えていかなければ

ればならないのかなというふうに思っております。

ただ、この話になるとちょっと長くなるわけでございますけれども、言い訳にしたいわけではないわけですが、本年度、令和2年度、7月豪雨災害におきまして、本町におきまして、一般当初予算の30億円に匹敵するような、大きな災害復旧の事業になってくるということで、到底1年では、終わることはできないということでございますので、なかなかこの総合計画の中に、今から策定する段階でのお話をするのも、ちょっとおかしいかもしれませんが、ここ4、5年は、こちらに投資的な事業を、やっぱり重きを置くべきではないのかなというふうにも思っておりますし、担当課の方にも、そういうふうに私から指示をさせていただいているところでございますので、大変厳しいやり繰りの中、また更に厳しくなるのではなかろうかと、かように私としても、今思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、以上で、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。

これから、本案について、総括及び補足質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 先ほどは、失礼いたしました。議会においてもタブレット導入による研修を先進自治体等で行いました。執行部のほうでは、コスト削減につながったという暫定的な数値がございましたら、町民のほうに説明をお願いしたいと思います。236ページです。

○総務課長（高橋 誠君） 会議のタブレットについては、昨年12月に導入して、本格運用が1月からだったと記憶しております。3か月分の紙代等々の比較はちょっとできていなかったのですが、議会の皆様から、ご提案いただいた、このタブレットの効果としては、今現在、把握しているところでは、数字的なものでは紙代は1年ちょっと経って算出しようかなと考えておまして、数字的に、お示しすることは、今持ち合わせておりませんが、決算書もですが、予算書、莫大な資料を作成する職員の労力からいきますと、かなり省力化できたものと思っております。今後、このタブレットについては、議会用でもさることながら、あらゆる計画書の掲載、今回の災害関係の説明用にも使いたかったのですが、回線の速度がちょっとだめだったということで、活用できないところで、紙代がちょっと要ったところもありまして、そういった、トータル的に、1年間見させていただいて、数字的なものは、ご答弁させていただきたいなと思っております。

○7番（高橋一雄君） 町民の方からは、このタブレットという高価な機材を、何台も購入してという、初期費用の心配とか、ランニングコストの心配とかされているという

声を聞きましたので、1年くらい通してみてもコスト削減等の効果を町民に今後説明して、御納得いただけるような取組をしていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） はいページは、157ページでございます。住宅費の工事請負費でございますが、平成30年度に続きまして、令和元年度におきまして、単身者向け住宅3戸の建設がなされております。湯前町につきましては、民間の賃貸住宅が非常に不足しているということでございます。その中で、湯前町には、住宅環境の整備が必要であるというふうに私も思っておりますが、今後の住宅整備につきまして、担当課長のほうに伺いたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 住宅整備につきましては、昨年度まで、中里地区に、おっしゃられるとおり、若者向け住宅というところで、2棟6戸の建設を終わりました、入居を勧めさせていただいているところです。

で、今後の住宅政策等についてということ言えば、具体的には、内容につきまして、基本的な方向等は、打ち合わせ等を進めながら、JR跡地での活用でありますとか、古くなっております上牧原住宅で、随時、転出、出られた後に解体等、取り壊しをしております、現在、入居をされている方もいらっしゃいますけれども、そういった方々への対応とかも含めながら、新たな住宅のほうの建設ということでの検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、住宅建設のみではなくて、分譲というかたちでの検討ということでも町長のほうからおっしゃられておりますので、それについての場所でありますとか、選定についても併せて進めるというふうなことで検討を進めていくようなことで、基本的には平成29年度からですか、議会の皆様にも、委員会、全協の中で、その当時の案として、たたき台としてお示ししておりますような、ゾーニングといいますか、そういったかたちの部分的な、そのときの構想といいますか、そういったものをたたき台にしながらですね、先ほど申しましたような具体的なことを、また進めて、取り組んでいくというふうなことで、検討を進めてまいりたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） はい。一応、現状、建っている跡地を再利用とか、さっき言われましたけれども、もう一つ問題となってくるのは、どうしても高齢者の方が今住宅に住んでおられるという方が、非常に増えてきているのではなかろうかと思うわけです。また、低所得者の方も、非常に多いわけでございます。そういったかたちの中での、この住宅の捉え方は、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 特に、今町営住宅が古い住宅が多くなってきておりますけれども、その中で今後、長寿命化を図りながら生かしていく住宅、それから古いものについては、転出された後に、取り壊し、跡地を活用するような方向の住宅というよ

うなことで考えておりますけれども、一応、公営住宅の目的とする低所得者層の方々の住居保障というようなこともありますので、そこいらのことも担保するために住宅も必要になってまいりますので、そういったところで、具体的な戸数等も含めて、今後そういった計画に取り組めていけたらということで考えております。

○1番（遠坂道太君） はい。課長のほうから答弁いただきましたけれども、続きまして町長にお伺いしたいと思いますけれども、町長としての、今後の住宅整備、町長としてのお考え、また宅地開発に対するお考え、それとまた老人の方々に対する住宅の考えにつきまして、答弁をお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 住宅施策関係、今後の住宅の建設関係につきましては、先ほど、一部建設課長が答弁したところでございますが、私のほうから担当課のほうに向かいまして、今後の住宅施策の在り方についての計画書を作れということで、実は指示をしているところでございます。で、その中で、新たに今後、新規の住宅を建設する、または、長寿命化を図る、または、建て替えをする、そして分譲住宅というところでございますけれども、現在、住んでいらっしゃるしまして、老朽化しておりました住宅等につきましては、新しい住宅のほうに組み替えていただくというところがベストかなというふうに思っているのですが、国の、実は、家賃収入補助等があるそうでございますので、そこらへんも勉強しろというふうにも実は、言っておるところでございます。それから分譲住宅等につきましても、町有住宅の、元の遊休地がございますので、これが活用できないのかと、そういうのも指示をしておるところでございますので、その中で、一定の方向性で、策定の段階で私も入りまして、この計画書に基づいて、今後住宅施策をやっていければというふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 一応、町長の考えとしては、今から計画書の作成等を行っていくということがひとつありますし、また分譲住宅のほうも捉えながらやるということでございますが、一つまた長寿命化の中で公営住宅あたりが古ければ、そこにやはりお年寄りの方がお住まいになっておるということでございます。今後建て替えをして、別のところに住むというのであれば、町の中心のところあたりに、やはりそういうような人を寄せるといふ方向での考え方はあるのでしょうか、伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 一昨年くらいからだったと思うのですが、その地区にございます公営住宅等の入居者の皆様方との話し合いをさせておるところでございます。これは、私が、前の町長時代からですが、お話を聞いているのですが、なかなかやはりそこに長くお住まいになっているという状況でございますので、やはりその近隣の住宅地あたりを望まれる傾向があるし、それから私はこの老朽化住宅でも、最後まで終の棲家として住みたいという方もいらっしゃるそうでございます。

そこらへん、先ほど建て替え、組み替えというふうな言葉を使ったのですが、ここ

らへんも非常に難しい部分がございます。といいますのが、今住んでいらっしゃる方が、低家賃であると、非常に安い住宅使用料で住んでいらっしゃるという、課題点もあるようでございますので、先ほど言いましたように、国の事業等も、住み替えによって、国が補てんしてくれるような制度もあるそうでございますので、そこらへんも勉強しつつですね、今後の住宅施策としての取り扱いを行っていけばというふうに思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今町長の答弁で、やはりこう、今後の考え方につきまして、今後の方向付けをしていただければというふうに考えておるところでございますので、住宅計画等を早めに作り上げていただきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 229ページの奨学金についてお尋ねします。基金が7,000万円で、現金残高2,500万円、令和元年度の奨学金件数3件で、入学準備金2件ということで、非常に利用がされている、ニーズのあるものだと理解しております。最近では、民間のほうで独立行政法人の日本学生支援機構という奨学金の制度が充実をしております。そこでまず教育課のほうに、お尋ねしますが、町の奨学金制度というのは、この民間の奨学金と比べて、どのあたりが優遇されているとお考えでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 本町の奨学金の場合は、高校生も対象にしておりまして、上限額が高いというところがございます。それに猶予期間とかも設けておりまして非常にクレームの少ない奨学金だと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 恐らくそれ以外にも、受給資格が受けやすいとかですね、要は所得制限がありませんから、それとか町長がよく言われる子育て支援策としても、すごく優遇措置として最適なのかなというふうにも考えているところです。ただ本町においては、その湯前町奨学金、入学準備金の基金条例というのが、平成21年度に設置されています。その中で、地元で定住された方、この奨学金の免除をする自治体がちらほらと出てきております。本日、傍聴に来ていただいている錦町さんのほうでも、地元定住をされた場合、2分の1の免除があるようです。昨年9月の町長の答弁によりますと、後継者として残っていただく、Uターンしていただく、この場合については、奨学金の免除をしたらどうだろうかとも考えているということで、担当課にも、調査の話をしているという答弁でした。その後担当課のほうで、調査をされての見解をお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） まずその奨学金の免除ですとか、いろんな猶予、それから奨学金の返済の補助とか、いろんなやり方があると思えます。一応、パターンの、我々も考えまして、3つほど考えております。その中で、何を目的とするかというところで、こういった部署が適切かと、そういったところも考えながらやっております。よその団体でもいろんな考え方でやっております、実際、それをどうやって、例えば、基

金をそのまま減らしていくのか、それをどうやって補てんするか、実際、払っている人に補助するかというの、もうちょっと深く考えていくべきではないかと思っております。町長からも、もうちょっと長いスパンで考えてという指示を受けておりますので、今すぐ結論を出すわけではございませんが、今年度中あたりまでには、もうちょっと深く考えて町長に報告したいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この答弁があったのが、昨年の9月の段階でした。9月の段階では、町長からその話が調査の話が行っていたと思います。もう1年経って、まだこれから深く検討されていくということなのでしょうか、これを踏まえまして、町長、町長として非常にいいご提案をされたのかなと思っております。本町は移住定住や子育て支援にも積極的に今取り組まれていると認識しております。それを踏まえて、この奨学金の方向性、移住定住された方の免除の制度について、どのようなお考えなのかについて、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） この奨学金につきましても、フルに活用させていただきたいと、私が思っているのは、本町は、農林業が主体の町村でございますので、そういうことで、例えば、私が考えていたのは、ちょっと先ほどの答弁と違いますかもしれませんが、例えば、農業大学とか、そちらに行かれた場合につきまして、本町に残っていただいたという場合には、私は、全額免除でもいいのかなと、というふうな思いがあったところでございます。それから例えば、商工業関係についても同様に、そういう大学を出られてですね、そして地元に戻っていただきまして、そして大学で学んだ先進的な、いわゆる事業、それから、今の技術、それらを取得されて、そしてそれを地元に戻っていただいて普及していただく、ただ単に、自分ところの自営だけで、それを使うのではなく、ちゃんとそれも指導して、普及していただく、そういう意味合いで私としては実現を考えとったわけでございます。ですので、1年経ったから、まだ答えが出ていないと言われればそうかもしれませんが、この点につきましても十分検討しながら、私としては大事にしたい部門でございますので、そこの対応を今後やっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 質問させていただきます。ページ数が63ページから193ページの、各施設の需用費の中に、光熱水費とかあります。その中で、これは恐らく電気のほうだろうと思うのですが、不用額がトータルしますと370万円程度出ています。その中で、何でこう出たのかということ、まず第1に質問をしたいと思えます。

○総務課長（高橋 誠君） 令和元年度だけではなく、過去3年ほど、この電気料の削減についての取組を行ってございます。本庁舎含む、教育施設、学校であったり、改善センター、まんが美術館であったり、そういったところの大型の公共施設についての電

気料、電気会社、電力の自由化に伴う、会社を選べるというところがございますので、そのへんの比較を行いながら、電力会社の選定を行い、そして削減できるところで確認をした上で、電力会社を選んできたところがございます。今回 300 万円ほど不用額が出てきておりますけれども、その結果が、その削減効果であったというところで捉えていただいても構わないと思います。以上です。

○5番（味岡 恭君） 昨年度質問したときに、中学校、小学校等は、もう済ませたということでありました。で、庁舎はまだ済んでいないということで聞いておりました。庁舎のほうは、もうお済みなのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 庁舎のほうも、令和元年度で調査、比較、検討させていただきまして、電力会社のほうを、A社からA社のほうに変わったわけですけども、そのA社の見積りのほうで、削減効果、平成30年度から15パーセントほど削減できるというふうな回答での契約でさせていただいたということで、今後も、そういった庁舎関係も含めまして、電力会社等々の比較をしながら進めたいと考えております。

○5番（味岡 恭君） ほかに施設がまだ随分あると思いますが、その施設の中で、まだ済んでないというようなところはないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 例えば、畜産センター、そういった小規模の施設については、電気料の下げ幅もできない、そういったこともございますので、大型の公共施設といわれるところは、全て行ったところがございます。

○5番（味岡 恭君） 関連するかもしれませんが、室内の電球というのでしょうか、LEDの交換等は、全部お済みなのでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 先の6月の議会のときに、森山議員からの一般質問で、ご答弁させていただいたように、庁舎内のLED化は、まだまだ進んでいないというのが現状でございます。で、ほかの公共施設、小学校、中学校も含めまして、LED化はまだまだ進んでいないところがございます。ただ防犯灯、街路灯につきましては、順次行っているところがございます。これについても電気料については下がっている状況でございますので、これについては、やはり計画的に、また予算の範囲内で、できるものからやっていきたいというところで考えております。

○5番（味岡 恭君） LEDの長所、長期間使用ができるとか、電力の消化とか、いろんな面があるかと思えます。そのへんを含めてですね、今後どのように考えていかれるのか、早急に進めていただきたいと思うのですが、そのへんは、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 蛍光管等々については、もう生産が、今後生産をしない、在庫があるだけというふうな流れになってきますので、それを見越した上で、先の議会でも答弁したように、財源を見つけて、そしてできるものからやっていきたい、そのた

めの計画づくりをしなきゃいけないのですけども、その前にやはりコンサル関係に、ちょっと見ていただいて、どのような削減効果が、LEDに変えた場合にできるのかというのを試算しながら、それにあたる充当できる財源ですね、そういったものを見ながら、やはり一箇所、一箇所、一施設、一施設の計画的な交換をしていかなければいけないのかなというふうに感じておりますけれども、まだまだその実際の計画に至るまではまだいっていないということで、今後担当課も含めて、進めていかなければいけない一大事業になってくるかと思っております。

○9番(山下 力君) 228 ページ、教育長と教育課長にお尋ねをいたします。GIGAスクール構想とは、が1点。それから、教育長が、もしそのGIGAスクール構想に取り組む姿勢があれば、姿勢をお聞かせください。

○教育長(中村富人君) GIGAスクール構想につきましては、GIGAというのは、ちょっと今、宙には覚えておりませんが、英語で表す言葉の頭文字を取った言葉でございまして、文科省が3年程前に構想を立てまして、各自治体のほう、教育委員会のほうへ、ICT関係を中心とした整備ということでしております。大きな中身というのは、新たな世代というのでしょうか、いわゆる新技術が発展した、そういう世の中への対応ということでの提案であるように思います。

で、このことについては、文科省から提案があった時点から、これほどでもそれに取り組まなければならない、そういう事業であるというふうに思っておりました。私、個人的には、私も学校にいたのですが理科の教員でございましたが、安易に取り組むというのでしょうか、自分とすれば、例えば、観察とか実験とか、五感を使ってする、そういうのを大事にしたいという、なんか自分のポリシーがございまして、そういうことからして、少し躊躇する部分がありました。

ただ現在は、流れを見ながら、世の中とといいますか、今年度はコロナウイルス対策等の対応等も含めまして、早急にしていかなければならない、また文科省のほうも、一人一台というところでの、そういう提案も、財源等についても確保というところで話が来ておりますので、そういう方向で進めていきたいと考えております。

○9番(山下 力君) 教育長は進めていきたいということでございますので、教育課長には、いわゆる整備状況、それと、その整備に入りましたら、いつ頃整備が完了するのかお聞かせいただきたいと思っております。

○教育課長(北崎真介君) このGIGAスクール構想が、児童生徒一人一台ずつということで、もうひとつの要件が、高速大容量のネットワーク構築というのが、2つが前提となっております。実際、令和元年度の3月に補正をお願いしまして、その前提となるWi-Fiの構築と校舎内の構築、それと保管庫、充電ができる保管庫、これがもう前提条件でしたので、それをお願いしたところでございます。それはもう実際間に合わ

ないということで、実際、話があったのが12月の末でして、もうご存知のとおりだと思いますが、繰越しをさせていただいております。

それから6月の補正で、まず小学校5・6年生に対してのタブレットをとということで考えておりました、実際、そのように補正も組んでおったわけなのですが、コロナの関係で、実際、元々が、実際GIGAスクール構想というのが5年間の国が打ち出した計画だったのですが、我々は3年間で、段階ずつ2学年ずつ落として、児童生徒の増減を見ながら、調整しながら導入していこうと、そうやって、やっていかないと、一括で入れると、また5、6年後が困るということで、そういった計画でおったわけなのですが、4月の時点で、コロナの状況が出まして、早急に進めるという文科省のお話もありましたので、そこで交付金のほうで、できたら2次補正で、全生徒にいきわたるようにしたいと思っております。

現在、繰越し事業に今着手中でございます、今度の10月までに、またお願いするかと思っておりますけれども、全体の調整をお願いして、補正のほうをお願いしたいと思っております。

物の入り方としましては、実際、日本全国全て、どの市町村も取り組んでおりました、物が入るかどうかというのが、まだ確定的ではございません。もしかしたら繰り越すかもしれませんけれども、こういう遠隔授業の話が出てきておりました、ルーターの補正もお願いしたところでございます。そういったところで、できれば年度内にとは思っておりますけれども、繰越しにもなるかもしれないというところで、ご了解をお願いしたいと思っております。

○9番（山下 力君） いろいろ説明されて、年度内にできれば整備したいということでございますが、その整備が完了した場合、来年度から、その構想に入っていくわけですが、ひとつの課題として、いわゆる学校の先生が、このICTに、全ての先生が万能ではないと、堪能ではないと思っております。そのときに、ICTの支援員が必要になってくるのではないかと思います。そのICTの支援員については、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） はい。現在は小学校、中学校併せて一人の方に、月に2回程度ICT関連の支援で入っていただいております。パソコン教室とか、いろんなトレーナーですとか、そういった人材を抱えた会社をお願いしております。しかしちょっと、いろんな町村を見ますと、数町村なのですが、まだ少ない数なのですが、県下でも常駐支援員さんを常駐している市町村もございます。

で、そういったところもございまして、遠隔授業のことも考えなければなりませんので、そういった準備的なところも考えておりました、まず最低でも支援員さんの来る回数を増やす、もしくは、常駐というところで、新年度予算で、どうだろうかというところ

ろで、今検討をしておる段階でございます。

○9番（山下 力君） 支援員の必要性は理解されておりますし、今業務委託をされていると、その回数を増やすか、専門員の方をお願いするかという検討の段階だと思っておりますが、これは自分の意見ですが、生徒、児童との信頼関係をつくるためにはですね、やはり専門員の方のほうがいいのではないかというふうに思っております。これには、一般財源ですから、財源との調整も必要と思えますけれども、そういった方向で検討していただければというふうに思います。

それからICTの教育に入りますと、今スマートフォンを含めて、いろんな画面を見ます。そのときに、児童生徒の目の視力が弱くなるというか、これが問題ではなからうかというふうに思っております。この件については、どのような見解をお持ちか、それに対しての対策があれば、お聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） もちろん学校側ですとか、家庭の保護者の指導も、もちろん必要だと思います。物理的にやるには、フィルムを紫外線カットですとか、ブルーライトフィルムとか、そういったものも併せて、また持ち帰りのときのバック、そういったものとかも一応同時に考えて、今検討しているところです。

○9番（山下 力君） じゃあ教育長にお尋ねしますが、教育長は、前々から、再三吉球磨の生徒の英語の能力が若干低いと、ですから湯前中は、英語に力を入れたいということをおっしゃっております。で、今回はICTのGIGAスクール構想にも取り組みたいと、どちらに力を入れて、方針を、学校長等に指示をされるのかお聞かせください。

○教育長（中村富人君） どちらかということでしたが、一つは、湯前中学校につきましては、球磨管内は、非常に低いのですが、実は、球磨管内の中では、すごく湯前中学校は高いです。でも、全体が低いので、やはりそういう中で、湯前中学校は、ある意味では、子ども達がとても態度が良いということもあるのですが、そういう部分が影響していると思えますが、非常に学力は、県あるいは全国よりも高いという状況でございます。そういうことで、中学校には更に学力充実に向けてというのがございます。

それとICTを比べた場合、ちょっと、実は私の中には、ICTを使った英語というものもあるわけで、例えば、現在では、小学校では、いわゆるコミュニケーション能力というところで、海外とのICTを使った英語能力充実というのを取り組まれているところもございます。中学校では、なかなか実は難しいです。で、英語教育の問題というのは、非常に根が深くて、ちょっとこう専門的になります。で、実は、文科省は、もう十数年前から、英語におけるコミュニケーション能力の育成というのを、第1番目に挙げておりました。で、アジアナンバーワンを目指しておりました。ただ現在では、日本はアジアでは、最下位だろうと思えます。特に英会話ができない、聞く、話ができない、これは、現在いわれているのは、いわゆる入試制度があります。昨今、大学入試に一般の

いわゆる英語検定等の導入というのが、話題になっておりまして、今年、文科省は断念いたしました。が、いわゆる一斉の検定等の中では、話すとか、聞くというのは、リスニングできますが、話すとか会話するというのは、非常に難しく、そういうのがなかなか判定ができないというところがあって、実は指導要領でいうコミュニケーション能力等は、学校現場では、限りがございます。で、例は良くないかもしれませんが、例えば、小学校、中学校では、ALTというのは、とても重要視されます。小学校では、特に重要視されるのですが、実は、学校によっては、ALTが入ってくると、いわゆる受験学力というのには、実は課題もあるのです。そういうことで、普通高校では、ALTが入っておりますが、受験学力と比べると、なかなかそれが活かさないで、活用できにくいというのがございます、それが英語教育の課題でございまして、さっきの話からしますと、じゃあ湯前中学校に、ICTを活用したときに、何かできないかといったときに、中学校の流れから、いわゆるそういうコミュニケーション能力というのは、なかなか測定が難しく、子ども達と入試等との関わりあいの面で課題がございまして、課題もあつているところです。これはここだけじゃなくて、全国的な課題でございまして、それからICTは、英語もですが、小学校については十分、先ほど私が躊躇する部分があると申し上げましたけども、ちょっと、これも言いますと、例えば、ICTを使って実験をして、数字を入力して、グラフを書くというふうなものもあるのです。ソフトが発達して、でも私はそういうのがとても反対でして、やっぱりきちんと紙に、X軸、Y軸を書いて、点を打ってグラフを作るとか、そういう手作業というのか、そういうのがやはりこう義務教育で大事なかと、そういう面があるものですから、躊躇する部分もあるのですが、今となって見れば、教育界の流れからすると、そうは言っておられない、やはりこうたくさん、大きな情報量が提供できますので、そういうやり取りができますので、そういうことからICTをしていきたい、質問としましては、どちらかということでもございましたが、どちらも頑張っていきたいというところでございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、総括及び補足質疑の途中です。発言を許します。

○1番（遠坂道太君） はい。ページ150ページです。18の物品購入費の中で、グリーンパレスのゴーカートを、今年12年ぶりに更新されたようです。その中で、観光客の誘

客に向けて取り組んでいかれるというふうに思います。これは、町民の方がちょっと、お話が出まして、小さいお子さんを持っている方が、芝生のところに遊具施設などなかりょうかと、そうすると休みの日は、子ども達の遊べる場所が確保できるというふうなことをおっしゃっておられます。

そういうことで、担当課長のほうにお聞きしたいのですが、今後そのような施設等の導入方向の考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 湯楽里の経営状況報告のときに、申し上げたかどうか記憶していませんが、今回ですね、湯楽里のほうで、中期計画の見直しがなされるところです。で、その協議のほうに入っておられるところなのですが、そういったグリーンパレスのですね、ニーズ調査等もきちんと踏まえまして、その中で、計画をしていてはどうかということで考えております。

○1番（遠坂道太君） 湯楽里の中期計画の中で、グリーンパレスのそういう施設等の見直しをするということでございます。そういったかたちで、いろんな町民の方のですね、御意見なり等もお聞きされていかれるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） これまでも、グリーンパレスの現場等においても、いろんな方々のご意見を聴取しておりますので、それらを取りまとめながら、今後もそういった皆様のご意見を聞く姿勢ではおりたいと思います。それから遊具の設置等につきましても、やはり金額等も予算的にもかかりますので、そういった財政面との折り合いも考えながら、その中期計画の中に定めていきたいということで、一緒に協議を行ってまいりたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） はい。今課長のほうから答弁いただきました。その方向で、今後とも、財政のほうとの兼ね合いもあると思います。そういったかたちで取組をさせていただければというふうに思います。

○2番（椎葉弘樹君） 204 ページの公有財産についてお尋ねします。これは、毎年指摘をしているところなのですが、この公有財産の中には、土地開発基金で選考取得しました。B&G体育館横の土地も含まれております。平成28年の6月の質疑の際に、前町長は、この利用していない公有財産の土地は、整理していく作業になるということで答弁されまして、長谷町長のほうも、その話は継続中ということで、協議、検討は続けていくということでした。そしてまた、もう少しお時間をいただき検討させていただきたいということも伺っております。

あれから1年が経過しました。今の検討状況というのは、どのようになっていますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 長く遊休地になっているというところでもございましたので、私もその土地については、有効活用させていただけないかということで、一部その考え

があるということで、その中身につきましては、申し上げなかったところでございますけれども、今後の総合計画の中にも、少し盛り込ませていただくつもりではございますが、B&G財団との隣接地でございますので、スポーツ関係施設等も含めながら考えを行っていきたい、かように思っております。

ただ、先ほどの答弁の中と同じようになるかもしれませんが、今回の災害等におきまず復旧関係の事業によりましてですね、当初、目論んでおりました考えが、相当後年度に移ってくるのではなかろうかと、そういうふうなところも思っておりますので、ほかの事業等も含めて、そういうかたちで、後年度に、その考え等につきましても、ずっと先延ばしという考え方でさせていただければというふうに思っているところでございます。具体的に申し上げなくて、大変恐縮でございますけれども、そういうふうに御理解いただければというふうに思っております。

○2番（椎葉弘樹君） ここは、選考取得して、平成8年から、もう23年が経過しております。近隣の住民の方からも、雑草がいっぱい生えて、虫がいっぱい出てきているとか、近くの畑地を持つ人も、農作物に影響が出ているとかいうのは、毎年毎年、声が上がっております。

もし、今考えがないのであれば、例えば、整地して駐車場で、とりあえず活用するか、もうそういうとりあえずの暫定措置というのにも必要になってくるかと思いますが、現地、今見てきましたところ雑草が相変わらず今年もいっぱい生えておりました。この状態は、町として管理は多分よろしくないのかなと思います。もうとりあえず更地にしておいて、それから何か考えても、総合計画の中でもいいのではないかと思います。町長改めて、その考えを伺います。

○町長（長谷和人君） 今草が茂っているということでございますので、この議場の中で、即やれということで、指示をしておきたいと思っております。それから造成して、例えば、駐車場にしたかどうかということでございましたのですが、改めて施設等を建設するという場合につきましては、その投資が短期間のうちにまた新たな事業を投げるということになりますと、もったいない経費でなかろうかと思っておりますので、ここは、しばらくの間眠らせていただくという形が一番いいのかなというふうに私としては、思っております。

ただ、実際は、私としては、あそこをスポーツ施設として活用させていただけないかというところは、実は思っておりますので、そこらへんも先ほどからの答弁とまた同じかもしれませんが、今後の計画の中で、盛り込ませて、そして後年度で事業をさせていただければと、かように思っている次第でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（黒木龍次君） 私はですね、158ページの浅巻谷の土砂溜めを、去年は造ってあ

りますけども、効果等は、どの程度あったのか、ちょっとお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 浅巻谷川につきましては、繰越し事業として、元年度までに完成をしております、今回の大雨等の際には、あそこのほうにいっぱい溜まっていたというふうな状況でありまして、それなりの効果といたしますか、あれがなかったらもう少し被害的には広がっていたのではないかなというふうなことで、考えております。

○4番（黒木龍次君） そうしますと容量的に、ちょっと、小さすぎたのかなというふうなことも考えられるわけですね、それから議長すいませんけど、浅巻谷川のことについてお聞きしてよろしいですかね。

○議長（倉本 豊君） 許可します。

○4番（黒木龍次君） はい、ありがとうございます。浅巻谷川を、災害関連で整備するかどうか、そこのお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 浅巻谷川の整備計画につきましては、過去ですが、検討された時期があって、概算の事業費で、当時平成29年度ですけれども沈砂地を含めたところで、6,700万円とか、概算の事業費が当時出ていたかと思えます。で、それにつきましては、あそこ浅巻谷川は準用河川ということで、補助事業等該当しないということで、実施するならば、単独の事業になるふうなことでありますし、まずは、上流側に沈砂地のほうを設置して、効果といたしますか、様子を見てみようというふうなことで、本年度、平成元年度までに沈砂地は完成したところでありました。それで今回の7月豪雨による流出によつての状況というのは、ご存知のとおりでありまして、河川内に収まらず越流といたしますか、越えて農地等にも被害等ももたらしているというふうな状況でもあります。

ただ、それにつきましては、当時の概算で沈砂地を除きました事業費用で申しますと、5,500万円、恐らく現在でありますと6,000万円とか、それ以上になろうかと思えます。それにつきましては、護岸整備、嵩上げ等の計画でありましたので、そのような計画もあろうかと思えますけれども、先ほど申しましたとおり、単独事業ということになりますので、それについては、今後、具体的にどのようにするかというのは、更に協議が必要になってくるかなというところで、具体的には協議が必要になってくるかなと思っております。

○町長（長谷和人君） 関連いたしまして、私からも答弁させていただくのですが、今回の7月豪雨災害に伴いまして、浅巻ダムから相当な土砂が実は流出いたしまして、大谷川のほうに相当な量の土石が溜まったと、堆積したということで、専決処分の中で、土砂の撤去等につきましても、実は、上げさせていただいたところがございます。

で、私のほうからも、今建設課長が答弁したところがございますけども、準用河川だ

ということで、平成 29 年から九州地方整備局のほうも実は現地調査をしていただきまして、あそこを二面張りなり、三面張りできないかということもお願いしたところですが、補助事業が実はなかったということで、沈砂地だけで実は工事が終わっておった、その中に 7 月豪雨が発生したということでございました。

私としてはですね、今後計画等を、実は河川の整備を実は考えておまして、今年度、もしくは来年度くらいに、大体平地の部分の災害が終了した後ですね、各地区に、例えば、今回中猪地区等の緊急治山で整備していただくのですが、急傾斜地等の部分がございます。地区にお邪魔しまして、そういうところで。今後やっぱり地区の皆様方が、今回の豪雨災害によって、ああいう大きな土砂が流出したところがございましたので、話し合いをさせていただけないか、現地にちょっと入らせていただけないか、地区に入らせていただけないか、そういうふうなことも実は思っております。

で、今質問がございました浅巻谷川につきましても、実は、本年度、緊急自然災害防止対策事業債、これ起債でございますけども、これが本年度で終了するというところで、実は、県、それから国のほうにも、この対策債の分についての延長を、実は、私お願いをしてきているところでございます。これは昨年度、国が計画しました国土強靱化と一緒に連携をなすべき計画でございますので、この国土強靱化のほうも、どうやら延長するようでございますので、これに併せてですね、今浅巻関係、ほかのところも含めまして、実は整備ができないかと今思っている次第でございます。ただ、先ほどの概算事業費でございますけども、あそこの打ち出しの部分についても、これについては、削孔といたしまして、三方張りができていますんですけども、どうも断面不足を生じているようでございまして、全線もう 1 回測量をし直しながら、基本測量をやらせてからになるのかなというふうに思っておりますので、ちょっとここは、お時間をいただければと思っておりますので、整備の方向で、今考えているというところですよ。すいませんちょっと長くなってしまいました申し訳ございません。

○4 番（黒木龍次君） 大変ですね単独事業でやらなくてはならないことで、借入金をやってするというふうなことになるわけですけど、私の考えておりますのが、土砂溜、これは浅巻谷の河川の中には、また別の場所に造る必要があるのではなかろうかというふうなことを考えております。それで、大変と思いますけれども、今年の災害は、大変どこの地区にも被害を及ぼしておりますので、是非地区に入っただいて皆さんのご意見を聞いて、早めに完了するようにやっていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7 番（高橋一雄君） 令和元年の年度末において、国内で新型コロナの感染者が出ました。それによって安倍首相のほうが全国一斉の休校を要請し、球磨郡内の全学校もそれに応じたと思っております。新型コロナによって、本町でも消費税 10 パーセント増税に続い

て、経済的な失速があり、被害に遭われましたが、私は、一番の被害者は科学的根拠のない、全国一斉によって休校させられた子ども達だと思います。学力ばかりでなく、体の成長、心の成長にも大きなマイナスになったと考えていますが、教育長はどのように把握されていますか、まずお尋ねします。

○教育長（中村富人君） まず第一点目の、全国一斉に休校に入ったという件でございますが、これは我々も現場に居ながらとても驚きました。ただ、国策というか、首相がお願いして、教育行政のほうからも流れてきたわけですので、全国一斉にそれに従ったわけでございます。

このことについては、マスコミ等でも、その是非についていろいろ議論がされておりますので、私達が言うことではございませんが、現場では、大変疲弊したといえますか、対応が大変だったというのは事実でございます。

また、子ども達のそれに伴う影響といえますか、そのことについては、我々が監督しております湯前小中学校の子ども達においても、一部見られました。具体的にはどういふことかと申しますと、時間が非常に余りまして、ゲーム等で多少長くすると、昼夜逆転的な、そういうようなゲームを使ったことが、学校が再開した場合に影響したと、そういうので登校を渋るという傾向の子ども達もおりました。

また、学校では基本的には休業でございましたので、家庭から出ないというのが基本姿勢でありましたので、いわゆる心身で影響のあった子ども達もたくさんいるはずです。その子ども達の影響については、まだ見えるところでは、把握はできておりません。ただ、今もう学校再開しておりますが、現状、子ども達の様子を見ておりましたときに、その影響というのは、一部の子どもにありますが、何とか対応しているというのが現状であるように思います。

この後につきましては、物理的に時間数が減りましたものですから学校も本当に大変でございます。本当に特例の年度でございまして、いろんなことが制限されております。そういう中で、何とか先ほど、学力の面についてご指摘がございましたが、私達は基礎学力については、年度持ち越すことができませんので、そのことについては、ちゃんと子ども達に定着させて、次の年度へという思いで、学校に対応をしているところでございます。以上です。

○7番（高橋一雄君） 熊本県では、現在も最高レベルの警戒態勢だそうですが、本町では、レベル3から2に下げられるという独自判断、私は、これは妥当なものだと思います。上にならえ、でなくて、町独自で判断されていることを評価いたします。

そこで100年前の流行したスペイン風邪の後に、そのときの教訓として、学校施設の内外には手洗い場が設けられて、子どもの手洗いやうがい推奨されたということ聞いています。今回のコロナ危機に、これからどう対応されるのかということについて、

やはり知見が深まれば、最初のようにむやみに怯えることもないと思います。

そこで昨年子ども議会の際には、中学生のほうから、インフルエンザのときの休校とかの基準はどうですかと聞かれたときに、学校医の先生、ドクターと相談して判断されるということでした。ですから熊本県内で発生者がどのように推移するかということを見守りながら、球磨郡内でもですね、そして町独自に判断されるのか、それとも人吉球磨で協議して判断されるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○教育長（中村富人君） コロナの感染状況に伴う対応というご質問だったと思います。これはどこでも当然でございますが、広域的といいますか、人吉球磨地区においても、人吉球磨地区の学校というのは、連携をとりながら動いております。行政も同じでございます。そういう中で、我々は、市町村は、県の教育委員会の指導、助言を仰ぐということが法律で定められておまして、そのことで、県の教育委員会も様々な指導、助言を行います。

で、その中に、いろんな要件が決められておまして、例えば、学校内で1名発症したら休校にするとか、そういうような基準が定められております。それに伴いまして、今後是对応していくこととなります。ただ、今までは、いわゆる病院関係で4月に一度あって、前倒しで一日休業に入ったことがございます。4月の13日でしたでしょうか、これは発症していなかったのですが、人吉球磨の学校も、一日前倒しで休業に入りました。このときにはもう、首長さん達も判断しておられまして、全体で休ませようという動きの中で、したこともございますが、非常に緊急性がございまして、病院関係で、大量に発生が心配されるという状況がございましたが、病院関係でございまして、そのときは、そのように対応いたしました。今後は、そういうことも経験しておりますので、落ち着いて、基準に従って対応をしていきます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 238ページの経常収支比率についてお尋ねします。これは、平成26年度以降ずっと90パーセント以上の数値を示しております。で、類似団体の経常収支比率、今150ちょっとあるのですが、この類似団体の経常収支比率を比較したときに、類似団体が、83.9パーセントという数値でした。本町とかなり開きがあるのですが、そこで総務課長にお尋ねします。類似団体となぜ本町は、こんなに開きがあるのか、どのように分析されてますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 本町の場合、昨年99、本年が97と、非常に高い水準できております。で、よその町村と比較しますと、やはり高い、郡内の中でも高い、県下の中でも高いほうでございます。原因としましては、やはり歳入関係をみますと、交付税関係は、今現在は横ばいでございます。歳出関係は公債費等々もあるのですが、物件費のところですね、やはり高い水準になるのかなと思いますし、今後増えていく要因とす

れば、物件費の委託料関係、使用料等もかなりあるのかなと思っております。人件費については、そのときの退職者、新人、そういったところありますけども、大きな要因としては、やはり歳入関係の不足、実財源として、税関係もあるのかなと思いますし、どの部分、どの部分というのが固定できないのですが、総合的に要因がかなり重なっているように感じております。

○2番（椎葉弘樹君） 総務課長が言われるように、物件費も確かに類似団体と比べて高いです。あと2つちょっと、特に高いのがありまして、扶助費、これが151団体中150位で、あと補助費151団体中の123位、ということで、この3つが突出しているかなというところがあります。で、扶助費に関しては、平成19年度から、介護の話とかもありますので、87パーセント増えておりまして、補助費のほうも45パーセント10年前から増えております。先ほど総務課長のほうから歳入の不足ということがありました。町長はよく、収入あつての歳出ということでは言われていますので、この歳入というところも非常に重要なポイントとなってきます。この歳入を増やすための施策というのは、何か考えられているのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 歳入のお話をさせていただくときに、本町の場合については、農林業が主流の町でございますので、ここからの財源が求めさせていただくというのが一番いいのかなというふうに思っておりますが、なかなかそうはいってないと現況がございまして。それで本年度から、ふるさと納税というかたちで、企画観光課のほうに係を設置させていただきまして、その財源をなんとかそこから見いだそうかという手もあるところがございます。それから条例等に基づきまして、新たな財源というのも実は、あるのかもしれませんが、こんな小さい3,700の人口の中で、新たな税金をつくり出すというのは、非常に難しい部分もあるのかなというふうに思っておりますので、私としては、今ある歳入の中で、いかに歳出を抑えるか、これに尽きるのかなというふうに私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 町長はよく、この時期を修復のときというふうに言われています。この修復のときというのは、恐らくハード事業だけではなくて、財政についても修復のときなのかなというふうに感じているところです。で、1年前の決算のときには、この経常収支比率を下げることにについて質問したところ、余程の大鉈を振らないと経常収支比率は下がらないと思う、という答弁でした。私もそう思います。大鉈を振らないと、この経常収支比率は下がっていかないのだと思います。そこでこの経常収支比率の改善に大鉈を振る秘策というのは、何かお考えでしょうか、例えばこのあと上程されています副町長の人事案件についても、こういう方を活用して、大鉈を振るという方法もあると思いますので、町長の今の秘策について、もしありましたら聞かせていただければと思います。

○町長（長谷和人君） 大変難しい問題でございまして、私も秘策と言われても難しいところで、答弁できないのですが、今あるこの予算の中で、来年度に向かいまして財政計画等も見ながら、節減できるところは、節減をさせていただくということで、査定の方も、来年度の予算編成が11月ございまして、その際につきましても、そういうふうなかたちで、少し強めに縮減を行っていかなくてはいけないかなというふうに思っています。大変、秘策と言われれば難しいところがございまして、答弁にならないかもしれませんが、そういうふうにして行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この大鉦を振っていただく秘策を考えていただくために、これまでも補助金の適正化や、行財政経営から行政経営改革ということで、質問した経緯もございまして。是非こういったところに対応できるような今後の対応を期待しておりますので、今後の副町長の活用等も上手く考えていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 112ページですか、これで介護予防の拠点施設整備補助金ですかね、それと介護予防拠点活動補助金、この施設整備補助金というのは、確か県のほうから助成いただいている事業だと思いますけれども、この事業というのは、各分館に一つ、1回出たら、その次はもう出ないとか、この助成金が来る期間というのは制限かなんかありますか。

○保健福祉課長（高木堅介君） はい。この分館の整備に活用しておりますのが、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金というものであります。これにつきましては、国、県が基金を作りました事業でありまして、介護予防拠点施設に対して、基準額がいくらかというのが決まっております。本町で平成30年度から実施しておりますのが、その介護予防拠点施設の軽微な改修工事になります。で、これは、大きな新規の施設をつくる際にも活用できる補助金でありまして、例えば、錦町の役場の裏にある、ひだまり館という施設があるのですが、これも同じような補助金を活用しております。で、今ご質問がありました、一分館に一回きりかという、必要であれば、その基準額の範囲内でもできるものと思っておりますが、ここはちょっと、熊本県のほうにも確認しないといけないと思っております。ただ、平成30年度と今年度もやっておりますけど、手すりを付けたりとか、スロープを付けたりとか、必要なところを現地でも分館長の方とか、代表の方と確認しながら整備をさせてもらっていますので、そうないと思っております。ただ、その基準に合う介護予防拠点施設の改修として、基準に合う、で、今追加した方が、利便性が上がるとか、そういうものがありましたら、基準額の範囲内でもできるものと思っております。以上です。

○3番（森山 宏君） 改めて聞くんですけども、これ基金から出ている助成でしたら、

ずっとあるのか、というのが、今 20 何分館だったですかね、未実施のところ、2 分館か 3 分館あるというふうに聞いていますが、これ分館事業等も兼ね合いが出てきて、結局、ある施設の改修とか、設置とかいうふうになっております。それに対して、その活動をしたら月々 3,000 円の補助をしますよという事業もあっております。そういう取組をしたところには、血压計もやりますよというのが、実際、この結果で出ています。施設の整備にしても、この活動資金ですか、そういうのをやるにしても、特に設備をするときの、当てはまる、当てはまらない、この決定基準というのは、県のほうでなさるわけですかね、どういう施設をやりたいので、これは助成事業に入りますよという基準は、県のほうでされるのでしょうか、出先の自治体でされるのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） まず、施設整備につきましては、先ほど言いました熊本県の特別対策事業のメニューの中に該当するものでありまして、基準がございます。それから活動補助金につきましては、町のほうで補助金交付要項を作りまして、公民分館での週 1 回の、いきいき百歳体操などの介護予防に取り組んでいるところに、月 3,000 円を補助しますということで、基準を作っております。ですから今年の 3 月に、新型コロナ関係で活動がなかったところには、その月は、補助金はないということで、処理しております。また、それ以外での分館の、その他の改修工事をするので活動をしなかったところでは、補助金の一月の交付の対象外とか、そういうことで基準を作っております。以上です。

○3 番（森山 宏君） ちょっと再確認なのですが、施設の拠点整備、このときに、曰く空調関係のところ申請されたのが大多数だと思います。自分ところで、やられた分に関しては、あとからスロープとかいう工事が出ておりました。ただこの空調を付けられるときにも、おっしゃられたのが、容積率をもって、なんぼという見積り、助成額をされておりました。この基準というのは、県なのでしょうか、各自治体、課なのでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 空調設備につきましては、基準というのは、町で作ったわけでも何でもありません。その分館、施設、施設で、部屋の大きさ、広さも違いますし、部屋の数も違いますので、その分館の部屋の広さとかに応じて、そこそことで見積り依頼をされた業者さんと決められているものと思っております。

ただこの介護予防拠点施設整備をする以前からエアコンを付けてある分館も、2 か所くらいありました。そこにつきましても、現地でも、私も担当としても確認に行きまして、元々あったものでは、その部屋に対して、実際容量が足りないということで、追加で台数を増やしたというのも対応しております。そういう状況です。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はまず、反対討論からです。

反対討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次に賛成討論をいたします。

○8番（黒木喜巳男君） 令和元年度の一般会計決算認定の賛成討論を行います。令和元年は陛下の御代替わりにより新しく令和の時代の幕開けが始まりました。本町も、鶴田前町長が勇退され、長谷町長が就任をされました。また、一昨日は、8年近く続きました長期政権の安倍政権が終わり、新しく菅内閣が発足をいたしました。正に時代が動いているという感じであります。

ただ、現在は大変厳しい時代であります。今年に入りまして、中国発の新型コロナウイルスの発生・拡大によりまして、自粛に伴う経済縮小で日本も世界も瀕死の状況であります。米中の覇権争いによる米中対立が激化をいたしまして、今国際緊張が起こっております。そして、本町でも、先般の7月の豪雨により、未曾有の大災害が発生いたしました。長谷町長も大変な思いを持っての町政運営であります。

そのような中、令和元年度は湯楽里温泉が、築後20年以上が経過し老朽化したことに伴い、3億5,000万円も投じて大規模な改修を行い、リニューアルを図りました。ちょっとコロナでつまずきましたけれども、終息後は新たな飛躍が期待をされます。交通安全施設工事で、上里古城線、役場線も整備され、安全な通学道路が整備されました。また、出生祝い金も創設され、高校生までの医療費の無償化も実施されました。その他諸々の事業が図られておりますので、更なる本町の環境改善が進み、安全・安心なまちづくりが図られます。長谷町長のキャッチフレーズの豊かで明るく住みよい町にする「未来を創造するまちづくり」が実現することを願ひまして、私の最後の賛成討論といたします。

これは私事でございますが、一言お礼を申し上げたいと思います。私、今回の改選を迎え、引退したいと考えております。私が初出馬したのは、平成12年の湯前町議会が自主解散したときでありました。あれから5期20年、長いようであつという間でありました。無事務めてまいりましたことは、町民の皆さん、また職員や議員各位のご厚情によるものと厚くお礼を申し上げます。今後は、一町民として、本町の発展を見守っていきたいと思います。再選を目指しておられる議員各位には、本当に長い間大変お世話になりました。無事当選をされまして、本町の発展に尽力していただきたいと思います。

本町の益々の発展・繁栄を願ひまして、お礼といたします。ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） ほかに賛成討論ありませんか。

○7番（高橋一雄君） 日本共産党の高橋です。私は、令和元年度一般会計決算に対し

て、賛成の立場で討論に参加いたします。令和元年度の予算執行に当たっては、町内の農林業をはじめとする産業の育成に、町独自のお金を使って取り組んだことを評価しております。

また、子育て支援等にも尽力をされていることを評価して、賛成をいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、認定第1号、「令和元年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

認定第1号、令和元年度湯前町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、本案は認定することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後0時59分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ここで、議長席を副議長と交替します。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時59分

再開 午後1時01分

-----○-----

○副議長（味岡 恭君） 議長席を交替しました。

休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第2 認定第2号 令和元年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第2、認定第2号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 認定第2号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計決算について、御説明いたします。

国民健康保険は、平成 30 年度から、国民健康保険法の一部改正により、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、町は、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っています。今後においても、県と情報を共有し、適正運営となるよう努めてまいります。参考としまして、当町国保の加入状況は、年度末時点で世帯数 587 世帯、被保険者数 961 人です。人口に占める割合は 26.1 パーセントとなっています。近年の被用者保険の適用緩和や後期高齢者医療保険制度への移行などの影響により、減少傾向にあります。

かかる医療費については、前年度より一人当たり 7,200 円ほどの減少の 38 万 5,522 円となりました。しかし、10 年前には、29 万 3,384 円でしたので、10 万円ほど増加しています。加入者数は、年々減少傾向にあります。かかる医療費については、加入者の減とは比例しない現状があります。加入者への適正な受診のお願いと、早期発見につながる健診受診の推進を行ってまいります。

では、説明に入ります。歳出、事項別明細書により、歳出から説明いたします。決算書の 19、20 ページをお願いします。

款 1 総務費については、支出済額 1,924 万 7,298 円となりました。職員の人件費、賦課徴収、国保運営協議会に係る経費などの事務的経費への支出が主なものになります。

目 1 一般管理費、節 13 委託料については、法改正に伴う国保システム改修など 5 つのシステム改修を行いました。

21、22 ページになります。款 2 保険給付費については、支出済額 2 億 9,456 万 7,214 円を支出しました。

項 1 療養諸費については、医療機関等へ入院や外来、調剤等に係る費用の支払いに充てるもので、個人負担分を除いた、2 億 5,956 万 2,316 円を支出しました。前年度比 2,082 万 6,140 円、7.43 パーセントの減となりました。医科、歯科、調剤、療養費全部の分野で減少しています。1 人当たりに換算しますと、26 万 5,130 円となり、前年度比 2,672 円、0.99 パーセントの減となっています。

23、24 ページになります。項 2 高額療養費については、支出済額 3,486 万 4,898 円となりました。前年度比 412 万 4,590 円、10.6 パーセントの減となっています。

25、26 ページです。項 3 出産育児諸費については、支出はありませんでした。参考ですが、本町の令和元年度出生者数は、15 名となっています。

項 4 葬祭諸費については、支出済額 14 万円です。元年度中に亡くなられた方は 87 名おられまして、国保対象者 7 名分を支出しました。

項 5 移送費については、支出はありませんでした。

款 3 国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります。保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために、県に納付するものです。県が、市町村ごとの医療

費水準と所得水準等で按分し、決定することになっています。支出済額 1 億 3,520 万 6,680 円となりました。

27、28 ページになります。内訳は、項 1 医療給付費分 1 億 13 万 4,609 円、項 2 後期高齢者支援金等分 2,527 万 2,553 円、項 3 介護納付金分 979 万 9,518 円となりました。

次に、29、30 ページ、款 5 保健事業費については、支出済額 910 万 4,508 円となりました。

項 1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳までの方を対象とする特定健康診査に関する経費への支出になります。本年度においては、対象者 744 名のうち 417 名が受診され、実施率は 56.0 パーセントになりました。昨年度に比べ、0.5 パーセント上昇しました。国が示す目標値は 60 パーセントとなっていますので、あと 4 パーセントの増が必要になります。本年度に換算しますと、約 30 名の受診増がないと達成できないこととなります。

令和 2 年度は、コロナ感染症の関係で、集団検診の日程がずれ込み、12 月に実施予定としています。その際に、特定検診も実施しますので、是非受診をお願いいたします。前日までの申込みが可能ですので、現時点で申込みをされていない方は、国保担当までお知らせください。

29 ページから 32 ページにかけ、項 2 保健事業費については、目 1 保健衛生普及費、節 13 委託料に、国保保健指導事業委託料として、336 万 8,200 円を支出いたしました。全額国の特別交付金対象となっており、特定検診の未受診者へ、人工知能（A I）を活用して、過去の健診や病院等の受診状況を分析し、3 回の受診勧奨通知を行いました。その結果、22 名の受診増となり、約 3 パーセントの受診率引上げにつながりました。

次に、款 6 基金積立金については、支出済額 2 万 470 円になりました。国民健康保険給付基金の定期利息分を積立てました。基金残高は、年度末現在で、1 億 181 万 3,488 円となりました。医療費の高騰による事業費納付金の増や保険税の急激な負担増緩和に備えております。

款 7 諸支出金については、目 1 一般被保険者保険税還付金として 1,200 円を支出しました。社会保険への遡及加入により、国保資格が喪失となった方の世帯主への国保税還付を行いました。

33、34 ページ、歳出の総額は、予算額 4 億 8,581 万 1,000 円に対し、支出済額 4 億 5,814 万 7,470 円となり、執行率 94.3 パーセントとなりました。前年度比では、4,602 万 4,334 円、9.13 パーセントの減となりました。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたします。事項別明細書の 9 から 10 ページになります。款 1 国民健康保険税については、調定額 1 億 1,471 万 7,275 円に対し、収入済額 8,990

万 4,187 円となり、徴収率は、現年課税・滞納繰越分を合わせて 78.37 パーセントとなりました。調定額は、前年度比 721 万 1,045 円、5.9 パーセントの減、収入済額は、前年度比 715 万 2,658 円、7.4 パーセントの減となりました。被保険者数の減によるものと推測しています。

また、不納欠損は、法令等に基づき財産調査等を行った上で、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1・2 号により滞納処分の執行停止を行い、3 年経過し、今後も納付が見込めない 2 件、167 万 4,341 円を行いました。

なお、今回の不納欠損は、3 名分の 6 件を行いました。理由は同じになります。一般会計の固定資産税 1 件 4,200 円、軽自動車税 1 件 42,500 円、介護保険特別会計の介護保険料 2 件 56 万 1,440 円、合計 228 万 2,481 円を行いました。租税公平負担の原則を基に、期限内納入をお願いし、徴収事務を行ってまいります。

収入未済額は、2,313 万 8,747 円となり、前年度より 167 万 4,728 円の減となりましたが、不納欠損によるものです。未済額が減少するよう、日々徴収に努力してまいります。

款 2 使用料及び手数料、目 1 督促手数料については、督促手数料として、収入済額 4 万 8,700 円となりました。

次に 11 から 12 ページになります。款 3 県支出金については、収入済額 3 億 1,321 万 4,377 円となりました。内訳は、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金として、2 億 9,228 万 9,377 円を受け入れました。これは、町が医療機関等へ国保連合会を経由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を、全額県がみてくれることになっているため、交付されてくるものです。

節 2 特別交付金では、2,092 万 5,000 円を受け入れました。これは、市町村の事情によって交付されるもので、国税の収納率や特定検診の受診率など点数化され、その得点によって、交付されてきます。歳出で説明しました、人工知能（AI）活用の国保保健指導事業にかかる費用もこの費目で受け入れています。

款 4 財産収入については、国民健康保険給付基金積立金利子として、2 万 470 円の収入済額となりました。

次に、14 ページにかけ、款 5 繰入金については、収入済額 4,846 万 8,281 円、前年度比 160 万 5,373 円、3.2 パーセントの減となりました。保険基盤安定繰入金等、保険税軽減分などを目的とした一般会計からの法定内繰入です。

款 6 繰越金については、前年度繰越金として、3,168 万 4,740 円を受け入れました。前年度比 1,782 万 1,793 円、36 パーセントの減となりました。

18 ページにかけ、款 7 諸収入については、収入済額 156 万 8,105 円となりました。内訳は、項 1 延滞金及び過料に、一般被保険者、退職被保険者の延滞金分として 21 万 330 円、項 2 預金利子に、普通預金利子として 635 円、項 4 雑入、目 7 雑入に、平成 30 年度

に概算で支払っていましたが2月診療分の医療給付費の清算金として、一般、退職分、合わせて134万2,557円と、平成30年度特定検診データ管理手数料の返還金として1万4,583円を受け入れました。

款8国庫支出金については、項2国庫補助金について、目1国民健康保険制度関係業務事業補助金に、外国人資格管理にかかるシステム改修分として7万2,000円、目2社会保障・税番号制度システム整備費補助金に、2つのシステム改修に伴う補助金として110万8,000円を受け入れました。

歳入合計は、調定額5億1,090万1,948円に対し、収入済額4億8,608万8,860円となりました。前年度比では、4,976万7,684円9.28パーセントの減となりました。

最後に、35ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。表中、3歳入歳出差引額、5実質収支額ともに、2,794万1,390円となり、令和2年度への繰越額となりました。

36ページ、財産に関する調書の4基金については、令和元年度末現在で、1億181万3,488円を保有しています。

37ページから39ページにかけて、付属書類として国民健康保険事業の状況を添付しています。

以上で説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 冒頭の説明の中で、医療費が増加傾向にあって、本町としては、健診受診の推進をしていくということでありました。

そこで、その健診受診に関して、ちょっとだけ確認したいと思います。県が公表しているデータで、5年前の本町における特定健診受診率というものが、球磨郡管内でワースト1位の48.7パーセントでした。令和元年度の受診率、ホームページ上で探したのですが、見つけることができなかつたものですから、もしお手持ちにデータがありましたら、お示しいただきたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） 令和元年度の実績というのがちょっとうちのほうでしかわからないのですが、平成30年度の実績としましては、先ほど言いましたように、55.5パーセントが湯前町です。ほかのところも、平成30年度は分かっているのですが、ちょっと見ですね、うちが一番下かなというところが見えてきております。高いところは、68パーセントとか。64パーセントとちょっといっておりますので、もうちょっと郡内でも下のほうになってきているように思います。

○2番（椎葉弘樹君） その健診を受けられてからの特定保健指導実施率というものがありまして、これについても5年前が、管内ワースト1位の14.3パーセントでした。こ

れについても、もしデータがあればお示しいただきたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） 恐れ入ります、こちらのほう特定保健指導のほうはちょっとデータを持ち合わせていませんので、後日でよろしかったらお渡しできるかと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

○2番（椎葉弘樹君） この指標については、町の第6期行財政改革の目標値としても上がっていたところですが、いずれにしても、この特定健診受診率と、この保険指導の実施率というのが、球磨管内で本当に低い方でありまして。今後、この2つの部分もちょっとターゲットにして、改善していくという取組、改善施策等はあるのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい。先ほど歳出の中でも説明しましたが、AIを活用しての受診勧奨ですね、あちらのほうを今2年度連続で行っております。今年度も実施をしようと思っておりますので、それこそコロナの関係で、集団検診のほうは12月になっておりますので、こちらのほうも多分実施の方向に行くかと思っておりますけれども、もしも、発生があったりしたら、またそちらのほうも延びになるか、中止になるかというところになってきますけれども、今年度は全国的に実施率というのが、どこの市町村も大変な状況になっておりますので、こちらのほうは、あんまり目くじらを立てて、国とか県のほうも言わないだろうとは思っておりますけれども、どちらにしても、これは国民健康保険の加入者の方々の健康を、本人が、本当は一番知っているべきことを、年に1回は体の点検をしていただきたいという願いがありますので、どうにかして、この受診率上げて、またこれがゆくゆくは、国保税の税率の決定にもつながっていくような、収入の部分にも出てきますので、できれば40歳から74歳ですね、方々の国保加入者には、全員受けていただきたいなと思っております。ひとつ私が懸念しているのが、毎回、病院のほうで受診をしていますということで、よく健診を受けられない方がいらっしゃいます。病院で受けているから、これまで特別に受けなくていいというところがあるのですが、その中で、ひとつ問題なのが、病院で受ける健診については、身長とか体重、それから腹囲とかいうのは測らないのですよ、これは特定健診の特別な項目になりまして、こちらのほうの数値も病院で測らないと、こちらのほうの数値のほうに上がってこない、ちょっとそこがネックがありますので、そこをどうにか改善できないかなと思っておりますので、今後において、そこをちょっと勉強して、受診率につながるようなところに持っていきたいと考えております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第3号 令和元年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第3、認定第3号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 令和元年度湯前町下水道事業特別会計決算について、御説明いたします。

事項別明細の歳入から御説明します。5・6ページをご覧ください。款1使用料及び手数料は5,824万2,820円の収入となりました。

項1使用料、目1下水道使用料、節1現年度分につきましては、調定額5,787万910円に対し、収入済額5,755万5,010円となりました。徴収率は99.5パーセントです。なお、収入未済額は31万5,900円です。

節2過年度分につきましては、収入済額19万3,510円で、収入未済額は、100万2,260円となっています。徴収率は16.2パーセントです。

項2手数料、目1下水道手数料、節1事務手数料は、指定工事店登録45件分、45万円の事務手数料がありました。

節2督促手数料として、4万4,300円を収入しております。

款2国庫支出金、節1下水道事業国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金として210万円収入しました。歳出において、上村地区マンホールポンプ改築更新事業分として190万円、下水道接続補助金2件分支出分対応として20万円になります。

款3繰入金につきましては、節1一般会計繰入金としまして、8,531万3,000円を収入しております。

7・8ページをご覧ください。項2基金繰入金につきましては、20万円を収入しています。これにつきましては、接続補助金のための基金取崩し分です。

款4繰越金につきましては、前年度からの繰越金151万9,828円です。

款5諸収入につきましては、雑入としまして、預金利子169円を収入しております。

款6町債につきましては、流域下水道事業債として、400万円収入しました。

9・10ページをご覧ください。款7財産収入につきましては、利子及び配当金としまして、下水道基金の積立金利子1万9,894円を収入しております。歳入合計は、1億5,139万5,711円になります。

次に、歳出についてご説明します。11ページからになります。款1下水道事業費につきましては、予算現額1,578万6,000円に対し、支出済額1,554万9,790円となりました。

目1下水道事業費につきましては、人件費、物件費及び整備・管理に要する経費が主なものです。

節19負担金補助及び交付金は、球磨川上流流域下水道事業工事負担金442万6,000円をはじめ、その他各種協議会負担金です。

節27公課費につきましては、消費税として、平成30年度確定申告分145万3,500円、中間申告分167万3,700円、併せて312万7,200円になりました。

13・14ページをご覧ください。款2下水道維持管理費につきましては、4,095万5,989円を支出しました。

目1公共下水道維持管理費につきましては、公共下水道の維持管理に要する経費を支出しています。内容としましては、マンホールポンプ11ヶ所分の光熱水費、電話料及び保守管理委託料などです。

節19負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流浄化センターへの維持管理分としまして、流域下水道維持管理負担金3,594万1,369円を支出しています。また、下水道接続補助金は、40万円を支出しています。水洗便所改造工事等助成で、新築新設2件分です。

款3基金積立金につきましては、下水道事業基金積立金利子1万9,894円を積立てました。基金の現在高は、9,875万888円になります。

款4公債費につきましては、9,221万748円を支出しています。

15・16ページをご覧ください。目1元金で、下水道事業債の償還元金7,770万8,156円、目2利子としまして、下水道事業債利子1,450万2,592円を支出しています。

款5予備費につきましては、支出はありませんでした。歳出合計は、1億4,873万6,421円となりました。

次に、17ページをお願いします。実質収支に関する調書につきましては、歳入総額から歳出総額の差引額が265万9,290円、実質収支額が、同額となります。

18ページは、財産に関する調書を、19ページからは、附表としまして、公共下水道事業内容、21ページに下水道建設事業負担区分表、22ページに地方債現在高の状況、23ページに償還計画表を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 2ページの使用料についてお尋ねします。これは、いつも確認している人頭制と従量制の検討状況についてです。平成30年度に下水道審議会を立ち上げて、そして従量制が望ましいとの答申を受けられました。で、3回の会議を開催され、令和元年度4回の会議を予定されているということでした。現状の進捗がちょっとわからないのですが、今どのような状態になっているのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 下水道使用料の件につきましては、いつの時期だったかはちょっと記憶が定かではありませんけれども、審議会等の答申をいただいております。答申の内容といたしましては、従量制というふうなことでありまして、具体的なことにつきましては、ただいまの公営企業会計化という移行という時期にありまして、令和5年度までに、その準備を完了させて、令和6年度から公営企業会計化に移るといふようなタイミングであります。で、併せまして、その具体的な料金体系等につきましても、継続して具体的な内容について検討してやっていきましてその前のタイミングか、あるいはそれが、公営企業会計化が終わって1年経過後か、タイミングについてはまだちょっと検討の余地があるのかなと思いますけれども、その時点での従量制料金体系の移行というふうなことに、ということでは計画をしているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 建設水道課におかれましては、豪雨災害等もあって、あと人事異動もあって、主幹級の方が2人抜けられました。この下水道の使用料の検討について、影響があるのかちょっとわからないのですが、町長に確認しますが、本町としては、令和5年までに検討して、令和6年からの公営企業会計のほうに移行していくのか、それとももうちょっと前倒しにやっていかれるのか、そのあたりの大きな方針について確認したいと思います。

○町長（長谷和人君） 今建設水道課長が答弁しましたように、令和6年度から公営企業法の適用を受けるということではございますので、それに併せて料金体系についても見直そうじゃないかということで、私からも指示をしております。それと錦町のほうに、実は勉強に行かせておりました、その移行のために1年間では当然終わりませんので、その準備段階を、今年度やらせているということで、本格的には来年度からでしょうか、これに対する態勢あたりもちょっと強化させまして、移行の部分が軟着陸できますように行っていけばというふうに思っているところでございます。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を採決します。

本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第4 認定第4号 令和元年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第4、認定第4号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、認定第4号令和元年度湯前町介護保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。21 ページをご覧ください。款1 総務費につきましては、2,744万9,231円を支出しました。

以下、目ごとに御説明いたします。項1 総務管理費、目1 一般管理費は、介護保険係2名の人件費のほか介護保険システム保守料及び制度改正に伴うシステム対応委託料などを支出しました。

24 ページをご覧ください。項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、65歳以上の第1号被保険者の保険料徴収にかかる経費としまして15万368円を支出しました。

項3 介護認定審査会費、目1 認定審査会等費は、節1 報酬の介護認定調査員及び事務員報酬、節12 役務費の主治医意見書作成手数料、節19 負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金など、介護認定調査にかかる経費、914万8,395円を支出しました。

項4 運営協議会費、目1 運営協議会費は、本町の介護保険事業の運営に関する事項を審議していただく、湯前町介護保険運営協議会にかかる経費9万6,000円を支出しました。

26 ページをご覧ください。款2 保険給付費は、5億9,442万7,162円を支出しました。前年度と比較して、約860万円の増となっております。

項1 介護サービス等諸費、目1 介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた方が利用された介護サービス費用のうち、利用者負担分を控除した原則9割、また所

得段階に応じて8割または7割を給付するものであります。5億2,622万1,846円を支出しました。備考欄にあります6つの給付費のうち、居宅介護サービス給付費が前年度と比較しまして約960万円増加しております。主な増の要因は、通所介護、デイサービスです。そのほか通所リハビリの利用が増となっております。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定の方が利用されました介護予防サービス費用のうち、利用者負担分を控除した原則9割、所得段階に応じて8割または7割を給付するものであります。1,008万7,344円を支出しました。主な給付費の内訳は、介護予防通所リハビリや福祉用具レンタルの利用などにかかる経費です。

項3その他諸費、目1審査支払手数料は、介護サービス事業所からの介護給付費に係る審査及び支払業務を熊本県国保連に委託しており、年間7,660件分を支出しました。

28ページをご覧ください。項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費は、要介護または要支援の方が一月に支払われた利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた部分を申請により払い戻しするものであります。1,525万7,749円を支出しました。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯等の低所得の方が施設サービスや短期入所サービスを利用する際に、食費と居住費負担に限度額が設けられております。その限度額を超える部分を補足給付するものであり、4,235万9,989円を支出しました。

次の、款3財政安定化基金拠出金は、支出がありませんでした。

次に、款4地域支援事業費は、3,190万5,470円を支出しました。地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進するものであります。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、総合事業と呼ばれる事業であります。運動機能や認知機能など25項目の基本チェックリストで総合事業の対象者と判断された方を対象に、訪問型サービス、通所型サービスを提供するもので、1,186万1,305円を支出しました。

30ページをご覧ください。節19負担金補助及び交付金は、総合事業対象者などのホームヘルプサービス利用にかかる、第1号訪問事業負担金及びデイサービスの利用にかかる、第1号通所事業負担金を支出しました。このほか、ミニデイサービス及び4か月の短期集中介護予防教室に係る経費を支出しました。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経

費を支出しました。

項2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者と、その支援のための活動にかかわる人を対象に、高齢者の状態把握や介護予防活動の普及・啓発、介護予防運動教室の実施、地域における介護予防活動の支援などに係る経費 139 万 1,028 円を支出しました。公民分館におけるいきいき運動クラブ活動もこの一般介護予防事業に当たります。

32 ページをご覧ください。項3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護支援事業にかかる経費などを支出しました。家族介護用品支給事業は、支給要件に該当する対象者 18 名に対し、紙おむつなどを支給し経済的負担を軽減しました。

34 ページをご覧ください。目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的に実施する事業です。上球磨地域包括支援センターへの委託に加え、球磨圏域全体での取組について医師会にも委託しまして、検討会議や研修会、住民向け講演会などを実施しました。

目5 生活支援体制整備事業費は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進などを目的とし、生活支援コーディネーターの配置や地域資源の開発等を行う事業としまして、湯前町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター業務委託料を支出しました。本年度は、有償ボランティアグループ「ゆのまえちょこっとボランティアささえあい」の立ち上げ支援や介護予防事業全般の支援などを実施しました。

目6 認知症総合支援事業費は、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ることを目的とし、認知症に関する相談対応や複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームによる支援などを行う事業としまして、上球磨地域包括支援センターへの委託料などを支出しました。

目7 地域ケア会議推進事業費は、地域の多様な関係者による検討の場を通じ、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築や地域課題の把握などを推進する事業としまして、上球磨地域包括支援センターへ委託しました。

款5 基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費にかかる前年度実質収支によります余剰金 555 万 9,293 円と、基金利子 5,360 円の合計、556 万 4,653 円を積み立てました。

36 ページをご覧ください。款6 諸支出金は、前年度の介護給付費及び地域支援事業費につきまして、実績に基づく精算のため、国・県・支払基金及び一般会計への返還金を支出しました。

38 ページの款7 予備費は、支出がありませんでした。

次に、歳入について御説明いたします。9 ページをお願いします。款1 保険料は、調

定額 1 億 617 万 556 円に対し、収入済額 1 億 464 万 2,638 円で、徴収率 98.6 パーセントとなりました。また、収入未済額は不能欠損額 56 万 1,440 円を除き、前年より 52 万 7,178 円減の 96 万 7,078 円となりました。現年度分特別徴収保険料は、徴収率 100 パーセントでした。普通徴収分につきましては徴収率 96.1 パーセントで、収入未済額は 21 万 436 円となりました。滞納繰越分については徴収率 11.1 パーセント、不能欠損額を除き、収入未済額は 76 万 6,692 円になりました。

款 2 使用料及び手数料は、督促手数料を収入しました。

款 3 国庫支出金は、1 億 7,964 万 2,595 円を収入しました。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は 1 億 377 万 8,000 円を収入しました。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は 6,273 万 7,000 円を収入しました。

12 ページをご覧ください。そのほか地域支援事業交付金などを収入しております。款 4 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。1 億 6,337 万 6,959 円を収入しました。

14 ページをご覧ください。款 5 県支出金は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金 9,507 万 2,157 円を収入しました。

16 ページをご覧ください。款 7 繰入金は、項 1 一般会計繰入金に、1 億 1,458 万 7,652 円を繰り入れました。

項 2 基金繰入金は、第 6 期に借り入れた県財政安定化基金の償還分、766 万 6,666 円と介護保険料不足分 600 万円及び平成 28 年度財政調整交付金の過大交付分 19 万 2,000 円の合計、1,385 万 8,666 円を収入しました。

18 ページをご覧ください。款 8 繰越金は、前年度繰越金 1,345 万 2,470 円を収入しました。

款 9 諸収入は、延滞金など 1 万 8,125 円を収入しました。

39 ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額 6 億 8,666 万 5,322 円、歳出総額 6 億 7,367 万 1,914 円で、歳入差引額 1,299 万 3,408 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなしで、実質収支額は 1,299 万 3,408 円となりました。

40 ページが財産に関する調書です。介護保険給付基金は、本年度末現在高が 2,319 万 1,419 円であります。

41 ページから 44 ページにかけては、介護保険事業状況を記載しております。

以上で説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2 番（椎葉弘樹君） これはもう 1 点だけ確認です。介護保険料について、9 ページの関連です。第 7 期の平成 30 年から令和 2 年度の介護保険料は、6,200 円ということで、

当初 7,200 円だったものを、県の平均に合わせたかたちで 6,200 円ということで、合わせたということで聞いておりました。第 7 期の介護保険事業計画の中をみますと、令和 7 年度で、7,728 円という目標値があるみたいです。そして厚生文教常任委員会の調査の中では、来年度から始まる第 8 期介護保険料を 7,400 円以下でなんとか収めたいということ聞いております。令和元年度の今の段階において、7,400 円以下に収めることができそうか、その見解、見通しについてお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 第 7 期現在の基準額が 6,200 円ということであります。これは、県の平均に合わせたのではなくて、第 5 期の保険料が 3,800 円、第 6 期が 5,000 円、で、1,200 円の上げ幅です。6 期に借入しましたので、その返済額を計算すると、7,000 円を超えるということで、5 期から 6 期の上げ幅と同じ程度まで抑えるということで、5,000 円から 1,200 円アップの 6,200 円に抑えたところであります。これは、財政調整基金を繰入させていただいて、償還金と保険料不足分を 7 期でちょっと補うというかたちでさせていただいたところです。

で、この計画にあります 7,800 円ほどというのが、平成 37 年だったですかね、これは目標ではなくて推計値になります。今 8 期の計画策定をしているところでありまして、今現在の 7 期の必要な保険料額というのが、国の地域包括ケア、見える化システムというもので、給付の実績と、第 1 号被保険者の人数とかで計算した推計値が出てきます。これでいくと 7,000 円くらいになっているところです。

今後、介護給付費がまだ少しずつ増えていくと想定しますと 7,000 円を超えてくるのではないかと考えています。先ほど説明しました基金が、少し予定よりも余裕が出てきていると思われるので、その基金を 8 期の保険料の算定の際に、基金を投入しまして、その介護給付基金ですね、積み上げている基金を取り崩しまして、少し余裕が出ると思いますので、7,400 円以内で収まると思っております。そういう状況です。また 12 月くらいには、あらかたの 8 期の保険料が出てきますので、またその際にご説明いたします。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第 4 号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

ここで、休息のため休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 1 0 分

-----○-----

○副議長（味岡 恭君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、認定第 4 号の採決が終わったところです。次へ進みます。

-----○-----

日程第 5 認定第 5 号 令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第 5、認定第 5 号、「令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 認定 5 号、令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算について、御説明いたします。

湯前町の後期高齢医療保険対象者は 3 月末現在で、982 人おられ、総人口に占める割合は、26.1 パーセントです。この制度が始まった平成 20 年度当時は、20.8 パーセントでしたので、10 数年で 5.3 パーセントの伸びがあります。

また、今後においては、団塊の世代と言われる昭和 22 年生まれ以降の方々が 75 歳になられてきますので、ここ数年減少していた対象者が増加に転じることが予測され、総人口に占める割合は、更に伸びが見込まれます。係る医療費についても、平成 20 年度当初は、一人当たり約 70 万円でしたが、本年度は、約 89 万円となっており、約 19 万円の増となっています。医療費の減は、今後も見込まれないであろうと思われまますので、熊本県後期高齢者医療広域連合としっかり連携をとって、安定運営を図ってまいります。

では、事項別明細書、歳出からご説明いたします。決算書の 11、12 ページをお願いします。款 1 総務費については、支出済額 46 万 4,237 円となりました。後期高齢者医療広域連合とのネットワーク電話回線使用料や、システム保守料等の事務的経費、普通徴収者に係る収納等の徴収事務経費が主なものになります。

次に、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額 5,652 万 9,000 円となりました。前年度比 38 万 4,058 円、0.68 パーセントの減となりました。また、1 人当たりの納付額は、5 万 7,565 円、前年度比 1,810 円、3.2 パーセントの増となりました。

次に、14 ページにかけ、款3 諸支出金、款4 予備費については、支出はありませんでした。歳出総額は、5,699 万 3,237 円となり、執行率は、99.8 パーセントとなりました。歳出は以上になります。

次に、事項別明細書により歳入を説明いたします。決算書の5 から6 ページをお願いします。款1 後期高齢者医療保険料については、調定額 3,455 万 5,600 円に対し、収入済額は、3,455 万 5,600 円となりました。徴収率、100 パーセントです。前年度比 318 万 6,400 円、10.2 パーセントの増となっています。

年金から徴収します目1 特別徴収保険料の収入済額は、2,719 万 6,300 円で、保険料全体の 78.7 パーセントを占めています。目2 普通徴収保険料については、735 万 9,300 円の収入済額となりました。令和2 年度では保険料率が増額改定となっていますので、ほとんどの加入者の方の保険料が上がっています。令和2 年度も完納になるよう、早め早めに対策を講じたいと思っております。

款2 使用料及び手数料については、督促手数料として収入済額 6,600 円となりました。

次に、款3 繰入金については、収入済額 2,292 万 2,339 円となりました。前年度比 255 万 4,603 円、10 パーセントの減となっています。減の大半を占める目2 保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金で、町及び県の負担金を合わせ、一般会計から繰り入れるものです。収入済額 2,243 万 4,339 円となり、前年度比 229 万 9,603 円、9.3 パーセントの減となっています。軽減の見直しが実施されていることも減の要因となっています。

次に、7、8 ページです。款4 諸収入については、項3 預金利子に、37 円を受け入れました。

9、10 ページです。款5 繰越金については、前年度の繰越金になります。収入済額の合計は、5,824 万 3,317 円となりました。歳入の説明は以上になります。

最後に、15 ページをご覧ください。実質収支に関する調書になります。表中、3 歳入歳出差引額、5 実質収支額ともに 125 万 80 円となり、令和2 年度へ繰り越しいたしました。

17 ページに付属書類として後期高齢者医療状況を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本案は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、本案は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第6 認定第6号 令和元年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○副議長（味岡 恭君） 日程第6、認定第6号、「令和元年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 令和元年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算につきまして御説明いたします。

1 ページ、2 ページをお願いします。(1)収益的収入及び支出です。収入につきましては、第1款、水道事業収益、予算額8,064万9,000円に対しまして、決算額7,799万6,526円で収入率は95.44パーセントでした。

支出につきましては、第1款、水道事業費用、予算額5,425万3,000円に対し、決算額4,402万2,600円でした。

次に、3、4 ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出です。第1款、資本的収入、予算額5,000万2,000円に対し、決算額5,000万円となります。支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額6,580万8,000円に対し、決算額6,452万8,388円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,452万8,388円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額432万5,510円、過年度分損益勘定留保資金569万7,191円、減債積立金450万5,687円で補填しました。

次に、5 ページをお願いします。損益計算書です。1. 営業収益は、6,670万1,620円、2. 営業費用は、4,084万5,965円で、営業利益は、2,585万5,655円となりました。3. 営業外収益は、448万4,262円で、4. 営業外費用は、174万6,601円、経常利益は、2,859万3,316円となり、5. 特別利益、6. 特別損失はありません。

この結果、当年度純利益は、2,859万3,316円となりました。

その他 未処分利益剰余金変動額450万5,687円で、当年度 未処分利益剰余金が、3,309万9,003円となりました。

次に6ページをお願いします。剰余金計算書です。資本金としまして、減債積立金の取崩しに伴います自己資本金の組み入れにより、当年度末残高は、左側の一番下の欄、2億7,207万661円となります。

剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の531万3,321円となります。利益剰余金につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、前年度の決議による利益剰余金の処分及び企業債償還に伴う減債積立金取崩しにより、1億6,041万7,727円となります。その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の決議による処分により、7,005万8,011円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が、3,309万9,003円となり、利益剰余金合計2億6,357万4,741円で、資本合計は、5億4,095万8,723円となります。

7ページをお願いします。貸借対照表です。資産の部で、下から7行目、固定資産の合計額が6億3,153万4,238円、下から2行目、流動資産の合計額が3億362万9,718円となり、一番下、資産合計9億3,516万3,956円となります。

次に、8ページ、負債の部ですが、表の上から6行目、固定負債計が2億3,900万円、次から8行目、流動負債計が4,188万315円、次から4行目、繰延収益合計が1億1,332万4,918円となり、その下の負債合計が3億9,420万5,233円となりました。

次に、資本の部で、4行目、資本金合計2億7,207万661円、下から3行目の剰余金合計2億6,888万8,062円、次の資本合計が、5億4,095万8,723円となり、負債資本合計が、9億3,516万3,956円となりました。

次に9ページをお願いします。令和元年度湯前町水道事業剰余金処分計算書(案)につきましては、当年度、未処分利益剰余金の処分についてです。

右側、上から2番目の未処分利益剰余金3,309万9,003円の内、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、自己資本金への組入を除いた額の3分の2にあたる1,906万2,210円を減債積立金に、また、単独費の持ち出しもあるため、3分の1の953万1,106円を建設改良積立金に処分する(案)になります。その他未処分利益剰余金については450万5,687円を減債積立金の取崩しにより生じた、未処分利益剰余金の自己資本金への組み入れを行う予定です。

次に、10ページの事業報告です。(1)概況、業務状況につきましては、給水戸数は前年度より17戸減の1,585戸、総有効水量42万8,744立方メートル、総給水量61万6,521立方メートルとなりました。前年比、総有効水量は1万6,348立方メートルの減、総給水量は3万8,413立方メートルの増でした。

12ページから14ページは、事業報告、(2)工事、(3)業務、(4)会計に関すること、また、15ページ以降は、付属明細書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 1ページの水道事業収益について伺います。数年前の計画値を見ますと、令和8年度から、本町の水道事業は給水戸数の減少からマイナスに、赤字に転じるということで報告を受けたことがあります。令和元年度で給水戸数が1,585戸ということで、当時の予測値よりも11戸ほど減っております。そこで本町の水道会計が赤字になる年度というのは、令和8年度の見込みのままなのか、それとちょっと変わってきたのかについて、もし検討されていましてお示しいただきたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） 今後の経営状況の確認ということだろうと思いますけれども、水道事業会計の経営につきましては、平成26年度に事業計画等の作成がしてありまして、それに基づいたものが、令和8年度の見込みというふうなかたちであろうかと思っております。さらに、将来的に今後のことにつきましては、まだ現在、来年度以降また新たに将来的な見込みも含めたところの計画というのを立て直そうというところで、現状といたしましては、まだその前の計画のままといえますか、そういったところで、今後また新たに作りたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 水道料金の使用料については、先ほど下水道事業会計のところでもありました従量制、その公会計にも関連してくると思いますので、それも含めたところで今後、検討を進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） はい、下水道事業のほうにつきましても、公営企業化ということで、先ほど申しましたとおりに推移する予定でありますし、水道事業につきましても、経営につきましては、今後の将来、検討も行ってまいりたいということで考えております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 総給水量の増が言われておりますが、特段、増についての説明はなかったようですので、どういう理由で増えたのかということをご提示願いたいと思います。

○建設水道課長（皆越克己君） その給水量の増加につきましては、原因として考えられるのは、漏水関係になります。漏水関係につきましては、本年度、令和元年度において調査を入れておりますので、それで可能性の高い部分につきましては、年度後半に当たって修繕等を実施しておりますので、翌年度、令和2年度については、改善されるものかと思っております。

○6番（金子光喜君） 漏水については、非常に以前からですね、懸念されておられて、そういうところがしっかり対応ができるのであれば、改善できるのかなと思います

けども、今後もしっかり漏水箇所については、調査されるなり、力を入れていただければと思います。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「令和元年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本案は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。

したがって、本案は、可決及び認定することに決定しました。

ここで、議長席を交替します。

(議長席を議長と交替)

-----○-----

日程第7 報告第5号 令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（倉本 豊君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

日程第7、報告第5号、「令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本案の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第5号、財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由の説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定によりまして、令和元年度の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について報告をするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 報告第5号、令和元年度健全化判断比率及び資金不足の比率について御報告いたします。まず、4指標及び資金不足の比率を計算しておりますので、表により説明いたします。

3ページをご覧ください。I、実質赤字比率の状況です。一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でして、町の財政運営の深刻度を示すものです。一般会計の実質収支額の1億5,850万円の黒字額を標準財政規模18億7,308万9,000円で

除した比率が、実質赤字比率として、マイナス 8.46 パーセントとなっております。マイナスの赤字比率は、黒字を意味しておますので本町においては問題ない数値となっております。

次にⅡの、連結実質赤字比率の状況です。特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象としました実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございまして、町全体として町の財政運営の深刻度を示すものです。一般会計ほか5つの特別会計の合計の実質収支額の黒字額である下から3段目の4億6,830万4,000円を標準財政規模で除した比率が、マイナス 25.00 パーセントとなっております。これも大幅な黒字を維持しており問題ない数値となっております。

4ページをご覧ください。Ⅲ、実質公債費比率の状況です。一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの危険度を示すものです。起債借入の指数数値としても使用されるもので3か年平均値となっております。まず各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、平成29年度で3.76811、次に平成30年度でございまして3.91812、令和元年度は5.09796となっております。右側下の黒太線で囲んでいますが、3か年間の平均を記載しておりまして、4.2パーセントとなっております。

次に5ページをご覧ください。Ⅳ、将来負担比率の状況です。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合などの将来の地方債額等ございまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標でございます。マイナス 34.2% パーセントとなっております。結果の数値的には問題を及ぼす数値とはなってございません。

次に、6ページをご覧ください。Ⅴ、資金不足比率の状況です。各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。まず、湯前町水道事業会計は、マイナス 397.9 パーセントとなっております。下水道事業特別会計についても、マイナス 4.5 パーセントとなっております。いわゆる黒字を維持しておりますので問題となる数値ではございません。以上が各比率の数値結果でございます。

ここで、2ページに戻っていただきたいと思っております。さきほど、各比率について御説明いたしました、1健全化判断比率の表になります。まず、実質赤字比率が、マイナス 8.46 パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値は、ハイフンで表示してございまして、該当なしとなります。早期健全化基準として15パーセントを上回るといろいろな制限が出てまいります。

次に、連結実質赤字比率が、マイナス 25.00 パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じようにハイフンで表示して該当なしとなります。早期健全比率20パーセントを上回るといろいろな制限が出てまいります。

次に、実質公債費比率は、4.2 パーセントです。早期健全化基準の 25 パーセントを下回っており、該当しないところでございます。

次に、将来負担比率は、マイナス 34.2 パーセントです。早期健全化基準 350 パーセントを下回り、該当していないところです。これによりまして、健全化判断比率 4 指標とも早期健全化基準を下回っており、該当なしとなります。

次に、その下の資金不足比率ですが、湯前町水道事業会計、マイナス 397.9 パーセント、湯前町下水道事業特別会計マイナス 4.5 パーセントですので、両会計とも、資金不足ではありませんので、ハイフンで表示して該当なしです。経営健全化基準 20 パーセントを上回ると制限が出てまいります。本町における各比率の数値に問題はないという判断の結果でございます。

決算書の最後に、健全化比率関係の監査意見書が付けられております。

以上、報告いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 令和元年度の決算の数値は、総務課長が申しましたとおり問題がないということですが、私は、この情報を町民に公開されることと思いますが、これで安心できるものではなく、そのあとにコロナ危機による経済的な損失が町内に起きている、そして7月4日豪雨災害で町内にも大きな被害があっているということであれば、この数値に町民の方、安住してはなりませんよというアピールをする必要があると思いますが、町長いかがですか。

○町長（長谷和人君） この4指標、それから資金不足については、今総務課長が説明しましたように、数値的には問題ないというところでございますけども、今おっしゃっている部分につきましても再三今まで答弁の中で、大変、本町においては、財政が厳しいというふうなことも私言っておりますので、そこらへんを含めたところでの、考慮させていただきながらですね、ホームページ等で、町民の皆様方にもお知らせをしておきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第5号、「令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第54号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第54号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 54 号、令和 2 年度湯前町一般会計補正予算、第 6 号の提案理由の説明を申し上げます。一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,434 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、41 億 9,308 万 4,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、災害復旧系の会計年度任用職員の人件費、農業用排水路の修繕費用、河川護岸補修、公道等土砂崩土の拡大箇所の拡大にかかる経費でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算第 6 号について、御説明いたします。議案書の事項別明細書の歳出、11 ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 公有林管理費は、節 11 需用費、修繕料 23 万 3,000 円でございますが、豪雨災害の被害調査のため職員が公用車を運転する中で、山林等に入り、林道で方向転換する際に、後方確認を怠り、堆積した土砂で損傷させたものでございまして、公用車修理費を計上いたしました。

災害調査を急ぐばかり、運転する上での注意力が散漫となっており、大切な公用車を損傷、修繕に至るまでになり、大変申し訳ございませんでした。今後、更に安全運転研修を強化企画し、安全運転と事故再発を防ぐよう取組を行いたいと思います。また私を含め、職員には公用車を含む全ての役場備品等の器具愛護の意識を徹底させたいと思っております。

次に、目 14 災害復旧管理費、431 万 5,000 円は、報酬から旅費まで、農林振興課と建設水道課の災害復旧係に、会計年度任用職員 4 名を雇用する経費を計上しました。これは、本町の災害復旧の対応のため、自治法派遣による公共土木関係の技術職、また農地山林の技術職を、ほかの自治体から自治法派遣の要望をしておりましたが、熊本県からの情報では、現在では派遣は厳しいとの見方であったため、本町でどうにか会計年度任用職員を雇用して対応したいと考えているものです。ハローワークなどを使うことになりましたが、雇用期間は、10 月 1 日から年度末 3 月 31 日までとしております。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農地費、節 10 需用費、修繕料 30 万円は、用排水路の修繕などに要する経費を補正計上いたしました。

次に、款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 2 農業用施設災害復旧費、節 10 需用費、修繕料 250 万円は、7 月豪雨災害により応急処置した箇所が、先の台風 10 号により新たに拡大した用排水路の土砂除去などを行うもので、林道沓川線排水路の土砂浚渫や、長谷場沈砂地スリット取り付けなどがございます。タブレットの議案説明資料に位置図と現況写真を載せております。

次に、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費、修繕料 200 万円は、先日の台風 10 号により被害が拡大したところの場所や、折戸の上水道水源地の浄水場前の都

川護岸保護、牧良川護岸陥没補修などの応急修繕を行います。これもタブレットのほうに、位置図と現況写真を載せております。

次に、目2道路橋りょう災害復旧費、修繕料 500 万円についても、同様に、国の災害査定の対象にならないような場所や、台風 10 号の影響もありますが、町道長岡線トンネル上部の法面保護、町道猪鹿倉横谷線の支線の崩土除去、町道辻線崩土除去など、拡大が見られたところなど応急修繕に必要な経費を計上しました。

次に、歳入の説明です。10 ページでございます。款 11 地方交付税に、今回の補正財源として 1,331 万 9,000 円を計上しました。

款 20 繰越金に、今回の補正財源として、79 万 6,000 円を計上しました。

款 21 諸収入、雑入に、公用車事故に伴う共済金 23 万 3,000 円を計上いたしました。

12 ページに、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4番（黒木龍次君） 先の災害では、用水路の取入口等を早急に清掃していただきまして大変感謝申し上げます。どうもありがとうございました。それと、今度災害復旧費なんかで、また多くの災害を修繕すると、手当をするというふうなことになるかと思えますけれども、町田川の打ち出しです幸野溝の、あそこは災害の度に土砂が溜まるというふうなことで、大変幸野溝としても、その土砂除去に対して、いろいろ苦勞されているというふうなことがあったと思います。それで、土砂堆積場をどこかにまた造って、簡単に上げられるような場所に造って対応するというふうなお考えはないのかお伺いいたします。

○農林振興課長（稻森一彦君） 堆積土の搬出先につきましては、今回に限らず以前から場所を探すのには大変苦勞しているところでございます。今回、今年の災害等におきまして、一般質問のほうでもお答えいたしました。大きなところの土砂搬出場所が、必要になるのかなというふうに考えております。小さいところも当然必要になってくるかと思えますけれども、大きな面積を持つ搬出先とか、また近場にも議員おっしゃられたようなそういうところがあれば見つけていきたいというふうには考えております。議案説明資料のほうに、長谷場沈砂地スリット据付というふうなことで、今回その部分も含め、補正をお願いしております。またこの上部のほうにも、ここに溜まる前に上部のほうで溜めようということで、谷止のほうも山腹のほうで考えているところです。当然、この議案説明資料に添付しております写真のところの沈砂地については、溜まったごとに土砂を上げていかないと、またそれが原因になって、大きな被害を起こすということがありますので、近場でも捨て場等があれば考えていきたいというふうに思っております。

○4番（黒木龍次君） 私が、要するに質問したことはですね、幸野溝に打ち出す前に、どこか沈砂地を作って対応する考えはないのかということをお尋ねしたわけでございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 大変失礼しました。上流のほうと考えたものですから、今のほうの説明になりました。町田川の幸野溝の手前のほうの沈砂地ということでございますけども、当然、施設を大きくするには、用地のほうの相談も必要になってくることも考えられます。これちょっと私のほうが20年程前、建設課で、担当職員の時代ですね、瀬戸口のほうの、ちょっと橋梁名忘れましたが、個人さんの名前を出すわけにはいきませんので、そこの橋梁の下のほうに、ちょっと断面を確保するために、既存の下床よりもちょっと下げて断面を確保したことが、20数年前、私が担当のとき、そういうことをしました。沈砂地もですが、断面を大きくして、それを、用地を確保することなく断面を確保して、沈砂地的なものを作るのもひとつかなというふうには考えているところでございます。

○4番（黒木龍次君） 大変ですね、このまえ台風10号のときもまた溜まっていたみたいなのですけども、是非、用地を買収してでもですね、大々的にその沈砂地を造るというふうなことも考えおいていただきたいというふうに思います。災害の度に幸野溝に打ち出して、水が逆流して上流に流れるわけですね、下流には流れずに、そういうことがありますので、その対応については、十分配慮をお願いしたいというふうに思います。

○町長（長谷和人君） 既存の長谷場の部分と沈砂地の部分、ここにもあごの部分がある部分がございますので、そこに今度、金属で下のほうに土砂が流れていかないような施しをするつもりでありますし、加えて、今御質問がございますその途中の部分ですね、少し断面の大きい部分がございますので、町道等の隣接するところ、いわゆるバック法で、すぐそのまま土砂を上げることができる場所等もあると思いますので、そこらへんを探させていただきまして対応をしていくということで、回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 発議第 1 号 湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、発議第 1 号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、山下議員ほか 4 名から提出されております。本案は、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって本案は、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号、「湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

山下議員ほか 4 名から提出された条例改正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、湯前町議会委員会条例の一部を改正する条例は、可決されました。

-----○-----

日程第 10 発議第 2 号 「電源立地地域対策交付金（水力交付金）の拡大・恒久化に関する意見書」の提出を求める決議について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、発議第 2 号、「「電源立地地域対策交付金（水力交付金）の拡大・恒久化に関する意見書」の提出を求める決議について」を議題とします。

本案は、山下議員ほか4名から提出されております。本案は、会議規則第38条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（西村洋一君） 電源立地地位対策交付金（水力交付金）の拡充・恒久化に関する意見書（案）でございます。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、これは山間部等条件が不利な地域に立地する全国約500強の市町村が、発電施設建設という国策に協力してきたことによって実現された。

電源立地地域対策交付金（水力交付金）は、水力発電施設が立地する我々市町村の住民福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設され、これまで40年間にわたり住民生活の向上等に重要な役割を果たしている。

そして、国が掲げた2030年に温室効果ガスを26パーセント削減、更に2050年には80パーセント削減を達成するためにも、クリーンで安全な水力発電とそれを支える水力交付金は、今後益々重要になってくると考えられる。

よって本議会は、国に対し、電源立地地域が将来に向けて振興・発展できるよう、下記事項の実現を強く求めるものである。

記、一、水力交付金は、令和2年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎えるが、過去40年間にわたる交付実績や、安定的な電力供給を行うベースロード電源としての水力発電の重要性を踏まえ、法律に基づく恒久的な制度とすること。

一、二酸化炭素を排出しないクリーンで安全な純国産の再生エネルギーとしての水力発電の役割を十分考慮し、水力交付金の単価及び最低保証額を平成22年度水準以上に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

湯前町議会議員 倉本 豊

提出先、衆議院議長大島理森様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣菅義偉様、総務大臣武田良太様、財務大臣麻生太郎様、経済産業大臣梶山弘志様。

以上でございます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号、「「電源立地地域対策交付金（水力交付金）の拡大・恒久化に関する意見書」の提出を求める決議について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。早速、関係機関へ意見書を送付することにいたします。

-----○-----

日程第11 発議第3号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書」の提出を求める決議について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、発議第3号、「「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書」の提出を求める決議について」を議題とします。

本案は、山下議員ほか4名から提出されております。本案は、会議規則第38条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（西村洋一君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財源は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

熊本県湯前町議会議員 倉本 豊

提出先といたしまして、衆議院議長大島理森様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣菅義偉様、財務大臣麻生太郎様、総務大臣武田良太様、厚生労働大臣田村典久様、経済産業大臣梶山弘志様、内閣官房長官加藤勝信様、経済再生担当大臣西村康稔様、まち・ひと・しごと創生担当大臣 坂本哲志様

以上でございます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号、「「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書」の提出を求める決議について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました、早速、関係機関へ意見書を送付することにいたします。

ここで休息のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時08分

再開 午後3時22分

-----○-----

日程第12 同意第11号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第12、同意第11号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第11号、副町長の選任について、同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

副町長を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県熊本市中央区水前寺6丁目45番11の304。氏名、富安智詞さんでございます。生年月日が、昭和48年2月14日のお生まれでございます。

主な経歴につきまして、ご紹介をさせていただきます。早稲田大学法学部を卒業されまして、平成8年4月から熊本県庁に入庁されまして、平成14年4月から平成16年3月まで財務省に出向され、財務事務次官として、理財部内閣財務係調査主任の役職で活躍をされております。平成16年4月から熊本県庁に帰られまして、総務部財政課に在職され、平成21年4月から2年間熊本市に派遣され、財政課でご活躍をされています。

また、平成23年4月から県庁企画振興部交通政策情報局交通政策課、そして平成28年4月から健康福祉部健康局医療政策課、そして平成31年4月から企画振興部企画課、そして現在、総務部市町村税務局市町村課課長補佐として活躍をされておるところでございます。

県庁での業務以外のほか、国での業務、そして熊本市役所での業務と幅広く御活躍をされた方ございまして、行財政に関する知識と経験が豊富な方でございます。

なお、今回、県に人材を求めまして、国による地方創生の流れが強くなってきており、本町の重大な課題でございます地方創生の取組、その実行については、これまででない知恵、知識が必要であること、そして何よりも、令和2年7月豪雨災害に伴う、復興、復旧事業、加えて新型コロナウイルス感染症対策などの、加速するために、アウトソー

シング、つまり必要な人を外部から調達し支援していただく、また県との連携強化、すなわちこれまでにあった県とのパイプを更に、パイプを大きくする、いろんな意味で相乗効果が、期待ができる、また地方創生の流れの中で、敏感にそれを受け入れ、また国との連携も強化するために、私自身もこれまで以上に町の発展のために鋭意努力する土壌を確立できると判断したところでございます。

また、これまでにない方策でございますアウトソーシングは、職員に対しても、県の新しい知恵、知識を学べる機会でありまして、レベルアップにつながるものと考えております。

このような理由によりまして、私自身この方法が最善、ベストであると、そして真に町政の発展につながるものと考え、また行政に高い見識を有しておられ、人格が高潔であり適任者と判断いたしましたので、地方行政の組織運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の皆様方に同意を求めるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 一つだけお伺いさせていただきたいと思います。心配するのは、すばらしい経歴をお持ちの方ですので、それなりの給与をお支払いする必要があるのかなということがありまして、例えば、本町の特別職の給与が、これまでの流れの中での給与額というのがあるかと思っておりますけれども、恐らくその枠の中では、ちょっとお支払いするのが厳しくなるのかなというところがありまして、実際どれくらいの金額が必要なのかなということをお尋ねできればと思います。

○町長（長谷和人君） 今回お願いします副町長の給与につきましては、条例で決まっております報酬額でお支払いをするということで、御了解をいただいておりますのでございます。

○6番（金子光喜君） 条例の範囲内ということで、特別大きな金額を求められているわけではないということを確認させていただければいいのかなと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、討論を省略することに決定しました。

○議長（倉本 豊君） これから、同意第 11 号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

○議長（倉本 豊君） 議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（倉本 豊君） ただいまの出席議員は議長を除き 9 名です。

次に、立会人を指名します。立会人に椎葉議員、森山議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（倉本 豊君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（倉本 豊君） 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。本案に賛成の方は、「賛成」と、反対の方は、「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第 83 条の規定により「否」とみなします。

1 番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（倉本 豊君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。椎葉議員、森山議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票。これは、先ほどの出席議員に符合しています。有効投票 9 票。有効投票のうち、賛成 9 票です。

以上のおおり、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第 11 号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開放）

-----○-----

日程第 13 委員会報告

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、委員会報告。

総務常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 14 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、「議員派遣について」を議題とします。本件については、タブレットに議案を掲載しております。

お諮りします、会議規則第 128 条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣をすることに決定しました。

-----○-----

日程第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 15、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の

会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和2年第6回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時39分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員